

平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
6月1日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明・質疑・討論 ・採決
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	
6月2日(金)	午 前 1 0 時			質疑・討論通告締切
	午 後 1 時			一般質問通告締切
6月3日(土)				
6月4日(日)				
6月5日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・討論・採決・委員会 付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
6月6日(火)				
6月7日(水)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
6月8日(木)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	全員協議会室	
6月9日(金)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	全員協議会室	
6月10日(土)				
6月11日(日)				
6月12日(月)				
6月13日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月14日(水)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
6月15日(木)				
6月16日(金)	午 前 1 0 時			質疑・討論通告締切
6月17日(土)				
6月18日(日)				
6月19日(月)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会 終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成29年第2回（6月）定例会目次

◎ 第1日（6月1日開会）

1. 議事日程	1
2. 出席議員	1
3. 欠席議員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出席説明員	2
6. 出席事務局職員	2
開 会	3
散 会	11

◎ 第2日（6月5日再開）

1. 議事日程	13
2. 出席議員	13
3. 欠席議員	13
4. 出席説明員	13
5. 出席事務局職員	14
再 開	15
散 会	42

◎ 第3日（6月13日再開）

1. 議事日程	43
2. 出席議員	44
3. 欠席議員	44
4. 出席説明員	45
5. 出席事務局職員	45
再 開	46
散 会	121

◎ 第4日（6月14日再開）

1. 議事日程	123
2. 出席議員	125
3. 欠席議員	125
4. 出席説明員	125

5. 出席事務局職員	125
再開	127
散会	197

◎ 第5日（6月19日再開）

1. 議事日程	199
2. 出席議員	199
3. 欠席議員	199
4. 出席説明員	199
5. 出席事務局職員	200
再開	201
閉会	223

◎ 審議結果

1. 審議結果	225
2. 諸般の報告	227

1 議事日程（初日）

〔平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成29年6月1日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 平成28年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について
- 日程第5 報告第2号 平成28年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて
- 日程第6 報告第3号 平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計予算事故繰越しについて
- 日程第7 報告第4号 平成28年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について
- 日程第8 報告第5号 平成28年度太宰府古都・みらい基金の運用状況報告について
- 日程第9 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第10 議案第40号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）
- 日程第12 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）
- 日程第13 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第14 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第46号 太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第47号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | | | |
|-----|------|----|-----|---------|----|
| 1番 | 堺 剛 | 議員 | 2番 | 船越隆之 | 議員 |
| 3番 | 木村彰人 | 議員 | 4番 | 森田正嗣 | 議員 |
| 5番 | 有吉重幸 | 議員 | 6番 | 入江 寿 | 議員 |
| 7番 | 笠利 毅 | 議員 | 8番 | 徳永洋介 | 議員 |
| 9番 | 宮原伸一 | 議員 | 10番 | 上 疆 | 議員 |
| 11番 | 神武 綾 | 議員 | 12番 | 小 畠 真由美 | 議員 |
| 13番 | 陶山良尚 | 議員 | 14番 | 長谷川 公成 | 議員 |

15番 藤井雅之 議員

16番 門田直樹 議員

17番 村山弘行 議員

18番 橋本健 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

10番 上 疆 議員

11番 神武綾 議員

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

市長 芦刈 茂

副市長 富田 讓

教育長 木村 甚治

総務部長 石田 宏二

市民生活部長 友田 浩

総務部理事 原口 信行

都市整備部長 井浦 真須己

健康福祉部長兼
福祉事務所長 濱本 泰裕

観光経済部長 藤田 彰

教育部長 緒方 扶美

都市整備部
公営企業担当部長 今村 巧児

教育部理事 江口 尋信

総務課長併
選管書記長 田中 縁

経営企画課長 高原 清

市民課長 行武 佐江

福祉課長 友添 浩一

国保年金課長 山浦 剛志

都市計画課長 木村 昌春

社会教育課長 中山 和彦

上下水道課長 古賀 良平

観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 木村 幸代志

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 阿部 宏亮

議事課長 花田 善祐

書記 斉藤 正弘

書記 高原 真理子

書記 力丸 克弥

開会 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名です。

定足数に達しておりますので、平成29年太宰府市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

10番、上 疆議員

11番、神武綾議員

を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定

○議長（橋本 健議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月19日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（橋本 健議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料につきましては、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思っております。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4から日程第8まで一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第4、報告第1号「平成28年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」から日程第8、報告第5号「平成28年度太宰府古都・みらい基金の運用状況報告について」までを一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

報告を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

本日ここに、平成29年第2回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、大変ご多用の中にご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

第2回定例会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まず最初に、特別史跡水城跡の東門に、このたび新たに休憩スペース、展示スペースを備えた市の便益施設水城館を4月1日に開館いたしました。開館から多くの皆様にご利用いただいております。5月28日現在で約3,500人のご来館をいただいているところでございます。

水城館は、史跡見学や学習、観光の案内場所として利用できる施設になっており、初めての方でもわかりやすく水城の展示を行っております。

今後におきましては、大宰府政庁跡、観世音寺、竈門神社など市内に点在する歴史的文化遺産と相まって誘客を図り、市内での回遊性を高める施設として、運営の充実を図ってまいりたいと考えております。

次に、九州国立博物館では、4月28日から外国人観光客の誘客を図る政府の「明日の日本を支える観光ビジョン」の取り組みの一環として、毎週金曜日と土曜日の開館時間を午後8時まで延長することになりました。太宰府市といたしましても、この夜間開館を機に、九州国立博物館を含めた太宰府天満宮門前町周辺エリアで夜のにぎわいづくりの演出として、太宰府天満宮参道の一部のライトアップ事業を実施しております。

太宰府の四季折々の美しさとともに、ライトアップの変化をお楽しみいただき、この事業が、古都の光など市内のさまざまな地域資源に光を当てた新しい太宰府ブランドの創造を図る事業として、地域活性化や観光行政の推進に役立たせたいと考えております。

一昨年、本市の文化財や文化遺産をつなぐストーリー「古代日本の「西の都」～東アジアとの交流拠点～」が日本遺産に認定され、これを記念して、3月12日に、太宰府の地域の魅力と日本遺産を紹介するシンポジウムを太宰府天満宮余香殿で開催いたしました。前九州国立博物館館長の三輪嘉六さんの基調講演とともに、九州内で日本遺産の認定を受けた4団体も迎え、太宰府及び九州各地のさまざまな魅力を再発見することができました。

また、3月18日には、太宰府天満宮余香殿にてデービッド・アトキンソン氏をお招きし、

「太宰府が持っている可能性について～まち全体でまちの魅力を上げていくために～」と題し、講演を実施いたしました。

さらに、4月1日からの観光経済部の創設に伴い、西鉄、三井住友銀行、観光庁等の関係機関に対し、みずからトップセールスを行っております。

また、6月9日には、古民家再生シンポジウムを実施することとしており、これらのことも含めて、地域活性化や観光行政の推進の一助になるものと考えております。

次に、6月3日には、今後想定される地震災害に備え、災害対策本部運営訓練を本庁舎と太宰府市総合体育館にて実施することとしております。この訓練は、災害時における職員の対応能力を高め、各班における役割や連携を確認することを目的として実施するものでございます。

また、同日の午後からは、「避難所生活体験研修」と題し、避難所の開設や運営の方法の習得と、避難所生活の課題を確認し、運営方法の検討を目的に職員研修を実施いたします。今後におきましても、災害に強いまちづくりに向け、邁進してまいりたいと考えているところでございます。

さて、本日までご提案申し上げます案件は、報告案件5件、人事案件2件、専決処分の承認を求めるもの3件、条例の一部改正4件、補正予算1件、合わせて15件の議案のご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

報告第1号から報告第5号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、報告第1号「平成28年度太宰府市一般会計予算繰越明許費について」ご説明申し上げます。

平成28年度の繰越明許費は、庁舎改修事業など計24件の事業について設定しておりましたが、平成28年度中に事業が完了したものなどを除き、計21件の事業について繰越額が確定しましたので、報告させていただきます。

繰越総額は9億5,951万6,094円で、財源内訳は、国庫補助金、市債などの特定財源が7億7,532万7,894円、一般財源が1億8,418万8,200円でございます。

次に、報告第2号「平成28年度太宰府市一般会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

平成28年度につきましては、地域福祉計画策定事業や障がい者プラン策定事業など計4件の事故繰越を行っております。繰越総額は1,140万400円で、財源内訳は、特定財源として基金からの繰入金100万円、一般財源が1,040万400円でございます。

次に、報告第3号「平成28年度太宰府市介護保険事業特別会計予算事故繰越しについて」ご説明申し上げます。

今回の繰り越は、保険事業勘定の平成28年度介護保険事業計画策定委託料の181万2,240円を平成29年度同科目へ繰り越すものでございます。内容としましては、介護保険事業計画を策

定する上で、平成28年度中に実施するニーズ調査及び在宅介護実態調査の分析に使用が義務づけられました厚生労働省のソフトの提供が遅れ、報告書の作成が平成28年度内に完了しないことによる繰り越しとなります。

次に、報告第4号「平成28年度太宰府市下水道事業会計予算繰越について」ご説明申し上げます。

平成28年度につきましては、建設改良費の公共下水道整備費のうち、芝原雨水管渠整備関連及び内山地区下水道整備関連で8件の繰り越しを行っております。繰越総額は、7,865万7,000円でございます。

次に、報告第5号「平成28年度太宰府古都・みらい基金の運用状況報告について」ご説明申し上げます。

平成28年度は、太宰府古都・みらい基金推進会のご協力もあり、1件、1万3,710円の寄附がございました。いただきました寄附金につきましては、全額を太宰府古都・みらい基金に積み立てて運用しているところでございます。平成28年度末の基金残高は373万8,567円となっております。

以上、簡単でございますが、太宰府古都・みらい基金の運用状況を報告いたします。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

報告第1号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第2号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第3号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第4号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、報告第5号について質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9と日程第10を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第9、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」及び日程第10、議案第40号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 芦刈茂 登壇]

○市長(芦刈 茂) 諮問第3号及び議案第40号を一括してご説明申し上げます。

最初に、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員でございます鎌石洋子氏の任期が平成29年9月30日付をもって満了となりますので、再び鎌石洋子氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるため、ご提案申し上げます。

鎌石氏は、平成20年10月から人権擁護委員を3期9年間務められ、人権相談や人権擁護活動に積極的に取り組み、人権に関する諸問題解決に努めてこられました。太宰府市の人権擁護委員として、鎌石氏は十分任務を果たせる方であると確信をいたしております。

略歴等を添付いたしておりますので、ご参照の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

次に、議案第40号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

筑紫公平委員会は、筑紫地区4市1町及び8つの一部事務組合で共同設置しており、委員は、関係市町の持ち回りにより候補者を推薦することといたしております。

このたび、大野城市推薦の木葉和則氏が本年2月28日に逝去されたことに伴い、次の推薦団体であります那珂川町から坂井俊明氏の推薦がありましたので、筑紫公平委員会設置規約第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

坂井俊明氏は、昭和28年3月生まれの64歳で、現在、那珂川町に居住されております。昭和50年から38年の長きにわたり那珂川町に奉職され、この間、企画課長や総務課長、健康福祉部長、都市整備部長などの役職を歴任され、退職後は那珂川町社会福祉協議会事務局長を4年間務めるなど、公務の経験も豊富であり、公平委員として適任であると考えております。

経歴書をご参照の上、よろしくご同意を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11から日程第13まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第11、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて(太宰府市税条例の一部を改

正する条例)」から日程第13、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 議案第41号から議案第43号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成29年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成29年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市都市計画税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」についてご説明申し上げます。

平成29年度税制改正により地方税法の一部が改正されたことに伴い、太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものでございます。

改正の内容につきましては、国民健康保険税における低所得者の国民健康保険税の軽減対象を拡大するため、5割及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の引き上げでございます。

よろしくご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

日程第11から日程第13までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第41号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市税条例の一部を改正する条例）」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第41号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第41号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時21分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第42号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市都市計画税条例の一部を改正する条例）」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第42号を承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第42号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時22分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第43号「専決処分の承認を求めることについて（太宰府市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第43号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第43号は承認されました。

〈承認 賛成17名、反対0名 午前10時22分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第18まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第14、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第18、議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算(第1号)について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 芦刈茂 登壇]

○市長(芦刈 茂) 議案第44号から議案第48号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の条例の改正におきましては、昨年6月3日に児童福祉法が改正され、養子縁組里親が法定化されたこと及び本年4月1日付で職員の育児休業等について定めた人事院規則19-0が改正されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

主な内容として、職員の育児休業の延長を認める特別の事情として「保育所等への入所を希望し、申し込みをしたが、入所できなかったこと」を追加するものとなります。

次に、議案第45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成29年度税制改正により地方税法等の一部が改正されたことに伴い、太宰府市税条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

主な改正内容といたしましては、配偶者控除、配偶者特別控除の見直しに伴う規定の整備などでございます。

次に、議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の改正により、高速道路番号等の新しい標識が追加されたことから、現在ある標識の番号にずれが生じることとなり、条例の一部を改正する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

次に、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

平成28年度に太宰府市景観計画の運用開始から5カ年を経過し、本計画の内容を、太宰府市の景観づくりにおける地域特性に応じた景観形成の内容に即するよう見直しを行ったことに伴い、条例を改正する必要が生じたため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めますのでございます。

次に、議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、歳入歳出にそれぞれ7,416万1,000円を追加し、予算総額を233億9,096万1,000円に願います。

主な内容といたしましては、私立保育園1園の新設に対して、国の待機児童解消加速化プランに基づき、補助がかさ上げされましたことに伴う補助金の増加分を計上いたしております。

また、コミュニティ助成事業としまして、財団法人自治総合センターの宝くじ助成金の採択を受けた事業に対する助成について、補助金を計上いたしております。

ほかに、国が防災の観点から実施したため池一斉点検により、調査対象と診断された市内ため池1カ所の耐震調査設計業務に要する費用や、太宰府小学校の通学路で、危険な通学路を一部変更し、安全性を確保するための交通安全施設の整備や歩道整備の工事に要する費用、中学校図書司書の充実を図るため、専任図書司書4人の賃金を計上いたしております。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

質疑は6月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月5日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時29分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（2日目）

〔平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成29年6月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 行政報告
- 日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第3 議案第40号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第4 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第46号 太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第47号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 発議第5号 特別委員会（ICT推進特別委員会）の設置について
- 日程第10 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書

2 出席議員は次のとおりである（18名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|------------|
| 1番 | 堺 剛 議員 | 2番 | 船越隆之 議員 |
| 3番 | 木村彰人 議員 | 4番 | 森田正嗣 議員 |
| 5番 | 有吉重幸 議員 | 6番 | 入江 寿 議員 |
| 7番 | 笠利 毅 議員 | 8番 | 徳永洋介 議員 |
| 9番 | 宮原伸一 議員 | 10番 | 上 疆 議員 |
| 11番 | 神武 綾 議員 | 12番 | 小 嶋 真由美 議員 |
| 13番 | 陶山良尚 議員 | 14番 | 長谷川公成 議員 |
| 15番 | 藤井雅之 議員 | 16番 | 門田直樹 議員 |
| 17番 | 村山弘行 議員 | 18番 | 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（21名）

- | | | | |
|--------|---------|-------------------|---------|
| 市 長 | 芦 刈 茂 | 副 市 長 | 富 田 讓 |
| 教 育 長 | 木 村 甚 治 | 総 務 部 長 | 石 田 宏 二 |
| 市民生活部長 | 友 田 浩 | 総 務 部 理 事 | 原 口 信 行 |
| 都市整備部長 | 井 浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 観光経済部長 | 藤 田 彰 | 教 育 部 長 | 緒 方 扶 美 |

| | | | |
|-------------------|--------|-------------------------------|--------|
| 都市整備部
公営企業担当部長 | 今村 巧児 | 教育部理事 | 江口 尋信 |
| 総務課長併
選管書記長 | 田中 縁 | 経営企画課長 | 高原 清 |
| 市民課長 | 行武 佐江 | 福祉課長 | 友添 浩一 |
| 都市計画課長 | 木村 昌春 | 社会教育課長 | 中山 和彦 |
| 上下水道課長 | 古賀 良平 | 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 | 木村 幸代志 |
| 監査委員事務局長 | 渡辺 美知子 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|-------|------|--------|
| 議会事務局長 | 阿部 宏亮 | 議事課長 | 花田 善祐 |
| 書記 | 斉藤 正弘 | 書記 | 高原 真理子 |
| 書記 | 力丸 克弥 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 行政報告

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第1、「行政報告」を議題とします。

市長から行政報告の申し出がありましたので、これを許可します。

市長。

〔市長 芦刈茂 登壇〕

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

急な日程追加で申しわけございませんが、行政報告をさせていただきます。

内容は、中学校給食について説明させていただきます。

この件に関しましては、平成28年12月議会における提案理由説明において、デリバリー方式による給食の提供を、現在のものをさらに充実させて実施する、また、平成29年3月議会の一般質問において、学校給食法にのっとった給食を目指すことなどを議会において説明してまいりました。

このたび経費の概算が算出できましたので、報告させていただきますとともに、その内容を踏まえた上で、今後の検討の方向性を説明させていただきます。

資料をごらんください。この表の一番下の行に示しているものは、学校給食法にのっとった提供方式による年間の運営経費であり、概算で約1億8,555万円かかることを示しております。

この概算経費を念頭に、今後の民生費の伸びや学校施設を含めた公共施設の改修、市民と語る会で要望いただいている側溝の整備などの必要性を勘案した場合、現在の市の財政状況では実施が難しいとの結論に至りました。

このため、学校給食法に基づく学校給食を見直し、現在のランチサービスに求められている改善点、1点目、質の向上、2点目、注文システムの改善、3点目、就学援助を含む提供単価の検討の3点ではありますが、これらの課題を十分に踏まえた上で、提供可能な最善のものを導き出し、多くの生徒の皆さんに提供できるランチサービスとして検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、提供時期については、学校や保護者の皆様に説明が必要なことから、ここでは言及できませんが、できる限りの早期実現を図ってまいります。

議員の皆様のご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

自席へどうぞ。

これから質疑を行います。

ただいまの行政報告に質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） おはようございます。

簡単に3点、質問させていただきます。

なぜ、まず本会議初日に説明、報告をせず、協議会のみで行おうとしたのか、私にはまるで理解ができません。市長は6月議会前までは、至るところで中学校完全給食を実現するためにということを発表されていたのにもかかわらず、協議会のみでの説明、報告は、完全に市民、議員、議会を軽視しております。なぜ本会議初日の場で報告、説明をせず、協議会での説明にとどめようとしたのか、まず1点、伺います。

次に、公約についてですが、完全なる公約違反だと私は考えます。市長は公約違反について現時点でどのようなお考えをお持ちなのか、お伺いいたします。

3点目、今回の断念の理由は、運営費が当初想定の5倍以上となることからと新聞紙面に書かれてありました。公約を掲げるときには、事前にきちんと調べてから掲げるのが公約でしょう。当時は考慮していなかったなどと今さら言われても、市民の皆さんは公約を信じて投票されているわけです。学校給食法に基づく運営費等は、他の自治体を参考にすれば調査できたはずですが、公約に掲げるぐらいですから、事前にご自分で試算され、調査はなされたと思いますが、市長が公約に掲げる前に、予算はどれぐらいかかるかと思われたのか、お伺いいたします。

以上、3点です。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えさせていただきます。

なぜ協議会で、本会議で説明しなかったのかということですが、ご指摘のとおりでございますので、今日こうやって説明させていただくというふうに考えております。

私としては、今回のこういう判断に至ったというのは、非常に私自身、残念だと思っておりますし、遺憾だと思っております。学校給食法に基づく給食ということ掲げてやってきたわけですが、12月以降の議論の中で、実際にいろいろな費用を計算してみると、お手元にあるように、平成29年、平成30年の初期費用で1億6,100万円かかり、ずっとそれ以降、1億8,555万円かかるという形でございます。そういう現状の中で、先ほど言わせていただきましたけれ

ども、こういう財政負担ができるかどうかということ由市役所内部で検討したわけですが、それは難しいという結論になり、今回のこういう表明をさせていただくということでございます。

公約違反ではないかということですが、私としては今でも何とか給食という形でもって、できるだけたくさんの人に供給できないのかということ、提供できないのかということは考えておりますが、費用の問題あるいは完全給食というか、学校教育法に基づく給食という形に残念ながらならないということは、喫食ということを提供できないということに学校給食法上なっているということでございますので、それでもできるだけたくさんの人に給食という形で提供、ランチサービスの形にはなりますが、提供するという形の判断をしたわけでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 市長、1点漏れています、回答が。公約前に自分で費用試算はしなかったのかという質問があります。

○市長（芦刈 茂） 正直言います、学校給食法というふうなことの認識とか、ただお母さん方のいろいろなご意見の中で、何とか給食を実現してほしいというような形でご意見承っておりますので、それを掲げ、公約とさせていただいたわけございまして、具体的な数字の計算はしてなかったというのは事実でございます。

当時はそれなりの負担でできるのではないかというふうに考えておりましたが、現実具体的な計算をしてみると、なかなか難しいものであるなということがわかり、こういう今回の決定になった次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） まず1点目ですが、だから今行っているって、あれ、全員協議会室で議員のほうから質疑が出てから、市長がそれに困って時間下さいって、休憩挟んだ後に、じゃあ2日目にやりますということになったんでしょうが。そんな不誠実な対応ありますか。普通だったら初日にするのが当たり前でしょうが。何でじゃあ2日目になっているんですか、きちんと教えてくださいよ、そこは。

次にですけれども、公約違反についてですけれども、過去の私の一般質問のご答弁で、PTA等の保護者の皆さんのご意見を聞いたら、中学校給食を何とか実現ほしいと、もう本当、切なる願いですということをPTAの場等でいろいろ聞きましたし、そういうことで大きく公約に掲げたとされておりまして、昨年の9月議会のご答弁においては、市長が中学校完全給食について、実現するよという形で選挙で訴えたとも言われております。また、3月議会で市長の思いを私尋ねたところ、中学校給食の実現ともおっしゃられております。自分自身の公約、思いを、わずか二、三カ月で断念するということが公約違反ですよ。この公約を信じて芦

刈市長に投票した市民の皆さんは、私の周囲の保護者に大多数おられるわけですよ。

それと、太宰府東中学校の平成29年3月9日の学校新聞ですかね、これにもきちんと、平成30年度内でのデリバリー方式で進められているそうですというふうに書かれております。

これだけ、もう市民の皆さん、もう給食になるんだというふうに思っているわけですよ。市民に対して当然説明責任を行っていく必要があると考えます、私は。今後説明責任を果たしていくお考えがあるのか、伺います。

次、金額に関しましては、私、3月議会で自校方式、親子方式と、市長が当時提案してあった全員喫食でのデリバリー方式と、今後20年間のそれぞれのコストを伺っています。その時点できちんと調査しとけば、今になってこのような不誠実な対応になかったように思います。

3月議会の時点、いや、もっと前の時点で、運営費のコストがかかることは本当にわからなかったのでしょうか。市長は、来賓挨拶をされる際に、必ずと言っていいほど市民の皆さんの前で、中学校給食については、平成30年度を目途に進めていっていますとおっしゃられておりました。タイムスケジュールを作成、配付する時点で、きちんと調査して、間違いがなければ議会に配付するのではないですか。余りにも見通しが甘く、虚偽な説明、報告があったと言われても仕方のない事実ですよ。

また、公約違反もあり、市民に対しても許しがたい行為です。市長の進退問題にも発展するかもしれない事実ですよ。今後は説明責任を果たして、謝罪を強く要望いたします。市長、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 3点ほどご質問いただいておりますが、全体的にまとまった回答になるかと思えます。

こういう形で議会に打ち出して説明させていただいておりますので、今後のロードマップとどうか、工程表の中には、PTA、各学校の説明会をせろというふうになっておりますので、そういう説明会を各中学校で早急に行いたいというふうに思っています中で、この間の経緯の説明をさせていただきたいというふうに思っている次第でございます。

見通しが甘かったのではないかとというご指摘については、いろいろなマネジメント体制を今後しっかりつくっていくという中で考えてきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） だけん、公約についてはいっちょも答えとらんですね、本当ね。今後説明責任していくのかどうかも答えとらんやないですか。こっち3回しか質問ができませんから、ちゃんと教えてくださいよ。

もうこれ最後になりますけれどもね、今期の中学校給食の夢は断たれてしまいました。これから将来、児童・生徒たちのために、私、3月でも提案しましたけれども、基金の積み立てや

モデル校の実施を視野に入れた前向きな議論が必要だと考えます。

今回、中学校完全給食を本当に楽しみにしていた児童・生徒、保護者、市民の皆さんをこのような形で裏切ったわけですから、執行部としても反省を今後し、中学校給食の実現に向けた議論を引き続き行っていただくよう強く要望して、私の質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 回答はよろしいですね。

○14番（長谷川公成議員） いや、お願いします。

○議長（橋本 健議員） お願いします。市長。

○市長（芦刈 茂） ご指摘の件は全くそのとおりだと思いますし、中学校の完全給食ということ掲げて公約にして戦ったわけですから、それが実現できないという責任は重たいものがあると思いますし、それは何よりも私自身の中の苦悩というか、実際に市民の皆様からいろいろなご意見も出ておりますので、しっかり受けとめたいと考えておりますが、私自身のこの学校給食をやはり実現しなければいけないという思いといたしますか、また市民の皆さん、保護者の皆さんの思いはしっかり受けとめておるつもりでございます。

だけれども、具体的な実際の検討の中で、こういうふうな形で提案せざるを得ないという今の太宰府市の置かれている現状もご理解いただきたいというふうに考えておりますし、このあたりについてはしっかり市民の皆様、保護者の皆様についても機会を設け、説明していきたいというふうに申したのは、先ほども申したように同じような形で進めたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今回の市長の完全給食の撤回の表明について、とても驚きました。それで、新聞にも載りましたので、保護者の皆さん、市民の皆さんが、何でこんなことになるかということで、とても疑問を持っていらっしゃいます。

私たち議会といたしましては、中学校給食調査研究特別委員会を設置をして、今まで22回開催を行ってきました。もう既に議会本会議で中間報告も行ってきましたし、この委員会の中の議論については、皆さんもうご存じだと思っております。

この委員会では、昨年8月に要望書という形で市長に提出をしています。その中身につきましては、要望内容で、太宰府市内すべての公立中学校で学校給食法に基づく全員喫食による給食を実施すること、という内容を1つ目に掲げています。この公立中学校で全員喫食というのは、すぐには難しいだろうということで、2項目めに、当面はランチサービスの充実をはかること、ということで要望書を作成しています。

この内容を8月に提出をして、12月にデリバリー式で全員喫食を行うという表明をされて、今回、学校給食法にのっとり試算をすれば、無理、実施は難しいというような結論に至っているわけですが、この要望書を提出する際には、私たちは執行部の皆さん、そして市長に、さまざまな方式を知ってもらいたいという思いから、委員会のほうで6回視察に行った先

の報告のまとめを添付しています、参考資料として。

この中に、実際に春日市で行っています選択制の給食、弁当箱方式だったりとか、田川市で今年度から始まる予定でありました全員喫食によるランチボックス方式のこともまとめとして載せています。

この中で、私たちの所見として、全員喫食によるランチボックス方式を取り入れるのであれば、就学援助やスチームコンベクションの導入などが実施できれば、安価で、全員喫食が行えるのではないかということも盛り込んでいます。

このことがあって、この半年、夏8月から、12月の表明があって、今回6月に撤回するというこの流れの中で、この要望書は一体検討されたのか、どのように執行部のほうではプロジェクト会議も行われたというふうに聞いていますけれども、どのような議論がされたのか伺います。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） お答えを申し上げます。

8月に特別委員会のほうから、今言われました要望書、それから教育委員会からもいただいたところで、9月議会にワーキングを立ち上げますということで立ち上げて、12月の市長表明の中に、デリバリー方式で平成30年中に実現を目指すということを申し上げました。そして、今申されました自校方式とか集中方式とか、いろいろな形で実際検討してもまいりました。そして、3月議会の中で、市長のほうから中学校の完全給食を目指すというような回答、言葉が出ましたので、それから基本的に精度を高めた、本当にどのくらいかかるのかと。それまでの経過がないがしろにしたわけじゃございませんけれども、業者に詳しい見積もりをとって、そしてしていくというようなことを積み上げてまいりまして、4月の庁内の経営会議の中で、財源的にどうだというような検討をしてきた経過がございます。

それで、市長公約ということでございますもので、いろいろな財源の組み替えじゃございませんけれども、大なたを振るって何とか実現できないかというようなことも、財源を洗い直して検討してきたのも事実でございますけれども、このやっぱり長期的にわたる財源負担は難しいということで、ロードマップ上では、まだ7月まで検討期間があると議員の皆さんにも説明しておりましたけれども、これは大きな市長公約であります方向性の変換になるということで、9月からはまた学校改修費の予算等がございますものですから、先にそのところを6月の議会で議員の皆さんに表明し、市民の皆さんに表明して了解をいただければ、また次のステップ、就学の財政援助や充実、そういう方向に事務局としては検討していきたいというふうなところでございますので、今回このような形で表明、提案させていただいたと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 7月の概算の時点で、自校式、センター式、親子式、そしてデリバリ一式ということで、4方式の概算が出ていました。その出た後に、私たちが特別委員会を開いて、今の財政状況なども含めて、総合体育館を建てたこともある、これからの民生費の伸び、福祉関係にもお金がかかるなどのこともあるだろうから、積算で出された資料の今のデリバリ一式を拡充するということまで、安心・安全まで確保する学校給食法では無理なのではないかという判断はしておりました。

しかしながら、12月に表明されるまでの間に、この学校給食法に基づくという文言があったことを、その議論をされていないということですよ。テーブルにのせられて、学校給食法に基づけば幾らになるというような積算を、手をつけていなかったというような理解でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） お答えを申し上げますけれども、全然手をつけていなかったということはございません。やっぱりいろいろな形がありますので、当然春日市、いろいろなところで学校給食法に基づくほうでの検討もいたしてきたことは事実でございますが、本当にいろいろな、先ほど、繰り返すようになりますけれども、業者から見積もりをとったりして精度の高い分をしたのが、先ほどの過程だということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 4月8日の日に、22回目の特別委員会を私たちは開催しております。それが終わった後に、執行部のほうから概算について検討して、その報告がしたいというようなお話が委員長と副委員長のほうにありまして、それを早急に出してくださいということで、5月9日の日に特別委員会を開催するようにしてはしておりましたが、この時点で数字が今ちょっと固まっていないので出せないということで、お話がありました。

その後、6月議会前にその話をしてほしいと、特別委員会を開催して、そこでお話をしてほしいという依頼もしてはしておりましたが、それがかなわず、今回6月議会の初日、本会議が終わった後の全協で、非公開の場で発言をされて、そして2日目の本会議でこのような形で表明をされて、質疑をするというような流れになっています。

私たち議会の特別委員会では、やはり議員も責任を持って調査研究をして、市と一緒に子どもたちの学校給食を進めていこうというスタンスでやってきたわけですが、その部分が誠意を持って対応していただけなかった、特別委員会に初めに話があって、私たちが発言する場があれば、もう少し意見交換、またよりよい学校給食の実現に向けて話し合いができたのではないかというふうに思っております。残念でなりません。この点についてご回答をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご回答申し上げます。ありがとうございます。

子どもたちに、家庭の事情などで、やはり栄養のバランスが整った昼食というのを提供したいという思いや、保護者の皆さんの何とか給食を実現してほしいという形で進めてきておったわけですが、1つ、議員の言われました中での就学援助の問題も、その中でちゃんと織り込んで、しっかり対応していきたいというふうな形で考えて今でもおります。

新聞報道等によると、給食そのものが断念するというような形で伝わるところがありますが、私は言いましたように、学校給食法に基づく全員喫食というのは法的に難しいけれども、より多くの子どもさんたちに、ちゃんとした形での給食に準ずるようなものは提供していきたいという思いは変わりませんので、そういう形で、今言いましたような形での市民なり保護者の説明会をしていきたいと思っております。

それともう一つ、ご指摘いただきましたいろいろな情報提供やいろいろな事前の議論を含めて、もっと必要ではなかったかというご指摘ですが、全く私も、そこのところは大いに反省しなければいけないことではないかというふうに思っておる次第でございまして、とりわけ給食調査研究特別委員会の正副委員長の皆様には、事前にこのお話やいろいろなことはお伝えしておく責任はあったかなということで反省しておりますし、今後のいろいろな運営、市役所と議会とのいろいろな運営において、もっともっと私たちが改善しなければいけないところは、いっぱいあるのではないかという認識はちゃんと持っておりますし、今後は一つ一つ改善しながら進めたいという気持ちでおりますということは、お伝えしておきたいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 現在のランチサービスに求められている改善点ということで、1点目、質の向上、2点目、注文システムの改善、3点目、就学援助を含む提供価格の検討と上げてありますけれども、具体的な説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今おっしゃった3点についてですけれども、質の向上というのは、3月議会等で学校給食法というのを説明してまいりました。学校給食法というのは幾つも項目がありまして、努力目標ということがあります。そこで、その中で学校給食法に完全にのっとりというのは難しいかもしれないんですけれども、幾つか今できていない部分を織り込むということはできるのかなというふうには思います。できるのかなというか、そういった視点でやっていくということだろうと思います。

それから、2つ目の注文システムですね。今現在は、かなり前から1週間単位で注文するということになってはいますが、他市はもっと近い、ぎりぎりまで注文を受け付けているというところもありますので、そういった導入ができないのかなということは、検討できるというふうには思います。

3点目ですけれども、現在、学校給食法にのっとった給食ではありませんので、小学校のように中学校においては就学援助を行っておりません。ですので、そういった就学援助等を検討するという事は可能だというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 提供単価の検討、お金ですね、1食幾らになるか具体的に今わかっているというのと、新聞のほうでは、これを充実させて50%を目指すと書いてあるんですけども、これは市長がおっしゃったんですか。2点、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 1点目、教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 提供単価の具体的な値段については、まだ検討を始めておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2点目、市長。

○市長（芦刈 茂） 今回、完全給食と言われるものについては、残念ながら実現できるという目は立て切らず、そういう意味では、今行われているランチサービスを、今言いましたように質の改善を図るなりして提供したいというふうに思っている次第です。

今、6%、7%という現状でございますが、いろいろな形で、中学校の完全給食にはならないけれども、生徒さんや保護者の皆さんに、改善していろいろなことを進めていくということをお訴えながら、具体的には50%ぐらいの数字は実現していかなければいけないのではないかと、いうふうにも考えておりますし、またその中で就学援助のことも実現していきたいというふうに考えております。そのあたりについては、またいろいろところで丁寧に説明していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 質問というか、個人的に感じたのは、余り納得いかないですね。この上げられた3点についても、具体的にずっと入ってくるものが自分としてはありません。

基本的には大野城市のやり方と似ていると思うんですけども、大野城市との違いは、アンケートの結果、やっぱりお弁当もいいよと、給食も選択制がいいよということで市民の方に説明して、この方式をやっている。

何か今回、デリバリーがだめ、お金がないけんだめだったから、差し当たってランチサービスで充実って、具体的に説明聞いたら、何も検討されているようには感じません。やはりどうしたいのか、形だけやなくて、子どもたちのためにどういう給食をしたいのか、やっぱり市長のそういうリーダーシップが必要ではないかなと思います。

○議長（橋本 健議員） 回答要るんですか。

市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申しましたが、やはり学校で生徒の皆さんが生活する中で、昼食をどうとるかということは大きな問題でございます。議員の皆様も特別委員会で議論されたように、食育という問題もありますし、いろいろな形での給食を提供する中で、食の習慣をきちっとやはり身につけていくということは大切なことだと思いますし、それについての学校教育の中の私は責任というのものがあるのではないかというふうに思っている次第でございます。

なかなか毎日の保護者の皆さんの、余裕のない中での弁当づくりというふうなこともございますので、そういうことについては、完全給食というところまでは至らないけれども、いろいろな形で実現することでもって、保護者の皆さんには進めていくという説明をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 1点お伺いしますけれども、先ほど富田副市長の答弁の中で、工程表に基づいた質疑がありましたけれども、7月までは検討期間というようなご答弁ありましたが、しかし議員のほうに配付された工程表の中には、もう既に動き出している部分もありますよね、説明等の部分が。まずその辺で、工程表に基づいて何かもう対応されているところがあるのかということと、例えば今後のスケジュールにおいて修正等が、その説明された部分についてはどういうふうにもまた対応されていくのかが2点目ですね。

それと、3点目として、あの示された工程表というのは、もう一度リセットされるものとして理解していいのか、それとも工程表の修正という形で今後動いていかれるのか、その辺についてのご答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 工程表は、基本的に完全給食をする中での工程表でイメージして、皆様方にご説明いたしております。それで、学校の校長会あたりで、教育部のほうがその方向でいくというようなことは話しているかと思えます。済みません、そこはちょっと、あと教育部のほうでわかったらお願いします。

それと、今回皆さんにご理解いただいて、中学校の完全給食を取りやめるということでしたら、また改めて、今度方式の変更を検討して、工程表をつくることになると思います。リセットする形になると思います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 工程表に示してあります4月の4月校長会で、校長先生方への説明までは予定どおり行っております。これについては、12月議会等で、全ての生徒を対象として完全給食を実施するということが説明でありましたので、その内容までです。5月の市P総会

で、PTAの役員様方への説明からは、行っておりません。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） この学校給食の件で、全協で、市長のこの予算の中で、これ1億8,550万円出ていますけれども、市長が最初に考えてあった予算というのは3,400万円と書いてありましたけれども、この3,400万円の根拠は何ですか。ちょっと今説明してください。

○議長（橋本 健議員） 回答できますか。

教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 3,400万円というのは、現在のランチが360円、そのうちの保護者負担が300円で、60円の配送費を市が負担しているということになっております。それで、その3,400万円というのは、その60円を全ての生徒ですね、給食は大体年間、小学校で190日前後でするので、その日数を掛けた金額になっております。ですので、現在のランチを全ての生徒が喫食するという場合にかかる費用です。

○議長（橋本 健議員） 2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） ということであれば、今回のランチサービスのほうで進めていくという方向性であれば、この経費は、今の1億8,500万円からの、ランチサービスがどれだけの経費がかかるか今、大体把握してあるわけでしょうか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 現在の1食分ということでよろしいんですかね。現在というか、その1億8,000万円出していますよね。その1食分ということでよろしいですか。

（2番船越隆之議員「全員が喫食した場合です」と呼ぶ）

○教育部理事（江口尋信） 今、資料で渡しておりますものにつきましては、総額だけ載せていると思うんですよね。1億8,555万6,420円という総額になっていると思うんですが、これは学校給食法にのっとして、調理と運搬の委託料ですね、これについては配膳員さんの分の委託も入りますが、1食406円払うということです。それで、先ほど言いましたが、1食406円の生徒数掛けるの実施日数ということになっております。

それに、これ学校給食法にのっとするということになれば、当然就学援助の対象になりますので、就学援助の子どもたちに対して、それを現在の生徒の18%として、本来は17%ぐらいなんですけれども、1%ゆとりを持って多くしまして、その就学援助の分を足しております。そういう内容です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問はありますか。

2番船越隆之議員。

○2番（船越隆之議員） これちょっと最初に戻るんですが、市長が公約でこの給食の完全喫食を

するというので、もうずっと今まで言い続けてこられたことに対して、今回この状況が出た時点で、デリバリー方式をやめて、今のランチサービスに変えるということになりましたけれども、市長は今まで、ただ公約をするためだけじゃなくて、子どもたちのことを本当に考えてそういう形を進めてこられたのか、それともその中でこういう結果が出ることに対して、行政のほうとのそういうコミュニケーションというのが、意見交換会十分にされていたのかというのが気になるんですね。

そうじゃないと、今時点でこれが出てくること自体が、もう給食の話が出てから大分たつんですね。それなのに今の時点で出るということ自体も、ちょっと私自身が不審を抱いております。だから、よくそこの辺のコミュニケーションがとれてなかったんじゃないかという気がします。

ただ市長がデリバリー方式でいくぞということ、それを推し進めてこられて、いろいろな予算的なものも把握しないままその話を進めてきた結果が、こういう結果になったんじゃないかという気がします。そここのところの答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 何とか給食については実現したいという思いが、こういう形になっておりますが、私の気持ちは変わりませんが、ただ現実に進めることを考えたときに、スチームコンベクションなり学校給食法なりという議論が出てきたのは、昨年の後半以降の議論の中で出てきておまして、学校給食法に基づかないと給食とは言えないと、したがって全員に対して強制的にといいますか、全員の給食はできないという形になったものですから、こういう選択をせざるを得ないということになりましたが、十分な議論はしておりますし、そういう中でいろいろな選択をこういう形でしてきたわけでございます。

議論をするがゆえに、ちょっと時間がかかったということは紛れもない事実でございます、いろいろなことについてはもっともっと説明する必要があったかなというふうに思っておる次第でございますが、もとよりいろいろな内部的に自校方式、親子方式、給食センター方式ではなくて、ランチサービスのデリバリー方式による完全給食を目指すという形で進めてきておまして、その問題と学校給食法の関連、今かなり主流になっておるスチームコンベクションに係る経費、このあたりを勘案した上で、今回の決定をした次第でございます。

残念ながらこういう形になっておりますが、私としては、それでもたくさんの方に提供できる準学校給食みたいなもので提供していきたいというふうには考えておりますので、かなり法的な意味での学校給食法にはのっとりませんけれども、提供していきたいと考えておりますので、このあたりのご理解をいただきたいと思っておる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

12番小畠真由美議員。

○12番（小畠真由美議員） 今の市長の答弁の中から、最後にお聞きいたしますが、白紙撤回で

はなく、おわびもしないということによろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 中学校完全給食というのを掲げておりましたが、残念ながらそれは学校給食法等の問題等で実現できなかったということについては、おわび申し上げます。

ただ、これは白紙撤回という形になるかもしれませんが、私としての思いは、とにかく中学校の昼食というものをしっかり提供していきたいという思いで、今後とも動いていきたいというふうを考えておる次第でございます。

中学校の完全給食という形で、学校教育法に基づくそういうものが実現できませんが、より多くの人に提供し、指示され、食べていただく形として、今までのランチサービスをどうやって充実していくかということで、3点の問題出ておりましたが、そんな形で実現していきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） それは詭弁ですね。市長ね、こうしたい、ああしたいということが、それと実現をするということとは全く別問題で、なぜ公式の場で、今まで入学式、卒業式、またさまざまな公式の場で、平成30年からやることというのは、もう明らかに公的な場での契約なわけです。それを今こうやって、ああしたい、こうしたい、お母さんたちの気持ちを酌んでやっていきたい、そういう気持ちでこういうふうな形になりましたと、なぜおわびができないのか、私は不思議でたまりません。

それと、このA4、1枚のこの資料にある経費の算出ですが、こんな経費の算出ぐらい1週間あったらできるわけですよ。一体本市の行政組織のガバナンスはどうなっているのでしょうか。全く機能していないのと一緒じゃないですか。もう折り返し地点2年です。

そして、さらに市長は、数週間前にいきいき情報センターでご自身の後援会総会を行われたときに、チラシの中で完全給食の実施というふうにくたつてあるわけですね。じゃあ、この1カ月もかからない間にどうしてそういうことが言われるのか、不思議でたまりません。その時点での気持ちと今と状況がどう変わったのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市民の皆様にはおわび申し上げなきゃいけないと、その責任があると考えておりますし、先ほどから私はそういう気持ちで申し上げている次第でございますが、ガバナンスの問題は、非常にしっかり、先ほどマネジメントということでは言いましたので、しっかり考えていく必要があると考えております。

後援会でのニュースについては、かなり早い時期に書いておりましたので、その後、庁内で決定した結果がこういうふうになったと。後先の問題はるかと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々質問。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 9月に決算があり、それから次の予算を立てるわけですよ。行政のリズムの中で、なぜこういう簡単なことができないんですか。

それと、今回のこの改善点の質の向上、この3つの改善点については、今までずっと言われてきたことですし、我々特別委員会の中の初日ですぐに出た問題、改善点の3つです。それを今さらこうやってあげつらうのではなくて、この改善点をこういうふうにしていくような形で検討いたしましたという前向きな、一歩前進の具体的な政策がなぜないんでしょうか、この場で。

最後にお聞きしますが、この1億8,555万円が高いと、財政状況が厳しいと、これはもう当たり前のことだというふうに、ずっと今まで過去の議員、またそのときの行政の中で討論があって、議論があって、今の形になっているわけなんです。市長としては、じゃあ幾らまでだったら大丈夫なのか、幾らまでの予算の中だったら、お母さんたちが喜んでいただけるような、そういった方向でやっていけるのかという予算枠はあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的な予算の目途というのはありませんでしたが、余りにも今回出てきた数字が大きいということの判断をした結果が、こういう形の方針についての説明というふうになった次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） 済みません、今の答弁聞いていまして、私、今日は静観しようと思っただんですが、運営方面からお聞きいたします。

今回のこのランチサービス、先ほどご説明によりますと、360円から四百何円かの金額が上がります。これ市民の方がお望みなんですか。

要するに、このランチサービスが、喫食率を上げていくということを言われていますが、その根拠性が私はよくわからないんです。市民の方にしっかり調査をして、意見聴取して、こういうふうになりましたというご説明であれば、私も納得するんですが、運営上、先にお金がないからこういう形になりましたという、本当に責任逃れとしか言いようがないという結果をちょっと導き出されている運営のあり方に、私はちょっと疑問があります。そのあたりの市長のご見解をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 具体的な金額の問題は教育部から回答させますが、責任逃れというよりも、責任を持って運営しなければいけないので、今回これを例えば2年、3年は続けられるかもしれないけれども、それがやはり10年というふうに続けることができるのかどうかということ

しっかり考えた上での経営責任というのを考えた上で、こういう判断になっているということ
はご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問は。

1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 今回のこの問題は、たまたま今回は給食問題という形でしょうけれど
も、結局抜本的な問題は、運営的な問題じゃないでしょうか。市民の皆様にはしっかりとお示し
をして、市民の皆様の意見を集約して、そういう望む形を実現するために、我々はどう動いた
らいいのかという業務計画を立てるのが、我々の役目だと思います。その順番も間違っていま
すし、タイミングも間違っていますし、予算編成のあり方も間違っています。

ないがしろにしているのは、市の、私たちのほうの一方通行の市民に向かっての投げかけだ
けじゃなくて、じゃあ市民のほうと対峙した上で、どういう形で実現していくのかと、もう少
し根拠性をしっかり示した上で運営を行っていただきたい。このことを強く申し上げて、私の
質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 回答は。

○1 番（塚 剛議員） 最後に市長の答弁をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご指摘の問題、だからこそ市役所改革という形で掲げてきておるわけ
で、いろいろなことをどう実現していくかというのは、また一般質問の中でいろいろとご質問
いただいておりますので、それは答えていきたいというふうに思っております。

市の一方通行ということでございますが、昨年1年間かかって、44自治会で市民と語る会を
して、いろいろなご意見承っております。これを大事にして、去年と今月号ですか、市民と語
る会の報告もずっとさせておりますし、それを受けて、一方通行というふうなことではない市
政運営を考えておりますので、今後ともその方向性は持って、しっかり市民の皆さんの政策を
反映していくという形の市政運営は考えていきたいと思っております。

その部分における給食のことですが、先ほどロードマップの問題がありましたが、あれは
学校教育法に基づく完全給食というのを実現する上のロードマップということで出されてお
りましたので、かなり実際に今回変わりますので、それに向けてのロードマップというのを新
たにつくらなきゃいけないですし、保護者の皆様からのご意見をしっかりと夏休みまでに承ると
いう機会をぜひともつくりたいと、そうしなければ9月議会にも予算が出せませんので、そう
いうことを考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々は、いいですね。

ほかに質疑はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 市長の行政報告、結びが、理解と協力を議員の私たちに求めたいということだったんですけれども、協力はさておき、まず理解する必要があるとは思うんですね。幾つもの質問が出ましたが、最初から私が持っていた疑問で、依然として理解できないところが幾つかあるので、お聞きしたいと思います。

先日の協議会でもあったように、基本的にはお金の問題だけだと、これはたしか教育長だったかと思いますが、明言されたと思います。したがって、理解をしていくためには、お金の問題をきっちり理解することが、私たちにとって最低限の必要事項です。

また、市民の立場からいっても、お金ってすなわち税金のことですから、これをしっかりと説明し切る、かつ、もう既にそれができなければいけないと思うんですね。一定の結論を、はっきりもう無理だと言っているわけですから。一応そのことを念頭に置いて、大きく分けて2点、質問をします。

日程にかかわることと、試算にかかわることなんですけれども、先ほど副市長からだったと思いますが、4月以降、経営会議の中で財源を洗い直して、大きな方針の転換に至ったという趣旨の発言があったかと思います。4月以降というのは、3月議会で江口理事のほうから、学校教育法にのっとり形であるということが明言されていますから、それ以降ということだと思うんですけれども、3月に至るまでのさまざまな議論にかけた時間に比べると、非常に短い。先ほど小島議員でしたか、1週間で数字は出せるだろうということもありましたけれども、私もその点は疑問です。

そこでお伺いしたいんですが、これは一部確認事項のようなことにはなりますけれども、経営会議に加わって、この決定を出すのに携わった構成メンバーですね、一応それをはっきりと教えていただきたい。

また、結論に至るまでに、何回のその経営会議を重ねていたのか。及び、議論の過程でさまざまな資料をもとに議論されていると思います。端的に言うと、数字をもとに議論されていなければ、今回の結論は出ていないはずなので、私たちが、議員なり市民なりが理解するためには、その数字を見ることが絶対に必要です。もし求めれば、即座にでもその数字を出せる準備があるのかと。日程といいますか、その過程に関することとしてお聞きします。

その試算内容、数字の中身についてにかかわることになりますけれども、昨年夏の段階で、私たち議会のほうにも示された数字、3,400万円ということがありましたけれども、ここと今回の数字の大きな違いは、学校給食法に基づいての数字かどうかということなんです。であるならば、まずはその責任の所在のようなことを聞きますけれども、今回のその数字を出したのはどこが出したのかと、前回のその数字はどこが出したのか。それを踏まえて経営会議が判断したのでしょうか、どこが出した数字に基づいて昨年の3,400万円、今回の1億8,500万円やっているのかと、そこを確かめておきたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） お答えいたします。

まず、経営会議では、臨時の経営会議を含んで2回いたしております。そして、その経営会議のメンバーは、部長、理事、三役、それから経営企画課課長、係長、総務課長であったというふうに思います。

そして、ワーキンググループで数字を積み重ねてきております。

あと、試算の数字は、皆様のところに出しておる数字だけでございますけれども、それを積み上げる過程、見積もり等は、そういうとったりすることも含めての数字でございますので、なかなか1週間もあればできるやろうと、そういうふうには、やっぱり公表するということは、ある程度の裏づけ、そういうものが必要でございますので、そういう形で数字は上げてきております。

ちょっと私の範囲では以上でございます。

○議長（橋本 健議員） あと補足ありますか。よろしいですか。

再質問をお受けします。

○7番（笠利 毅議員） 再質問といたしますか、最初の質問で答えられていないことがあったので。

○議長（橋本 健議員） 試算についてですか。試算の前回と今回の。教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 前は中学校給食に係る整備費の検討ということで、1番の自校方式から6番のデリバリー方式まで、公共施設整備課、学校教育課という出どころで、皆さん方にもお渡ししている分です。

今回につきましても、中心となったのは学校教育課が中心になって試算は出しましたが、施設面等につきましては、公共施設整備課等にもお尋ねしながら出しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 1点目でまだ答えられていない部分があるんですが、それはこの再質問の中でももう一回言うので、次は答えていただきたいと思います。

その繰り返しから入りますけれども、先ほどその議論のもとになった資料というものはさまざまなものがあるので、1週間では出せないし、積み重ねの中なのでという話でしたけれども、私、もしかしたら言葉足りなかったんですけども、2回ですか、2回あった経営会議の場で、当然目の前に資料を置いて議論していると思うんですね。それがいいのか、見せることができるのか、今すぐにも提供できるのかということなんです。

今、加計学園云々で国のほうでも怪文書だの何とかありますけれども、プレゼン資料であったのかもしれませんが、会議の場で議論のもととなった数字があるはずなんです。なければおかしい。それを議会が求めれば示すことができるのかという質問が、まだ回答が残っているかと思

います。

それと、試算の責任に関することでの再質問になりますが、先ほどから、いつごろから学校教育法というものに基づくという形での議論が始まったかということが、何回か議論になっています。この資料を見る限り、あたかも3月以降、慌てて計算したかのように思うんですけども、何回かあった答弁の中で、そういうことを考えていなかったわけではないということが言われていたかと思います。

そこで、お聞きしたいんですけども、最初の試算にも学校教育課がかかわっていたということですから、教育委員会の側で、学校給食法を無視してこの議論を初めからしていたということはありませんかと思うんですね。また、市長が最初に、直接の所管は教育委員会のほうになるので、教育委員会のほうに議論を一旦委ねて答申を受けるという形で、その間、我々も時間がかかるのを半ば諦めつつ待っていたわけです。

であるならば、当然のこととして、教育委員会のほうから学校給食法に基づいた試算というのを、求めなければいけないと思うんですね。これはですから教育長にお聞きしたいんですけども、教育長として、計算をする部局に対して、学校給食法に基づいて試算をしろということを要求したのかどうか、そのことをお聞きしたいと思います。

1点目の繰り返しと、今のと、2つのことにお答えいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 副市長、回答漏れの分をお願いします。

○副市長（富田 謙） 失礼しました。

やっぱり経営会議の中で、試算ということで出される部分と出されない部分があると思います。できるだけ出していききたいと思います。それで、ちょっとお時間いただいて、時系列にまとめた部分をつくりたいというふうに思っております。できるだけ出していききたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2点目、教育長。

○教育長（木村甚治） 2点目の質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、中学校の給食のあり方ということで市長のほうからの提言をいただきまして、平成27年のときから学校給食として捉えて動いております。そういうことから学校給食改善研究委員会を立ち上げて、保護者や子どもたちのアンケートも聴取して、そして学校給食として一環として私ども考えておる中で、その提言を受けて、教育委員会から平成28年8月31日に市長のほうに報告という形で上げてきております。

だから、私どもは、学校給食法に基づく給食の実現ということでございますので、それに基づく試算ということも、ワーキンググループのほうには当然その分の指示といいますか、当然その分の試算をしていくということで、前提で捉えて動いてきておるものでございます。それ以外のものについて、全員に供するということは、学校給食法に基づかないものであるのは難しいという前提で動いてきておるものでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再々の前にお伝えしますが、質問、質疑は簡潔にお願いいたします。
7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 端的に聞きます。

まず、副市長の答えに関してですけれども、積み上げる必要はないので、議論の場に出ている数字を見たいということです。それを出すことならできるのかどうかということ、もう一回確認したいということと、教育長に対してももう一回確認したいんですけれども、ワーキンググループの段階で学校給食法に基づいてのことを考えていたというのであれば、先ほどから繰り返し出ているように、精密な計算を3月以降行ったということと矛盾というか、もしくはワーキンググループの段階で手抜きがあったというふうに考えるしかないと思うんですね。その点については、ワーキンググループを主導した方がどなたかわかりませんが、その方がいらっしゃれば、その方にお答えをお願いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 1 点目、副市長。

○副市長（富田 譲） 出してまいりたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2 点目は、ワーキンググループの責任者の方。あるいは回答できる方もいいですが。
副市長。

○副市長（富田 譲） ワーキンググループをつくるということ、市長命令のもとつくっていきましたので、その内容等についてもできる限りの、数字でしたかね、そういうのは出していきたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 今日お渡ししている資料の金額は、説明どおり3月終わりか4月の最初ぐらいにできたものですね。それで、その前に一般的にといいますか、例えば400円だった場合、350円だった場合、300円だった場合とか、そういうふうに委託料を仮に設定したものは当然作成しております。

ただ、今回の4月の上旬にできたのは、先ほどから出ていますけれども、実際に可能であるというような業者のほうにヒアリングしたりとか、必要なものを協議したり、見積もりを繰り返しとったり、本当に細部については、一定きちんとそこをお願いするという状態でないときませんが、ある一定のところまではそういったヒアリングとか見積もり等をもとに出しているもので、今回のものはそういった業者のヒアリングを通して出しているものであります。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 今回、中学校給食の完全給食の断念という報告ですよ。それを聞いて

私たちも、余りにも突然ことで、非常に驚いとるわけなんですけれども、この中止する報告の資料として、この1枚だけなんですけれども、この金額が大きく載っていますけれども、私としてはこれだけじゃあ非常に内容が非常にわからない。

これをもって私たちが市民に対して説明責任がございますので、何でやめたのかという理由を聞かれた場合、これだけではどうも質問ができない。結局内容はよくわからないんですけども、突然の表明で断念したんだよということしか言いようがないんですけれども、今回の中止のこれは報告ですよ、協議ではないと思います。

そもそも当初のデリバリー方式という方式の決定も報告、ロードマップも報告だったんですけれども、余りにも決定が性急過ぎて、議論という過程を踏んでないと私は思います。

まず1つ目ですね、この今回の中学校完全給食の断念なんですけれども、これですね、もうちょっと結論を出すのがちょっと早過ぎるんじゃないかと私は思うんですけれども、もっと前向きな考えで、我々議会、議員と一緒に前向きな考えで協議するという場を設けて、本当にこの内容をしっかり我々と意見のやりとりをして、本当にできないのかというのを協議をする場を持ってないものかというのが1つですね。

2つ目。2つ目は、それこそもうデリバリー方式、給食方式の決定からもそうなんですけれども、そこら辺からも、どうしてデリバリー方式になったのかというのも、非常に報告的な説明で、内容がよくわからないところがあります。ロードマップについても、ただロードマップは示されただけなんですけれども、このように重要な、市民の関心が高い、政策的な課題については、執行部のほうで結論を出す前に、政策の形成過程においても、我々議会、議員と協議する場をしっかりとつくっていただいて、内容を詰めていかれるというやり方ができないものかと思っています。

2点、伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな運営する責任等がありますので、それなりの結論なり決定を持つとかないと、この件どうしたらいいでしょうかというふうな形では、やっぱり執行部としては議会の皆さんには相談できないし、それはまたおかしいんだろうと思います。

ただ、ご指摘のとおり、政策の決定過程の中で、今後もいろいろなことを考えておりますが、いろいろな計画等、いろいろなことについては、もっともっと、今回ご指摘いただきましたが、いろいろな計画等については、議員の皆さんにもお諮りし、ちょっと市民の皆さんにはまだ出せないかもしれませんが、いろいろなことについては今後の進め方については、ご指摘いただいた点において、執行部、議会あるいは関係しとる委員長さんあたり含めて、今ご指摘の点を含めて、しっかり対応していきたいというふうな形での合意の形成を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 先ほど私が質問したのは、ある意味、市長に対する助け船という意味で質問させていただいたわけなんですけれども、余りにも給食を断念するのが突然、早過ぎるという気がするんですけれども、これがもう最終決断というふうに理解してよろしいのでしょうか。

というのは、我々議員のほうも、中学校の完全給食については総論賛成という意見が多かったように私は思うんですけれども、そういう中で突然一方的な断念というのは、非常に残念ではないんですけれども、これが最終結論と考えてよろしいのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな経緯をしました。経営会議での中での議論、そしてなおかつ実際の実務をしているワーキンググループの人たちのたび重なるいろいろな数字の積み重ねの上での議論をした上で、それが経営会議の中に反映して出てきて、その中で今回提案するような形の判断をし、そういう決定を議会で皆様に報告しているわけですから、これはほかならない市民の皆様への報告と同じことですので、こういうことで考えているということ、また幅広く、とりわけ関係してある保護者の皆様には、伝えていく必要があるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 最終結論ということですが、最低でも、今回の中学校完全給食の断念というその内容です。この1枚の報告だけでなく、この内容についてもしっかりと我々に対して、我々と議論したところで、それこそ先ほど副市長もおっしゃいました。大なたを振るわなきゃいけない部分もあるということ、そこら辺もしっかり私たちが太宰府市の財政のこともしっかりと把握したところで、じゃあしょうがないねという結論であれば、ある程度納得できるんですけれども。最低でもこの断念についての報告だけでなく、我々との協議をさせていただかなきゃいけないと思うんですけれども、これについてはいかがですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） こういう形の方向性を報告させていただいておりますので、それをまた協議して変わるというのはおかしい話だと思いますので。ただいろいろなことでの、今日出ましたいろいろな数字での説明等については、議員の皆様に対してはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終結し、報告を終わります。

ここで11時35分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時35分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（橋本 健議員） 日程第2、諮問第3号「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

諮問第3号を適任として答申することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、諮問第3号は適任として答申することに決定しました。

〈適任 賛成17名、反対0名 午前11時35分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第3 議案第40号 筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて**

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第40号「筑紫公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

これから質疑を行いますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

す。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第40号を同意することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第40号は同意されました。

〈同意 賛成17名、反対0名 午前11時36分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長(橋本 健議員) 日程第4、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第44号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第5 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について**

○議長(橋本 健議員) 日程第5、議案第45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第45号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6と日程第7を一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第6、議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第7、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とします。

これから質疑を行います。議案第46号及び議案第47号についてただいまのところ通告があ

りませんので、質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第46号及び議案第47号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第8 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について**

○議長（橋本 健議員） 日程第8、議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第73号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 発議第5号 特別委員会（ICT推進特別委員会）の設置について

○議長（橋本 健議員） 日程第9、発議第5号「特別委員会（ICT推進特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

〔17番 村山弘行議員 登壇〕

○17番（村山弘行議員） 発議第5号「特別委員会（ICT推進特別委員会）の設置について」の提案理由のご説明を申し上げます。

議会のICT化、タブレット導入について、実際に導入している市議会は少ない状況ではありますが、着実に増えてきております。また、導入について検討を始める市議会も多く、ICT化の流れというのは全国的な動きになっております。

太宰府市議会といたしましても、議会のICT化というものについて検証、検討していく必要性は非常に高いものと判断をしており、今回特別委員会を設置するものであります。

名称はICT推進特別委員会、構成は全議員による構成、付議事件は議会のICT推進に関する件、経費は予算の範囲内、設置期間は付議事件の審査終了までで、活動は議会閉会中も随時開催することができるとしております。

提出者は私、村山弘行、賛成者は門田直樹議員、長谷川公成議員、小畠真由美議員、神武綾議員、上疆議員、船越隆之議員です。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第5号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

(原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時40分)

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

特別委員会の委員は、委員会条例第5条第1項の規定により、全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました全議員を特別委員会の委員に選任することに決定いたしました。

ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時50分

○議長(橋本 健議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

I C T推進特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に9番宮原伸一議員、副委員長に3番木村彰人議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書

○議長(橋本 健議員) 日程第10、意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

4 番森田正嗣議員。

〔4 番 森田正嗣議員 登壇〕

○4 番（森田正嗣議員） 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」を提出したいと思っております。

その理由は、市民生活に大きな不安がもたらされることが懸念されるということでございます。

内容につきましては、文書を読まさせていただきます。

5月24日現在、国会においては閣法第193回国会64号組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下、「組織犯罪処罰法」とする）等の一部を改正する法律案の審議が行われている。いわゆる共謀罪を創設する法案であるが、類似の法案は2003年から国会で審議されており、過去3度廃案になっている。今回の組織犯罪処罰法改正案は、衆議院法務委員会における強行採決を経て5月23日に衆議院本会議にて可決され、参議院に送られています。

この法案については、法律実務に直面している日本弁護士連合会が強い反対の意見書を提出しており、刑法学者を含む法学者からも批判の声が強い。同法案が市民の内心の自由を脅かし、行動を萎縮させる危険性を持つ、すなわち市民の日常生活に憂慮せざるを得ない事態を招く恐れがあると考えます。

一般に犯罪は、法益（生命や財産など）を直接侵害する行為を核として規定される。また、直接実行する者を中心に犯罪者を想定する。なぜなら、直接手を下す者を社会から排除する必要性を認めると同時に、捜査機関の社会生活への関与は明白な事実にとどめおかれる必要があることを、社会の構成員が合意として認めているからである。疑いによる捜査が日常生活に悲劇をもたらす例は、枚挙にいとまがない。

法案によれば、改正後の組織犯罪処罰法第6条の2には、おおむね「組織的犯罪集団の団体の活動として、犯罪遂行を2人以上で計画した者は、その計画をした者のいずれかにより、その計画に基づき資金または物品の手配、関係場所の下見その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたときは、刑に処する」と規定する。この法律が成立すると、現在は犯罪とされていない単なる計画が犯罪とされる。また、単なる買い物でも、犯罪の準備行為とみなされる可能性を生じる。

元来、捜査機関は対象者に関する情報を最大限投網的に収集する。その際には誤解や虚偽、告げ口も捜査の端緒となり得る。これが、今回の改正法案で犯罪として創造される日常生活行為に及ぼされる可能性がある。監視社会に陥るとの評価は、決して大げさなものではない。

よって、市民生活に大きな不安がもたらされることが懸念されることから、組織犯罪処罰法等の一部を改正する法律案に反対する。

以上、地方自治法第99条の規定によって意見書を提出いたします。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） 1点、質問いたします。

意見書の中の、「同法案が市民の内心の自由を脅かし、行動を萎縮させる危険性を持つ、すなわち市民の日常生活に憂慮せざるを得ない事態を招く恐れがある」と、この1文なのですが、これは戦前行われた旧憲法下の中での治安維持法、予防拘禁制や拷問といった、こういった悪法と言われるこの治安維持法の現代版という考え方をもってこの文章が入っているのかどうか、お聞きいたします。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） これはそういう意味ではございません。あくまでもテロ抑止という法目的、それ自体について私どもは異論を唱えているわけではございません。単なる手段としての捜査手法の危険性を見て、これは日常生活に危険性を及ぼすということで、今回の提案をさせていただいております。

○議長（橋本 健議員） 再質問はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今提案理由を聞かせていただきましたけれども、この理由として、市民生活に大きな不安がもたらされることが懸念されるためということ、非常に理由として薄いのかなと思っておりますけれども、今内容を見ておまして、弁護士会とか一部のマスコミが一部の言い方で言われております。逆に私、こちらのほうが市民をあおるのじゃないかなと思っておりますけれども、この理由として具体的にどのようなことが起これば、市民生活に大きな不安がもたらされるのか、その辺具体的に教えていただければと思っております。よろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 一般には、先ほども申し上げましたように、捜査機関というのは犯罪の端緒というものをどこかでとるわけがございますけれども、そのときに対象あるいは目的、計画といったところが、実はばらばらに捜査機関には入ってまいります。したがって、捜査機関は結局最終的にはそれをまとめ上げるわけですね。そのためには、対象者と目される人について、全ての行動というものを把握いたします。これは例えば、つい最近でも問題になりましたけれども、GPSですか、あれが任意捜査であるとして、ずっと警察のほうは当然手法として使ってまいりました。

こういった形で、いわゆる利用できるものは全て利用しながら情報を一括してとっていきますので、それについて疑義があるときは、当人を質問することができるということで、引っ張ることができます。これが最も私どもが懸念していることでございます。それが私の今回の主

張の核を占めるものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はよろしいですね。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第2号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月13日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（3日目）

[平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会]

平成29年6月13日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 藤井雅之
(15) | 1. 公文書館について
(1) 開館から今日までの利用状況について伺う。
(2) レファレンス機能の図書館との連携について伺う。
(3) (2)に関連して市民への広報について伺う。
2. 国民健康保険税及び事業について
(1) 平成28年度の決算見通しについて伺う。
(2) 広域化への準備状況について伺う。
(3) 無料低額診療の周知及び調剤薬局への適用について伺う。 |
| 2 | 長谷川公成
(14) | 1. 高齢者買い物支援について
(1) 買い物弱者の実態調査について伺う。
(2) 移動スーパーとくし丸の現在の利用状況について伺う。
(3) 今後の周知方法や利用者の見込みについて伺う。 |
| 3 | 森田正嗣
(4) | 1. 虚偽文書作成報道について
(1) 5月25日付西日本新聞朝刊の1面記事について伺う。
① 事実関係
② 釈明方法
2. 自治基本条例について
(1) 平成29年度3月議会で成立した自治基本条例について伺う。
① 自治基本条例を具体化する条例の計画プロセス
② 担当部課
3. まほろば号バス運行について
(1) コミュニティバス「まほろば号」連歌屋・湯の谷線について伺う。
① 採用経緯
② 自治会の負担増加と運行経費
③ 利用者負担の運賃比較（サービス提供の公平性）
④ サービス提供の今後のあり方 |

| | | |
|---|-------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 4 | 入江 寿
(6) | <p>1. 児童の安全安心な通学路の確保について</p> <p>(1) 安全安心の通学路確保の取り組みの現状について伺う。</p> <p>(2) 安全安心の通学路確保の今後の取り組みについて伺う。</p> <p>(3) 小学校7校区における通学路の危険ヶ所について伺う。</p> <p>2. 市職員の接遇マナーについて</p> <p>(1) 市職員の担当業務精通度について伺う。</p> <p>(2) 市職員の接遇マナーの現状について伺う。</p> <p>(3) 市職員の接遇マナー向上の今後の取り組みについて伺う。</p> |
| 5 | 堺 剛
(1) | <p>1. 市政運営について</p> <p>(1) 本市の財政見通しについて伺う。</p> <p>(2) 市政運営に対し市長のビジョンを伺う。</p> |
| 6 | 宮原伸一
(9) | <p>1. 太宰府市における大規模災害（地震）時の対応について</p> <p>(1) 太宰府市で大規模地震が発生した時の、市災害対策本部の設置についてマニュアル等の整備はできているのか伺う。</p> <p>(2) 避難場所などの避難マニュアルについて市民への周知は行き届いているのか伺う。</p> <p>(3) 近隣市に避難した方が良い場合の自治体の連携について伺う。</p> <p>(4) 自衛隊・消防・警察・近隣市との連携はとれているのか伺う。</p> |
| 7 | 木村彰人
(3) | <p>1. 建設工事における入札制度について</p> <p>(1) 本市の建設工事における入札制度の運用に関して、2点伺う。</p> <p>① 入札制度とその運用基準について</p> <p>② 体育複合施設新築工事の入札実施にまつわる課題について</p> |

2 出席議員は次のとおりである（18名）

| | |
|-------------|----------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 舩越隆之 議員 |
| 3番 木村彰人 議員 | 4番 森田正嗣 議員 |
| 5番 有吉重幸 議員 | 6番 入江 寿 議員 |
| 7番 笠利 毅 議員 | 8番 徳永洋介 議員 |
| 9番 宮原伸一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小 畠 真由美 議員 |
| 13番 陶山良尚 議員 | 14番 長谷川 公成 議員 |
| 15番 藤井雅之 議員 | 16番 門田直樹 議員 |
| 17番 村山弘行 議員 | 18番 橋本 健 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（33名）

| | | | |
|------------------------------------|---------|-------------------------------|---------|
| 市長 | 芦 刈 茂 | 副市長 | 富 田 讓 |
| 教育長 | 木 村 甚 治 | 総務部長 | 石 田 宏 二 |
| 市民生活部長 | 友 田 浩 | 総務部理事 | 原 口 信 行 |
| 都市整備部長 | 井 浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 観光経済部長 | 藤 田 彰 | 教育部長 | 緒 方 扶 美 |
| 都市整備部
公営企業担当部長 | 今 村 巧 児 | 教育部理事 | 江 口 尋 信 |
| 総務課長併
選管書記長 | 田 中 縁 | 経営企画課長 | 高 原 清 |
| 文書情報課長 | 平 田 良 富 | 管財課長 | 小 柳 憲 次 |
| 防災安全課長 | 齋 藤 実貴男 | 地域コミュニティ課長 | 藤 井 泰 人 |
| 文化学習課長兼
中央公民館担当課長兼
市民図書館担当課長 | 百 田 繁 俊 | 環境課長 | 川 谷 豊 |
| 市民課長 | 行 武 佐 江 | 納税課長 | 千 倉 憲 司 |
| 福祉課長 | 友 添 浩 一 | 生活支援課長 | 菊 武 良 一 |
| 高齢者支援課長 | 川 崎 純 一 | 国保年金課長 | 山 浦 剛 志 |
| 建設課長 | 山 口 辰 男 | 都市計画課長 | 木 村 昌 春 |
| 社会教育課長 | 中 山 和 彦 | 学校教育課長 | 森 木 清 二 |
| 上下水道課長 | 古 賀 良 平 | 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 | 木 村 幸代志 |
| 監査委員事務局長 | 渡 辺 美知子 | | |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 議事課長 | 花 田 善 祐 |
| 書記 | 芥 藤 正 弘 | 書記 | 高 原 真理子 |
| 書記 | 力 丸 克 弥 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は、12人から提出されております。

そこで、一般質問の日程は、さきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定いたしておりますことから、本日13日7人、明日14日5人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番藤井雅之議員の一般質問を許可します。

[15番 藤井雅之議員 登壇]

○15番（藤井雅之議員） おはようございます。

議長から質問の許可をいただきましたので、通告しております公文書館について及び国民健康保険税について質問いたします。

まず、公文書館について3点伺います。

平成26年4月1日、国士舘大学太宰府キャンパス跡に太宰府市公文書館が開館しました。太宰府市公文書館のパフレットには、「太宰府市史」編さん事業の中で設置構想が生まれ、当館は行政文書に係る文書資料部門と地域資料に係る太宰府学研究センター部門という2つの柱を持っていますとあります。

開館から3年経過していますが、現在の場所に太宰府市公文書館があると、どれくらいの市民の方が知っているでしょうか。開館から現在までの利用状況、そしてそれへの認識、今後の課題についてお聞かせください。

次に、レファレンス機能の図書館との連携について伺います。

レファレンスサービスと聞くと、一般的には図書館利用者が学習、研究、調査を目的として、必要な情報、資料などを求めた際に、図書館の職員が、そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索、提供、回答することによって助ける業務、図書館でのことと一般的には想像されていますが、太宰府市公文書館においてもレファレンスサービスは行われております。太宰府市公文書館のホームページでもPRされています。

現在、市民図書館で行われているレファレンスサービスにおいて、資料等を手に入れることができなかった場合、公文書館のレファレンスサービスで資料が手に入る可能性があること

は、市民の方にとっては大きな財産だと思います。市民図書館と公文書館のレファレンスサービスの連携策を強める施策が必要と考えますが、見解を伺います。

あわせて3点目に、公文書館のとりわけレファレンスサービスに特化した市民への広報が必要だと考えますが、見解を伺います。

次に、国民健康保険税及び事業について3点お伺いいたします。

まず、平成28年度の決算見通しについて伺います。

平成28年度、太宰府市の国民健康保険税の改定が行われ、保険税が引き上げられました。国は平成27年度から低所得者支援として、1人当たり5,000円の引き下げ効果を見込んで、全国で1,700億円の財政措置を行いました。太宰府市ではさきに述べたとおりです。当時の議事録を読み返しても、隣の大野城市と比較して、介護納付金のある40歳以上の世帯でも4万8,700円高いという回答があります。

国保会計の決算審査は9月議会でも議論されることとありますが、出納閉鎖は終了しており、平成28年度に行われた国民健康保険税の引き上げが、決算にどのように影響したのか考えておられるのか、お伺いします。

次に、広域化の準備状況について伺います。

平成30年から国民健康保険の運営主体が県レベルに移行しますが、保険税の確定を初め国保加入世帯への説明や準備、広域化後の市国保会計の扱いなど、多くの課題があると思います。今現在、広域化に向けての準備状況をお伺いいたします。

次に、無料低額診療の周知及び調剤薬局の適用について伺います。

国保に限らず、低所得などが原因で医療機関での3割の窓口負担を重たく感じ、受診抑制が起き、結果として重症化してしまうという事例が報告されています。その防止のために、最低限のセーフティーネットとして、医療機関が実施する無料低額診療の役割は大きいと思います。近隣でも筑紫野市の済生会二日市病院で行われており、平成27年度は延べ人数で3万5,982人の利用が報告されています。

医療機関と連携した同事業のPRとあわせて、もう一つの課題として、無料低額診療で診察代はカバーできても、調剤薬局の薬代は適用対象にならず、負担に感じて薬の処方を受けないという事例も報告されています。無料低額診療の調剤薬局部分へのカバーする施策が必要だと思いますが、見解を求めます。

以上で壇上からの質問は終わり、再質問は議員発言席で行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 1件目の回答をお願いします。

総務部理事。

○総務部理事（原口信行） おはようございます。

それでは、1件目の公文書館についてのご質問にご回答申し上げます。

太宰府市公文書館は、非現用文書の選別、歴史的資料として重要な文書の保存、アーカイブの研究などを行う文書資料部門と、地域史料の収集、保存、市域の古文書調査、太宰府学研

などを行う太宰府学研究センター部門という2つの活動の柱を持って、平成26年4月1日に開館し、現在約3年が経過いたしました。

まず、1項目めの利用状況とその認識、今後の課題でございますが、開館から昨年度まで来館者数につきましては、平成26年度が293人、平成27年度が288人、平成28年度が243人でございます。3年間の合計で842人となっております。来館者数だけを見ますと減少しておりますが、その内訳として、市民の来館者は、平成26年度104人、平成27年度111人、平成28年度128人と、徐々にではありますが増えております。

公文書館の市民への周知につきましては、ホームページの文化財情報の中に太宰府市公文書館のページを設けてお知らせするとともに、広報「だざいふ」には毎月、公文書館だよりをシリーズで、「太宰府の文華」と題して、太宰府地域の歴史や文化に関する物語を紹介しております。

今後はもっと多くの市民の皆様にご利用していただけるよう、PRに努めていく必要があると考えております。

次に、2項目めの市民図書館と公文書館のレファレンスサービスの連携強化でございます。

来館者の目的は、閲覧・調査、視察・見学、レファレンス・相談、実習等でございますが、図書館において来館者からの問い合わせに対してお答えできなかった歴史のことや地域史料のことなどについては、公文書館をご案内し、公文書館で対応するような連携を図っております。ちなみに、平成28年度の公文書館でのレファレンスサービスは、年間で104件ございました。

また、今年の7月からは、市民図書館の図書検索システムで公文書館所蔵の図書を検索できるように準備しております。これにより、特に歴史関係の調査研究の利便性が高まるものと期待しております。

次に、3項目めのレファレンスサービスに特化した市民への広報でございますが、市民図書館で太宰府市公文書館の施設のご案内に加えまして、レファレンスの利用案内を考えております。これにより、レファレンスサービスの利用が増えることを期待しております。

今後さまざまな方法で、太宰府市公文書館業務の周知、普及に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、公文書館の利用状況について再質問させていただきますけれども、先ほどご答弁でありました平成26年度が293人、平成27年度が288人、平成28年度243人で、3年間の合計が842人ということですが、さらにその後、市民の方に絞った利用が平成26年度が104人、平成27年度が111人、平成28年度が128人というような利用状況の報告ありましたけれども、これは公文書館を開館されるに当たって、何か目標というかそういったものを上げられてスタートして、現状こういった形はどういうふうに評価されているのか。利用が当初想定していた範囲の利用と考えられているのか、当初少ないというような形なのか。そ

もそも公文書館を開館に当たって、そういったものは何も設定せずに、とりあえず公文書館を開館したというような形でスタートしておられるのか、その辺のところはどういうふうな認識でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） この来館者数についてでございますが、やはり当初は視察、純粋な視察じゃなくても、視察的な来館者がやっぱり多かったのかなと。そういうふうな形で、少し全体の来館者については下がりぎみだということだと思います。

先ほども申しましたとおり、市民の来館者が増えているということで、やはり需要はそれだけ、太宰府市の歴史ということに限定いたしますと、やはり市民の皆様もそういうふうな興味がある方もたくさんいらっしゃいますので、だんだん伸びてきているような状況ということだと思います。

あと、目標ということにつきましては、あくまでも地域資料として保存、それからあと研究というようなことが、研究センターというようなことが、やはり当初、最初前面に押し出されておきまして、それに対する具体的な目標人数というのは設定してなかったと思います。

ただ、どうしても施設として今後運営していく以上、やはりそれなりの効果というか、市民の皆様のご利用ということについては、一つの指標になると思いますので、今後はそれをますますご利用していただけるような形で、PR等努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 市民の方の利用が視察ではなくて資料のことで、視察等が減少して、減少というか、視察が少なくなって、純粋に公文書館の資料の検索というような利用も増えてきている、市民の方の利用が増えてきているというような、そういった側面もあるというような答弁と理解しますが、問題はその公文書館で対応できる、今、人の状況がどうなっているのかというのが、市民の方のそういう、この後に関連するレファレンスの部分に関しても、利用状況等を考えたときに、現在の人員の体制で事が足りているのかというのが懸念になります。

今後PR等で利用が増えていくということは、それだけそれに対応する人も必要になってくるんじゃないかなと思いますけれども、実際公文書館のパンフレットをいただいて持っておりますけれども、行政文書の保管する過程の中でも、第2次の評価の選別作業まで行うというような具体的なことも書いてありますけれども、こういった評価の選別と、あわせてそういった市民の方への対面での対応という部分では、今現在の公文書館の人の配置見たときに、今は対応できる範囲で配置されてあるかもしれませんが、今後のことを考えていくと、少し人員の配置というのが私は心配になってくるんですけれども、その人員の配置のあり方については、現状どのように認識されていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 現状では、任期付職員が1名、それから週5日の勤務が1名、それか

ら週3日の勤務の方が2名、合計4名で体制として今行っておるわけでございます。

昨年度までは文化庁の補助金を利用して、臨時職員を週3日、2名雇用して、地域資料の整理等を行ってきたということでございます。現在については、補助金が使えなくなったため、職員だけで対応しておるようなことで、整理に時間を要しておるような状況でございます。

このような状況を勘案しまして、特に市民の方の来館者数というのがやはりそれなりの指標になると思いますので、その増え方とか、あと業務量とかを全体的に勘案した上で、今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今後の検討という中には、指定管理とかそういった、委託とか指定管理とか、そういったところの運営等まで入るのか、それとも公文書館は今の形の中で進めていけるのか、こういった形の検討でいかれるお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 検討というからには、いろいろな選択肢を検討していく必要があると思います。

ただ、状況として今の状況が、非常に大変ではございますけれども、スムーズに流れて、1次選別、2次選別という形ですね。市役所内部の方もいらっしゃると思いますので、スムーズに進んでいるということ状況を勘案すれば、現状を付加する方向でもいいのかなと。ただ、検討に当たっては、全ての選択肢を除くものではないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） わかりました。

次に、レファレンスの関連で幾つかお伺いいたします。これは(2)、(3)と一緒にするような形の再質問になるかもしれませんが、その点だけ事前にご了承いただければと思います。

まず、先ほどご答弁でありましたけれども、図書館との連携強化で、今年の7月から市民図書館の検索システムで公文書館の図書も検索できるように準備をしているということでしたけれども、これは予算はどのようになるのかということと、具体的にイメージとしては、図書館に新たに端末を置かれるのか、それとも既存、今ある検索システムの中に公文書館の検索ができるようになるものなのか、こういったものなのか、もう少し具体的に説明をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 検索の関係でございますが、図書館のシステム更新を機にいたしまして、公文書館の蔵書検索も同様に行えるような、そういうふうなことを考えております。エクセルデータを図書館のシステムに取り込むだけでございますので、費用というのは特にかからないということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） もうそれは図書館サイドとは話し合いは進んでいる、当然進んでいるから、ここにこういう形で回答があるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 図書館サイドとは了解をとっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、せっかくですから、図書館の百田課長もお越しですから、少しお伺いしますけれども、図書館の中で結局そういった公文書館のレファレンスといいますか、そういう部分が、事実上図書館の職員の方が窓口というか、図書館で対応した場合にはならないといけないというようなことも理解しますけれども、その具体的な手順といいますか、図書館の職員の方への徹底といいますかね、そういった周知というのは今後進めていって、少なくともレファレンスのことがわからないというようなことがないようにしていただきたいというふうに思うんですけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 今でもいろいろな公文書館についての文書というのは、検索の結果、公文書館のほうをご案内するような状況もございますので、そちらについては、今回のシステムの入替えのときに、たまたま今週の月曜日から図書館が臨時休館に入りまして、今そのシステムの入替えをやっている中で、研修を行っていくというふうにしております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） やはりレファレンス機能という部分を通じて連携といいますか、図書館との連携というのは、市民の方にとっても、資料の提供等を受ける上では大きなメリットが私はあると思います。ですので、庁舎の中で今、公文書館のところと図書館のところとちょっとこちらで何か、ちょっと分かれているといいますか、ああいうちょっと配置の問題もあつたりしますけれども、それが市民の方に不都合が起これないように進めていただきたいなこと、これは要望しておきます。

それで、公文書館の資料提供のあり方、資料の提供という部分について、市長にも1点お伺いしたいことがあります。

やはり冒頭述べましたけれども、図書館のレファレンスにおいて資料がとれなくても、市の公文書館があつて、その中で資料が受け取れる可能性があるというのは、私はこれは公文書館があるというのは、市民の方にとって大きな財産だと思います。

芦刈市長が、これ3月議会の続きになるようで大変恐縮ですけれども、松川の敷地全体についての見解を持っておられるということも施政方針の中では述べられましたけれども、やはりこの公文書館というものを、一つの市民の方への資産として生かしていくような施策というの、今後必要ではないかと思っておりますけれども、市長の率直に申し上げまして公文書館への認

識、今議論も聞かれた上でも結構です。何か思うことがあればお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 回答させていただきます。

説明にありましたように、公文書館というのは市史の編さんのその結果として生まれたものでございます。太宰府市は本当に連綿とわたる長い歴史があり、「太宰府市史」が全13巻、別冊1巻という形で編さんされております。小さな市でこれだけの歴史と文献資料をそろえた市はないということは、やはり太宰府ということが、そういう形で市史にまとめられている。

そしてまた、その過程の中で九州大学の川添先生、今の福岡市博物館の有馬学館長という最高の知的水準の方が「太宰府市史」の編さんに当たっている。市史のPRして申しわけないですが、とりわけ第14巻、別冊の「古都太宰府の展開」というのは、私、バイブルにしております。そういう形で、やはり太宰府の歴史の反映としての市史があり、公文書館があるということでございます。

行っていただいたらわかりますが、本当に歴史的な文書を含めてたくさんの保管室が、事務所と同じぐらいのスペースがあります。それを温度管理、湿度管理して、いろいろな寄贈された資料あるいは収集された資料を保管し、そのいろいろな分野からの分析等々をしまして、毎年公文書館からは館報と、それと公文書館の紀要という形のいろいろな論文の発表があつております。とても非常に興味深いものだというふうに思っております。

筑紫野市に県の公文書館ができておりますが、それよりもいち早く開館しておりますし、そのいきさつに当たっては、太宰府の資料もという話もあったようですが、太宰府は太宰府独自でやはり公文書館をつくり、その中での資料の収集、研究活動をしていくということでもって、恐らく福岡県下では独自の公文書館になっているという位置づけではないかと思っておりますので、いろいろたくさんの市民遺産の調査の過程でも利用されていますし、市民の方にもっともっと、いろいろな活動の中で活用していただきたいというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今、市長が述べられましたけれども、やはり県の公文書館がある中で、市が独自に公文書館を持っている意味というのは、本当、大きいと思えますし、ぜひともこれが市民の方に活用といいますか、もっと認知が広がって、資料提供の部分で図書館と公文書館、うまく市民の方がよりよい利用をできる環境を整備していくために、今後も周知等も含めて努めていただきたいということをお願い申し上げまして、1件目めについては終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 次に、2件目の国民健康保険税及び事業についてご回答申し上げます。

す。

まず、1項目めの平成28年度の決算見通しについてでございますが、歳入総額は88億3,203万2,000円、歳出総額は90億5,386万6,000円となっております。歳入歳出差し引き額、これは実質収支額になりますけれども、2億2,183万4,000円の赤字となっております。前年度より赤字額につきましては4億7,706万4,000円ほど減少しております。これは、平成27年度に続きまして、平成28年度も5億円の法定外繰り入れを行ったことによるものでございます。

ご質問の保険税の引き上げによる決算への影響でございますけれども、平成28年度から国民健康保険税の税率を上げさせていただいたものの、税収といたしましては前年度に比べまして0.02%の伸びにとどまっております。

その原因につきましては、現在分析を進めておりますけれども、被保険者数が昨年度よりもわずかではございますが減少していることも影響しているのではないかと考えております。ただ、そのような中でも、何とか前年度並みの税収を確保できたということは、税率改正によるところも大きいのではないかと考えております。

次に、2項目めの広域化への準備状況についてでございますが、福岡県と市町村で広域化に向けたさまざまな課題を協議いたします国保共同運営準備協議会がございまして、これまで協議会、幹事会、総務部会等を合わせまして二十数回開催をされております。県への納付金でありますとか標準保険料率の算定について、さまざまな協議があつておるところでございます。

これらの協議を踏まえまして、福岡県では今年の夏を目途に、広域化後の市町村ごとに福岡県に支払う国保事業費納付金や標準保険料率の算定方法や県内の事務の標準化、基準の統一化等を示しました福岡県国保運営方針の案を、県の国民健康保険運営協議会に諮ることになっておりまして、同協議会では、現在の予定ですが、11月までに答申を出すところで計画をされているようでございます。

福岡県では、答申に基づきまして正式な運営方針を年内に決定し、県下市町村に対し、1月に納付金、標準保険料率を提示することになっております。これを受けまして、県下市町村につきましては、提示された納付金と標準保険料率をもとに、それぞれの市の運営協議会に諮りながら保険料率を検討することになります。

次に、3項目めの無料低額診療の周知及び調剤薬局への適用についてでございますが、無料低額診療につきましては、社会福祉法第2条第3項第9号に規定する第2種社会福祉事業として位置づけられておりまして、実施する病院等は、事業等を行うことで税制上の優遇措置等が受けられると聞いております。

近隣では、藤井議員がおっしゃいましたように、筑紫野市の済生会二日市病院がございまして、特定の病院のみが行っているということもございまして、太宰府市の広報等による大々的なお知らせ等は特にいたしておりません。このため、市民の方から生活困窮による医療等に関するご相談等があれば、まずは生活支援課のほうにつなぎまして、そちらで対応するように庁内の連携体制をとっておるところでございます。

調剤薬局に対する対応でございますが、医薬分業体制が進んでいる現在、多くの病院では薬につきましては院内では基本的に処方しておらず、病院外の調剤薬局で処方してもらうということがほとんどになってきております。一般的には、藤井議員が先ほどおっしゃいましたように、病院外での薬代に対しましては、この無料低額医療制度は適用されていないことになっております。ただ、済生会二日市病院につきましては、薬剤の院内処方もあわせて行うとの話も伺っておるところでございます。

市としての今後の対応でございますが、まずは国の動向を注視していくとともに、近隣市町を初め県内各市町村の動向等も見ていきたいと考えておりますので、何とぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、決算見通しについてお伺いいたしますけれども、税の前年に比べての伸びが0.02%で、被保険者数が昨年度より減少したということも答弁述べられましたけれども、税の部分で見るとそういった形だったかもしれませんけれども、例えばじゃあ資格証明書の発行の状況ですとか滞納の状況が増えたのか減ったのかとか、そういった点の分析等はされているのでしょうか。税の伸びだけで見れば影響がなかったというような答弁にとれるんですけれども、そういった細部の詳細の分析というのはされておられますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 現在、最終的な分析を行っておるところなんですけれども、条例改正しまして、滞納分等のほうに充当というか、納めることになっておりますので、できるようにしておりますので、滞納分の収納率的には、昨年度よりも0.59%上がっているという状況でございます。それぞれの分析につきましては、決算までに整理をさせていただきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと、確認ですけれども、世帯主の方の滞納に当たって、お子さんがおられる場合、高校生までのところへのきちんと短期保険証の郵送という形は、今まではされていたと思いますけれども、それは引き続きされているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） その分につきましても引き続き行っておりまして、今月その分についての発送もさせていただいているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ぜひ、この後の話にもなりますけれども、運営協議会と諮られるというようなこと、広域化の関連でも再質問予定しておりますけれども、運営協議会に諮られるに当たっては、ぜひそういった部分の資料も当然提供はされていると思いますけれども、その上

で議論のたたき台というのを協議会のほうに示していただきますように要望しておきます。収納率の状況ですとか、滞納がどう増減がっているかとか、そういったところは示して議論に挑んでいただきたいということを要望しておきます。

それと、広域化に向けての状況の中で、先ほど具体的なタイムスケジュールがあって、1月に納付金、標準保険料率を提示することになっており、その後、市の運営協議会に諮りながら、保険料率を検討するというようなことですが、要は県に対して太宰府市のそういった、県が答申を出す前に太宰府市が意見をきちんと言う機会というのは保証されているのでしょうか。

今の答弁を聞く限りだと、県が一定の指針を示した、じゃあそれを受けて、太宰府はその県の示したものに対して運営協議会に諮るというような流れで私は理解してしまって、太宰府市の保険料の状況あるいは国保行政運営の状況等を、県が決定する前に、どこかで意見言う機会が必要なんじゃないかなというふうに思うんですけれども、そういった点が今の広域化の準備状況の中、ご答弁いただいた部分では、私はちょっとどこかにあるのかなという疑問が出てきたんですけれども、その辺は保証されているのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 福岡県の国保共同運営準備協議会につきましては、会議の組織がいろいろありまして、協議会につきましては県から3名、市町村側から9名の計12名で構成されている協議会があるんですが、その下部組織ということで幹事会がございます。この幹事会につきましても、全体的には入れません。その後の拡大幹事会というものがございまして、その中で納付金の設定でありますとか保険料の標準設定について、県下60市町村の国民健康保険の担当課長が出席をして論議をするという場がございます。その中で当然太宰府市の国保の担当課長も出席をさせていただいております、その中で話をさせていただくということになっております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、担当課長には、実情をきちんと正確に伝えていただきますように要望しておきます。

とりわけこの県が示される保険料といいますか、納付金といいますか、県に納める納付金という部分が、事実上もう100%納付が求められるというような仕組みになっているということで、それがもう国保に加入しておられる方の保険料で賄うという部分でいっても、100%それ県に納めないといけないというのは、現在の太宰府市の国保の収納率を見ても、確かに県下で見ると高いところにあります。90%台あるというのは理解していますけれども、100%その納付金を納めるというのは、私はちょっと仕組み上、これは不可能じゃないかというような形で理解しておりますから、結果としてまた保険税が引き上がってしまうんじゃないかというような懸念もありますし、県が100%の納付金が納められなかったら、別の基金があるから、その基金から太宰府市が借入れをして100%になるようにして保険税を納める。だけれども、

その借入れの部分は当然借入れということですから、返還が求められますから、結局それはもう言うてしまえば、国保に加入しておられる方の保険税に返っていくというような、もうそういうような仕組みが目に見えてあるんですけれども、やはり少なくとも平成28年度の決算の中でも保険税の改定行われております。

それと、今年度も介護と後期の部分の支援金の部分等の変更等があって、それに基づいた納付書が今国保の加入の方には通知等が送られているというふうに思いますけれども、事実上、2年連続国保税に対しては増が行われた部分がありますので、さらにこれが広域化によることによって、さらに負担が増えるというようなことになると、国保の滞納が増える、あるいはこの後の3項目めにも関連してくることになりますけれども、そういう市民の方が高い保険税に苦しむというようなことが今でも見受けられているのが、さらに県レベルになることによって、より広がっていくということが懸念いたしますので、その点については十分慎重に対応していただきたいということ、それと運営協議会にその点も踏まえた上でたたき台を示していただきたいというふうに思いますが、その点いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 藤井議員、今まで同様のご質問いただいているところでございまして、市としてもそのような方向性を持って運営協議会に臨みたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 無料低額診療に関しては、生活支援課のほうにつなぐということで、事実上、福祉のほうが対応の窓口になるというような形の答弁で理解しましたけれども、やはりまずその無料低額診療につなぐに当たっての最初のメッセージは、私は国保課のほうでつかまないといけないんじゃないかなと思うんです。国保だけじゃなくて、例えば各種税の滞納状況とか、国保税だけじゃなくて県市民税含めてですね。

そういったものの滞納の状況から見て、その方の健康状態あるいはそういったところを判断した上で、生活支援課のほうにつなぐというのは、やっぱり発見される窓口は国保課であり、税務課であり、そういった日ごろ税の滞納を管理しておられる部署がきちんと把握をして、次に福祉のほうにつないでいくというのが役割だと思いますけれども、今後そういった、今でも当然それはされていると思いますけれども、福祉課につなぐそういった対応もきちんと引き続きしていただく、滞納が例えば、窓口に来られてなくて、滞納が続いているような状況を見たときには、定期的に税のほうから声をかけるというような、滞納をされている方に声をかけるというような、そういう対応も必要になってくるかなと思いますけれども、それについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（友田 浩） 現在その分につきましても、納税課のほうの窓口等で行っております納税相談等がありまして、そういう話があった分については、生活支援課のほうにつなぐように既にやっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） それと1点だけ、無料低額診療の受けるに当たっての何か手続と申しますか、先ほど答弁の中では、実施する医療機関が特定の病院のみが行っているから、市としての積極的なPRはということでしたけれども、例えば無料低額診療を受けたいというようなことになったときに、要は無料低額診療の適用を受ける条件と申しますか、今診療を行っている済生会二日市病院のほうで、何かこういうものを証明を持ってきてくださいというような、そういう手順はどういうふうになっていますか。もうただ病院に行ったときに受診できるような状況じゃないと思います。何らかの証明等が必要なんじゃないかなと思いますけれども、その辺はどういうふうになっていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 先ほど言いましたように、納税相談などとあわせて、今年から生活支援課のほうで家計相談支援事業というのを実施しております。そういった中でいろいろ話を聞く中で、この無料低額診療事業、これの必要があると判断した場合には、要件を確認をいたしまして、生活支援課のほうで医療費減免診療相談券というものを発行するように今しております。

それとあわせて、市町村民税の非課税証明であるとか、そういった必要な書類を、相談に来られた方にはお話をしまして、それを持って病院に行ってくださいと。生活支援課のほうからあらかじめ病院のほうにも、こういう方が来られますということで連絡をするようにしております。

最終的に該当するかどうかというのは、病院のほうの判断になりますけれども、生活支援課のほうでもそういった相談券というのを発行いたしまして、こちらでいいますと二日市済生会ですかね、そちらのほうに行ってくださいような勧奨をしていきたいというふうには思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） じゃあ、あわせてですけども、今まで何らか、市のほうとしてその無料低額診療を利用された方の中で、調剤部分の対応ですね、冒頭壇上で述べました薬代ですね、薬の部分の低額診療の適用にならないから何か困ったとか、そういった相談を受けられた例というのは、これまでありましたか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） これまでこの無料低額診療事業、これにつきまして相談券の交付とかを市のほうではまだやってなかったものですから、そういった詳細については、うちのほうでちょっと把握できない部分がございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員）　じゃあ、ぜひ、これはもう要望しておきますけれども、今後の課題として、無料低額診療の相談券を出したからこれで一安心ということではなくて、その先にもう一步、今の医療システムの中では医薬分業といいますか、そういったところが進んでおって、どうしても調剤、門前といいますか、そういう外部の調剤薬局に頼らないといけないといえますか、必要なことになってきますので、ぜひともそういった部分がどうなのかというのを、今後検証課題として市としても把握に努めていただいて、何か政策的な手だてがとれるんだったら、ぜひとっていただきたいということを要望いたしまして、今回の質問は終わらせていただきます。

○議長（橋本　健議員）　15番藤井雅之議員の一般質問は終わりました。

ここで10時55分まで休憩をいたします。

休憩　午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午前10時55分

○議長（橋本　健議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

14番長谷川公成議員の一般質問を許可します。

〔14番　長谷川公成議員　登壇〕

○14番（長谷川公成議員）　ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました高齢者買い物支援についてお伺いいたします。

今年の3月定例会の代表質問でもこの件に関しては質問させていただきましたが、今回は改めて詳細についてお尋ねいたします。

本市においても高齢化率が年々増加傾向にあり、また山沿いの団地などは急な坂道も多くあります。高齢者の方で、買い物の移動手段として自家用車を利用される方も多いと思いますが、近年、高齢者の交通事故が話題になることも多く、近親者から免許証の返納を促され、仕方なく応じる方々が出てきております。

長年、移動手段として利用していた自家用車と免許証がなくなるということは、これからの生活をどのようにしていくべきか問題になるところです。免許返納者に対しては、今後、早急に公共交通事業者や県等と話し合いの場を設け、割引定期やタクシーチケット等の発行等、免許証返納時の対応を行っていくべきと思います。

さて、話を戻しますが、近年全国各地で高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず都市部においても、高齢者等を中心に食料品の購入や飲食に不便や苦勞を感じる買い物弱者が増えてきており、食料品アクセス問題として社会的な課題になっています。

食料品アクセス問題は、商店街や地域交通、介護、福祉などさまざまな分野が関係する問題であり、地方公共団体の関係部局、民間企業やNPO、地域住民等の多様な関係者と連携、協力しながら、継続的に取り組んでいくことが重要だと考えます。そこで、3項目質問させてい

たきます。

まず1項目め、買い物弱者の実態調査についてですが、中型スーパーが閉店し、多数コンビニ等にさま変わりしているように感じますが、毎日コンビニ弁当ではという声を耳にします。全国には約600万人から700万人の買い物弱者が存在し、年々増加傾向にあると言われております。

そこで、本市においては、生鮮食料品販売店舗までの距離が500m以上で自動車がない高齢者、いわゆる買い物弱者とされる市民の実態調査をされたことがあるのか、お尋ねいたします。また、調査されてあれば、人数等をお示してください。

次に、2項目め、移動スーパーとくし丸の現在の利用状況についてですが、とくし丸については代表質問で行ったとおりですが、現在の利用人数と、44自治会のうち、どれぐらいの自治会で販売を行っておられるのか伺います。

最後に3項目め、今後の周知方法や利用者の見込みについてです。今後はさらに官民連携の強化を図り、市民の生命を守っていく必要があると思います。そのため、高齢者買い物支援について周知方法が大切になってきます。また、将来的には連携が可能な企業には、上限を設け補助金等の支出も考えていく必要があると思いますが、これからの高齢化を考慮した上で、支援制度の利用者の見込み調査を行っていくべきと考えます。今後の周知方法と利用者の見込みをどのようにお考えなのか、見解をお伺いいたします。

以上、1件3項目質問させていただきます。なお、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 高齢者買い物支援についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの買い物弱者の実態調査についてでございますが、本市では、これまで買い物弱者に特化した調査は行っておりませんが、第6期高齢者支援計画策定に伴い平成26年度に実施したニーズ調査におきまして、「日常生活で困難を感じていることはありますか」との設問に対し、その回答として「買い物」と答えた割合が、介護認定を持たない65歳以上の一般高齢者では8.2%、要支援1から2、要介護1から2の認定をお持ちの高齢者では43.0%という結果が出ております。

この結果をもとにいたしまして、平成28年度末の本市の65歳以上の人口1万9,137人から買い物に困難を感じている人数を割り出しますと、要介護3から5の方は全て買い物に困難を感じているとする前提で、その人数は3,138人となり、65歳以上の人口に占める割合といたしましては16.4%になります。

次に、2項目めの移動スーパーとくし丸の現在の利用状況についてでございますが、利用の申し込みをされている世帯が市内全体で約200世帯ということであり、その内訳といたしましては、高齢者世帯が約4割、育児中の世帯が約1割、残りの約5割は一般的な世帯と聞いております。また、移動エリアにつきましては、利用の申し込みをされた世帯を1軒ずつ回っておりますので、現在は44自治会全てというわけではありませんが、利用の申し込みがあれば、市

内全域を回ることになるかと聞いております。

次に、3項目めの今後の周知方法や利用者の申し込みについてでございますが、事業者の話によりますと、現在の約200世帯の利用申し込みでは事業を継続していくことが厳しい状況にあり、販路の拡大が大きな課題であると聞いております。

市といたしましても、チラシを地域包括支援センターや老人福祉センターなどに置くことや、職員が地域の公民館などに出向く行政出前講座でのチラシ配布、また市内のケアマネージャーの情報交換会での紹介など、民間企業による独自の運営ということを考慮しつつ、可能な範囲での協力、支援を行っているのが現状でございます。

市内には、このほかにも一定以上の買い上げ金額に応じて商品を無料で配達するといったサービスを実施しているスーパーやコンビニ、商店などがあります。ご質問の内容にもありましたように、より多くの市民の皆様を知っていただき利用していただくことが、それぞれの事業者がこのようなサービスを継続していくために一番大切であると思っておりますので、今後、事業者などとも協議を重ねながら、買い物支援サービス事業者の周知方法につきまして調査研究していきたいと考えております。

また、利用者の見込み調査につきましては、3年に一度実施しております高齢者支援計画策定に伴うニーズ調査の中で、買い物に関する高齢者の実態や意向等を把握していく予定にしております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ありがとうございます。

まず、この数字なんですけれども、これは何か参考にされてこのようなパーセンテージと人数が出されたのか、お伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 太宰府市の買い物困難者の人数でございますけれども、高齢者支援計画を策定する際にはニーズ調査というのを実施しております。その中でアンケート調査でございますけれども、日常生活の中でどういうことに困ってありますかというような設問がございまして、その中で買い物に困っているというふうに答えた方のパーセント、それを今引用させていただきます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 経済産業省のデータというか、どのようにして計算されたのかというのを見ると、日常の買い物に不便と答えた人の割合と、経済産業省では60歳以上の高齢者数を掛け合わせ、買い物弱者の数を推計したというふうになっているんですね。65歳と60歳、5歳差ですけれども、やっぱりかなり差があると思うんで、今後また策定されるときは、ちょっと年齢も落としながら策定されたいかがかなと思います。

私、いろいろ見ていまして、いろいろ実態調査とか、どうやってこの数字を出したんだろうと最初疑問に思って、今回こういった質問させていただいたわけですが、先ほど言ったように、高齢者等不便に感じているというふうなパーセンテージで、こういった600万人から700万人というふうな、全国にですね、不便に感じている方がいらっしゃるということで、本市、一応3,138人になっていますけれども、5歳下げるともうちょっと増えるのかなと思っています。

また今後、こういった数字等、5歳下げた後にどれぐらいの人数になるのか、そこら辺もぜひとも考慮していただいて、検討していただきたいと思います。

次に、もう2項目めに行くんですが、とくし丸なんですけれども、正直言って余り有名ではないといえますか、テレビ等々で見て、ああ、こういうのがあるんだと思って、前回3月議会のときにこういうのがありますかと聞いたら、ありますよというふうなご回答だったんで、ああ、本市にも回ってあるんだと思ったわけですが、ほかのとくし丸以外にもたくさんの買い物支援があります。例えば本市に大きな、大きなというか、中型スーパーが何店舗かあるんですけれども、例えば五条にある西鉄ストアさんですかね、ああいったところも実際やられています。

市としては、なかなか民間に委ねるときに、行きにくいとは思うんですけれども、しかしやっぱり命がかかる問題ですから、積極的に支援等々を行っていただきたいと思います。今現在でそういったとくし丸さん1件しかないですかね。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） この移動販売といえますもの、太宰府市で営業しておりますのは、今言われましたとくし丸さん。そのほかにも、遠方から時々トラックで移動販売をしてあるという話は聞いてはおります。ただ、市内の業者ではないようでございます。

このほかにも、先ほど言いましたように配達サービス、そういったところをやっている事業者もおりますし、また個人商店などでは、特に昔からございます例えばお米屋さんであるとかお酒屋さん、そういったところは注文に応じて配達をやっていると。そういった個人商店も多数ございますので、そういったところも一応この中には含まれるのではないかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） ほかにコンビニ等々もそういったことをやっているんですね。例えばセブンイレブンとかですね。あと宅配とかというと、レストラン系もやっていますし、結構見たらやっていますので、本市の中にあるそういった民間企業の業者と、何か説明会じゃないんですけれども、そういうのもやっていただくと、遠いところから持ってくるよりも、やっぱり近くから持ってこられるほうが、何か買うほうとしては安心するのかなというふうに思っていますので、何かそういったことも今後お願いしたいと思います。

先ほどご答弁の中で、現在44自治会全てというわけではありませんがというふうなご回答が

あったんですけども、実際どのぐらいの自治会のほうに出向いてあるかわかりますか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 基本的に一軒一軒を回るという形をとっておりますので、どこの自治会ということではございませんけれども、大きな今移動販売車が移動しておりますルート、そういったところを確認いたしますと、大体今30自治会ぐらいのエリアを回っておるようでございます。30自治会といいましても、市内の大半を網羅しているような状況でございます。申し込みがあれば、当然新たにエリアというのはどんどん拡大していくものというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 30自治会回れば、かなり数というか。ただ、残りの14自治会は、例えば近隣にスーパーとかコンビニ等々があるから、そういうところでひよっとしたら賄っているかもしれないですね。はい、ありがとうございます。

こういった買い物支援等々に、とくし丸さんとかやってあるわけですが、そういった今後補助金等々を出す予定はございますか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 事業を実施することに当たりまして、運営自体を支援するというのはなかなか難しいものがあろうかというふうに思っております。この高齢者の買い物支援につきまして、いろいろな施策がホームページ上でも紹介をされておりますけれども、初期投資の支援でございますとか、あと一番多いのは、やはり買い物支援をこういったところがやりますよというのが、そういうのを行政が主体となって市民の皆様にお知らせするというようなサービスが非常に多いようでございます。

そういったところにつきまして、最初の回答でも申し上げましたように、いろいろな形で市民の方にお知らせしていくというところは、やっぱり私どもしっかり取り組まなければならない部分ではないかというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 民間企業でなかなか難しいとは思いますが、やはり食生活は非常に本当に大事なことです。今後何か補助金とか出せたらいいなと思います。2項目めは終わります。

3項目めなんですけど、先ほど補助金は出されていないというふうにおっしゃられたんですけども、補助金や交付金、助成金や、他の地方自治体見ると、かなり出してあるところがあります。福岡県でも十数自治体、そういった協力をとってやっているところあるんですけども、やっぱり今後そういったことも考えながらやっていかないといけないと思うんですね、私は。

国が、例えば平成27年度関係省庁の買い物弱者対策関連事業として、厚生労働省とか798億円、予算額ですね。要支援、要介護状態となることを予防するとともに、こういったことで地域支援事業においてとかというふうな話もあります。

いろいろ省庁、ここは経済産業省なんですけれども、商店街が取り組む地元産品を販売するアンテナショップの設置やとか、そういったものもありますね。中心市街地活性化法に基づきというふうな、そういったふうな国も結構予算をつけているのがあるので、できたら県に要望して、そういった予算を、まずは恐らく県におろしてくるわけでしょうから、それで本市がその予算をちょっとうちというふうな形で支援事業をされたらいいかなと思うんですけれども、このご見解いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（濱本泰裕） 今言われましたようなさまざまなメニューですね、これにつきましては、十分私どもも調査研究はしてまいりたいというふうに思っております。

ただ、こういった営業というんですか、販売事業、こういったものはどうしても事業者のほうと、当然それを利用される方、そちらがきっちりとかみ合わない、なかなか継続して運営ができない。市の支援だけでは、どうしても運営ができないという部分もございます。ですから、やはりより多くの方にいろいろな形で利用していただくというのが大切かと思っております。

先ほどのとくし丸の件でも言いましたけれども、約半数の方が普通の、普通のといいますが、高齢者でもない、子育て中の方でもない一般の世帯、そういった方も利用されているというような現状もございますので、やっぱりより多くの方にお知らせしていく、そういった事業をですね。一人一人の方がやはり、ある意味支えるという意味もやっぱり持っていたきたいというふうには、私どもも思っております。

最初に言いましたように、いろいろなメニューについては、今後しっかりと私どもも勉強していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 2県1道、ちょっと参考例なんですけれども、これは買い物支援になるかどうかかわからないんですけれども、北海道の沼田町とかは65歳以上の方で移動が困難になった方に、ハイヤーチケット、タクシーチケットを支給されたりとか、石川県羽咋市、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯に昼食を配達したり、岡山県倉敷市、商店街が所定の高齢者対策を行う場合、上限100万円として事業経費の3分の1を補助する。こういったこともほかの自治体でやっているんですね。

ですから、本市も、これは本当に高齢化率が上がっていく中で非常に大事なことだと思いますので、今後ご検討されるよう要望しておきます。

最後になりますが、民間企業が確かにやっているということで、市が宣伝するということはやっぱりなかなか難しいとは感じますが、しかしやはり太宰府市民の死活問題となれば、これはやっぱり考える必要があると思います。今後は官民一体となって、市民が安全・安心に生活を送れるために、連携協力しながら行っていただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 14番長谷川公成議員の一般質問は終わりました。

ここで11時25分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時25分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森田正嗣議員の一般質問を許可します。

〔4番 森田正嗣議員 登壇〕

○4番（森田正嗣議員） 議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告をしておりました3件について質問をいたします。

1件目、虚偽文書作成報道についてであります。

平成29年5月25日付西日本新聞朝刊は1面で、「太宰府市虚偽文書づくり監査妨害」「入札めぐり住民請求、国の指針改ざん」の見出しで、総合体育館入札に関する市民団体の住民監査請求に対し、市が入札手続を正当化するため、国の通知を改ざんした答弁書を監査委員に提出していたことがわかったと報じました。当報道の影響は大きく、かなりの太宰府市民が記載記事の信憑性を疑わず、記事内容はひとり歩きしていると推測されます。

他方、芦刈市長は同記事の中で「初めて知った。経緯を検証したい。」として、第三者委員会の設置を表明していますが、平成29年5月31日付の太宰府市監査委員の発表で、「文書が加筆されたことについて」の表題において、「監査委員としては答弁書の中の加筆文によって指針の内容が歪曲されたものではないと判断しています。」との意見表明を受けた後、平成29年6月2日の西日本新聞朝刊において、第三者委員会を設置しない旨、表明しています。文脈の流れからいたしますと、太宰府市監査委員の発表があったから、さきの設置意思を撤回したとも読み取れます。

いずれにせよ、太宰府市としては疑いを払拭しなければならなりません。そこで、市長にお尋ねいたします。

事実関係です。

まず、国指針改ざんと言われておりますが、何をどのように書きかえたのか、端的に説明をお願いします。

次に、監査委員に提出した答弁書において改ざんがなされたとあるが、答弁書は監査委員の判断を左右する地位の文書なのか、それとも単なる参考資料でしょうか。

次に、原典引用形式の文書作成方法としてあるべき姿はどのようなものでしょうか。

次に、釈明方法について伺います。

市長は、25日の記者発表で改ざんの実を初めて知ったとされるが、この文書について決裁印を押印していないのかどうか、確認をいたします。

監査委員の所見は、文書は一般競争入札から指名競争入札への変更に影響を与えていないと

の判断にとどまっております。当該文書の適法・違法について、権威ある第三者の判断がなければ、市民に疑いを残したままになると思います。新聞によって一方的に色づけられた現状をどのように払拭されるつもりかをお尋ねいたします。

2件目、自治基本条例について。

長年にわたる執行部関係各位の努力及び議会議員のご理解をいただき、平成29年3月の第1回定例会において自治基本条例が成立いたしました。この条例は、第1条「目的」にあるように、市民、コミュニティ、議会及び市長等が、互いに理解を深め信頼し合う関係を築き、市民を主体とした自治を推進し、市民福祉の向上を図ることを目的としております。そして、目的の実現に向けた努力義務を随所に予定しております。そこで、これからの実現計画について伺います。

1、まず自治基本条例を具体化する計画、プロセスについてです。自治基本条例は、それ自体は総則的な規定で、具体的ではありません。この精神を生かす具体的な取り組みが必要ですが、市の予定はどうなっているのでしょうか。

次に、担当部課の話でございます。自治基本条例は、市民、議会、市長など、コミュニティと多岐にわたって規定を設けています。しかし、これを取り扱っているのは地域コミュニティ課です。市政全般にわたるべき部局としては、やや違和感を覚えます。所見をお願いいたします。

3件目です。まほろば号の運行について。

湯の谷区、連歌屋区など狭い道路、急な坂道が多い初期開発団地におきましては、地元の強い要望によって、小回りのきくサイズの小さいコミュニティバスが平成23年、連歌屋区は平成24年から運用されてきております。しかし、平成28年までの実績を見ると、乗客数、運賃収入とも下落傾向にあり、運行の条件の一つであった地元自治会の負担金が膨らむ一方にあります。高齢者がますます増え、コミュニティバスの需要が拡大する傾向が見られる中、経費の公平な負担という観点から、コミュニティバスの政策について伺います。

1、採用経緯。湯の谷区・連歌屋区のコミュニティバスは、一体いかなる条件下で始められたのでしょうか。

2、自治会の負担増加と運行経費について。平成28年までの運用実績から、地元自治会の持ち出し額が増えていると考えるが、湯の谷線、連歌屋線の設立年度と平成28年度の実績比較を示してください。

3、利用者負担の運賃比較について。コミュニティバスの乗車賃、これは湯の谷線、連歌屋線ですが、これについて市内まほろば号の乗車賃と比較して提示してください。

4番目、サービス提供の今後の方針について。乗客数の減少原因をどう捉えているのか、今後の方策としてどのようなものを考えているか。

再質問は議員席にて発言させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 改めまして、おはようございます。

1 件目の虚偽文書作成報道についてお答えいたします。

5月25日付西日本新聞の朝刊第1面に記載されていた「太宰府市が虚偽文書づくり監査妨害、入札めぐり住民監査請求において国指針改ざん」との報道がなされました。

まず、国指針改ざんと言われているが、何をどのように書きかえたのかのお尋ねについてお答えいたします。

この件につきましては、住民監査請求の審査の過程で、管財課が監査委員宛てに提出した答弁書に、一般競争入札から指名競争入札に変えた根拠を示しております。この中に「事業に早急に着手できるよう、一般競争入札不調の場合、指名競争入札方式の活用等により事務の効率化に努めることができる。」という文章を記載しておりますが、この中の一文「一般競争入札不調の場合」が、引用元の総務省自治行政局長、国土交通省土地建設産業局長からの文書には存在せず、つけ加えていた形になっております。

次に、監査委員の判断につきましては、正確には監査委員にお尋ねしていただくべきであると考えられますが、市の見解としては、監査委員が多くの設計、入札、契約関係の公文書を法規に準拠しているかどうか確認された結果であり、当該文書は市の見解を求める参考資料に該当するのではないかと考えております。

次に、原点引用形式の文書作成方法としてあるべき姿は、かぎ括弧つきで法令等の原文を、その後に括弧書きで法令等の名称と引用元の条項等を記載するのが一般的であり、今回の場合もこの方法を準用すべきであったと考えております。

次に、当該文書に係る決裁印の押印についてでございますが、私も押印しているところであり、大変申しわけなく思っております。

次に、当該文書の適法・違法については、1、著作権法第32条「引用」、2、刑法第155条の「公文書偽造等」、3、刑法第156条の「虚偽公文書作成等」のほか、地方公務員法、地方自治法など、いずれの法令にも抵触しないと判断しており、このことは市の顧問弁護士にも確認しておるところでございます。ここで、報道された文書は虚偽文書ではないことを、この場で改めて申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

まず、第1点ですね、つまり総務省のほうの通知を変えたこと、変えたといえますか、書かれてあった原文を一部削除されて、一部挿入されたという形式上の問題ですけれども、このことはいわゆるこの文書、いわゆる答弁書を作成する権限のある課の権限の範囲内の話でしょうか、お答えください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 解釈ということにおいて、その解释权というのは当然市にもございま

すし、いろいろな方に解釈する権利があると思います。その文書を解釈した上で、先ほど申し上げましたとおり、それが非常に望ましい姿ではないと。それについてはきちんと是正していく必要があるが、虚偽文書というような形で法令に違反するまでのものではないというようなことでございます。そのことを顧問弁護士に確認したということでございます。市の解釈の上で、望ましくはないが、許容の範囲であるというようなことでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 一般に刑法上で、偽造と虚偽文書の作成というのは全く意味が違うんですね。虚偽文書の作成というのは、作成権限のある方が内容を偽って書くこと、これが虚偽文書の作成です。ところが、原文は総務省通知で、作成者は総務省なんですね。その文書を一方的に中身を変えて挿入したということ、これはむしろ偽造、変造の部類に属するんです。そのあたりのご認識はおありですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） ここで一番先にはっきりしておかなくちゃいけないことは、その文書は、決してそれが一般的に容認されるということではないと、それはもうはっきりしておるところでございます。今後一切そういうことがないように、市は襟を正して、文書の作成についてきちんとした手法にのっとりやっぴかなくちゃいけないということでございます。

先ほどのそれを前提といたしまして、刑法第155条の「公文書偽造等」でございますけれども、まずは結局その原典の文書と一緒に、市の参考資料として市の見解とする答弁書を提出したと。一緒に提出しているわけですが、その原典を修正していれば、それは当然公文書偽造になると。市の権限ではございませんから、出したところは市ではございませんから。そういうふうな解釈でございます、公文書偽造。要するにきちんとした文書も出しているということですね。

あと、虚偽公文書作成等ということでございますが、これにつきましては、結局指針と申しますか、国からの通達文書などでございますが、基本的にこれを内容を読みますと、当該文書のところを読みますと、「入札契約手続の効率化等」というふうにまずは書いてあるわけでございます、表題としてですね。これについてちょっと読ませていただきますと、「入札契約手続の実施に当たっては、透明性、公正性の確保等を図るとともに、事業に早期に着手できるよう、入札公告等の準備行為の前倒しや総合評価落札方式による提出資料の簡素化、指名競争入札方式の活用等により、可能な限り手続に要する時間の短縮に努めるものとする」というふうに書いてあるわけです。

ここが要はこの文言が、一般競争入札で落札者がいなかった、それを設計変更して次の入札に備える場合に該当するかどうかということを考えた場合に、少なくともこれは一般的な入札契約手続の効率化等ということで判断できると思うんですね。そういうふうな適用除外が書いてないわけです。一般的なそういうふうな入札契約における、早く発注することの要請

をされておるわけです。それからすれば、基本的にそういう一般競争入札が不調であった場合においても、それは適用できるというふうな市の判断がまず1つあるわけです。

先ほど申し上げました虚偽公文書作成ですね、それにつきましては、そういう市の判断がある中で、担当者が、そういうふうな実態的な判断がある中で、担当者がそれと全然違うことを書いてないと、それに反することを書いてないということをもって、虚偽公文書作成には当たらないというふうな弁護士の判断でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 形式的には、先ほどから言いましたように、執行部のほうでは原典と一緒に添付しているからということですが、本文の中ではそういう表記はなさらなかったというのは、これは事実ですね。だから、問題は、一般的に添付されている原典まで隅々読んで、この事項は偽造にも変造にも虚偽文書の作成にも当たらないと判断するのが普通なのか、それとも本文を読んで、その文書を見たときに、これを、これはもしかすると変造ではないかと、あるいは偽造ではないかという疑いを持たれるのは、当然にこれは一般にはあり得ることだろうと思います。これが1点ですね。

それから、もう既にお答えをいただいておりますけれども、監査委員のほうのご見解と、独立機関であります監査委員がどういう判断を示されたかというのは、私どもも知る由もありませんし、一応発表の中では、私どもの判断に影響を与えてはいないという意見表明をなされております。

ただ、監査委員が発表されたのは、監査委員のほうの機関としての判断に影響がないということの結論だけでありまして、この文書の違法性とか適法性について一言も触れてないんです。つまり、監査委員の結果が出たからといって、文書の作成の真正やあるいは内容の真正について、クリアになっているという状態ではありません。これは依然として、この問題はここで残っていると思います。

それでは、お尋ねいたします。私は非常に厳しいことを言っているかどうかわかりませんが、先ほど来、いわゆるこういう原典、いわゆる他の部局あるいは国あるいは県が出したマニュアルといいますか、そういう文書を引用されて、その点で当該市では、この点をこういうふうに解釈いたしますという形で、監査委員さんのほうに答弁書をお書きになるというのが筋だと思いますけれども、その点についてはいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほど来申し上げておりますけれども、この部分に関しては非常に今後市も徹底して、きちんとした文書を書くような形で指導してまいらなければならないと考えておるところです。その点につきまして非常にご心配をおかけしたということについては、執行部全体として非常に責任を感じているところでございます。

ただ、先ほど来申し上げましたとおり、公文書偽造、それから虚偽公文書作成等には該当し

ないというようなことをごさいます。それをもって判断しておるところをごさいます。

以上をごさいます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

事実関係につきましては、時間もごさいますので、ここで切り上げさせていただきます、2番目の釈明方法について、先ほど市長は、実を言いますと25日の記者会見で改ざん事実を初めて知ったという意見を出されて、すぐ第三者委員会の設置をという形で踏み込まれておられます。実はこのときに一番疑問だったのは、市長がこの文書について決裁印を押してないんだろうかということですね。当然のことながら、文書について決裁印を押していれば、当然文書についてはご存じだったはずなんです、これはどういうふうに理解すればよろしいんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 決裁印を押しておりますが、その今回関係しております括弧内の文章の原典との照合というのは、しておりません。というのが事実をごさいます。文書作成に当たってのそれぞれのやはり担当者が、しっかりした間違いのない文書をつくらなければいけないというのは間違いのない、そういうことをごさいます、今回挿入、削除があった文書をつくったというのは、やはり文書をつくった直接の責任者あるいはその管理者が文書作成の責任があるわけですが、私自身はそういう原典との照合はしておりませんので、その時点ではそういう事実は知りませんでした。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 今図らずも市長が言っていただきました。市長は本文しか見てないとおっしゃった。本文を見て、事実関係が違うということと言われて、あ、これは大問題だ、恐らくそういうことで、すぐ第三者委員会という話が飛び出たんだろうと思います。

結局今回の問題につきましては、依然として解明されておられないのは、先ほど来から申しましたように、文書が一体全体、この文書そのものの存在が、独立機関である監査委員への応答文書ということで、言うなれば内部文書。いわゆる外部、いわゆる行政処分を行うときの処分理由として表に出したということではないという点では、確かに内部文書をごさいます。したがって、これを独立に偽造あるいは虚偽公文書の作成として論議しなければいけないかという問題では一応あると思います。しかしながら、この問題は依然として不透明で解決されておられません。

それから、実を申しますと、これは監査委員のほうの内部の問題ですから、私どもが外から見ただけで臆測といいますか、推測はできないんですけども、この文書がいわゆる監査委員の監査の判断についてどの程度の影響を与えたのか、このことも実をいうと明らかにされておられません。これは、私どもがどっちかというタッチできない部分だからです。

しかし、これを新聞を読まれた方は、これは私の臆測も入りますけれども、この文書が直線的に監査委員の結論に結びついたのではないかという疑いは持たれていると思います。この問題が、まず依然としてまだ残っております。

当然のことながら、そうなりますと、入札方法が一般競争から指名入札に切りかわったという経緯についても、やはり本当だったんだろうかという疑念は、どうしても残らざるを得ないと思います。

そこで、まずお尋ねですけれども、市長は25日冒頭の第三者委員会の設置ということをおっしゃっていますけれども、これは何を払拭するためにこの第三者委員会を設けるといふように考えられて、記者発表をなさったのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

5月25日に新聞報道されました。早朝からテレビ局、新聞社、かなり来庁されまして、この問題についてどう対応するかということで、11時半から記者会見をするということでいろいろ検討したわけですが、折悪く、5月25日、26日に監査委員の方が監査の研修で糸島に出張されておりまして、監査の方と連絡が、電話では連絡とれたんですが、実際にお会いできないというような事実がありました。

翌日午後、もう市役所から車を走らせ、夕方しか帰ってこれないという監査委員の……。

（4番森田正嗣議員「議長、済みません」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 時間もございませんので、簡潔にお願いできますか。つまり、どの第三者委員会、つまり何を解明するために第三者委員会を設けられたかだけをお答えください。

○議長（橋本 健議員） 簡潔にお願いいたします。

市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな疑問が出てきましたので、そういうことを申し上げましたが、その後いろいろな監査委員のご意見あるいは庁内での議論を踏まえ、第三者委員会をつくらないというふうに決めた次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 正直言って、お答えを伺って、何のために第三者委員会を設けたのか、設けようと発案されたのかがよくわかりません。

先ほど申しておりますとおり、この問題点は3点ございます。文書の問題、それから監査委員がこの答弁書によってどういう判断をされていったのか、これはもうちょっとブラックボックスの話なので、本当はタッチできる問題ではないかもしれません。それから、それと同時に、一般競争入札から指名競争入札へ変わった経緯、この3つが当面の問題になろうかと思っております。

私がなぜこういう質問を強く申し上げるかといいますと、少なくとも新聞紙上においてこの事実が明らかになって、市民はこの見出しで、少なくとも市の実務について非常なマイナスイメージを持たれていると思います。これを回復しなければいけないのは、今、市が取り組まなければいけない最大の問題だろうと思います。その折に、市長はどのような方法でこれをおやりにつもりなのか、それをお答えください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 森田議員さんのおっしゃいますとおり、私たちも大変なショックを受けました。それで、このことの払拭については、内部でいろいろ意見としては出てきておりますけれども、これといった市民にアピールする方法、市は間違いございませんでしたよという方法は、今のところこれといった方法は決め切っておりません。ですから、こういう場で質問のあったときに、きちっと答えていって、ご理解をいただくというようなところでの今のところ考え方でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 副市長のお答えはそれなりに、そういう選択肢もあるのかなと思います。ただ、現在は言うなれば新聞社側の申し立て、あるいは市長とそれから執行部側の主張が、両方とも主張が出されているわけです。ところが、これは証拠をもってどこが事実が確定されたかということ、そういうわけではありません。そうしますと、その主張、当事者がやっている主張を外側から眺めている市民にとっては、一体全体どっちなんですかという話になるかと思えます。そうすると、証拠にかわる何らかの説得的な方法を見つけていただかないと、この問題は市民にとっては、永遠におりみたいに心の中へとどまってしまうと思います。

私もこれ、質問時間がたくさんございませんので、これで今回についての質問は終わらせたいと思いますけれども、ぜひとも市民へのいわゆる疑いを払拭する方法について研究をしていただきまして、市民に発表をお願いしたいと思えます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 回答は市長からということでございますけれども、私から2件目の自治基本条例についてご回答させていただきます。

まず1項目め、自治基本条例を具体化する条例の計画、プロセスについてでございますが、これにつきましては必要に応じて、自治基本条例の趣旨に沿った例規の制定、並びに既存の例規の改正など、例規の整備をそれぞれの担当部署に対し働きかけていきたいというふうに考えてございます。

あわせて、自治のルールであるこの条例の周知を図るため、市のホームページにおいて条文を紹介し、条例の内容や趣旨を市民の皆様にご理解いただくために「自治基本条例の手

引」を作成し、市ホームページに掲載するとともに、広報6月1日号から数回にわたり掲載をいたしまして、さらなる周知を図りたいというふうに考えております。

また、この手引書につきましては、議員の皆様には既に配付をいたしておりますけれども、自治会長の皆様にも配付する予定にしておりますので、市民への普及啓発のご協力をお願いしたいというふうに考えております。

次に、2項目め担当部課につきましては、施行に至るまでは、前の組織、地域健康部地域づくり課で担当いたしておりました。この4月以降からは、機構改革にあわせまして、自治基本条例は市全体にかかわる内容ということから、総務部で所管をするようになりました。窓口といたしましては、制定業務に携わりました地域コミュニティ課が担当し、普及啓発に当たっておるところでございます。なお、条例の運用につきましては、それぞれの担当業務にかかわる各部署で対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

自治基本条例は、壇上で申しましたとおり総則的な規定でございますし、抽象的な規定でございますので、これを具体化する努力規定がそれぞれ自治基本条例に予定されているということで、これは皆様もよくご存じのことだろうと思っております。

ただ、自治基本条例は、恐らく、これは総務部長の所見を伺いたいのですけれども、いわゆるかなり計画的にそれぞれの条例を、単行条例あるいは規定あるいは規則といわれるものを洗い出していないと、一体全体どこに問題があるのかというふうな形のことではできないのではないかと。

でもその意味で、例えばある担当部課に、その所の所管のある条例あるいは規定、それが一体全体いわゆる自治基本条例という観点から眺めた場合に、改めるべきところがあるのだろうか、つまり課題の問題ですね。それから、もしあるとすれば、例えば他市の規則あるいは条例、そういうものと比較検討しながら、太宰府市でも取り入れることが可能な条例に変容していく可能性はないのかどうかというのを、かなり日程的にローリングかけながらやっていると、恐らくこの条例が具体化することはなかろうと思っておりますが、その点はいかがでございましょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 自治基本条例の第2条には、条例の位置づけを掲げさせていただいております。まさに自治基本条例は自治の基本を定めるものでございまして、その基本が軽視されるようなことがあってはならないと。そこで、これを最大限尊重すること、他の条例等との整合性を図ることを規定をいたしております。

議員がおっしゃいますように、自治基本条例とそごがある例規とかがあるのかないのかというような形でございますけれども、現在本市の例規が大体800ちょっとございます。これを全

て一つの担当課で精査というようなことはなかなか困難でございますので、それぞれの例規にかかわる部署に確認を働きかけたいというふうに考えておりますけれども、例規にはさまざまなものがございます、条例、規則、要綱、規定等さまざまありますけれども、こういった例規として整備をしていくのか、また自治基本条例をどのように補完する必要があるのかどうか、それぞれのケースによって考えていかなければならない問題だというふうに認識をいたしております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 大綱、私の考えていることと変わらないと思いますけれども、ぜひとも総務部のほうで音頭をとっていただいて、各部署に、日程的にも計画性を持って、一つ一つ検討されていくというふうな方策をとっていただきたいと思います。

では次に、今回、実をいいますと、このことを言い出すと前の質問と変わらないじゃないかというご批判を受けるかもしれませんが、実をいいますと、この今回の文書の作成の仕方、この文書の作成の仕方というのは、抽象的には恐らくそれにもとになっている書式あるいは方式、そういったものがあるかと思いますが。当然のことながら、もうこれも射程の範囲、規定を改正していかなければいけないというふうな方向で市民は見ていますと思いますけれども、いかがでございましょうか。

また、今回一般競争入札から指名競争入札に変えた入札制度の経緯につきまして、一体全体もっと明確で公平性のある、透明性のある手続というものはどういったものであろうかという形で、自治基本条例から見た場合は変更が要求されるようになるかと思いますが、このあたりについて部長はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 文書事務につきましては、今現在、太宰府市の文書管理規定でありますとか文書事務の手引、こういったものを作成して、それに基づいて処理を行っているようなところでございます。再度、この中身が今の現状にそぐったものになっているかどうかの点検は、行ってはいただかなければならないというふうには考えております。

また、常日ごろから所掌事務に係る関係法令でありますとか例規等を熟知して、市民の皆様から信頼される職員といたしまして、法令遵守意識を持って執務に当たるように、指導の徹底をこれからも図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ぜひお願いをしたいと思います。この基本自治条例を具体化するということについて、総務部が音頭をとって進めていただくことをお願いをいたしまして、この件についてはこれで結構でございます。

それでは、3件目をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） こちら3件目につきましても、回答は市長からということでございますけれども、内容が詳細に及びますので、私のほうから回答させていただきます。

まず1項目め、採用経緯につきましては、湯の谷地域は、まほろば号の運行が困難である狭隘な道路が多く、住民の方々は以前から買い物や通院のための交通手段に苦慮しておられました。

このような状況の中、湯の谷区と湯の谷西区の自治会長を初めとする住民の代表者から、公共交通の運行に関する要望書が提出されたことを受けまして、平成22年3月に両自治会と行政との共同で、湯の谷地域における地域公共交通検討委員会を設立いたしましたし、幾度となく会議を行うとともに、住民説明会も開催してまいりました。

そして、運行方式としては、デマンド方式なども検討いたしましたけれども、自治会との協議の結果、定時定路線での運行方式を採用いたしまして、旅客運送事業者や関係行政機関で組織されます太宰府市地域公共交通会議の答申を経て、平成23年2月に運行開始となりました。

路線開設に当たっては、交通事業者から提案を公募した結果、有限会社太宰府タクシーが導入いたします10人乗り車椅子対応型車両での運行を採用することで、従来のバスでは乗り入れが困難である狭隘な団地内を細やかに運行することが可能となりました。

また、湯の谷地域と同様に交通手段に苦慮しておられた連歌屋地域につきましても、地域住民と協議を重ね、平成24年7月から地域線の運行を開始いたしております。

現在、湯の谷地域線が週3日の月、水、金に運行し、連歌屋地域線が週3日の火、木、土に運行をいたしておるところでございます。

次に、2項目め、自治会の負担増加と運行経費につきましては、湯の谷地域線の運行経費は1便当たり2,800円、乗客が定員9名を超えた場合の追走便が1台当たり570円で算出をいたしております。年間の運行経費は約450万円になります。また、連歌屋地域線の運行経費は1便当たり3,000円で算出をいたしております。年間の運行経費は約350万円になります。

また、自治会の負担としましては、検討委員会における取り決めのとおり、運賃収入が運行経費の25%に満たない場合に、その差額を負担していただいております。

この地域線は、1便当たり5人の乗車を目標に据え、運行を開始したところでございます。当初、この目標は十分達成できるものと見込んでおりましたけれども、実際の利用者は目標を下回り、自治会の負担が増加している現状でございます。

次に、3項目め、利用者負担の運賃比較につきましては、湯の谷地域線の運賃が一律150円、連歌屋地域線の運賃が一律200円でございます。これに対し、まほろば号の運賃は、運行開始当初は180円から200円でしたが、現在は一律100円、また、西鉄の路線バスは、例えば星ヶ丘線の西鉄五条駅から太宰府高校入り口間の運賃は160円から190円となっております。市内を運行するバスでも、運行形態によって運賃が異なっております。

なお、地域線の運行は、地域からの要望を受けて協議を重ね、運行経費から運賃を算出いたしておりますので、まほろば号等の運賃と単純に比較することはできないというふうに考えております。

次に、4項目め、サービス提供の今後のあり方につきましては、まず、乗客数の減少の原因についてでございますが、ここ数年の医療機関や介護施設の無料送迎、並びにスーパーの移動販売といった民間サービスの充実など、社会情勢の変化が上げられます。

しかし、民間サービスはその継続性に不安もあることから、この公共交通を持続可能なものとするために、今後とも地域の皆様と運行経費の抑制並びに利用者増加につながる方策を検討していきたいと考えております。

現在、2カ月に一回、湯の谷、連歌屋両地区ともに、自治会長を初め自治会の役員等で構成いたします地域線公共交通会議を開催いたしまして、地域の皆様のニーズに合った公共交通を構築するため、常に協議を重ねておるところでございます。

それぞれの地域線が、地域の交通手段であり続けるためには、地域の皆様のご協力が何よりも重要であり、より多くの方のご利用が必要です。そこで、自治会の負担を少しでも減らすためにも、利用促進に努めるとともに、広告収入についてもさらなる収入拡大を図る必要があるというふうに考えております。

また、運行形態や便数の見直し等も視野に入れ、運行経費を少しでも抑えるための方策を、地域の皆様並びに運行事業者のご意見を伺いながら、検討いたしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） ありがとうございます。

このコミュニティバスが、地元自治会からの要望として始められた経緯があつて、なかなか運賃設定や自治会の負担ということについては、いろいろ協議がなされてきたわけですけれども、最終的には、例えば平成28年度では、連歌屋区と湯の谷区、それから湯の谷西区で、年間でどれくらいの負担をしておりますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まずは湯の谷地域線でございますけれども、平成28年度合計で、これは平成27年10月から平成28年9月までの部分でございますけれども、湯の谷区、湯の谷西区合わせて10万2,900円、あと連歌屋地域線でいきますと、これは平成28年度、平成27年10月から平成28年9月まででございますけれども、連歌屋区の負担が34万7,000円となっているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） いずれにしても自治会の発案というのは、地域にお住まいの高齢者の方が、いわゆる自分たちの交通手段がないために不便だということで、ある意味では非常に公共性の高いものを、自治会が苦勞してそれをつくって開始したところが、当初予想しなかつ

た結果で乗客数が足りていないと。その結果、自治会に負担金が増加していく形で、負担金が大きく膨らんでいくとなりますと、自治会の運営にとってかなりこれは厳しいことになってくると思いますが、その点はどういうふうにご理解でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） いろいろと当初の見込みよりか乗降客が少ないというようなところで、毎年自治会の負担が増えてきているというような状況でございます。それを一部カバーするということで、広告収入、これは車両内部に企業の広告を提出して収益を得る取り組みでございますけれども、こういったもの等を活用していただきながら、少しでも自治会の負担を抑えていくというような形、それとあと、やはり乗降客をとにかく確保しなければいけない。そこら辺のところの取り組みを、あわせてどういった形で確保していくのかというようなところも含めまして、地域線の公共交通会議等の中で論議していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 問題は、需要がどの程度あるかという話だろうと思います。実は先ほど長谷川議員もちょっとおっしゃっていたものですから、そこにかかってくるんですけども、今地域にいろいろな方が参入をされておられます。もともと平成23年のころの、いわゆるこれが原因になったころは、買い物難民、それから病院難民と言われる方々が交通手段が必要だということで、この方式が採用されたというふうに聞いております。

ところが現在は、いわゆるデイサービスといいますか、そういう系列の関係の車両だけでなく、病院関係もそうですし、それから先ほど来お話がありました注文品を届けるという形、あるいは実際販売車が入り込むという形、いろいろな形で実は入り込んでいるわけですし、総合的にこれらを数字化してどの程度の需要があるかというのは、多分に可能だと思うんですけども、そういう需要算定というのはお考えになったことがおありでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 具体的にそういった算定をしてはおりませんが、今のバスの利用者がほぼ高齢者であるということを鑑みますと、この地域線だけで対応していくのか否か、まほろば号だけで対応していくのか否か、こういったものは高齢者対策としてどうあるべきかということも含めながら、今後検討していかなければならない問題だと、これからの課題だというふうに捉えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 現在進行中の高齢者問題を解決することが、我々の現代社会の大きな共通テーマになっておることはご発言のとおりです。特にこの点についての地域における自治会の役割というのは、大きいものがあると考えております。その意味で、自治会のあり方というもの、その都度目的に沿うように不断に見直す必要があるかと思っております。

つまり、いわゆる今まで補助金だけ交付して、事業をお任せという形でやってこられましたけれども、市のほうも自治会運営についてももう少し具体的に中に入って行って、自治会の需要を掘り起こして、それに見合う形で補助をしていくということが、もう今の時代は必要になってきている、これはもう皆さん認識していらっしゃると思います。

といいますのが、既にもう私どもが自治会長になったときから、コミュニティスクール、防災関係、それから現在では要支援者の1、2の方を地域のほうへ戻されて、その見守り、いろいろな課題を実は自治会は担っております。それをその目的に沿うように自治会を変えていかなければいけないはずですが、その点について、いまだ市のほうの歩みが少し鈍いように私自身は感じております。

いずれにいたしましても、地域社会、特に高齢化社会の問題は、自治会も市もあわせて一緒に解決していくというのが、地域コミュニティあるいは自治基本条例の基本精神でもありますので、ぜひともその点をご協力をお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 4番森田正嗣議員の一般質問は終わりました。

（15番藤井雅之議員「議長、議事進行」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 許可します。

○15番（藤井雅之議員） 先ほど森田議員の質問で、1項目めの質問の際に、市長からご答弁の中で、監査委員が糸島市に出張中であったというようなご発言ありましたけれども、正確には唐津市、県外に出張しております、これは議事録に残る以上、訂正していただく必要があることと思いますので、対応をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 県外です。唐津市に訂正いたします。

○議長（橋本 健議員） 糸島ではなく、唐津市出張だったということですね。唐津市の研修。では、ここで13時15分まで休憩をいたします。

休憩 午後0時19分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番入江寿議員の一般質問を許可します。

〔6番 入江寿議員 登壇〕

○6番（入江 寿議員） 議長より発言の許可をいただきましたので、通告しておりました2件について質問をさせていただきます。

1件目は、児童の安全・安心な通学路の確保について3点お伺いいたします。

子どもは、未来の日本を支える人材であり、子どもは社会の宝です。児童虐待、校内暴力、登下校時の交通事故等が深刻化しています。私たちが解決していかなければならない重要な問

題です。本日は、子どもの登下校時の安全・安心な通学路の確保の観点から質問します。

1点目は、安全・安心の通学路確保の取り組みの現状についてお伺いいたします。

安全・安心の通学路確保は、登下校時の子どもを交通事故から守るためにしなければならない重要な問題です。行政、学校、警察、地域の住民が一体となった取り組みが必要です。

学校では、全生徒を対象に、定められた通学路により、集団登校をするよう指導されています。しかしながら、道路事情により歩道が整備されていない道路、横断歩道がない場所での横断など、危険箇所でありながら通学路にせざるを得ない現実があります。太宰府市における安全・安心の通学路確保の取り組みの現状についてお伺いいたします。

2点目は、安全・安心の通学路確保の今後の取り組みについてお伺いいたします。

多くの市町村では、通学路の安全確保に向けた取り組みがなされています。ある市での取り組みを紹介すると、学校や地元自治会からの要望を受け、行政と所轄警察署などの関係者が合同で現地確認を行った上で、対策内容を検討し、交通安全施設の設置等を実施し、安全な歩行空間の確保がなされています。当然ながら、1年、2年といった短いスパンでは、解決されないことは言うまでもありません。

当該年度の危険箇所の状況、対策要望、対策とその結果がわかり、解決しなかった危険箇所は翌年の取り組みへとつながっています。PDCAサイクルの活用です。危険箇所の写真も添付されています。市が主体となって活動されていることがうかがえます。太宰府市における安全・安心の通学路確保の今後の取り組みについてお伺いいたします。

3点目は、小学校7校区における通学路の危険箇所についてお伺いします。

市では、小学校7校区における通学路の危険箇所について、十分把握されていると思いますが、限られた時間での質問であること、また、私の手元には太宰府小学校校区の分しか持ち合わせていませんので、太宰府小校区の危険箇所優先順位1番であり、いまだ解決されていない通学路危険箇所の、横断歩道がない横断を通学路としている三条公民館前の横断歩道の設置の要望について、その現状と取り組みを時系列にお伺いします。また、なぜ解決されていないか、理由についてもあわせてお伺いします。

2件目は、市職員の接遇マナーについて3点お伺いいたします。

市民の要請は、行政サービスの内容はもちろんのこと、行政サービスを提供する市職員に、親切、丁寧な対応、印象のよい身だしなみや言葉遣いを求めています。

行政サービスを提供するに当たって、接遇マナーの向上は必要不可欠です。正規職員だけでなく、非正規職員の全職員が一丸となって取り組むことにより、市民の信頼を得て満足度を高めることにつながります。

1点目は、市職員の担当業務精通度についてお伺いします。

市民の皆様は、窓口で対応する職員は業務内容に精通している前提で、行政サービスについて相談しています。問い合わせした内容のサービスのみならず、それに付随する問題があれば、その点についても助言してほしいと思っています。手続後、そんな問題があったのなら、

なぜ助言をしてくれなかったのかと思ったのは、私ひとりではないのではないのでしょうか。

一般論ですが、正規職員は定期異動があり、窓口が一番精通しているのは異動がない非正規職員と言われていました。定期異動により配置がえになった正規職員は、異動した課の業務内容等は白紙の状態です。異動時における担当業務研修及び新たに導入された制度等への研修等をどのように実施されているか、また、業務内容のスキルアップを図るため、どのような対策を講じられているか、お伺いいたします。

2点目は、市職員のお客様接遇マナーの現状についてお伺いいたします。

ある市民の方が、窓口を1つ間違えて書類の再発行をお願いしたそうです。対応した窓口担当者は要領を得ず、「こちらの窓口では取り扱えません。」と答え、仕方なしに帰ったそうです。翌日、窓口の間違いに気づき、再び市役所を訪れ、正規の窓口で再発行ができたそうです。その方は、窓口を間違えたのは私の責任ではあるが、前日の担当者のやりとりの最中に、正規の窓口担当者はちらちらと見ていたそうで、なぜこちらの窓口ですよと言わなかったのと憤慨されていました。

また、ある市民の方が相談に訪れた際、担当者と確かに目が合ったが、目を伏せ、「お尋ねします。」と言ったにもかかわらず、目を伏せた担当者は知らないふりをし、ほかの担当者が対応したと憤慨されていました。

どちらの市民の方も、業務が忙しいことはわかっているが、住民サービスをしてやっているというお上意識から、住民サービスをさせていただいているへの意識改革が必要だと言われていました。市職員のお客様接遇マナーの現状をどのように評価されているか、お伺いいたします。

3点目は、市職員の接遇マナーの向上の今後の取り組みについてお伺いします。

太宰府市では、平成17年7月に市職員の人材育成基本方針を定められています。12年前策定されたものです。この目的は、組織は人なりの大原則に基づき、人材育成を図ることを目指すことが目的で、具体的な取り組みは、自己啓発、職場研修、職場外研修、職種やニーズに応じた研修を実施することにより、しなやかな職員を育てる職場としています。すなわち、職員の人材育成をすれば、お客様に満足度を与えるという基本方針と読めます。

私は、人材の資質の向上や担当業務の精通度を高めるいわゆる人材育成と、お客様の接遇マナーの向上は別問題で、車の両輪と捉えています。この2つは、同じウエートで並行して取り組むことにより、お客様の信頼を得て、満足度が高まると思っています。市職員の接遇マナーの向上への今後の取り組みについてお伺いします。

以上で私の質問を終わらせていただきます。再質問等は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 1件目、児童の安全・安心な通学路の確保について、1項目め、取り組みの現状と2項目め、今後の取り組みについては関連がありますので、あわせてご回答させていただきます。

平成24年4月、登校中の児童・生徒の列に自動車が入り込む痛ましい交通事故が発生いたしました。この事故を受け、同年5月、文部科学省、国土交通省、警察庁連名で、通学路の緊急合同点検と安全確保に向けた取り組みを行うよう通達が出されました。

本市におきましては、9月に関係機関と連携して各小学校の通学路の緊急合同点検を実施し、必要な対策についても協議を行いました。この取り組みは、平成25年、平成26年度にも引き続き実施しております。

その後、平成27年5月に福岡県の要請に基づき、現在本市が取り組んでおります通学路交通安全プログラムを策定いたしました。このプログラムは、教育委員会が主催し、筑紫野警察署、那珂県土整備事務所、本市建設課及び防災安全課、PTA代表、小学校校長代表で構成される通学路安全推進会議によって通学路の安全確保を図るものであります。

プログラムの具体的な取り組みについてご説明いたしますと、まずは各小学校が自治会等と協力して危険箇所調査を実施し、優先順位をつけた危険箇所一覧としてまとめ、教育委員会へ提出いたします。次に、通学路安全推進会議を開催し、各小学校から提出された一覧をもとに協議を行い、それぞれの危険箇所をどの機関が所管するのか決定いたします。所管決定後、それぞれの機関は、現地調査を行うなどして対策の実施が可能か検討し、可能であれば当年度中に対策を実施することになります。すぐに対策が実施できない箇所につきましては、今後の方向性や予定等について検討しております。

各機関の対策の実施状況、進捗状況につきましては、年度末に開催される通学路安全推進会議で報告し合い、情報の共有化を図っております。なお、この報告内容につきましては、市のホームページに掲載するとともに、各小学校に伝え、学校運営協議会等を通して地域へも伝えていただくようにしております。

以上のような一連のサイクルを絶やすことなく継続することで、今後も通学路の危険箇所の改善に努めてまいります。

次に、3項目めの小学校7校区における通学路の危険箇所について、太宰府小学校区から出された三条公民館前の横断歩道の設置要望についての現状と取り組みについてお尋ねですので、お答えいたします。

ご指摘の箇所は、県道筑紫野古賀線と三条内山線がT字で接するT字路からほど近い場所になります。子どもたちは県道三条内山線を横断しておりますが、横断歩道はございません。現在、地域のボランティアの方々に子どもたちの見守りを行っていただいている状況です。

この箇所は、平成24年度から危険箇所として上げられており、これまで横断歩道の設置を要望してまいりましたが、筑紫野警察署から、道路形状とまほろば号のバス停の位置等により、横断歩道の設置は難しいとの回答を受けておりました。しかしながら、昨年度の通学路安全推進会議において、筑紫野警察署から、歩道の切り下げ等ができれば、横断歩道の設置は可能との回答をいただきました。

今後は、道路管理者である那珂県土整備事務所、筑紫野警察署、本市建設課と協議を進めな

がら、このT字交差点全体の改善も含め、少しでも子どもたちの安全が確保されるよう、通学路の整備に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。

そうですね、安全・安心な通学路の確保につきまして、その現状と今後の取り組みを質問しましたが、私が予測していたような答弁でおおむね一致しております。果たしてこの取り組みが安全・安心な通学路確保につながるというと、ちょっと不安を感じておりますので、何点かちょっと質問させていただきたいと思っております。

まず1点目ですけれども、済みません、ちょっと先に、一応ネットなんかで調べさせていただきましたこの太宰府市通学路交通プログラムですかね、安全プログラム、これに沿ってちょっと質問させていただきます。

1点目に質問ですけれども、市が平成27年5月に作成されている通学路交通安全プログラムの取り組み方針の部分なんですけれども、これ取り組み方針は案として市のホームページに掲載されております。1枚目をめくっていただいたら、括弧で案と載っているんですけれども、案でない通学路交通プログラムを掲載すべきだと思いますけれども、そのあたりちょっとご答弁願えれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ご指摘いただいているように、ちょっとこれ案というふうに載せておりますが、もう実際にこのプログラムを実施しているような現状でありますので、その辺についてはきちんと誤解がないように掲載していきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） じゃあ、2点目ちょっと質問させていただきます。

通学路交通安全プログラムは、通学路の安全確保に関する取り組み方針とされています。方針とは、物事や計画を実行する上でのおおよその方向です。方針を達成するには、当然取り組む事項にマニュアルが必要ですが、安全プログラムに取り組み方針が約6項目ありますが、それぞれにマニュアルがないと、取り組み方針は絵に描いた餅だと思います。取り組み方針それぞれにマニュアルがあるかどうか、ご答弁願えれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） これはそれぞれに市としてマニュアルは持っておるわけではございませんが、例えば県のほうから「通学路の交通安全の確保に向けた継続的な取り組みの徹底」という、これが実際のプログラムをつくるようなきっかけになった通達でございますが、この中に幾つか、今おっしゃったような、例えば合同点検をする際の留意すべき点とか対策の検討のあり方等、そういったものも載っております。

それともう一つは、平成28年度の文科省の交通安全業務計画というのも、平成28年度分が出

されておりますけれども、市としては持つてはいませんけれども、県と、それからこういった文科省の通知等をもとにして適正に行っているということで、市独自に何かこのプログラムを実施するためのマニュアルではありませんけれども、基本的にこの県と文科省の通知あたりはそのまま生かせるものというふうに考えておりました、これにのっとって行わせていただいております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 何するにしてもマニュアルというのは必要だと思いますが、県とか市のやり方によってされているということであれば、それはそれでよろしいと思います。多少なりともマニュアルを作成するように、ちょっとこれは要望したいと思います。

次、3点目の質問をさせていただきます。

この中のプログラムの中の合同点検の実施時期について、7つの小学校を2つのグループに分けて、安全推進会議のメンバーにより、2年に一回、合同点検を実施するとありますが、7校区ごとに実施するのが効率的と思いますが、なぜ2つのグループに分けられているかちょっと理由がわからないので、そのあたりを答弁願えれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 済みません、本当にこれは大変申しわけないんですけれども、先ほど案ということでご指摘いただきましたけれども、実はこれ策定したときには、今ここに書いてある7つの小学校を2つのグループに分けるといような方向性を一応出したんですよ。

ところが、やはり先ほども言いましたけれども、それぞれの通達に込められている意味を考えたときに、やはり例えば県の先ほど私が申しました通学路の交通安全の確保に向けた、次、継続的な取り組みというのが一つの大事なキーワードだと思っているんですね。

つまりどういうことかという、これ継続的にPDCAサイクル、先ほど議員もご指摘いただきましたけれども、それを1年間で回すということが重要だというふうに考えて、実はここには2つのグループに分けて2年に一回行うように書いておりますが、実は現在、毎年行っているんです。

ですので、先ほどちょっと私も、この案について適正に掲載しなくてはいけないというふうに申しましたけれども、きちんと現在行っている状況を伝えていかないといけないなというふうに思っております。大変申しわけありません。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） そうですか。大体4点目の質問で、この合同点検という形で、何か2年に一回実施すると書いてあったんですけれども、毎年されているんですね。毎年されているのであれば、それはそれでいいです。合同点検の結果については、市民の皆様にお知らせするように、ホームページなんか載せていただければと思っておりますので、そのあたりはどうぞよろしくお願いいたします。

次に、5点目の質問をさせていただきます。

小学校7校区にそれぞれ校区安全対策会議がございます。この対策会議では、毎年4月に通学路周辺における危険箇所の改修及び設置等についての要望書を教育委員会に提出し、各部署等と問題共有し、協議し、その結果を翌年5月に学校に報告されています。そこにはPDCAサイクルというのがございますが、しかしながら、市が策定しておられます通学路交通安全プログラムには、校区安全対策会議について何も触れられてございません。普通に考えれば、市は市で活動する、学校は学校で活動する、それぞれ独立して活動しているのですかと、ちょっとクエスチョンマークがつきます。

市の策定の通学路交通安全プログラムに、校区安全対策会議の活動が上がるべきだと思っております。これが行政が主体となって、学校や警察、地域住民が一体となって、安全・安心な通学路確保の取り組みと言えるのではないのでしょうか。通学路交通安全プログラムの見直しを図る必要があると思いますが、そのあたりちょっとご答弁願えれば。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ご指摘いただいた点なんですけれども、実は交通事故の防止ということ考えたときに、2つあるように思うんですね。1つは、交通安全教育を徹底することがあると思います。もう一つは、子どもたちが安心して通行できるような道路交通環境というんですか、環境を整えていくという2つがあるように思います。

現在、この交通安全プログラムというのは、合同点検を実施して対策を行う、対策の改善、それから充実等を行っていくというもので、実はこれをしているときに、じゃあ最終的にどうなったのかということを見ますと、多分ホームページでごらんになったらわかると思うんですけれども、そこを直接工事等をできないというような箇所については、例えば子どもたちにきちんと安全教育を行うというようなことも載せられているわけですね。

そうすると、そのことを考えると、この交通安全プログラム自体が、環境を整えるという面だけではなくて、やっぱり学校と連携して交通安全教育を徹底してきちんとやっていくというようなところも、視野に入れておかななくてはいけないのだろうと思います。それから、今議員ご指摘のある自治会等との連携も視野に入れて、これをきちんと整理していく必要があると思います。

本プログラムは、先ほどご紹介したとおり平成27年度、平成28年度と2年間やって、少しずついろいろな課題が見えてきたところでもありますので、今ご指摘の点も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。目的は、やっぱり児童が安全・安心な通学路を確保することだと思っております。また、行政が主体とならなければならないことは言うまでもございません。ばらばらに活動しているように見えているような感じなんですけれども、大前提に太宰府市通学路交通安全プログラムがあり、取り組む事項に校区安全対策会議の項目が追加され、それぞれのマニュアルがあり、通学路における危険箇所一覧に対策が講じられ、な

おかつ時系列に年度ごとの要望や対策の取り組みがわかるホームにすべきだと思っておりますので、このような体系的なものにしてくださいるように要望として上げておきたいと思えます。

6点目に入りますが、6点目ですけれども、ちょっとさっきびっくりしちゃったね、回答で。先ほどは個別で、太宰府小学校区通学路危険箇所の優先順位1番の三条公民館の横断歩道の設置についてお伺いしましたが、先ほどの回答には、歩道の切り下げ等ができれば横断歩道の設置は可能と回答されておりましたけれども、済みません、ちょっと歩道の切り下げとは、どういう状況で切り下げられるかをご説明願えれば。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 交通安全といいますか、施設の工事関係等については、都市整備部の建設課のほうで警察と協議しながらさせていただいていますので、私のほうから回答させていただきます。

ここに先ほどの回答の中で歩道の切り下げ等ということで返ささせていただきましたけれども、もう議員がご存じのように、横断歩道を渡るためには、歩道の縁石が高いところについては切り下げをすとか、そういうこともあるんですが、実はこの議員ご指摘の三条公民館前の横断歩道設置につきましては、ちょっと4点ほど課題といいますか、ございまして、1つは、今議員のほうからお話ししました歩道の切り下げ。

それとあと、歩行者だまりといいます、やはり歩道が両方に整備されておけば、歩行者がその横断歩道を渡るときに安全に待つことができると。今の現状を見ますと、もうご存じのとおり内山側といいますか、三条のほうから小学校に行くときに、内山側については歩道が整備されていないものですから、右側の筑紫野古賀線側は歩道が整備されています。ですから、そういういわゆるたまることができる場所がないということも指摘されています。

それともう一点が、バス停がございまして、やはりバス停と横断歩道が近いと、バスがとまったときに、ちょうど私どもの建設課職員が現地を見に行ったときに、バスがとまった、いわゆる追い越して車がスピードを上げて、もうとまらずに追い越すということもございまして、そこに横断歩道があったときに、非常に児童・生徒の安全が確保できないということもあって、バス停の位置と横断歩道の関係をもう少し整理をしてくださいということが3点目です。

もう一点目は、見通しが悪いということで、もう議員もご存じのとおり、三条側から小学校に行くときに、内山側といいますか、ちょうど交差点のところに宝満通りといういわゆるサインがあったり、それとあと民家のところに木がありまして、非常に見通しが悪くなっているという状況がございまして。

ですから、そういう4点の状況を改善等を市のほうで、もちろん太宰府市だけじゃなくて、そこが県道になりますので、県の那珂県土整備事務所、それと地元の自治会なりPTAと協議しながら、もちろんサインが見えにくいというのは、民地のところにございまして、それとか民地の立木というか、大きな木が少し見えにくくなっていますので、そういういろいろな

諸条件をクリアしながらということになりますので、ここには歩道切り下げ等と書いていますが、そういう総合的にといますか、やはり子どもたちの安全を守るためには、例えば横断歩道の位置をもう少しT字路の筑紫野古賀線側に移動するとか、そういうことも含めながら、警察署とも協議をさせていただきながらできたらなということで、今内部でちょっと検討をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） わかりました。ちょっと、そうですね、太宰府市、私は太宰府小学校区しかまだ調べ上げてないんで、よくわからないんですけども、太宰府小学校区で子ども通学に対しては、危険箇所、本当いっぱいあります。ここに上げました三条区だけじゃなく、例えば五条区から来る小学生の子たちも、もう朝の7時ぐらいからバスがばんばん来て、もうあの狭い、狭くはないですけども、いっぱいいっぱい通って行って、そこを子どもがこうやってよけて通っている状況なんで、本当、子どもの安全を確保する上で、何分そういった取り組みですね、早急に取り組んでくださいと言いたいぐらいあるぐらなんで、本当よろしく願いしますとともに、1件目の質問を終わらせていただきたいと思います。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

総務部長。

○総務部長（石田宏二） 次に、2件目の市職員の接遇マナーについてご回答申し上げます。

まず、1項目めの市職員の担当業務精通度についてでございますが、職員が窓口で市民の皆様のご用件をお伺いしたりご相談を受けたりする際には、親切、丁寧な対応を心がけており、日ごろから朝礼や課内会議等を通じ、挨拶の励行や言葉遣い、迅速な事務処理などについて意識を共有しておるところでございます。

そのような中で、議員ご指摘の問い合わせ内容のみならず、それに付随した問題についても助言をしてほしいというご要望については、いかに市民の立場に立って対応ができるか、その方が何を求められておられるのかを察知する力が必要と考えます。そこに業務の精通度もかわってくるのではないかと考えております。

職員はおおむね3年から5年の周期で人事異動を行いますが、異動する職員は後任担当者へ業務の引き継ぎを速やかに行いまして、実績やデータ等を参考に、OJT——オン・ザ・ジョブ・トレーニングですね——の中で経験を積んでまいります。あわせて、県の担当者研修や説明会、業務によっては市町村職員研修所等の専門研修なども受講しながら、スキルアップを図ってっております。

また近年、子ども・子育て支援制度やマイナンバー関連など、新たな制度が導入されておりますが、国の事務説明会への参加、また職員向け説明会の開催、所管課での勉強会などを行いまして、業務を円滑に進められるように取り組んでおります。

次に、2項目めの市職員の接遇マナーの現状についてご回答いたします。

今回上げていただいたような事例があれば、窓口の担当職員が声をかけてご案内をしたり、目が合ったり声をかけられた職員がすぐに対応するのが適切であり、そこに積極的な接遇の意識が不足していたのではないかと考えております。

親切、丁寧であるというのはもちろんのこと、的確で迅速な対応ができるよう、朝礼や課内会議等の場を活用して所属長から指導をするとともに、職員同士の気づきを促すことにより、住民サービスの意識をいま一度徹底させてまいりたいと考えております。

最後に、3項目めの市職員の接遇マナー向上の今後の取り組みについてご回答いたします。

議員がご紹介されました人材育成基本方針は、平成17年に作成したもので、本市の職員育成の基本となるものでございます。この中で、職員階層ごとに求められる能力や管理者の役割、研修制度の充実などを掲げております。接遇マナーについてもうたっているところであります。新規採用職員研修でも必ず接遇研修を実施をいたしております。

今後は、市民意識調査や窓口アンケートのご意見等を反映し、行政サービスや接遇マナー向上について、職員全体の意識改革に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。

そうですね、職員の人材育成基本方針により、職員の仕事に必要な技術を身につけ、レベルアップを図るというご回答をいただいたようです。また、さらなる職員のスキルアップを図られるよう要望したいと思います。

ここからまた一つずつ質問させていただきますけれども、よろしく願いいたします。

まず1点目に、太宰府市職員の人材育成基本方針についてお伺いいたします。

この基本方針は、正規職員のための人材育成基本方針です。策定された平成17年には、非正規職員の比率が少なかった時期だとも思慮します。当時と比べ、現在は非正規職員の比率が大きくなっています。資料があれば、平成17年度と、現在平成29年度の非正規職員との比率をお聞かせください。また、非正規職員に対する人材育成について、どのように取り組まれているかもご答弁願えればと思っております。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 非正規職員と正職員の比率でございますけれども、これにつきましては、平成17年当時から今までどうなっているかというようなご質問でございますが、年度によってばらつきはございますけれども、大体正規職員が6割から7割、非正規職員が3割から4割といったような形での推移をたどっております。ちなみに平成17年度は正規職員が64%、非正規が36%でございました。平成29年で申しますと、正職が63%、非正規が37%となっております。

これについては年度によってばらつきがありますけれども、先ほど申し上げたような比率で

ございまして、非正規の職員の研修をどのように行っているかということでございますけれども、育成の基本は、先ほども申しましたように、各職場におけるOJTとなりますけれども、専門職の嘱託職員等につきましては、職場ごとのスキルアップ研修などの研修費用を予算化をいたしまして、受講をしていただいて、スキルアップに努めていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ありがとうございます。スキルアップには対しては、どんどん向上していただければと思っております。

その中で2点目なんですけれども、スキルアップの代表は資格取得と言われております。この基本方針に、資格の取得については取り扱われておりません。策定から12年を経過しております、非正規職員の人材育成や資格取得等を組み入れた太宰府市職員人材育成基本方針の見直しがちょっと必要じゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 専門職の有資格者は、職種ごとに専門研修等を受講していただいて、スキルアップを図っておりますけれども、事務職でも資格を有する部署等がございます。例えばケースワーカーの社会福祉主事でありますとか、社会教育に携わる社会教育主事、あと上下水道担当部局の水道技術管理者などがそういった形になりますけれども、そういったところに配属となった職員に対しましては、資格取得講座等の受講支援等を、また研修への派遣などを行っているところでございまして、平成17年度につくった人材育成基本方針の改定というようなご質問でございますけれども、大きくは、大きな方向性といいますか、公務員としての求められる姿というのは余り変わらないというふうには思っておるところなんですけれども、社会情勢の変化でありますとか状況によっては、この平成17年につくった人材育成基本方針、マナーアップ等も含めたところで検討していく時期かなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） ちょっとお尋ねしたいんですけれども、職員の方が例えば資格を取られたとします。何でもよろしいんですけれども。そういった方に対して、資格に対して何かちょっと給料を上げてやるとか、そういうのはあるんですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 専門職の資格を取ったからといって、それに見合う給料をアップするとかというようなことはやってございません。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） いろいろな資格があると思うんですけれども、そのあたりも多少考えていただければ、職員の方も多少はその課に、例えば税務課だったら税理士、ちょっと難しいで

すけれどもね。何かこう、もうちょっとスキルアップしていくんじゃないかと思っておりますので、そのあたりもちょっと鑑みていただければと思っております。

そのあたりはさておいて、また次に3つ目の質問させていただきます。お客様接遇マナーの向上についてお伺いたします。

太宰府市職員の人材育成基本方針は、職員の人材育成を主体としています。資質の向上により、しなやかな職員を目指してあります。確かにこれにより接遇マナーを凶れば、市民の皆様に対し一定の満足度を与えることは可能です。しかしながら、身だしなみに清潔感がなく、挨拶がなく、言葉遣いが悪かったら、お客様はどのように接遇マナーを評価されるでしょうか。

私が先ほど太宰府市職員の接遇マナーの例を2点申し上げましたが、これはもうほんの一例でございます。ほかにも接遇マナーの悪さかげんを聞いております。太宰府市のお客様接遇マナーの向上は急務であります。それにはお客様接遇マナーの向上についてマニュアルが必要じゃないでしょうか。

多くの有識者が言っておりますが、接遇マナーの向上は、ご答弁にあったトップダウン方式が接遇マナーの向上には凶りにくく、ボトムアップ方式で全職員の総意で連帯感を持たせ、柔軟に細やかに対応ができるマニュアルの策定が必要だと思っておりますが、これにより職員のモチベーションが高まり、接遇マナーの向上が図られるものと思っておりますが、ボトムアップ方式による策定について何かお考えがあれば、お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 今議員がおっしゃるとおり、接遇の基本は、まずは身だしなみ、挨拶、表情、態度、言葉遣い等、ここら辺ができてないとまずはいけないという、そこから先に、そういうものを身につけた後に窓口対応とか電話対応とか、そういう形に進んでいくのかなというふうには思っております。

今接遇マナー向上のためのマニュアル等の作成というようなことでございますけれども、この接遇マナー向上だけのマニュアルというのは、今現在しかとしたものは持ち合わせておりません。他市もいろいろなところで、接遇マナー向上に関してのマニュアルを職員間等から作り上げてきたというようなところもございますので、そういったところを参考にしながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員。

○6番（入江 寿議員） 今答弁にあったように、接遇マナー、本当、身だしなみとか態度、挨拶、いろいろございます。その中で私、一番、私自身が一番大事なものは何かというと、先に直していただくところ、これ1点はもう挨拶です。

今私、太宰府市役所の中を回ったところで、相手から挨拶される場所というのは1カ所しかないんですよ。それどこか、皆さんご存じじゃないでしょう。これ入り口です。入り口の守衛さんです。すばらしいです。あと入って行きました。たら、女性の方が何人かおられるけれ

ども、小さい声で「おはようございます」「こんにちは」と、それぐらいです。あと2階に歩いていきます。目は合うけれども、誰もしない、そういう状況なんですよ。

だから、挨拶から直すということは全然可能だろうと思いますんで、このあたりは市長みずから音頭をとってもらって、接遇マナーの向上に向けて頑張ってもらいたいと思っています。

最後になりますけれども、ボトムアップ方式、それなりの組織が必要だと思いますが、私自身、インターネットでほかの市のやつをちょっと調べさせていただきました。長野県の上田市に上田市役所接遇マニュアルというのがあって、「いつも「おもてなし」の心を持って」についてちょっと紹介させていただきます。

このマニュアルは、平成22年7月に役所を変えようという委員会が策定されて、市に提言し、市は上田市役所接遇マニュアルとして、接遇向上に向けた取り組みが推進されております。この役所を変えよう委員会は、職員15名で構成されておまして、マニュアル策定に当たっては非常勤10名、市民目線として意見を集約し、検討の上、でき上がったものということです。具体的で感心するほどのできばえだと、私自身ちょっと読ませていただいて、ちょっと分厚かったんですけども読ませていただいたら、すばらしいものと思いました。こういったマニュアルも太宰府市さんでもつくって、接遇マナーの向上に向けて頑張ってもらいたいと思っています。

太宰府市でもボトムアップ方式のお客様接遇マニュアルを策定を再度お願いするとともに、これを要望として、私の一般質問を終わらせていただきます。済みません、ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 6番入江寿議員の一般質問は終わりました。

ここで14時10分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時56分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番塚剛議員の一般質問を許可します。

〔1番 塚剛議員 登壇〕

○1番（塚 剛議員） 議長より許可をいただきましたので、通告に従って1件質問させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

市政運営について伺います。

今年3月議会において、市長より施政方針が示されました。その施政方針の中で述べられていた財政健全化の推進について、本市の財政収支見通しの観点からお伺いします。

本市は、基本構想に基づく第7期実施計画を今年2月に策定され、本年度から平成31年度までの3力年間で施行されています。計画書では、「社会経済情勢や市民ニーズ、事業の優先

度、財政状況などに応じてローリング方式として、毎年度、柔軟に見直し、調整などを行っていきます。」とあります。

しかし、本市の経常収支比率は、毎年90%付近の数値で推移しているのが現状です。この数値の示すところは、財政指標の目安として70%から80%は適正、80%から90%は弾力性をやや欠く、90%から100%は弾力性を欠く、100%以上は硬直化財政と言われていています。この視点から、本市の現状は、硬直化一步手前の弾力性を欠く段階ではないでしょうか。

また、今後の財政運営では、現状から考えると、投資的経費や基金積み立てといった政策的経費に充当できないおそれがあると思います。

市長は、施政方針の中で「少子・高齢化による社会保障費や扶助費の増加、老朽化した公共施設等の維持・更新が見込まれ、厳しい財政運営が強いられることが予測される」と述べられておられます。そこで、今後の財政見通しについて2点お尋ねいたします。

1点目は、本市の財政見通しについて、市長のご認識と今後の方向性をお示しください。

2点目は、この厳しい財政状況の中で、今後の市政をどのように運営をされるのか、市長のビジョンをお示しください。

以上1件について答弁をお願い申し上げます。なお、再質問は質問席にて行います。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ご質問の市政運営についてご回答申し上げます。

まず、1項目めの財政見通しについてであります。本市では第五次太宰府市総合計画におきまして、長期的な将来像を「歴史とみどり豊かな文化のまち」と設定しております。10年後の目指すべき姿として、「生きがいと尊厳を持ち安全で安心して暮らせる福祉と教育のまち」「快適な生活空間と自然とが共生する環境にやさしいまち」「地域の特色と豊かな資源を活かした魅力と活気あふれるまち」の3つをまちづくりの柱に掲げております。さらに、まちづくりの理念として、「協働のまちづくり」「太宰府らしさを活かしたまちづくり」を掲げております。

そのような第五次総合計画に基づき市政運営はされておるわけですが、現状、後期基本計画の段階でございまして、事業を進めております。

また、国や県の補助事業を積極的に活用し、道路、橋梁整備や小・中学校の大規模改造工事などのインフラ整備、教育や福祉、子育て支援事業など、第7期実施計画を策定し、各事業を計画的に実施しているところでございます。

本市の財政状況につきましては、個人住民税や固定資産税などの市税や基金繰入金などの自主財源の歳入に占める割合が約43%に限られ、歳入の半分以上を地方交付税等の依存財源に頼っている状況でございます。

全国の市町村との比較としましては、平成26年度の本市の地方税の順位は、全国1,741自治体中962位であります。人口は403位でありまして、人口の割には地方税が少ない状況となっ

ていることが、統計から見ても明らかであります。このため、早くから職員の適正管理を図り、民間委託の推進など人件費の抑制に努め、事務事業の見直しを図るなど、歳出削減に努めてまいりました。

また、基金残高につきましては、平成27年度末時点におきまして、普通会計分で約45億7,000万円となっております。人口1人当たり基金残高で見ますと、福岡、北九州、久留米の3市を除く県内25市におきましては、本市は24位であるという状況でありまして、今後公共施設整備基金等、今以上に基金を積み立てていかなければならない状況でございます。

財政構造の弾力性を判断するための指標であります経常収支比率につきましては、平成27年度は、国の消費税増税に伴う地方消費税交付金の増加や退職者増に伴う人件費の減少等により、前年度から2.4ポイント改善し87.5%となっております。全国類似団体の91.7%と比較しても低い状況ではあります。

今後、公共施設整備費や扶助費等についても増加が見込まれることから、議員のおっしゃるとおり、今まで以上に厳しい財政状況となり、財政の硬直化を危惧いたしておる次第でございます。

次に、2項目めの市政運営に対するビジョンについてであります。本市におきましては、全体人口は微増しておりますが、30歳代の人口減少が続いていまして、平成27年度個人市民税の納税義務者数においては、平成23年度と比較しまして668人減少している状況でございます。このことから、働く世代が太宰府市に移住・定住できるように、居住や子育て支援、教育等の環境を整えていかなければならないと考えております。

また、財政面におきましては、今後は徹底した経費削減や、自主財源としての税収の確保や、新たな歳入の確保が本市の重要課題であると捉えております。一例としまして、PDCAサイクルによる委託費等の見直しや、また観光客の滞留時間の延長により観光消費額単価を高めることや、古民家等の空き家を創業支援等に活用できるよう民間業者と連携し、提携し、太宰府市総合戦略の「儲けよう太宰府」の具体化を図りたいと考えております。

また、各事業につきましても、限られた予算の中、市民ニーズに沿った事業であるのか、将来にわたる財政状況を見定め、事業計画を立てていくことが必要であると考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ご答弁ありがとうございます。大体想像した以上の回答が戻ってきたというふうに思っております。

最初にちょっとお断りしておきたいんですが、今回財政問題のこの質問を私がさせていただいた理由として、本来、財政の面ですから、予算決算委員会があるわけですから、その時点で質疑を行うところなんですけれども、今回質問した理由の大きな問題点として、昨今の市政運営、特に市長のリーダーシップの動向が余りにも不安定であり、太宰府市議の一人として強く責任を痛感しております。9月決算委員会を前に、ぜひ財政については伺わなければならない

質問項目と私は判断いたしましたので、今回一般質問に上げさせていただいておりますので、よろしくお願いいいたします。

最初に、先ほど市長のほうからご説明あったように、今後はちょっと厳しい状況の中で、それではお聞きいたします。

現状認識ということで市長にお伺いしたいんですが、平成28年度の実質単年度収支は黒字になるのか赤字になる方向性なのか、そのあたり、所管でも結構です、ご答弁いただきたいと思っています。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） お答えいたします。

平成27年度決算の実質収支につきましては、約6億6,000万円の黒字決算となっておりますが、平成30年度に福岡県と共同で国民健康保険事業の運営に移行する関連で、国民健康保険事業特別会計の補填財源として5億円、財政調整資金を取り崩したことなどから、平成27年度の実質単年度収支につきましては、約8,500万円ほどの赤字となっております。

なお、平成28年度の決算につきましては、5月末の出納閉鎖期間も終え、現在決算統計事務を進めているところでございますけれども、昨年と同様に国民健康保険事業特別会計への補填関係もございまして、実質単年度収支においては赤字決算となる見通しでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1番塚剛議員。

○1番（塚 剛議員） ありがとうございます。

市長にちょっとお尋ねしたいんですが、今回、今所管のほうから答弁ありました。実質単年度収支というのは、基本的に幾つかの計算の方法によって出すんですけども、この平成27年度から赤字に転じてきているこの責任はちょっとあると思います。

それで、市長に認識を確認しておきたいと思いますが、本市の実態として、実質収支比率は一般的に3%から5%が適正と言われている中で、本市の平成27年度決算では5.2%なんです。過去5年間で平均でうちの本市の状況を見ますと、6%以上を推移しております。これが現状でございます。

経常収支比率において、私がこういうふうにお聞きしている内容として、なぜこういうことを聞くかといいますと、本市に余分な財源がほとんどない、このことを市長は認識をちゃんとお持ちなのかどうか、それを確認させていただきたくて伺っております。市長のご答弁をお願いいいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先ほども申し上げましたように、いろいろな基金ありましたが、それなりの分を体育館建設にも使ったことがありまして、かなり基金残高と減っているということと、また特殊な事情として、国民健康保険事業への補填もしなければいけないという、何年間かきておりますので、そういう点においてかなり厳しい状況にあるということが、大きな市の財政の

基盤であるということでございますし、さらに投資的な意味での体育館建設の起債、あるいはごじょう保育所の起債等も今年度、あるいはメインとしては来年度から始まるという今の現状があるということは、とても厳しい状況であるというふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） じゃあ、その上で伺いたいんですが、結局その赤字という方向性は、平成27年度、平成28年度もこれ続くわけですね。財政見通しが本当厳しいという、先ほど市長もご答弁されたような状況です。この認識における市政運営をしっかりと運営していただきたい。なぜならば、これは国民や市民の皆様からいただいた貴重な税金を運用する市長の責任ということを考えますと、確かに大きな責任もございますし、これ民間レベルで言わせていただくと、これかなりの重大責任問題にも発展いたします。こういうやっぱり市政運営のあり方の基本的な精神の認識においては、市長はもう少し具体的に持っていただきたい、このように思いまして、質問をさせていただきました。

では、次にちょっと角度を変えまして、今後の財政見通しについてご質問させていただきます。

今年の1月臨時会で提案がありました太宰府市公共施設等総合管理計画では、市の38施設を初め道路、橋梁等、この29年間、経常経費が毎年見込まれていますよね。これは幾ら見込まれるかわかりませんが、数億円規模になるんじゃないかと私は思いますが、この経常経費の対策において、財源確保はどのようにお考えなのか、市長のほうにご答弁があれば伺っておきたいと思いますが、市長のほうの答弁を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今ご指摘のように、太宰府市の公共施設等の総合管理計画での多年度にわたるかなり厳しい見込みというのが、もう具体的に出ているわけでございますし、管理計画での主要な38施設や、老朽した道路、橋梁等の長寿命化計画につきましては、国の補助事業でありますところの学校施設環境改善交付金や社会資本整備交付金などを積極的に活用するとともに、今後予定される事業計画に対応していくため、公共施設整備基金に定期的に積み立てていくことが必要ではないかというふうに考えております。

将来的には、類似施設の統廃合や公共施設の複合化も視野に入れ、公共施設全体の見直しを図ってまいる必要があるのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番塚剛議員。

○1 番（塚 剛議員） 市長、私が聞きたかったのは、確かに計画性の中身については今後精査されると思いますので、私はここではもう言いません。ただ、今後の財政見通しについて、こういう大きな計画が控えている中で、積立金を1億円から2億円か、数字はちょっとわかりませんが、これからつくっていかないといけない。こういう財源確保をきちっと市長の中に計画性としてあるのかどうか、それを聞いておりますので、そのあたりあればお示しください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな形で収入を増やし、経費、出るお金を削るということが基本的な姿勢としてあるわけでございますので、いろいろな形で、やはり先ほど申し上げました働く世代、子育て世代というのが、30代、減っているという現状を踏まえまして、これからのやはりどう常住というか定住人口を増やしていくのか。60歳以上の団塊世代の年金生活に入っていく等々で、市税収入が個人市民税等々減っていくことが予想されるわけですし、そのあたりの定住人口を、やはり私は総合計画、平成23年から平成32年の間の10年間の人口目標が7万2,000人というのを、もう7年で達成しているわけです。

総合計画、総合戦略のもう一回の見直しの中で、どういうふうに私は大きく人口を増やしていけるのかということをしっかり考えないと、具体的な市税収入というのは減っていくというふうに考えておりますので、そこのところはしっかり考えたいということと、いろいろな形での行財政改革というのをもっともっとやりながら、いろいろな形で経費をいろいろな、業者の方に協力をお願いするとか、これが当たり前と思うのではなくて、いろいろな形での削減というのを図っていくというのが大きな課題でございますし、市役所改革と言ったのも、一番そのところがありますので、そういう形で取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 具体的な対策は余り出てこないということで認識しております。

では、それでは先ほど市長も言われたように、具体的な収益事業の一つとして、今回太宰府市の総合戦略の中に「儲けよう太宰府市」というキャッチフレーズの中で具現化された一つの大きな動きとして、本市は今年度から観光推進課を設置された大きな機構改革をされましたね。市長の肝いりで3課3係制係で組まれておりますが、この機構改革は、財政政策、対策の一つとして断行されていると私は理解しておりますが、市長のご答弁をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 先週、古民家再生のセミナーを太宰府館でやらさせていただきました。約200人の方がお集まりいただき、九州運輸局長、観光庁の古民家の再生の担当の課長さん、舟本課長、そしていろいろなところで古民家再生をしている能登の方等来ていただいて、いろいろな先進事例を学んだわけでございます。

地元の商工会の皆さん、天満宮の皆さん、いろいろなビジネスに携わられる方もたくさん集まられまして、非常に画期的なことではなかったかというふうに思っておる次第でございます。たくさんの方が観光を中心にしてのまちづくりの中で、どのような展望を出していくのかという出発点に建てたという意味では、前にしました日本遺産での九博、三輪前館長のお話や、観光立国日本ということで本を書かれておりますデービッド・アトキンソンさんのお話等を含めて、ここ3回のセミナーの中で、一つの大きな方向性は出てきたと思っておりますが、まだその具体化ということには着手できておりませんが、今庁内で一番議論し、何とか実現

しようとしておりますのが、太宰府館を今のままでいいのかということでございます。

いろいろな庁内での議論をしております、具体的に申すと、収入が約500万円、経費が3,000万円かかっているという、こういう構造をそもそも何とかするというか、もっと市民、観光客に向けて発信し、その中で収益が上がるような構造を、今太宰府館のことを申しましたが、一つ一つの中で具体的にやっていく必要があるのではないかとということで、調査研究から、今具体化へという形で、その分を進んでいる次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 市長、端的にご答弁でよろしいですよ。よろしくお願いいたします。

私がなぜこういうことを聞いているかと申しますと、観光事業で財政政策を行おうと市長はされているのかどうかということなんです。本市の課題として、現状として、交通渋滞問題や待機児童問題、そして先ほど一連の問題になりました完全給食問題等について、機構改革が財政的な側面から言わせていただくと整合性がとれてないというふうに私は認識しているんですよ。このあたりでの市長のご見解をちょっとお聞きしたかったんですけども、市長のご答弁を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市政運営というのは、多方面にわたってされなきゃいけないわけです。観光について、私としては先ほど申し上げましたようにいろいろなところに取り組みはいたしますが、それがストレートに収入増という形になっていくのは、もっと時間はかかるだろうというふうに思っておる次第でございます。

今議員ご指摘の渋滞対策や保育園の問題、このあたりについてはまた別の形で取り組んでいく必要があるのではないかなということで、整合性というよりも、それぞれの分野がそれぞれの分野で進みながら、その中でよりよい太宰府を目指していくという形の中で、整合性というのは出てくるのではないかとというふうに考えておりますし、それを取りまとめていくのが、やっぱり大きな方向性としての総合計画ではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） ありがとうございます。市長、ちょっと認識がちょっと私は違います。

社会保障費や、先ほど市長も述べられたように公共施設等整備等、経常的な経費ですね、扶助費も民生費もそうなんですけれども、これから右肩上がりでは上がってきているんです。お金がさっきないという市長もご認識いただいた中で、今本市が捉えないといけない課題、これに対する機構改革に私はこれは反映されてないと私は思っております。

観光施策について、別に観光の3課3係が悪いとかと言っているわけじゃありません。ただ、本当の今回機構改革見てみると、財政的な側面から言わせていただくと、施策対応の機構改革にはされていない、このように私は思っております。

時間がありませんので、続けていきたいと思えます。

直近の財政動向について、先ほど1年来、中学校給食問題でありました部分について市長の見解を求めたいと思うんですけれども、本来私、この給食問題については経費がもっとかかるんじゃないですかという質問上げようと思ったら、議会2日目でこんな資料が出てきました。経費が、初期経費が1億6,000万円ですか、運用経費が1億8,000万円。当初は3,400万円とかという記事が載っていて、5倍ぐらいはね上がったと。これはちょっとお金の性質が違くと私は認識しておりますが。

このように世間は一連の問題で、市長が二転三転されている中で、完全給食一つ取り上げてみても、もう世間や市民の皆様には1回きちっと謝罪をされておかないといけないと思えますが、市長のご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今回といいますか、学校給食法にのっとりた全員給食というのは、費用面で困難と判断しておる次第でございまして、今後については、今のランチサービスを充実させて、希望される全ての生徒の皆さんには提供できるように努めてまいりたいというふうに考えております。また、その中でいろいろな形での要支援の対応もしていきたいというふうに考えております。保護者の皆様方にも、これまでの経緯等を説明してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員。

○1番（堺 剛議員） 私が謝罪してくださいと言っているのは、これだけ世間を騒がせて、市民の皆様には公表する時期や内容変更がころころ変わって、結果、てんまつ、お金がありませんでしたという結果になっているわけですから、このあたりというのは市長として、市長の公約ですからね、公約に対して市長がこの程度で施策というのは進められているんだと、市民の皆様は驚きだと思えます。

この間、先日の傍聴席を見ても、今日もそうです。たくさんの傍聴席の方が来ていただいています。本当にありがたいことだと思えますが、これだけ市民の皆様のニーズが高い中で、こういう問題を一つ一つきちっと精査していかないと、財政的な側面から言わせていただくと、非常に執行部と市長とのコミュニケーションがとれてないのが本当に露呈しているんじゃないかなと思えます。

なぜかという、財源確保もないままに、計画性ばかりが先走りして発表されている経緯を見ますと、執行部とはうまくいっているのかなと、この懸念を私は抱いてなりません。そのあたりの市長のリーダーシップを、今後こういうことがふぐあいがいいようにとっていただきたいと思えますが、市長のご見解を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ガバメントなりリーダーシップなり、しっかり発揮していきたいというふう

に思っております。

また、市民に対する説明責任はありますので、それもあわせて実現していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） これ最後になると思いますが、最後、この1点だけですね。私が一番、今回の財政の質問で一番懸念しているのは、これから先、5年先の本市の財政状況です。今後は、今年度策定中であります観光推進基本計画を初め今後国土強靱化計画、地域交通網形成計画など大きな上位計画が事業支出が見込まれていきます。そういった中で、今後の財政計画の調整額が歳出増加傾向にあると、私はそういうふうに見ています。

今後こういう、先ほど市長も述べられたような公共施設や扶助費の増加歳出が見込まれる中、経常的にかかっている中、新たな計画が上乘せになってくるわけですから、この先5年間、5年先の本市の財政は深刻な事態に陥りかねないと、私は本当心配してお聞きしております。このあたり再度市長の答弁を求めます。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 副市長が答えます。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

今後の財政計画でございますけれども、議員さんのご指摘のとおり、公共施設整備資金や扶助費が増加することは必至な状況でございます。このような状況下でも、将来にわたって継続的に事業を進めていくためには、適正な管理支出を図り、事務事業の見直しはもちろんのこと、事業の廃止や公共施設の統廃合も視野に入れ、計画的な財政運営が必須であると考えます。

また、将来的に人口減少が見込まれる中、個人市民税や固定資産税など税収増につながる施策も展開しながら、本市の自然や歴史を生かしたまちづくり事業を進めることが必要であると考えております。

第7次実施計画における財政計画におきましても、平成30年度が8億円、平成31年度が12億円と財源不足になるという見込みでございます。おっしゃるとおり大変厳しい財政状況であると認識しておりますので、事業の見直し、国、県の補助の確保等を努めて、財政の運営の健全化を図ってまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 予定時間をちょっとオーバーしておりますので、急ぎます。

結論からじゃあ言わせていただきます。市長、今回施政方針を打ち出されて、しっかり運営していただきたいんですが、その施政方針と財政的根拠がないところをしっかりと市民にご説

明いただきたい、これが1点。

それと、扶助費や今後、先ほど副市長が申し上げられた経常的な経費が増加する中で、機構改革というのは、確かに観光事業も問題あると思うんですけども、先ほどから皆さんが言われているように、市長も言われましたけれども、やっぱり町をつくる、大きな成果というのはやっぱりまちづくり、人口増加。人口増加というか、安定した人口を確保していく、これが一番の大きな財源に私はなると思っていますので、そのあたりよろしく願いいたします。

以下、じゃあ最後、要望書を読み上げて、私の質問を終わりたいと思います。

3点ございます。1点目は、市長の役目の一つは、市民の皆様へ、将来の希望が見える具体的なビジョン、構想を示す使命があると思います。これは必ず示してください。市民の皆様へ実現できる公約をお示してください。

2点目、将来に向けて具体的な都市計画、まちづくりをしないと成果は見込めないことを認識して、市政運営をリードしてください。

3点目、市長が変わるたびに計画変更を余儀なくされている現状を考えると、市民の皆様への影響と市政への不利益をこうむりかねないと思います。これは、前回の市長と今回の市長、私がいつも思うんですけども、市長が変わるたびに、また新たに計画がなくなり、計画がまた出てきてという、こういう流れはつくりたくないんですね、市長。しっかりと、なぜならまちづくりというのは短期間で、我々在任期間、議員は4年間しかありません、1期は。これでまちづくりはできません。それで、そのあたりをしっかりと、市長が変わるたびに変更されないような仕組みづくり、この3点を踏まえて、市長の役割と責任を果たしていただくよう強く要望し、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 1番堺剛議員の一般質問は終わりました。

ここで15時まで休憩をいたします。

休憩 午後2時44分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番宮原伸一議員の一般質問を許可します。

〔9番 宮原伸一議員 登壇〕

○9番（宮原伸一議員） 議長の許可をいただきましたので、通告に従い、太宰府市における大規模災害、地震時の対応について、1件4項目質問させていただきます。

まずは、今月3日に、避難所生活体験研修が市役所及びとびうめアリーナで実施されました。参加された職員の皆様、大変お疲れさまでした。私は見学させていただきました。

日ごろからこのような訓練が定期的に行われることが、非常に大事なことだと思っております。いずれは市内各自治区などの参加も呼びかけ、避難所の準備や生活体験し、市民に対する

災害の認識を高めていただくことが肝要ではないでしょうか。

さて、平成28年4月14日に、熊本、大分を大規模地震が襲い、太宰府市では給水支援や物資支援を行いました。1年が過ぎた現在でも、避難所生活をする方や不自由な生活を強いられている方もおられますが、復興は少しずつ進んでいます。私自身も一日も早い復興を願うとともに、引き続き支援協力をしていきたいと思えます。

太宰府市にも、いつ地震が起こるのかわかりません。市内を取り巻く地域環境として、警固断層や宇美断層が残念ながらあります。そこで、以下4項目についてお聞きいたします。

1項目め、現在太宰府市で大規模地震が発生した場合、本市の災害対策本部の設置やマニュアル等の整備計画は、現在どのようになっているのかお伺いいたします。

次に2項目め、大規模地震の際、まず市民はどのように行動してよいのか、またどこに避難して、どのような行動をしてよいのか。公民館なのか、小・中学校なのか、地震であればとりあえず広場に避難するかどうか、具体的にお伺いいたします。

次に3項目め、2項目と関連いたしますが、市内44自治区の地域特性から考えると、市境に位置する自治会など、近隣市の広場や公民館、学校などが近い場合もあります。そのようなときはどのようにしたらよいのか、近隣市との災害時の連携、調整は可能なのか、お伺いいたします。

最後に4項目め、大規模地震の場合、自衛隊、消防、警察、近隣市との連携やマニュアルはあるのか、お伺いいたします。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 太宰府市における大規模災害、地震のときの対応についてお答えいたします。

本市においては、西に警固断層、東に宇美断層が縦断し、特に警固断層においては地震の発生確率が高く、福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書によると、警固断層南東部を震源とする震度6強の地震が発生した場合、太宰府市において死者107名、負傷者数1,417名と大きな被害が想定されています。

地震については、同時に広い地域が被災するおそれがあり、そうした場合、個人の行動、地域の協力が非常に重要になることから、今後とも地震災害に対する備えや避難場所、避難所の周知、訓練など、継続して取り組んでまいります。

また、現在、市役所内部での災害警戒配備体制や災害対策配備体制、さらに関係機関との連携を整えています。熊本地震の教訓から、災害対応に対してさまざまな課題が提起されていますので、今後とも情報収集を行い、太宰府市地域防災計画やマニュアルなどへ反映させ、さらなる減災につなげてまいりたいと考えております。

詳細については担当部長より回答させます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、太宰府市で大規模地震が発生したときの市災害対策本部設置について、マニュアル等の整備はできているのかについてでございますが、太宰府市において大規模地震を初めとする自然災害が発生した際には、職員初動マニュアル、災害対策本部マニュアル、避難勧告等の判断・伝達マニュアル、避難所運営マニュアルに基づき対応することになっております。

また、先日6月3日に地震を想定した災害対策本部運営訓練を職員で実施いたしております。災害対応の確認や、先ほど議員の紹介にもありましたように、とびうめアリーナでの避難者の居住エリア設置訓練を行っております。

次に、避難場所などの避難マニュアルについて、市民への周知は行き届いているのかについてでございますが、市内全戸に配布をいたしておりますハザードマップに避難場所、避難所を地図上に明示するとともに、住所や電話番号等も記載をいたしております。また、災害への備えや避難時の心得も、イラストを使用して記載をいたしておりますところでございます。今年度、このハザードマップについては改定を予定をいたしておりますので、さらに内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

また、地震の大きさによっては、火災や家屋の倒壊などの危険を避けるため、屋外への避難が有効で、避難場所への安全な経路確保も重要になりますので、市民個人で避難場所や経路を確認していただくことや、自治会や自主防災組織での避難場所、経路の確認、避難訓練の実施など、防災講座や広報紙などでも周知をしていきたいというふうに考えております。

次に、近隣市に避難したほうがよい場合の自治体の連携についてでございますが、地震災害においては広い地域が被災するおそれがあることから、市内外に関係なく、危険を避けるため、最寄りの避難場所、避難所に避難される可能性があります。隣接している自治体と具体的な避難についての協議は行っておりませんが、状況によりまして近隣市への受け入れを依頼することとなろうかと思っております。

最後に、自衛隊、消防、警察、近隣市との連携はとれているのかについてでございますが、まず、災害警戒本部、災害対策本部を設置したときに、陸上自衛隊第4後方支援隊衛生隊、筑紫野太宰府消防組合消防本部警防課、筑紫野警察署警備課へ連絡をいたしまして、災害警戒、対応をいただいているところでございます。

また、消防や警察への市民の皆様からの直接の災害情報など、相互間で情報のやりとりを行うようにいたしており、毎年9月1日に実施しております総合防災訓練などを通して、連携の確認を行っているところでございます。

また、近隣市との連携の取り決めは具体的には行っていませんけれども、平成17年4月に県内市町村の同意のもと、災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定を結んでおりまして、被災した県内の市町村の要請により、救援物資の提供、職員の派遣、被災者の一時収容のための施設の提供など、支援を行うようになっております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ご回答ありがとうございます。もし災害が発生した場合に、災害対策本部を設置する際、現在、市の職員さんの市内に住まわれている人数がわかれば教えてください。何人おられて、何人市外かというのをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在、三役を含めまして市職員379人のうち、太宰府市在住が202人、近隣の筑紫野市に44人、大野城市に41人といった状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。結構市外といっても筑紫野と大野城市ですので、対応はすぐにできるかなと思いますけれども、大体対策本部、どうですかね、地震が発生して、大体どれぐらいで設置できると予想されているんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 警報等が出ましたら、即時に参集する要員といたしましては、部長等の幹部職員がすぐに集まるような形になっておりますけれども、実際に地震が起こって職員の参集が時系列にどのような形になるのかというのが、なかなか難しい部分がございます。

特に、地震となりますと、市役所に来るまでの経路が寸断されてあるとか、自動車等では来れない場合もありますので、それは徒歩で、基本的には徒歩での参集というようなことも考えられますので、そこら辺のところは職員の通勤距離などによりまして、現在取り組んでおります業務継続計画BCPの中で、参集状況がどのようになるか検証していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。

次に、災害が発生した場合、各避難所に避難されると思うんですけども、先ほど広場とか公園とか言われましたけれども、各自治体関係には防災無線ですかね、あれがあると思うんですけども、例えば災害が起こると携帯の電話が繋がらないとか連絡方法ができない、そういうとき、広場とかにおられる避難されている方々の連絡体制というのは、どのようにとった方がいいのか考えておられますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 地震発生時になりますと、携帯電話とか電話等が使えなくなる可能性は、議員おっしゃるとおりでございます。コミュニティ無線につきましては、現在市内に96カ所設置しておりますけれども、それは各自治会の公民館あたりでの部分でございまして、小・中学校などの通常地震が起こったときに緊急避難所となるようなところについての連絡というのが、なかなかできていないような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 今防災無線が学校等についてないということでありましたけれども、例えば学校がありようときに災害が起きました、外に行くのは危険だからグラウンドにおらせる、そのときの手段ですよね。公園はあったほうがもちろんいいんですけども、学校や公園に防災無線をつける予定というのはあるんですか、今後。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 現在のところ、学校に防災無線、コミュニティ無線をつけるという計画は、現時点ではございません。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） それは予算の関係とかですかね。必要ないということですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 必要ないということではございませんが、おっしゃいますように財源的な問題等も含めて、今後そこら辺のところは検討していかなければならない問題かというふう  
に捉えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） それは学校とか公園、空き地じゃないですけども、広場等にまた無線をつけていただけることを要望いたします。

次に、44自治会ありますけれども、災害発生したときに、熊本の地震のときも聞いたときに、消防団の方々がかなり活躍されたということを知っています。44自治会にも消防団がない自治会があると思うんですけども、どうしても自分のところというか、自分の地域が先にいってしまうんじゃないかなと思うんですけども、そういう消防団がない自治会に関しましては、どのような対応を考えられているか教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その自治会に消防団がないということではございませんで、それぞれの部がどこの自治会を管轄しているというような部分はございます。

現在、消防団員数は239名おりますので、太宰府市及び管轄行政区における防火の啓発でありますとか消火活動、また地震等の防災活動に従事されておまして、消防団が消火活動でありますとか要救助者の救助活動等には幅広い活動をいたしておまして、本市におきましてはこの消防団の活用を今後も図っていかなければならないと思っておりますので、その消防団員の確保に今後とも努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） その救助活動に対して、例えば車ですね、被災した車が邪魔になって救助ができない、家屋があってできないということで、個人の所有権が発生すると思うんですけ

れども、その辺はどのように対応していくんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 地震等で支障となる車両とか倒壊した家屋とか当然出てくるかとは思いますが、平成26年11月の災害対策基本法の一部改正によりまして、道路管理者は区間を指定して、緊急車両の妨げとなる車両の運転者等に対して移動の命令を出すことができ、運転者の不在時等は、道路管理者みずから車両を移動することができるようになっております。

また、倒壊した家屋が道路の通行に支障がある場合につきましては、過去発生した地震災害を受けまして、道路法第42条第1項で、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つよう維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないよう努めなければならないでありますとか、道路法第68条の第1項によりまして、道路管理者は、道路に関する非常災害のためやむを得ない必要がある場合においては、災害現場において必要な土地を一時使用し、または土石、竹木、その他の物件を使用し、收容し、もしくは処分することができるということが規定されておりますので、それに基づきましては撤去をしていくことは可能であるというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。

続いて、昨年6月にちょっと議員さんから質問があっていたと思うんですけれども、被害者支援システムや国土強靱化地域計画、この辺は市長が答弁で、喫緊の課題ということで取り組んでまいりますということで答弁があっているんですけれども、この辺は進捗状況はどんなふうになっていきますか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） まずは、先ほどもちょっとお話ししました業務継続計画、BCP計画のほうをちょっと先に今作成をいたしているようなところでございまして、国土強靱化地域計画につきましては、今年度は当市において想定される大規模自然災害でありますとか、強靱化の目標、こちらのほうからまずちょっと検討に入ろうかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 済みません、1年たって、今からですか。喫緊というお答えだったんですけれども。今年からですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） その辺のところはちょっと遅れておりますけれども、今年度は先ほど答弁いたしましたように、想定される大規模自然災害、強靱化の目標の検討からまずは進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 市長にお尋ねしますけれども、太宰府市にとって、市民にとって一番大事なのって何と思われませんか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 安心・安全な生活ができることだというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 私は、安全・安心まちづくりはもちろんのこと、やっぱり一人一人の命が一番大事と思うんですよね。やっぱりこういう災害とか風水害に対して、もう少し力を入れていかんと、いつ地震が起こるか分からない状態で、今警固断層の地震が6%と言われていまして、もう本当、今来てもおかしくない、明日来てもおかしくない状態ですので、市長はもうちょっとその辺もやっていただければ助かります。よろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 再度。

市長。

○市長（芦刈 茂） 今までの災害の歴史を見ますと、大体20年か30年に一回ぐらい水害が起こり、市民が亡くなるということが、昭和47年、8年ぐらいのころが1回と、平成15年のころに1回ということで、ずっと大体本当にそういうタイミングで水害が起こっているという事実と、それと警固断層が海側では揺れましたが、この延長したこちらで揺れていないということは、とても大きな可能性があるということと、先ほど言いました県の資料がそういう死者が幾ら、けが人幾らということが出ておりますし、先日初めて地震を発生したときの対策本部立ち上げということの訓練をしたわけですが、その訓練の成果を生かしながら、ありますところの防災の対応についてのいろいろなまとめを生かしていきたいというふうに考えております。

また、そういうことを予想しまして、自衛隊、消防署、消防、警察で、この4市1町で集まる機会が非常に増えております。もし地震があった場合は、太宰府には自衛隊のどこどこから支援に来るということももう決まっておりますし、そういうことで自衛隊等とはかなり話し合い進んでいるということがありますので、今の防災の対応、災害の対応について生かしながらしていきたいと思っております。

また、おっしゃいました人の命が大事だということ、全くそのとおりだと思います。福岡県の市長会をしたときだったと思いますが、益城町の町長が来られました。分厚い防災マニュアルはつくらなきゃいけないけれども、やはり実際に災害が起こったときに一番大事なのは、その地域の人たちのコミュニティがどれだけできているか、向こう三軒両隣の関係といいですか、地域での関係が、本当に地震が起こったときは力を発揮したということ、益城町の町長からも聞いております。

そのあたりも含めて防災のマニュアル、防災計画に反映させながら、具体的なまちづくりというよりも、地域地域での防災対応ということ、市役所と自治会、地域一体となって、もしそういう災害が起こったとき、どういうルートでどこに避難すればいいのかという訓練をやはり重ねておかないと、いざ起こったときにどうしていいかわからない。また、自治会の中で

も、そういうときは誰がリーダーでどう動くというふうな具体的なところまで、私はしていく必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） 今、訓練をされるということで、訓練をして、災害時にどのように動いていいのか訓練をしておけば、またすぐできるのではないかと思います。

それと、今防災安全課というのは1課1係ですね。そのために強靱化計画が遅れているとか、そういうことはないんですか、市長。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 防災関係の業務につきましては、現在防災安全課の防災対策係で対応をいたしているところでございます。防災訓練とかコミュニティ無線など通信関係の業務を、その隣の防犯安全係も一致協力して業務を進めているような状況でございます。

また、災害警戒でありますとか災害対応については、災害対策本部の班等で対応していくということで、職員全員で災害の状況に応じて職員の配備をしていながら対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員。

○9番（宮原伸一議員） ありがとうございます。

あと、避難訓練の際に、さっきの無線ですけれども、自治区によっては資源回収をするマイクとか、結構あれ業務用無線ですので、もうしゃべったり会話ができますよね。避難訓練のときにもそういうのをちょっと練習というか、しておけば、また急に災害が起きても、誰も使い切らんということであると何にもなりませんので、その辺お願いいたします。

あと、最後になりますけれども、阪神・淡路大震災で死亡者が6,435名。そのうち原因の死亡率の8割は、家屋の倒壊による死亡です。昭和56年5月末で建てられた木造家屋については、今補強工事の補助等が出ております。また、淡路大震災から教訓に、また平成12年にも強度の変更があっていると思いますので、そのような補強をして、家屋が崩壊しないように補強工事を皆さんに周知徹底していただいて、一人でも亡くなる方が少なくなるように希望いたします。

ここにちょっと資料があるんですけれども、住宅耐震審査設計見積工事、これは福岡市のほうがやられているみたいなんですけれども、3,000円ぐらいで基礎的なもの、屋根裏的なものを見てもらえるということですので、非常に価格もリーズナブルで、一般の業者じゃないんで、本当に必要なのか、必要じゃないのかというのは言ってもらえると思うんで、こういうのも市としても市民に周知していただいてお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 9番宮原伸一議員の一般質問は終わりました。

ここで15時40分まで休憩をいたします。

休憩 午後3時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後3時40分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番木村彰人議員の一般質問を許可します。

〔3番 木村彰人議員 登壇〕

○3番（木村彰人議員） ただいま議長から一般質問の許可をいただきましたので、通告しておりました建設工事における入札制度について質問いたします。

まず1点目、入札制度とその運用基準についてです。

入札制度の目的は、建設工事の業者選定において、競争性、公正性、経済性、透明性を確保することであり、業者の公平、公正な競争により、品質のよいものをより安く調達するための制度です。

建設工事における入札の方法としては、競争性、公正性、経済性、透明性にすぐれた一般競争入札を原則としつつ、一定の場合には指名競争入札及び随意契約により契約を結ぶことができるのですが、国土交通省においては、そのほとんどの工事において一般競争入札を実施しています。

福岡県においては、5,000万円以上の工事が一般競争入札、未満が指名競争入札です。近隣の春日市は、1億5,000万円以上の工事が一般競争入札であり、さらに1億5,000万円未満5,000万円以上の工事についても試行中です。

このように入札を実施する主体によって制度の運用状況はさまざまですが、徐々に一般競争入札の対象額を引き下げて、一般競争入札を増やしていく流れにあるようです。

そこで、本市の建設工事における入札制度とその運用基準について伺います。

次に2点目、体育複合施設新築工事の入札実施にまつわる課題についてです。

本入札は、平成26年8月に一般競争入札を行い、1回目の入札で不落、同日入札中止を公告しました。そして、改めて設計を変更した上で、10月に指名競争入札を行い落札、業者が決定しました。

この一連の入札経緯において、入札制度の目的である、競争性、公正性、経済性、透明性がしっかり確保されていたのか検証し、そこから見出される課題について伺います。

以上2点お伺いします。再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 建設工事における入札制度についてお答えいたします。

まず、1点目の入札制度とその運用基準についてでございますが、当市では地方自治法及び同法施行令、入札契約に係る規則、要綱などに基づき入札契約事務を執行しております。また、実務上必要な事項については、運用基準等を定め、入札契約事務を執行しているところで

す。

次に、2点目の体育複合施設新築工事の入札実施につきましては、当初は一般競争入札を実施しましたが、結果的に入札不成立となりましたので、設計の見直し後に指名競争入札を行ったものであり、入札の適正性は確保されたと考えております。

なお、詳細につきましては担当部長より回答させます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 詳細につきまして、私のほうから回答させていただきます。

まず、1点目の入札制度とその運用基準につきまして、地方公共団体の契約事務は、地方自治法、地方自治法施行令に基づき、太宰府市の入札契約に係る規則や要綱などを定め事務を執行しているところですが、実際の実務に当たって必要となる詳細な手続や事項について、別に運用基準等を策定し事務を行っております。

なお、条件つき一般競争入札につきましては、現在2億円以上の建設工事を対象として、平成20年度から平成28年度末までに10件の条件つき一般競争入札を実施しており、制度として定着してきました。このため、今年度に試行要領を廃止し、近隣自治体の状況を勘案し、対象額を1億5,000万円として、要綱の制定に向けて事務手続を進めているところです。

次に、2点目の体育複合施設新築工事の入札につきましては、条件つき一般競争入札を実施しましたが、応札額が予定価格を超過し入札会が不成立となりましたので、当時の社会経済情勢を勘案した上で指名競争入札を実施し、6社の応札により落札決定したものであり、入札の適正性は確保されたものと考えております。

今後も、太宰府市における入札契約制度のさらなる適正化を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） まず1点目、入札制度のその運用基準について見ていきたいと思うんですけども、本市の場合は一般競争入札と指名競争入札が行われています。

直近の平成28年度の一般競争入札、指名競争入札の件数なんですけれども、平成28年度は、私ちょっとざっくりですけども数えました。58件、工事関係の入札がありましたが、そのうち2件が一般の競争入札、あと56件が指名競争入札になっています。かなり一方的に指名競争入札が多いんですけども、これについては試行要領の中で2億円以上のものを一般競争入札という形で線を引いていますから、こういう形になったのだと思いますけれども、この指名競争入札が多いというのは、これもうちちょっと何とかならないものかと。

先ほど冒頭言いましたように、競争入札は一般競争入札が原則であるということがありますので、なるべくその一般競争入札を広げる方向でやっていかなきゃいけないと考えています。本市の場合、指名競争入札が多い、この理由についてちょっとお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほど議員おっしゃいましたとおり、2億円ということがございます。それは指名競争入札参加業者指名基準要綱及び太宰府市条件つき一般競争入札試行要領によって現在2億円になっているわけですが、これとやはり本市の工事の発注数と発注規模のバランスによって、やはりこのような状況になっているというようなことがございます。

先ほど申しました1億5,000万円というのは、やはり同じ経済圏ですから、筑紫地区はですね、その中で大野城市、それから那珂川町は1億5,000万円というような形になっております。春日もそうですね。それに基本的に合わせていく必要があろうということで、1億5,000万円にしたと。

2億円に関しましては、やはり当時の社会経済情勢によって、なかなか地元の業者さんも厳しい社会情勢であって、地域の雇用を確保して、それから防災の安全性を確保できるような、そういうふうな業者さんでございますので、そこら辺を加味させていただいて、施工者の地理的、地域的属性に配慮して指名させていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この56件の指名競争入札なんですけれども、落札率を見てみると、56件中32件が96%から99%の落札率になっています。かなり高い落札率で高どまりしているんですけれども、大体55%以上が96%から99%で高どまりの落札なんですけれども、一般競争も指名競争も一緒に、先ほど言いましたとおり競争性ですね、公正性、経済性、透明性というのが非常に重要だと思っています。

その中でも、この高どまりの落札率というのは、それこそ経済性もそうですけれども、競争性、公正性というところから、もうちょっと競争の原理が働いてもいいんじゃないか、逆に働くべきではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 入札はやはりいろいろな地域条件によって、自治体によってももうほとんどばらばらのような状況でございます。予定価格を公表しているところもありますし、公表してないところもあります。本市の場合は、一貫してそういうふうなのは公表しないというようなことをうたっております。

この入札率という問題につきましては、確かにそういうふうな議論もあるかと思えます。今後とも十分にそこら辺については改善の余地があるのであれば、やはりどのような状態になっているかということを確認した上で改善していきたいと思いますが、基本的に、国土交通省等もそうですけれども、担い手が特にいないというような状況もあって、そこら辺の歩切り等ですね、本市もやっていた経緯がございますけれども、そこら辺については厳格に注意されているような状況でございます。

だから、この落札率だけをもってそれが適正かどうかというのは、ちょっと疑問があるのかなど、そういうふうを考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） もうちょっと具体的に言いますと、今のところ一般競争入札のボーダーが2億円以上の工事ということで、それを近いうちに1億5,000万円に見直すという方向で進みますということですが、できれば一般競争入札の1億5,000万円というのは、もうちょっと踏み込んで広げることができないものかと思っています。

というのは、近隣の3市ですね、春日市、大野城市、筑紫野市を見ますと、春日市のほうが今のところ1億5,000万円が一般競争入札と指名競争入札の境になっていますけれども、それを今試行中で、1億5,000万円未満5,000万円以上についても一般競争入札を試行していていますよということです。筑紫野市においては、5,000万円以上が一般競争入札というふうになっていますので、今回試行要領を見直して要綱に変えるというこのタイミングで、それこそもう近隣3市の一番先に行く5,000万円というところが視野に入るのかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 議員おっしゃるとおり、一般競争入札というのがやはり一番好ましいというのは、それは間違いないことであると思います。

ただ、それぞれに利点、それからそうじゃない、利点じゃない点ですね、いいところと悪いところがあって、やはり一般競争入札という形になりますと、非常に事務手続が煩雑になって、非常に長くなってくるといような状況もございます。そういうふうなことで、我々はなるべく少人数で頑張っているような状況がございますし、基本的に先ほど申し上げました近隣市とやはり歩調を合わせるということは、やはり地域の一つの経済の中で、そこだけが特異な状況になるということも非常に問題もございます。発注の仕方もやはり近隣並みにという形で、まずはそれをさせていただいて、状況を見ながら、さらに改善を進めていくという形になるかと思えます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 今のところボーダーが2億円なんですけれども、それで年間、平成28年度はたまたまでしょうけれども、一般競争入札が2件でありましたと。近いところで1億5,000万円に引き下げるとして、一般競争入札が大体何件ぐらい増えるというふうな見込みでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） ちょっと今のところ、まだ把握できてないような状況でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 一般競争入札の工事が増えるということは、それこそ指名競争入札で太宰府市内の業者さんが今のところある程度守られているような感じがしますが、一般競争入札が増えるということは、太宰府市内の業者さんにとってもチャンスが広がる、やる気のある業者さんのチャンスが広がるという側面もあると思いますので、ぜひとも徐々に広げてほしいと思います。

引き続き、この一般競争入札ちょっとまた見ていきたいんですけども、一般競争入札の入札回数ですよね。今のところ一般競争入札は試行要領という形で、それが基準になっていますけれども、その中には入札の回数を書いてないんですよ。この回数についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 最近はいろいろな、特に震災を受けたところというのは、一般競争入札のときにも即時入札が可能なような要綱等をつくってあるところもございます。ただ、まだ基本はやはり、郵送でいろいろ入札書とか関係書類を送ってきていただいて、後日開封して入札をするというような状況が今のところ一般的ということで、現在においても基本的には1回こっきりというような形でやらせていただいていると。

ただ、それにつきましても、なるべくその先進自治体を調べさせていただいて、可能であれば、どういうふうな形になるかわかりませんが、今後考えていきたいというふうには考えております。

ただ、状況として、やはり今の状況としては、一般競争入札は大体1回こっきり、再入札のときは、やはり時間をとって、再公告して入札というのが標準であるというふうを考えているところです。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 先ほど理事のほうからもありました。一般競争入札は非常に事務手続が大変だという。結構公告もありますので時間をかけた結果、1回だけの入函だけで不落、中止という形になると、非常に私ももったいないと思います。

今一番ネックになっているのが、一般競争入札は郵便入札ですよね。郵便で入札の札を送って、それを改札するという形になっていると思うんですけども、これについては再度入札、郵便入札の再度入札ということは考えられませんかでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 郵便でも、例えば委任状を持って入札の権限を持った方が立会人として来ていただければ、再度入札というのは可能なのかなと。ただ、あくまでもこれが標準的なものじゃなくて、そういうふうな形で考えてあるところもあるというふうなところがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、自治体によっては郵便入札で再度入札をやっているところがあります。地方自治法施行令のほうにも、再度入札できると書いてあります。でも、直ちにということが書いてあるんですね。直ちにというのをどういうふうに解釈するかですね。

それこそ電子入札だと直ちに2つ目の入札ができるんですけども、郵便だとちょっと時間があいてしまうというところで、非常にちょっとひっかかる場所かもしれませんけれども、本市も郵便入札ですけども、郵便入札においても再度入札、2つ目の札を入れるという形で、せっかく時間かけて一般競争入札の公告をして入札まで持ってきたのであれば、再度入札というのを考えてもいいんじゃないかと思います。

今ちょっと電子入札という話をしました。これについては本市どういうふうに考えていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 大体年間300万円ぐらいの経費がかかるということみたいでございませう。それをどう見るかということですね。先ほど議員おっしゃった再度入札の件を、現行のやり方で再度入札というのを考えたほうがどちらかというといいのかなと、300万円よりですね。そういうふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 電子入札というお話させていただいたのは、この近隣、筑紫郡のエリアの近隣4市を見ても、どこでも電子入札やってないです。福岡都市圏の10市、中部10市見ても、電子入札してないんですよ。しているところは福岡県と福岡市、北九州市だけなんですけれども、電子入札に取り組んでないんですけども、ちなみに我が太宰府市と友好都市であります中津市は電子入札をしてあるんですよ。

でも、それはちょっと中津市独自でシステムを入れたわけじゃなくて、大分県の電子入札の共同システムというものに加盟している形ですね。大分県は県が音頭をとって中心になって、自治体に電子入札を促すと。そこに加盟すれば、費用分担してやるというシステムでやっています。鹿児島県もそうですね。熊本県も一部そうです。

福岡県という形では、今そういう状況ではないんですけども、ぜひこれは本市だけじゃなくて、筑紫地区4市及び福岡都市圏10市一緒になって、福岡県に働きかけるというのはどうかなと思うんですけども、そうすれば1市だけの負担でシステム入れる必要もなくて、それこそ良好なシステムで、それこそ中部10市、それに加盟すれば電子入札できると。電子入札ができれば、それこそもう一般競争入札の再度入札というのも、非常に視野に入ってくるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 機会があれば、そういうふうな申し出もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひお願いします。この一般競争入札に関してのことなんですけれども、一般競争入札が、それこそ総合体育館の入札でも1回の入札で不落になって、入札中止となりましたけれども、それ以降も一般競争入札があるわけですが、普通に考えて本市の考えてとして、一般競争入札が1回の入札で不落になった場合の、後の取り扱いをしっかりとっておきたいと思うんですけれども、その後業者を決めなきゃいけません。どういうふうにその後取り扱うのが一番適切でしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） まず、総合体育館の関係でございますけれども、基本的に総合体育館のときは、非常に通常のととは違う社会的、経済的な条件があったということでございます。先ほど来、いろいろご指摘をいただいている文書があるわけでございますけれども、基本的に公共工事の円滑な施工確保についてということで、その中で、これは経済対策として政府のほうから、好循環実現のための経済対策というような形で、前倒しでその事業、工事を実施してきたというような要因があるわけでございます。

前倒しは何でいいかといいますと、要するに政府の経済対策に合わせてやるということにおきまして、非常に有利な起債制度、補助裏の半分が交付税として返ってくるというような起債制度でございます。要はそういうふうなことに乗っかってやった事業なんですよ。それで、1回目に指名競争入札を実施したというような経緯がございまして、そのときに非常に大きな設計額との乖離があったということで、基本的にこれはやはり我々が想定した以上に、事業的に逼迫しているような状況であったということが想定されたわけです。

ただ、言ったように補助の対策としてそういうふうな経済対策をいただいている。経済政策としては早く発注しなくちゃいけない。そういう問題と申しますか、そういう課題を考えたときに、それで、なら再入札としてまた時間をとってやっていくのか、それがベストなのか、それとも、これは地方自治法できちんとできるようになっている指名競争入札ですから、それなのとってやっていくのか。

その文書も、先ほど来の文書ですけれども、結局ここに載っているのは、よく考えてみると、それとは別に発注ロットの大型化、なるべく集約してやりなさいよというようなこともやはり書いてあるわけです。それで、指名競争入札も活用してくださいというようなことも書いてあるわけです。

これは地方自治法上、施行令の中に競争、大体一般競争入札が基準となるわけでございますけれども、それによりがたい場合は、きちんと理由があれば指名競争入札もできますよと、まさにそういうふうな条項の文書があるわけですが、それを基本的に意識しているというような形にもとれないことはない。そのような状況のもとに、地方自治法に基づいて指名競争入札をやった。なおかつ、分割発注についても、発注ロットの大型化という形で、今回は最終

的にはまとめさせていただいたというような形で発注した次第でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 2点の質問のほうにかなり入ってしまいましたんで、ちょっとそっこのほうはちょっと先でお聞きするとしまして、今のところ入札制度とその運用基準ということで、そっこのほうからちょっと片づけていこうと思います。

入札制度改革としては、一般競争入札の対象額の引き下げ、今回2億円から1億5,000円ほかに引き下げていく予定であるということをお伺いしました。それと、電子入札についても、機会があれば提案していきたいというふうなお話を伺いました。

入札制度改革としては、この入札契約の情報発信というのが非常に重要だと思うんですけども、こちらについてはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 入札契約の情報発信ということですか。情報発信しなければ、基本的にその業者さんというのは集まっていけないというような形に、特に一般競争入札の場合にはですね。ただ、その一般競争入札の……。

○議長（橋本 健議員） ちょっと趣旨が違いますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ちょっと私の説明が悪かったですね。情報発信というのは、入札結果ですよ。どういう形で入札の経緯があって、どういう形で、予定額と、どういう形で落札率とか、どういう形で落札したかという、そういう事後の情報発信。それで、もうちょっと言うならば、指名競争入札であれば、指名競争入札、指名した理由ですね。これをホームページに載せている市町村もでございます。そういう透明性というところから、情報発信が必要だと思います。そういう趣旨です。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） ここ数年にわたって、遅ればせながら、ある一定の情報は公開してきているような状況でございます。木村議員おっしゃるようなことについても、今後どのような情報発信ができるか、ちょっと考えていきたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） はい、わかりました。引き続き入札制度改革、本市の、についてですけども、入札制度改革、私が思いつくもう一つが、入札監視委員会というのをつくったらどうかと思うんですね。それこそ入札から契約に至るまでの経緯をチェックすると。その中で、また制度的に見直す部分があったら、それを助言するというような組織なんですけれども、特に珍しい組織ではなくて、ちなみにこの近くだと古賀市がこの入札監視委員会を導入していらっしゃるみたいです。これについては本市どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 近隣の4市1町については、まだ導入されていないような状況でございます。大体一般の市町村では、9割、8割の市町村がまだ導入されていないような状況でございます。状況を勘案しながら、またそれについても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） ぜひ検討していただきたいんですけども、やっぱり近隣の筑紫地区4市ですね、それが気になる場所ですけども、本市ですね、横並びじゃなくて、ぜひ入札制度改革のトップリーダー担っていただきたいと思っております。

次、2点目ですね。体育複合施設新築工事の入札実施にまつわる課題についてのほうなんですけれども、先ほどのご回答、市長と理事のご回答を聞きましたけれども、その課題というところが述べられていなかったと思うんですね。先ほどのご回答でいうと、それこそ入札は適正に行われたというご報告のような気がします。そこから何を学んだのか、逆に課題は何かということをお聞きしたかったんですけども、これはやりとりしている中で一緒に考えていきたいと思っております。

まず1点目なんですけれども、分離発注しなかった理由は何ですかということなんですけれども、これはそれこそ3年前、平成26年11月の臨時議会で神武議員が質問しています。何で分離発注しなかったんですかと。建築本体と電気と機械設備ですね。通常だったら、これだけの大きな工事になりますと、分離発注するんじゃないかと私も思っていました。

いい比較例としては、春日の体育館が非常に参考になると思っております。春日市の体育館が、本市の体育複合施設の約1年前に、それこそ契約、着工しておりますけれども、こちらのほうは我々の体育館よりも金額大きいです。52億円ぐらいあるんですけども、それを建築と電気、機械に分けて、それこそそれぞれにJVを組んで入札を行っている、一般競争入札を行っているんですけども、何で本市の場合は分離発注しなかったのか、まずこれお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 分離発注というのは基本的に原則だと思っております。なるべくいろいろな業者の方に発注機会を提供するということからすれば、それも当然のことだと思っております。

なぜ利用しなかった、そういうふうな分離発注をしなかったといえ、当時も思い起こしていただければいいと思っておりますけれども、非常に一般競争入札は、非常に状況的に不利な状況であって、我々もいろいろ検討して、やはり単価の面で折り合わなかったのかなというふうな思いはしたんですけども、基本的に、例えばその状況で建築、電気、機械というふうな形で分ければ、で、発注しますよね。1社でも、とにかく建築、電気、機械の1社でも落札に至らなければ、もうその工事全部とまってしまうと。その後の手だてがほとんどないということですね。ずっとお待たせしてしまうと。どの業者さん、例えば3社決まるまでは、ずっとその入札、落札された方も、そのままずっと待つかなくちゃいけないというような状況がありま

す。やはりそこら辺のリスクですよ。

それと、先ほど私が申し上げました発注ロットの大型化というようなこと。要するに技術者が足りないということですね。そういうことも勘案した上で、全体として一括発注というようなことを選んだわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これについては、何となくまだ私納得してないんですけども、ちなみに一般競争入札を指名競争入札に変えた根拠にされた国からの通達ですね。この文書なんですけれどもね。この通達の3番、入札契約手続の効率化というところに、先ほどの指名競争入札を活用ということが書いてあります。

その次ですね、4番目、地域の建設業者の受注機会の確保、同じこのペーパーにこういうこと書いてあるんですね。地域の中小企業者の適切な評価を行うとともに、公共工事の効率的施工が期待できる工事については、極力分離分割して発注を行うこととされていると。引き続き中小建設業者の受注機会の確保に努めなさいと、同じペーパーに書いてあるんですけども、こちらの指名競争入札を活用してということは引用されて、こちらの分離発注によって地域業者の受注の機会を確保しなさいということは、こちらのほうは全然配慮されていないんですけども、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 当該文書の1ページ目にも、その発注ロットの大型化というのはきちんと明確に書いてあることでございます。

結局、要はなるべく早く着工したいと、なるべく早く施工したいということの大前提がございまして、そのためには何が一番近道かというようなことを考えたわけでございます。

だから当然、一般競争入札のときは、地域の地場の業者さんも入っていただいているというような状況がございまして、それはもう単独のAクラスで指名競争入札するということについては、非常にそこら辺は我々も心が痛んだところでございます。

ただ、やはり経済対策として、全体として経済対策をうまくやるためには、もう指名競争入札でロットを1本に絞ってやるのが最善であるというふうに判断をしたわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 発注ロットの大型化というのは、私も理解するところなんですけれども、しかしながら工種が違うんで、それをひっくるめてまとめて出すということは、発注ロットの大型化ではないと思います。

例えば道路工事とか小まめに分割するんじゃなくて、大きな形で出すというふうなら理解できますけれども、明らかに工種が違うものをひっくるめて発注ロットの大型化というのは、非常にどうかと思うんですけども。

もう一つ、もう時間も大分押していますので、急いでいましたね、急いでいた。それは先ほどの補助金的なこともあるんでしょうけれども、もう一回聞かせてください。何でこんなに急いでいたんですか。

というのは、最終的には工期を延ばしていますね。最終的には5カ月延ばす形になってしまったんですけれども、それであれば、もっとじっくり入札のところに時間かけてもよかったですんじゃないかと私思うんですけれども、この急いでいた理由をもう一回説明してください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほど申し上げましたとおり、経済対策の趣旨に沿って急いでいたということでございます。基本的にそれだけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 急いでいたということが大前提だということですね。その中で一般競争入札から指名競争入札に切りかえた、このことについてちょっとお伺いしたいんですけれども、午前中、森田議員のほうからも質問がございました。この国からの通達を引用したところで、これが根拠になっているということでしたね。私としては、この内容について、この文書の真意ですよ。指名競争入札方式の活用等により、可能な限り手続に要する時間の短縮に努めるとともにというこれが、一般競争入札から指名競争入札に切りかえる本当の理由として考えてよろしいのでしょうか。

これ、我々の解釈というよりも、逆のこの文書を出されたところというのは、もともとは国ですんで、国のほうに確認されたら、どういう解釈だよ、という形で答えが返ってくると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 議員が以前、市のほうにそういうふうに進言していただきまして、確認しました。国のほうは県に聞けというふうに言われました。県に確認しました。そしたら、書いてあるとおりだというふうに言われたところです。

要するにそこをどのように解釈するかというのは、市の解釈のやり方という判断で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 私も国、県には聞いていませんけれども、私のできる範囲でいろいろ調べてみたんですよ。そうすると、ちょっとこういう文書が出てきまして、これは国土交通省の大臣官房の方が書いたレポートという形ですね。指名競争入札、指名競争の実施について、このことです。

国土交通省においては、現在約99%の工事において一般競争入札を実施しているところである。しかし、指名競争入札方式の実施により、事業執行の迅速化や効率化に大きな効果が見込

まれる工事については、指名競争入札方式により実施しても差し支えないこととしたと。

ここだけ解釈すると、ほとんどが国土交通省の場合は指名競争入札ですんで、やっぱり先ほど理事が言いましたとおり、指名競争入札には事務的な時間とかいろいろかかります。だからある一部については、指名競争入札でも差し支えないという判断をされたんだと思います。しかしながら、この先ですね。

なお、指名競争入札を実施する場合、技術提案を評価すべき工事、その他必要な工事では、総合評価方式を適切に活用することとしたと。また、これからが重要です、入札契約手続の透明性、公正性の確保に遺漏のないよう、適切な措置を講じるとともにですよ、入札監視委員会等の第三者機関により、指名業者の選定等について事後チェックを行うと、非常に厳しいこと書いてあります。

一般競争を指名競争に変えるに当たっては、やっぱりしっかり透明性というのを確保しなさいというふうに書いてあるんですけども、本市の場合、指名競争に切りかえたところなんですけれども、これについては指名業者の選定についてちょっとお伺いしたいんですけども、この選定についての経緯と、どういう形で、最終的には6社なんですけれども、8社選定していますね。この選定の経緯についてお伺いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 指名選考委員会で8社の施工業者さんを決めていただいたということでございます。その内容につきましては、ほとんどの業者さんが施工実績がある、施工実績、それから経営規模、当該工事、30億円程度ですけれども、見合うだけの技術力があると。そういうふうなことを勘案して、8社指名されているわけでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この8社の指名の理由ですよ。条件があると思います。そこら辺はどうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 基本的に選考の過程、規定の中にAクラスという形で今規定がございまして。そういうふうなことと、実際問題の施工実績、それから経営規模等を勘案されて選考されたというふうに判断しております。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） そうですね、1,000点以上という形で、Aクラスを一応視野に入れて絞り込んだという形なんですけれども、実はAクラスというのは90社ぐらいあるんですよ。福岡市に支店なり置いている会社は90社。それから8社絞り込むのは非常に難しいと私は思うんですけれども、例えば上から8社選んだわけでもないようなんですよ。

ちなみにこの8社の中に、当初の一般競争入札に入っていらっしゃった中堅ゼネコン3社が入っているんですけども、これについて、何で従前の一般競争入札に参加した3社を入れた

のかということが気になるところです。

ちなみにこれ、この入札不調への対応に関するフローチャート、これいただいたものです、執行部からいただいたものです。これ見ると、入札が執行して不調になった場合に、その後どういうふうにするかといったら、今のところ設計書を変更した、設計変更しているので、別途指名という形ですね、別途指名しましたと。

それと、このフローチャート見ていきますと書いてあります。原則として、当初の指名者以外から指名をしますと書いてある、原則。なぜかという、当初の指名者の中から指名すれば、談合等による入札不調を誘発するおそれがあるからですよ。何でこの原則、それこそAランクは90社もあるわけですよ。当初の3社を入れなくても、十分優良な施工能力のある8社を選ぶことができたと思うんですけれども、なぜこの原則を使わなかったのか、教えてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） お手元のフローチャートの中にあると思いますけれども、一番左端のルートですね。要するにそれを採用したということです。指名するときもBCCメールを使って発信しておりますし、仕様書の配布についても、どこがどう指名されたかわからないような状況での仕様書配布をやっておるところでございますね。それで入札談合のおそれがないという判断のもとに入っているということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 確かに原則の横には書いてありますね。当初の指名業者以外から選定できない場合、または当初の指名者を再度指名しても、談合による入札不調のおそれがない場合と書いてあるんですけれども、やはり普通に読んだら、原則のほうに行くのかなと思うんですけれども、あえて何でこっちのほうに行ったのか。逆にそれこそ一般競争入札で手を挙げていらっしゃる業者ですから、やる気があるというところを評価したのかなとも思ったんですけれども、そういうことではないんですね。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 今はやる気どうのこうのというか、入札に参加する意欲というのがあるかと思えます。そういうのを加味されているかもしれません。

ただ、今は公募型の指名競争入札というものもあるわけです。要するに施工者の方のその意識というのをやはり酌み取ってやっていこうというような状況、お互い対等な立場で考えていくということからすれば、1回目の一般競争入札にそれこそ参加された。本来は違うんですよ、JVですから、別の会社なんですよ、本来からいえば。ただ、今それを言いますと混乱しますので言いませんが、基本的にそういうふうな入札意欲があるという形で、当時の選考委員会の人間が判断したということは、これはおかしいことではないというふうに判断しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 設計変更したから別物の設計書だよということで、再度指名している形ですよね。しかしながら、もともと一般競争入札に入っていた3社と、後から指名された5社というのは、やっぱりスタートラインが違うんで、公正性というところで非常に問題があるのかなと、私そういう気がします。

しかしながら、結局落札業者が、その残りの5社のどこかが落札したよということであればすっといくんですけれども、やはり当初の3社の中の1社が落札しているということを考えると、非常にそれこそ5社と3社というのは、ちょっとスタートラインから差があったのかな、入札の公正性としてはどうかなという気がするんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 問題が非常に難しくてややこしい問題なんですけれども、なら逆に言って、そういうふうな市がBCCメールを使って、なおかつ入札者にはどこが指名されたかわからないような措置をとってきた。なら逆に言えばですよ、それで当初入札に参加された、JVの一つですから違う会社であります、その人を外す理由ですよ、それを結局競争性、公正性だけで本当に評価できるのか。そこで働いている方もやっぱりいらっしゃるわけですよ。働いていらっしゃる方もいらっしゃる。だから、それは全然別物として、そういうふうな評価だけでできるのかというような、やっぱり一つの問題もあるかと思います。

市といたしましては、基本的に競争性が、結局BCCメールも使ってやっておる、設計も変更しているというようなことをもって判断したわけです、一番左側にですね。そういうふうな状況でございます。

基本的に指名競争入札の関係で、この文書だけがよりどころみたいな形になっておりますけれども、基本的には地方自治法で認められている方法なんです。基本はそこなんです。だから、合法的なものをやっているということをご理解ください。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これだけ一般競争入札のボーダーが下がってきている中で、それこそ27億円ですかね、そういう大きな工事を指名競争入札で出す、それも単独指名ということで、非常に私だけじゃなくて、皆さんちょっと違和感があるのかと私は思うんですよ。

一般競争入札から指名競争入札に切りかえたということ、これもこの場では白黒つけられないですね。つけられないけれども、それだったら百歩譲って、指名競争入札にしたその指名の経緯というのはしっかり、それこそ先ほどのレポートにもありますように、入札契約手続の透明性、公正性の確保に遺漏なきようにと、ここら辺ですね、ここら辺がクリアじゃないから、今非常に問題になっているんじゃないかと思います。そうですね。

もう一つ、これも3年前のそれこそ11月の臨時議会のときに、これ上議員のほうから質問が

ありました。当初、一般競争入札はJVで出しているんですよね、JV。それを指名競争に切りかえて単独指名にしたと。JVというのは、大手の業者、Aランクの業者と、太宰府市内の地場の業者、このペアですよ。

それで、出資比率が30%以上ということですので、単純に考えたら27億円ぐらいの工事の30%、これが結構大きい金額ですよ。9億円ぐらいになるのかもしれませんが。これが太宰府市内の業者を通して市内に還流した、還流できるチャンスがあったはずなのに、それをみすみす逃していると。

これについては、最終的には1社の単独指名で中堅ゼネコンが落札しました。その中で、下請については5%ルールという形を織り込んでいますよと、3年前にもご回答ありましたが、最終的には太宰府市内の業者さんにおりてきた仕事の金額ですよ、こちらのほうはどういうふうになったのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 確かに当時の契約の条件の中に、5%は市内業者さんという形で、そういう条件をつけておったところでございます。基本的には努力義務というような形で、それを完璧に必ずやらなければならないということになりますと、やっぱりきちんとしたやり方があると思うんですけども、基本的には努力義務にせざるを得ないだろう。

最終的に確認させていただいているのが、6%程度は、ただ地域の施工業者の方じゃなくて、それ以外のところの土木であったり、内装工事の業者さんであったり、左官工事であったり、結局地域の一般的に入札に参加されている業者さんではなくて、もう少しそれよりももっと個別の施工をされる方については、6%程度は受注されているということは確認させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） それこそ当初の一般競争入札で大手の業者さんと組んでいた太宰府市内の業者さん、3社ありますよね。この3社の太宰府市内の業者さんとしては、非常に残念だったと思うんですけども、そこら辺から、それこそ地元の建設業界を育成するという意味で、何でJVやめてしまったのかという苦情はなかったんですか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 苦情自体はございませんでした。ただ、先ほど言いましたとおり、そこら辺については非常に申しわけなく思っているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） これで以上なんですけれども、入札制度改革、冒頭に言いました。これについてはそれこそ競争性、公正性、経済性、透明性ですね、これ昔もそうです、今もそうです、これからはずっとそうなんです。このおまじないみたいな言葉ですね、これしっかり推

し進めていかないかと私は思っています。

今回、最初の冒頭のご回答では、この総合体育館の建設の契約、入札契約から、何が課題かということでお答えなかったんですけれども、いっぱい反省すること、これから生かすこと、いっぱいあると思うんですけれども、それこそ森田議員の質問の中にもありました。第三者委員会というのがございましたけれども、私のほうからは、入札監視委員会というのを、これを常設的な形で設けられたらいかがと思いますが、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 先ほどから申し上げましているとおおり、やはり地域の状況というのは、やはり足並みをそろえていきたいと、そういうふうに考えております。研究はしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 地域の足並み、こういうところ足並みそろえなくていいです。トップリーダー行ってください。それで、いろいろなところを、私ちょっと自治体の入札契約に関する情報を見たんですけれども、余りここら辺の地区は先進的ではないですよね。ない。先進的ではないところで横並びというのは、非常に問題があると思います。せつかくこういうような問題提起があったわけですから、ぜひしっかりこれを糧に、トップリーダーを走っていただきたいと思います。

先ほどの財政の話ですね、堺議員のほうからもありました。これ入札というのは、それこそ出のほうですね。入りというよりも出のほうですね。出のほうをしっかりと、それこそ安いお金でいいものを調達するということをしっかりとやらないと、この出のほうをしっかりとやらないと、それこそ財政的にも非常に苦しくなっていくと。財政にもつながることですので、まずはこの入札制度改革、これからしっかり市長にやっていただきたいところです。

以上です。終わります。

○議長（橋本 健議員） 3番木村彰人議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、6月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後4時37分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（4日目）

〔平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成29年6月14日

午前10時開議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質問者氏名
(議席番号) | 質 問 項 目 |
|----|-----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 徳 永 洋 介
(8) | <p>1. 学校教育の充実について</p> <p>(1) いじめ・不登校の実態と対策について伺う。</p> <p>① 近隣都市と太宰府市の不登校の人数</p> <p>② 近隣都市と太宰府市のいじめの件数</p> <p>③ いじめ・不登校の傾向と課題</p> <p>④ 本市の具体的な取り組み</p> <p>(2) 教育活動の充実について</p> <p>① 授業時数確保の課題について伺う。</p> <p>ア) 土曜参観授業について</p> <p>イ) 教育相談の実施状況について</p> <p>ウ) 中学校定期テスト（印刷等教育予算）</p> <p>エ) 始業式までの学校の実態</p> <p>2. 安心・安全な道路整備について</p> <p>(1) 吉松地区、道路整備計画について</p> <p>① フケ・水城駅線道路拡張工事について伺う。</p> <p>ア) フレアー水城前交差点計画</p> <p>イ) 吉松共同利用施設前、横断歩道の設置</p> <p>② 側溝蓋等による道路拡幅工事（JR踏み切り）</p> <p>(2) 歩道、自転車道の課題と今後の方向性について伺う。</p> <p>① 通学路の安全性は</p> <p>② 自転車通学の安全性は</p> <p>③ 今後の自転車道整備と歩道計画</p> <p>3. 学校給食について</p> <p>(1) 学校給食に対する市長の考えについて伺う。</p> <p>① 市長の学校教育における食育について</p> <p>② なぜデリバリー方式に決めたのか</p> <p>③ 太宰府市の小学校給食の課題と方向性</p> |

| | | |
|---|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2 | 神 武 綾
(11) | <p>1. 子どもの読書推進計画について</p> <p>(1) 第1次計画は平成28年度までの実施となっていたが第2次計画が提示されていない</p> <p>① 第2次計画策定はいつになるのか伺う。</p> <p>② 計画目標に対する評価について伺う。</p> <p>③ 計画推進のための市民参画について伺う。</p> <p>2. 中学校給食について</p> <p>(1) 市長公約の全員完全給食の方針転換について伺う。</p> <p>① 積算の再検討を始めたのはいつか</p> <p>② 教育委員会（学校給食改善委員会）の見解は</p> |
| 3 | 陶 山 良 尚
(13) | <p>1. いきいき情報センターの維持管理について</p> <p>(1) 建物の老朽化等、現在の状況について伺う。</p> <p>(2) 他の老朽化した施設と比べ、いきいき情報センターについては、早急に改修または建替え等検討する必要があると考えるが、今後の計画について伺う。</p> <p>(3) 将来的には、建て替えを行い、複合施設化して、本市のまちづくりの拠点施設と位置付け、検討していくべきであると考えているが市の見解を伺う。</p> |
| 4 | 門 田 直 樹
(16) | <p>1. 住民監査請求に関する答弁書問題について</p> <p>(1) 総合体育館入札に関する市民団体の住民監査請求に関して、市が監査委員に提出した答弁書には、国の通知にはない部分が加筆されていた。また、「不落」を「不調」とする、論点を逸らす、など判断を誘導する意図が感じられる。</p> <p>① 監査委員は加筆に問題はないと判断されたようだが、市長としてどのようにお考えか伺う。</p> <p>② また、報道関係に対しても発言が二転三転しておられるようだが、経緯を伺う。</p> <p>2. 中学校給食の断念について</p> <p>突然の断念に至った経緯を伺う。</p> <p>3. 国分小学校グラウンドの駐車場について</p> <p>国分小学校では教室の増設工事に伴い、同小グラウンドの一部を仮駐車場にしていたが、工事終了後もそのままである。</p> <p>体育の授業はもちろん、球技などの少年スポーツの障害になっているが、原状回復の予定を伺う。</p> |
| 5 | 笠 利 毅
(7) | <p>1. 「中学校給食導入」について</p> <p>標記の件については、大きな政策判断の変更があったと考えている。その根拠を具体的に確認するとともに、この政策の現状をふまえたうえでの展望を伺う。</p> |

| | | |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| | | <p>2. 生活上必要なインフラの整備について</p> <p>1 件目の給食導入断念の一要因としてあげられたもののうち、資料上の裏打ちが不明瞭な「側溝整備」の現状を伺う。</p> <p>3. 文書情報の扱いについて</p> <p>報道にいう「虚偽文書」問題は深刻な問題として受けとめている。市役所の作成する文書の持ちうる意味を確認し、今後のあり方を伺う。</p> |
|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

2 出席議員は次のとおりである（17名）

| | |
|--------------|---------------|
| 1番 堺 剛 議員 | 2番 船越 隆之 議員 |
| 3番 木村 彰人 議員 | 4番 森田 正嗣 議員 |
| 5番 有吉 重幸 議員 | 6番 入江 寿 議員 |
| 7番 笠利 毅 議員 | 8番 徳永 洋介 議員 |
| 9番 宮原 伸一 議員 | 10番 上 疆 議員 |
| 11番 神武 綾 議員 | 12番 小畠 真由美 議員 |
| 13番 陶山 良尚 議員 | 15番 藤井 雅之 議員 |
| 16番 門田 直樹 議員 | 17番 村山 弘行 議員 |
| 18番 橋本 健 議員 | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

14番 長谷川 公成 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（24名）

| | |
|--------------------------------------|------------------------------------------|
| 市長 芦刈 茂 | 副市長 富田 譲 |
| 教育長 木村 甚治 | 総務部長 石田 宏二 |
| 市民生活部長 友田 浩 | 総務部理事 原口 信行 |
| 都市整備部長 井浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務局長 濱本 泰裕 |
| 観光経済部長 藤田 彰 | 教育部長 緒方 扶美 |
| 都市整備部
公営企業担当部長 今村 巧児 | 教育部理事 江口 尋信 |
| 総務課長併
選管書記長 田中 縁 | 経営企画課長 高原 清 |
| 管財課長 小柳 憲次 | 文化学習課長兼
中央公民館担当課長兼
市民図書館担当課長 百田 繁俊 |
| 市民課長 行武 佐江 | 福祉課長 友添 浩一 |
| 建設課長 山口 辰男 | 都市計画課長 木村 昌春 |
| 学校教育課長 森木 清二 | 上下水道課長 古賀 良平 |
| 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 木村 幸代志 | 監査委員事務局長 渡辺 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | |
|--------------|------------|
| 議会事務局長 阿部 宏亮 | 議事課長 花田 善祐 |
|--------------|------------|

書 記 齊 藤 正 弘
書 記 力 丸 克 弥

書 記 高 原 真 理 子

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（橋本 健議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

8番徳永洋介議員の一般質問を許可します。

〔8番 徳永洋介議員 登壇〕

○8番（徳永洋介議員） おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従って3件質問させていただきます。

1件目は、学校教育の充実についてお伺いします。

まず1項目めは、いろいろな教育課題の中でも特に重要な、いじめ・不登校問題についてです。

名古屋市で、中学1年生がみずから命を絶った。「学校や部活でいじめが多かった。「弱いな」と言われた。もう耐えられない。」との遺書が残されていた。このような悲しい、多くのいじめによる自殺が報道されています。そのほかにも、福島原発による避難した児童・生徒に対する陰湿ないじめも報道されています。

中学生の自殺率は、過去最多の水準で、2015年、既に77件と報告されています。

また、不登校においても、文部科学省が発表した学校教育調査で、2013年度に年間30日以上欠席した不登校の小・中学生は11万961人で、前年度より約7,000人増加したと報告されています。同調査で不登校の小・中学生が増加したのは、6年ぶりとのことでした。

そこで、太宰府市におけるいじめ、不登校の実態と対策を伺います。

1、近隣都市と太宰府市の不登校児童・生徒数。2、近隣都市と太宰府市のいじめの件数。3、いじめ・不登校の傾向と課題。4、本市の具体的取り組み。

2項目めは、教育活動について4点伺います。

1、土曜参観授業について。2、教育相談の実施状況について。3、定期テストについて、また印刷等教育予算について。4、始業式までの学校の実態について。

2件目は、吉松地区道路整備計画についてです。

地域の方から、吉松の道路についての不満の声をよく聞きます。私も、なぜここに横断歩道

がないのか、なぜこの見えない交差点に停止線がないのか疑問に思っています。

そこで、フケ・水城駅線道路拡張工事とJR踏切の側溝ふた等による道路拡張工事について伺います。また、歩道、自転車道の課題と方向性について、太宰府市としての計画があるのか伺います。

3件目は、市長の考える学校給食についてです。

新聞によると、「太宰府市長完全給食を断念」「想定以上の運営費」と書かれてありました。記事に書かれていた内容では、中学校給食は2015年の市長選での公約の柱の一つで、昨年12月にデリバリー方式の実施を表明したばかりだった。今は調理を委託した外部の業者が、容器に入れて学校に運び込み、希望する生徒が購入するランチサービスを取り入れているが、市教委によると利用率は数%台。芦刈市長は、質の向上や注文システムの改善などで50%以上にしたいと話した。この記事の内容に間違いはないのでしょうか。

そこで、市長の考えを3点伺います。

学校給食における食育について。なぜデリバリー方式に決めたのか。太宰府市の小学校給食の課題と方向性。

再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） おはようございます。

それでは、1件目の学校教育の充実についての1項目め、いじめ、不登校の実態と対策について、私のほうからご回答申し上げます。

児童・生徒のいじめ、不登校につきましては、太宰府市においても解決すべき重要な教育課題の一つだと認識をいたしております。

そこで、本年4月からは、青少年相談センターを教育支援センターに改編いたしまして、学校や関係機関と連携しながら、いじめ、不登校の未然防止、早期対応、そして解決に当たっているところでございます。

教育委員会といたしましては、今後この教育支援センターの機能が十分発揮されまして、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

1項目めの具体的な内容及び2項目めの教育活動の充実につきましては、教育部理事のほうで回答させていただきます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） おはようございます。

1項目めのいじめ、不登校の実態と対策及び2項目めの教育活動の充実の具体的内容については、私のほうからご回答いたします。

まず1項目め1点目、近隣都市と本市の不登校の人数についてであります。近隣都市として筑紫地区を取り上げ、人数については児童・生徒100人当たりの不登校の出現率をお答えい

たします。

平成28年度は、筑紫地区の小学校の出現率が100人当たり0.8で、本市は0.38、人数にして16人でした。中学校につきましては、筑紫地区が4.37、本市は4.13、人数にして81人でした。

次に、2点目のいじめの件数ですが、現在県の調査が行われており、7月に平成28年度の結果が出ます。そこで、筑紫地区につきましては、平成27年度の件数をお示しいたします。

筑紫地区平成27年度は、小学校で115件、うち本市は32件、筑紫地区の中学校は50件、うち本市は4件でした。平成28年度については、本市の分もお示しできますので、本市平成28年度、小学校が30件、中学校が16件でした。

次に、3点目のいじめ、不登校の傾向と課題ですが、平成28年度のいじめの対応は、冷やかしからい、仲間外れ等が多くなっており、小・中学校とも重大事態は発生しておりません。課題につきましては、いじめの解消に時間を要し、継続した取り組みが行われているケースがあります。解消まで責任を持って見届ける姿勢や体制が必要だと考えております。

不登校につきましては、傾向と課題をあわせてお答えいたします。

本市は、筑紫地区でも出現率が低いとはいえ、少しずつ増加傾向にあります。また、不登校となった要因は多岐にわたり、年間90日以上長期欠席が不登校全体の60%以上となるなど、解消が難しいケースが増えております。その中でも、中学校につきましては、不登校からの復帰率が約40%となっており、学校現場では地道な努力が行われているということがうかがえます。

次に4点目、本市の具体的な取り組みであります。教育支援センターと学校の連携を強化し、センター指導員や指導主事が積極的に学校へ行き、学校への支援の充実を図っております。また、スクールソーシャルワーカーの活用を簡素化するとともに、スクールソーシャルワーカーやサポートティーチャーとの連絡会を通して各学校の状況を把握することで、本市が配置しているスクールソーシャルワーカー、サポートティーチャーの有効活用が図られるようにしております。

さらに、保護者に対して、適応指導教室の活動紹介やいじめ等に関する相談先の案内等、関係情報を積極的に発信するようにしております。

次に、2項目め、教育活動の充実の1点目、土曜参観授業についてであります。これは土曜日を活用して、家庭や地域との連携を深める公開授業や体験活動に限り、教育課程内の学校教育活動を行うもので、本市においては各学校で年間3回を実施しております。また、うち1回を教育の日として広く市民に呼びかけ、学校や子どもたちの様子を見ていただくようにしております。

次に、2点目の教育相談の実施状況についてですが、特設の教育相談、これは日常的に行っている分ではなくて、時間をきちんととって行っている教育相談でありますけれども、年3回行っております「いじめに特化したアンケート」の実施後に、各学級担任が一人一人と面談を行うという形で行っております。これは年間計画に位置づいており、授業時間内に行っております。

ます。

次に3点目、定期テストや授業で活用する資料等の印刷を目的としたカラーコピーの使用についてですが、現在管理職の許可を得てカラーコピーを行うようになっております。カラーコピーにつきましては、子どもたちのための使用ということは重々承知しておりますが、複合機賃借料の予算内で使用してもらう必要があります。ご理解をいただければと思います。

最後に、4点目の始業式までの学校の実態についてですが、本年度は4月1日、2日が土曜、日曜であったことから、始業式までわずか3日間で新年度に向けた体制をつくる必要がありました。各学校につきましては、新年度に向けた準備を年度末のうちにしておき、4月3日以降の作業、会議の効率化を図るよう工夫をしておりましたが、多忙の日程となったことは否めません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 済みません、全国の出現率とかわかりますか、不登校の。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 全国ですね。小学生が約3万人、中学校が10万人近い人数になっておりますが、これは済みません、平成26年度の出現率ですけれども、小学生が0.39、中学生が2.76というふうになっております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 大体僕のほうで調べても、小・中学校平均すると1点台、2切るぐらい。だから、筑紫地区のほうはどうしても出現率が多くなっているんじゃないかなと思うんですけれども。いじめでの件数的には、全国的に見てどうなのでしょう。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） いじめの件数が、これがもちろん件数としては出ますけれども、実はやはり、例えば大きないじめに関する重大事態等で、自死とか大きな事案があったときに、やはり調査等の徹底がありまして、数がすごく増減するというんですかね。結局これは認知件数ですので、実際に認知をしていない県とか、認知をしていない市とか、認知をしていない学校が、今逆にきちんとしたアンテナを張るようという指導対象になっておりますので、済みません、今から調べたら件数は出るのですが、比較して本市が多いとか少ないとかという比較は、適切なのかなというふうには思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、私は同じ考えというか同じ意見でして、先ほどから述べられた、いじめ、不登校について、特に不登校はこういう未然防止のために関係機関、少年センターを教育支援センター、いろいろなスクールソーシャルワーカーを使ってやっぱりかかわっていく。これはとても大事なことだと思うんですけれども、いじめも不登校も早期発見が一番だと思うんです。

一番そこが見えているのが学校現場の先生で、一番課題なのは、今学校の先生の多忙化。非常に忙しい中で子どもたちとかかわって、その中でよくやっていたらと思うんですけども、そういう意味で教育活動の中で、まず土曜参観授業ですね、年3回。この土曜参観の場合の振りかえはどうなっていますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） これはもうご承知のとおり、子どもについては、児童・生徒については代休をとるということはありません。そういう仕組みのものです。先生方については、夏休み、夏季休業中とか冬季休業中とか、本市の場合には2学期制ですので、秋休み等がありますので、そういったときにまとめてとるようにいたしております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 生徒の場合の振りかえがないというのは、どういうルールで決まっているんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） これは実は土曜授業の実施に係る学校教育施行規則の一部改正の中で、子どもたちに土曜日における充実した学習機会を提供する方策の一つとしてそれは行われており、子どもたちの負担のない範囲で実施するというので、その中で振りかえというか、かわりに、半日実施しておりますけれども、別の日を半日休みにするとかということでは行っておりません。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、全国学校週5日制で、子どもたちも土曜日、社会体育の試合等もある中で、午前中過ぎれば振りかえるけれども、午前中であれば、そのルールは果たして子どもたちにどうなのかと個人的には思いますけれども。

それから、定期テストですけれども、中学校の場合、中間、期末あると思うんですけれども、1日まだ5教科、中間テストが行われているんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ほとんどの学校で1日で行っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 実力テストならまだわかるんですけれども、定期テストの目的って考えたときに、1日5教科する生徒への効果というのは、どういったところがあるんです。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 生徒への効果ということで検証はしていませんが、基本的に定期テストというのは、子どもたちの学習の定着状況とか、それから子どもたち、それから教員にとっては授業、それから学習の課題等を明らかにするような目的で行ってございまして、授業の延長として考えておりますので、そのように1日のうちに5教科ということで実施をしておるといふふうに認識しております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、テスト、そういう授業をあらわすようなテストづくりも大変だと思うんですけども、採点とか、学校の教員はどの時間でやっているんです。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） まず、小学校につきましては、先ほど言われたような定期テストではありませんので、当然放課後、児童が帰った後ということになると思います。

それから、中学校の先生方については、授業の空き時間等、これについては当然授業の教材研究や準備等もありますが、そこを利用したりとか、放課後に行っているというのが現状だろうというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、今空き時間もないですよ。勤務時間外にやっていると、もうその実態があることは間違いないと思うんですけども。

あと、始業式、今回の場合5日間あって、土日、3日間。赴任された先生はまた赴任式とかあって、途中抜けられる。その中で校務分掌決めて、学年配属決めて、気になる子の実態、不登校の子、人間関係、身体に及ぼす子ども、やることは山ほどあると思うんですけども、本当にそれでできるんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 先ほどちょっと私のほうの回答の中に入れておりましたが、確かに本当に3日間という今年の日程としては、大変きつかったろうと思います。そこで、私も各学校の校長先生とかとお話をしたんですけども、要するに4月1日をスタートとして、そこから新たに校務分掌が誰なのかということを決めたりとか、それから学校体制をそこから話し合うということではなくて、年度末に前担当が次の年の提案等をつくっておき、それから担任等についても、一定の原案をつくっておき、新しく来られた先生と連絡をとりながら、その合意形成を図って、4月3日からについてはスムーズにスタートができるように工夫したと。もうこれしか方法がなかったということですので、そういった工夫を各学校がなされたというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今非常に教員の多忙化、超勤が課題になっていますけれども、太宰府市の先生方の残業というか、その平均時間とかわかりますか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） この時間外勤務については、本当に報道等で今盛んに流れております。例えば国でいくと、月80時間というのが小学校で3割で中学校が6割というようなことで、ただ議員もご存じだと思うんですけども、本市の場合も勤務の状況については、例えばタイムカード等に記録しているとか、学校に来て何時ということを記録して、帰りにまた記録するというようなことは行っておりません。全国においても今9割が、こういった出勤印を押

すという形で行っておりますので、本市においても各学校同じような今のところ実態があります。それぞれ厳密に時間外勤務が何時間とかということの状況は、実際に詳細な部分についてはつかめておりません。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 今答弁いただいたように、私もそのように把握しています。大体80時間。今働き方改革ということで、残業時間の上限が年間720時間、月平均60時間、月最長が100時間未満という方向でなっていますけれども、教員の場合、蚊帳の外と申しますか、働き方改革の一つの蚊帳の外の職業になっています。

例えば教員が残業時間したときには、1時間のお金は幾らぐらいになります。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 4%の手当がついているということは認識しておりますけれども、1時間当たりということでは把握しておりません。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） ちょっと調べてみたんですけれども、平均的な先生方の小・中学校の平均、月36万円として、調整額が4%。それが約1万4,000円。これを月80時間で計算すると、大体1時間200円。残業時間ですね、手当が。

50年前に給特法というか、調整額、基本的に勤務時間外は命令しないということで、そのルール、50年前のルールで始まっています。50年前は月8時間。今は80時間。そのルールの中で先生たちがやっぱりいろいろ求められることを対応して、非常に多忙化が進んでいるんじゃないかなって。やっぱり現場の先生方の働きで全然変わってくるんじゃないかなと思います。

自分、個人的に思うんですけれども、太宰府市の場合、先ほど不登校数は余り変わらないとおっしゃっていましたが、平成23年度から太宰府市だけ抜けて少ないですね、出現率が、2.ちょっと。あとの筑紫地区は4から5なんです。

これは、僕は思うんですよ。教育長のリーダーシップだと思うんです。やっぱり話していると、やっぱり常に政策の中に子どもが中心にあって、絶対先生方の悪口を言わない。そういうもつとで、やはり中学生、鹿児島でいいのかと。やっぱり関西方面に修学旅行を変えたり、やっぱりできるだけ触れ合うということで、小・中学校2学期制。いろいろな教育施策をされていますけれども、やはりそうすると校長も教育長のそういう思いに立って職場。だから、太宰府市の先生方が、やはりできるだけ子どもとかかわろうって。なかなかこれマスコミに載らないんですけれどもね、すごいことだと思うんです。やはり義務教育、やっぱりみんなの学校、やっぱり少しでも多くの生徒が学校に来る、現場の対応。

そういう意味では、非常にすごいと思うんですが、何せやることが多過ぎて、例えば始業式であれば、土日があるんなら、1日ぐらいは職員に出勤させて、次の週に半日の授業をすつとか、やっぱり定期考査であれば、やっぱり子どもたちが一番勉強するときだと思うんですよ。昔、皆さん経験ない、5教科経験あります。やはり3教科だったら頑張れるつて。やっぱり学

び合いの場をつくるとか、定期テストの目的に沿った、何かな、もう一步踏んだような、現場が子どもとかかわりやすいようなことを、教育長、考えていただけますか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） ちょっとお褒めいただいたので、私のほうで答弁を。

働き改革という言葉で今言われていますけれども、確かに教育現場といいますか、学校が忙しいことはもう重々承知しております。このまんまじゃあやっぱりいかんやろうと思うことで、例えば一つの部活ですね。部活についても、先日大会のときにちょっと校長と会いましたので、いろいろ考えることはあります。ただ、教育委員会がこう考えて、決定事項としておろすようなことではなくて、学校とやりとりしながら、学校の先生も、ああ、そういうことだったらいよいよなというようなのをくり上げていく必要があるだろうということで、校長先生とはちょっと話をいたしております。

そういうことも含めまして、時間外の問題もあります。全然部活をしない日、あるいは残業しない日を命令的にやることも一つの手とは思いますが、それが果たして解決策になるのか。そう言っても出てくる先生がおられますのでね。やはり現場が納得したような方策をしていく、一つずつやっぱりしていかなきゃいかなんというところで、例えば部活についてもちょっと今話を出してきておるところでございまして、校長会を通じてまた学校とやりとりしながらやっていきたいというふうに考えておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり命令されて家庭訪問しても、不登校の子の心は開かないと思うし、部活動にしても、やはりその辺が今のルールの中のいいところでもあり、ちょっとその中では、ちょっと多忙化が進んできているかなというところだと思うんですけども、そういうところで、学校の教員から駐車場代を太宰府市は取っていますけれども、それはなぜですか。市長。急に振って悪いけれども。なぜ教員から駐車場代を取っているのか。

○議長（橋本 健議員） 答えられますか。ちょっと通告からずれているようなので。

（8番徳永洋介議員「申しわけないです」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 謙） 徳永議員のご回答を申し上げます。

教員の皆さんから取っているということは、ちょっと初めてここで聞いたんですけども、市職員も市駐車場に対しまして月数千円の駐車料金ということで払っておりますので、そのところから考えますと、いかほどかは存じませんが、そういう考えになるのかなと、そういうふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やっぱり公務員、労働者として、それでも公用車的に使っているから、

市の職員の方よりも安く取られていると思うんですけども、取っている自治体が少ないですね、福岡県で。ごく一部の自治体が。

先ほど言ったのは、教育長が学校の現場の先生たちを認めていただいている。やっぱり行政のほうで、教師として頑張ってもらいたいのか、教員として8時半から5時まで頑張ればいよつて。行政が認めていただけると、地域、家庭もわかっていただけるんじゃないか。そこで認めることで、地域、家庭、学校の本当の連携、コミュニティスクールですか、やっぱりそこが基本じゃないかなと思うんです。

調べてみると、駐車場を取っている自治体の不登校数は多いです。やっぱり僕も経験ありますけれども、やる気がなくなります。お金の問題じゃないです。せっかく子どものためにつて頑張っているのに、それに駐車場代つて。ええっ、やめようかなというのが人間だと思うんですよ。それでもやっぱり目の前に子どもがいるから、本当、やらなかったら不登校、いじめ増えますよ。自殺者が増えますよ。やっぱり大人が子どもの命を守るのは責任だと思しますので、できれば、余りお金のかからない改革なんで、もし駐車場代なくして、行政として先生たち頑張ってもらいたいというようなところでやると、効果は上がるんじゃないかなと思います。

次、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） おはようございます。

2件目の安全・安心な道路整備についてご回答を申し上げます。

まず1項目め、吉松地区の道路整備計画についての市道フケ・水城駅線の道路拡張計画についてですが、市道フケ・水城駅線は、セブンイレブン大佐野一丁目店から向佐野農協、マルキョウ青果センター、セブンイレブン吉松店を經由し、JR土井踏切までの全延長1,600mの区間となっております。

吉松地区の現在の道路整備状況としましては、筑紫保育園前の市道水城駅・口無線につきまして、総合体育館のアクセス道路となっておりますことから、社会資本整備総合交付金で拡幅整備を進めており、総合体育館と市民プールに面しました市道関屋・向佐野線も同交付金にて拡幅整備を進めております。

市といたしましては、平成24年度に策定しました社会資本整備総合交付金事業計画を積極的に進めてまいりたいと考えておりますが、昨今の情勢により、国庫補助事業の交付率も下がっておりますことから、市全体の道路整備が遅れているのが現状でございます。

今後、議員ご質問の吉松地区の道路整備計画につきましては、市道フケ・水城駅線の土井踏切や中道踏切に向かって水路のふたかけをして歩道として活用することや、吉松共同利用施設前の横断歩道の設置計画等も含め、地元自治会や筑紫野警察署等とも協議しながら改修計画を立てていきたいというふうに考えております。

次に、2項目めの歩道、自転車道の課題と今後の方向性、通学路の安全性、自転車通学の安

全性につきましては、小・中学生、高校生の安全な通学路について、抜本的な道路整備は面的に実施する必要がありますことから、時間を要するというふうに考えておりますが、まずは教育委員会、筑紫野警察署、地元自治会等と連携し、ゾーン30という交通規制や横断歩道設置など、交通規制等の安全対策を実施していきたいというふうに考えております。

最後に、今後の自転車道整備と歩道整備につきましては、現状では歩道を自転車が通行していること、路肩を通行しているなどの状況が見受けられますが、近年国土交通省も自転車と歩行者の事故防止のために分離通行の方向性も示していますことから、市といたしましても、策定予定の交通網形成計画等の中に、自転車道に関しても方針を出していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） この計画の見通しというか、まだわからないですね。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） もう議員もおっしゃっていただいているように、見通しというか、今、先ほど申しました平成24年に立てました道路事業計画、これは社会資本整備の交付金のいわゆる県、国への予定をというか計画を出すものなんですけれども、一応平成24年に策定して、実は平成27年に一度見直しをさせていただいております。

今申しましたように、やはり補助率というか交付率が下がってきていますので、少し、計画の変更もあっていますので、平成29年度中にそういう将来、大体10年スパンの計画になりますので、その辺を策定するというは考えておりますけれども、今この場で何年ごろできるというのは、非常に明言するのもあれですので、また社会情勢といたしますか、やはり予算等々とも勘案しながら計画は立てていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） はい、よろしく申し上げます。将来工事が行うとなったとき、私が、済みません、勉強してないんで申しわけないですけれども、道路の幅によって、植え込みというんですかね。あの辺見てみると、自転車のところも狭いんですけども、植え込みがかなり幅をとっている。これは何か、決めてあるルールか何かあるんですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 私も法令等というか、道路構造令についてちょっと書いてあるところもあるかもしれませんが、私どもの今道路整備で歩道の中に植え込みをつくっているというのは、やはりいわゆる地元との協議とか意向とか要望とかも含めて、その当時担当の部署が計画をして、植え込みもつくりながら設置をしているという状況が実情といたしますか、だというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり高齢者の運転事故、通学路に飛び込んだり、やっぱり飲酒運転で自転車、歩行者が亡くなったり、やっぱりかなり多くの高校生、小学生が通っています、通勤の、かなりです、あの道路。やはり安全面重視というか、もし今度計画されるときに、私としてはやっぱり安全面重視、景観のほうも大事なんでしょうけれども、そこを重視してあの道幅を今後将来的に、いつになるかわかりませんが、やっぱり安全面重視。大体ほかの太宰府市の道路もそうだと思うんです。やっぱり通学路、昨日も出ていますけれども、子どもたちの通学路、意外と側溝とか川には落ちないようにガードレールあるんですね、車のためかもしれん、人かもしれませんけれども。意外と歩道に対しては余りその辺の安全面の配慮というか、かなりお金もかかることなんで、今後計画的にやっていただきたいと思うんですけれども、それともう一つ、自転車ですね。

国土交通省のネットワーク利用ということで、自転車のネットワーク利用ということで開いたんですけれども、地方公共団体が行う自転車ネットワーク計画の策定や、その整備費用は、社会資本整備総合交付金等により支援を実施しています。なお、自転車通行空間の整備費用は、社会資本整備総合交付金の基幹事業として位置づけられ、自転車ネットワーク計画策定費用についても、基幹事業と一体となって、その効果を一層高めるために必要な事業とみなされれば、効果促進事業として位置づけることが可能ですというふうに書かれてあったんですけれども、やっぱり国のほうも自転車の通行というか、その空間を大切にという施策がおりてきています。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実は先ほどちょっと回答の中に、近年ということでの言葉で回答しましたが、実は平成24年度、それからあと昨年、平成28年7月に、安全で快適な自転車利用環境創出ガイドラインというのを、国土交通省と、あと警察庁の2つが合同でつくられたものがございます。

その中に、今議員おっしゃいましたように、自転車ネットワークの形成とか、あと安全な自転車空間の創出、それとあと、やはり交通マナーを、自転車のマナー、それとあと自転車を乗る方と自転車に乗らない方というか、そういう方もやはり自転車の交通マナーをきちっと知ってもらいたいという、そういう啓発という、その3本の柱で先ほどのガイドラインを作成していますので、今後、今後といってもあれですけども、一応私どももこのガイドラインに沿った自転車道をつくっていくという必要はあるかというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはり自転車道、自転車もやっぱり権利があると思いますし、やはり高齢者の運転免許自主返納が進んで、高齢者の方の自転車事故も多発しているようです。観光としても、自転車道を使うことで、また唯一の、また別の太宰府市の、天満宮から政庁跡から、

あの辺の自転車道とか、その辺の安全な整備が計画的になされればいいんじゃないかなと個人的には思いますので、よろしくをお願いします。

それと、質問に上げてなくて申しわけないんですけども、この前いただいた第2次太宰府市都市計画マスタープラン、道路、公園、下水道の都市基盤が整った快適で住みやすいまちづくり、その中の(3)都市施設1、道路の整備。人と車の共存を図り、歩行者や自転車が安全で快適に通行できるよう、道路の拡張整備等を進め、歩道の確保に努めます。道路の拡張や歩道の確保が難しい場所では、一方通行等の交通規制や自動車の速度を減速させるための措置等を検討しますと書かれてありますけれども、よろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） そのとおりでございますが、都市計画のマスタープランについては概要といいますか、市の計画ですので、あとは今議員が読まれた中にもありましたように、それぞれの場所とかによっていろいろな方法を、安全・安心な道づくり、まちづくりをやっていくという思いは持っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） いや、僕これでちょっと気になったのが、最後のほうですね。拡幅が難しい場合、一方通行等、交通規制や自動車等の速度を減速させる。これは具体的にはどういったこと。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 速度規制につきましては、もうそこに書いてあるとおりで、例えば40km規制の分を30km規制に要望するというか、していくとか、実際吉松地区につきましては、もうフケ・水城駅線も水城駅・口無線にしましても、今30km規制をされているんですが、あとはその規制をすると同時に、規制をするときには地域住民の皆さんのご理解、ご協力が要りますから、やはりそこで地域の方たちも30kmを認識していただいて通っていただく必要もございまして、そういうところでの速度規制。

それとあと一方通行につきましても、これも地元自治会からの要望も出てきているところもございまして、その辺につきましてもやはり地元の理解とか協力も必要になってきますし、その上で実際に一方通行にしたほうがいい場合は、警察と協議しながら一方通行にすることも必要ですし、可能であるというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） そうですね、一方通行。だから、やっぱり難しいけれども、自治会から上げていただいて協力していただくしかないということですね。

で、あと僕は速度勘違いして、何かよくスピード落とすため段差をちょっとつける、そういったところで、そこ段差つけると、なかなか、それで事故が防げるような、速度減速というの

を勝手にちょっと勘違いしまして、一つの方法ではないかなと思うんで、もしよければ検討していただけたら。

○議長（橋本 健議員） 都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 実はその段差につきましても、昔は本当に少しのスパンで段差をつけて、スピードを落としていましたけれども、昨年から国土交通省のほうも、市長、副市長のほうにも来られて、ハンプといいまして段差が長いスパンでの段差をつけて、速度を落としていながら、周辺の、音とかも出ますから、そういう音も出ないし、車にもそんなにも影響ないというか、そういうことで国土交通省も昨年新宮町で社会実験していますので、その結果をもとに、今各自治体のほうにハンプについても、各団地とか交通量の多い、しかも歩行者が多い通学路とか、そういうところに今設置をしたらどうかということも進めていただいているみたいですので、市としましても、いつするかというのはあれですけども、やはりそういう状況を見ながら、設置が必要なところは設置していかなければならないのかなと考えているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） なかなか予算が少ない中で、思ったとおりでできないと思いますけれども、それだけに計画を持って、安全性第一で頑張っていただきたいということを要望して、終わりたいと思います。

次、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 皆さん、おはようございます。

3件目の学校給食に対する私の考え方についてご回答申し上げます。

まず1項目め、学校教育における食育についてであります。子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が大切です。私は、食育を知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置づけ、健全な食生活を実践することができる児童・生徒を育成することが、学校教育の果たす重要な役割の一つだと認識しております。

次に、2項目め、デリバリー方式に決めた経緯についてご回答申し上げます。

昨年12月1日、提案理由として述べさせていただいたとおり、太宰府市学校給食改善研究委員会及び太宰府市教育委員会の答申及び報告を踏まえ、給食関連施設等の整備に係る費用面や、給食実施に伴う中学校の週時制への影響等を十分検討した結果、デリバリー方式に決定させていただきました。

最後に、3項目め、太宰府市の小学校給食の課題と方向性についてであります。

小学校の給食調理業務については、市内7校中6校を民間委託しており、現在1校のみ直営で実施しております。給食調理業務の民間委託につきましては、既に20年以上の実績があり、給食の質やメニューの工夫、衛生面の配慮などについてもしっかりといただいていると思

っております。

なお、今後の方向性につきましては職員労働組合とも十分協議を行いながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 先ほど答弁の中にあった学校教育における食育について、子どもたちが豊かな人間性を育み、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が大切であり、食育を知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとして位置づけ、健全な食生活を実践することができる児童・生徒を育成することは、学校教育の果たす重要な役割の一つである。とても素晴らしいと思います。とても大切なことだと思います。

市長にお伺いするんですけれども、選挙公約でそれをもとに決められたとき、市長はどういった形で学校給食をしようと思っていたのか、お教えてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 市長に立候補するに当たりまして、小学校の給食はあるけれども、中学校に給食は、ランチサービスという形ではありますが、なかなか行き渡ってないということで、中学校給食を実現してほしいという保護者の皆さんの希望を何とか実現したいということで、公約に掲げさせていただいた次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） やはりこの大事な目的を果たすための方式、どうするかという具体的な政策が大事じゃないかなと。まず自分で持たないと、よその自治体に視察に行かせていただいたんですけれども、どこも市長がこういう方式でやりたいと具体的に、何かそのために財政面とかいろいろトータル的に工夫して、5年、10年かけて、その目的を達成するために計画的にやっている自治体、いろいろな給食の形があるんで、やっていただいていると思うんですけれども、その中でまたデリバリーに決められた一番の市長の大きな原因は何ですか、デリバリー方式決定で。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

給食の方式、自校方式、親子方式、給食センター方式、ランチサービスというふうな形でございますが、私自身も市長になりまして、給食というのは教育部局の課題であるということで、市長になって教育部局に対して、中学校の給食の実現について考えるようにという願いをして、それから始まったという形でございます。

その中で、去年の8月の終わりに学校給食改善研究委員会からそれに対する答申が出てき、あるいは議員の皆さんからも要望書というのが出てき、その中でいろいろな費用の面を考えると、デリバリー方式が一番ふさわしいのではないかとということで、そういう判断をして、デリ

バリーという大きな方式をとるようなことで掲げた次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 去年12月、デリバリー方式でロードマップも出ましたけれども、そのときなぜ9月実施にされたのか、その理由をお教えてください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 12月に、先ほど言いましたような方法で市長のほうが表示をいたしました。それを受けましてということになるんでございますけれども、やはりデリバリーの充実、そういうことを考えていく中で、やはり学校の、デリバリーでも受け入れ態勢、そういうものを考えますと、学校の改修等、そういうものが必要になってくるということを受けまして、そこまでは一定の調査期間ということで、9月に予算をとって、市長の言う平成30年度に向かって進めるというような方式で皆さんのほうにはご説明したというところでございます。回答になりましたでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） それが予算の面でだめだと。その後、新聞に載っているランチサービスの充実によって50%を目指すというのは、市長が言われたんですか。お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今申し上げましたように、毎年学校給食法に基づく完全喫食というか、全員に食べていただくには、学校給食法に基づく体制、給食じゃないとだめだということでありましたので、それが費用の点では難しいので、学校給食法に基づく完全給食というのは断念いたしますが、断念というか、学校給食法にのっていないものを全員給食としては強制できないということでございますので、今までのランチサービスを改善させて、希望する人には全員にランチサービスを提供し、やっていきたいというふうを考えておる次第でございます。当然今までのランチサービスからよくなるということはもちろんでございますが、生徒の皆さん、保護者の希望は強いものがあるというふうに考えますので、完全喫食の給食ではないけれども、ランチサービスを充実する中で、希望する方には全員提供していきたいということと、その中でまたいろいろな支援が必要な方についても考えていくというふうなことを考えまして、一つの目標としての、今6%、7%ということですが、50%は目指したいということを考えている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 私の一個人の考えで申しわけないですけども、やっぱり50%はだめですよ。春日市のほうが同じような方式で長年やっていて、50%を超えています。でも、そこは栄養士がついて、やっぱり食中毒に備えて、子どもたちの栄養面を考えて50%以上、学校給食の妥妥しています。

民間の委託の弁当を半分以上の子が食べるようになって、食中毒起こしたらどうします。栄養面の関連どうします。

田川市のほうにちょっと連絡して、ちょっと調べてみました。同じように4月から、もう同じような方式でもう初めていますんで。たら、やっぱり残食が多いそうですね。どうしても食中毒に備えて冷えたものをあつためる。試食はおいしかったけれども、実際おいしくなかったと。かなり残食が多い。

あと、やっぱり給食費の問題で、頑張ってるけれども、やっぱり中1、中3、2人お子さんをお持ちの方の給食費の負担。

なおかつ、でも田川市は、その後の自校式ということで、やっぱり子どもたちの貧困問題を一番に考えて、とにかく子どもたちに食べさせないかんということで、予算的にも太宰府と同じぐらいかかっていますけれども、やっぱり子どもの食ということを考えてやってある。何か筋が通っている。

なおかつ、給食費未納の方もいらっしゃるから、やっぱり学校現場よりも行政ということ。それと、やっぱり学校現場が4月からスタートのほうがりやすいということで、無理して4月にスタート。何か筋が通っているんですよ。

先ほど市長が言われたように、やっぱり子どもたちの食、これはとても大切なことだと思うので、このままでランチサービスの充実で終わってはいけないと思います。

全国でももう給食の無償化、市町村で57の市町村が、もう給食の無償化です。それを褒める……、多分まほろばがなくなったりとか、やっぱりその分負担している部分が行政サービスであると思うんですけども、国がやってくればまた変わるんでしょうけれども。

やっぱり太宰府市の子どもたち、太宰府市のお子さんをお持ちの保護者の方が何を望んであるのか、どの給食方式を望んであるのか。やっぱりそれを総合的に考えて、財政面考えて、やっぱり市長、選挙公約を守るための学校給食だったような気がします。

やっぱりもう一回根本に戻って、やっぱり財政面考えて、やっぱり太宰府市の子どもたちの食の保障ということをもう一回真剣に考えていただいて、計画的に将来を出してもらわないと、何か夢がないので。ランチサービスの充実だけじゃだめだと思うんですよ。その先をやっぱりもう一回真剣に考えていただくことを要望して、一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 8番徳永洋介議員の一般質問は終わりました。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

休憩 午前10時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時10分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番神武綾議員の一般質問を許可します。

〔11番 神武綾議員 登壇〕

○11番（神武 綾議員） 議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い2件について質問させていただきます。

まず1件目は、子どもの読書活動推進計画についてです。

平成11年に子どもの読書年に関する決議が衆参両院で採択をされ、平成13年には子どもの読書活動の推進に関する法律が制定されました。平成16年に福岡県子ども読書推進計画が策定され、読書に関する機関、施設、団体等が子ども読書活動を進める総合的な指針が示されました。

平成24年4月に策定された太宰府市子ども読書活動推進計画には、親子のきずなを深め、自分自身を受け入れ、心豊かに暮らしていくための読書をさらに進めていきたい、子どもたちがこれから出会うであろう幾多の困難を自分で乗り越えていくためには、読書を通して世界の現状を知り、先人の知恵を学び、新たな視点を持つことが必要だとし、読書環境の整備と本との出会いの場づくり、読書を楽しむことができるよう啓発することを目標としています。

計画は平成28年度までの5年間の設定でしたので、策定されるであろう平成29年度からの第2次計画について3点伺います。

1つ目、第2次計画の策定はいつになるのか、進捗状況について伺います。

2つ目、次期策定に向けて点検評価をどのような手順で行われたのか伺います。

3つ目、推進計画の取り組みの進捗管理には市民の参画が必要だと考えますが、機能しているのか伺います。

次に、2件目は中学校給食についてです。

芦刈市長が公約であった中学校での完全給食実施を12月に表明したにもかかわらず、今回方針転換、撤回されました。このことについて2点伺います。

1つ目、先日の本会議2日目の行政報告の中で、中学校給食調査研究特別委員会の立場から質疑をさせていただきました。3月の時点での積算は、今のランチサービスを全員喫食にした場合の金額を提示されています。それ以降、学校給食法にのっとった方法が必要ではないかとのことから、再試算をし、今回事業費が約5倍かかることが明らかになった。そのことから再検討に入ったきっかけとなったわけですが、再検討に入ったきっかけと時期について伺います。

2つ目は、特別委員会は昨年8月、市長に要望書を提出いたしました。同時期に教育委員会は学校給食改善委員会の答申を受け、給食のあり方を報告されています。今回の市長の方針転換について、教育委員会の見解を伺います。

以上2件についてご回答をお願いいたします。再質問は議員発言席で行います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 1件目の子ども読書推進計画についてのご質問にお答えいたします。

太宰府市子ども読書活動推進計画は、平成24年度から平成28年度までの5年間の計画を定めたもので、この間、計画策定時の目標を上回る成果を出すことができました。さらに、その成果が認められ、平成29年度子ども読書活動優秀実践図書館として、太宰府市民図書館が文部科

学大臣表彰を受けています。

一方、次期計画に向けての課題を明確にし、より実効性の高い内容とするために、5年間の総括を確実にを行う必要があったため、第2次計画の策定が遅れた次第です。

まず、1項目めの第2次計画策定はいつになるかについて回答いたします。

既に第2次太宰府市子ども読書活動推進計画の策定に向けて、関係課会議を開いて計画案の作成に着手しており、平成29年度内に作成する予定です。

次に、2項目めの計画目標に対する評価について回答いたします。

平成24年度から平成28年度までの5年間の総括を各取り組み事項ごとに行っており、中でも4カ月健診時に絵本を差し上げることによって、全ての家庭で絵本に親しんでもらえるようにするブックスタート事業の実施や、各小学校に学校司書が配置されたことなど、第1次計画策定時の目標を上回る成果も出ています。今後は、第2次計画に向けての課題を反映し、よりよい計画へ結びつけていきたいと思っております。

次に、3項目めの計画推進のための市民参画についてご回答いたします。

まず、本年10月ごろに開催予定の太宰府市立図書館協議会において、関係課会議で作成した素案を検討いただき、その結果をもとにパブリック・コメントを求めます。さらに、パブリック・コメントで提出いただいたご意見をもとに必要な修正を行った後、再度図書館協議会で審議していただく予定です。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ありがとうございます。今の部長の回答の中で、市民図書館が文部科学大臣賞を受けたということで、西日本新聞にも載ってましたので、本当に活動が、図書館の活動、ボランティアさんも支えられていたでしょうし、司書さんの活動もあったと思いますので、喜ばしいことだなというふうに思いました。

今回これを取り上げたことなんですけれども、1年間遅れているということですね。平成28年度までの策定計画で、本来なら平成29年4月から次の第2次計画が動き出すはずだったものが、今策定をされていない状況にあるということで、さまざま子どもたちの本の読書活動にかかわっている方々が、この活動推進計画をやっぱり見られていまして、自分たちがかかわっている活動が、ここの項目に上がっているとか、ここは新規で進めていくんだとか、充実されるんだなということをやっぱり見てあるんですね。そういう中で、あら、来年度平成29年度の計画はどうなるんだということで、ちょっとそういうお話がありました。

それで、総括を確実にを行う必要があったためというふうにありましたけれども、これはこの計画自体は担当課が把握していく、策定についてですね、というふうな捉え方でよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） もう第1回目の会議を5月に行っておりまして、子ども読書という観点

から、学校教育、社会教育、子育て支援、それと元気づくり課という形で、担当者レベルでの会議を今進めているところです。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） それはもう平成29年4月に策定は難しいという判断を、前年度にされていたということでしょうか。それはもう担当課の中でそういう判断をされていたという捉え方でよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 大変申しわけなく思っておりますが、総括が、課題がたくさんございましたので、一つ一つ図書館の担当のほう積み上げておまして、その中で充実すべきところ等の問題点、課題をすり出した上での平成29年度にそれが遅れ込んだという形になっております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） この子ども読書活動推進計画は、さまざまな課にまたがって策定をされておまして、平成29年度の教育施策要綱の中にもこのことが関連して入っています。これ、施策要綱の12ページに、生涯学習の推進(3)図書館機能の充実の中で、太宰府市子ども読書活動推進計画に基づいてブックスタート事業ほか、子どもとその保護者を対象とした事業の実施と、自動開架の整備を推進するというふうにあるんですね。

これは、ここに載っている分というのはちょっと理解ができませんけれども、計画としては平成28年度中のもので、今平成29年度がないけれども、平成29年度のこの施策要綱には載っているということの関連性というのは、どのように考えてありますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 去年の分には確かに載っていないくて、ブックスタート事業のほう平成24年8月からスタートしたというところで、今回図書館の教育施策要綱の中に載せるべき項目として上げさせていただいたという形になっています。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 平成29年度の施策要綱には載っているけれども、計画としては今平成29年度はない状態であるところでの関連性は、どのようにお考えかということをお伺いしたいんですが。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） このことも今後の計画に掲載する予定でありますので、少しこちらのほうとしては載せていくという考え方で掲載したという形になっています。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 別の観点からちょっとお話ししたいんですが、いろいろな行政の中に計画がさまざま、総合計画の下に関連計画があつて、総合計画を見ると、それぞれの施策の中に計画が載っているんですが、載っているもの、載っていないものというのがあります。

ます。それについて、今回読書計画については1年間遅れていると。それが充実させるためのことだから1年遅れるというふうなお話だと思うんですけども、その管理ですね、それから進捗については、市全体として見ている課というのはあるのでしょうか。ちょっとどちらで回答がいただけるかわかりませんが。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 各計画につきましては、基本的には各部署、その担当しております各部署で進捗管理を行うということが基本ではございますけれども、総合計画の後期基本計画つくったときにも、その策定時には重立った計画については、進捗状況等を確認をさせていただいておるといふようなところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） やはりそれぞれの課が持って、課ですかね、施策に対しての計画がいろいろあって、それを動かしながら、やっぱり市全体が動いていくと思うんですよ。そこら辺の管理というのは、一括してやはりやらないといけないのではないかとこのように思います。

それも横の連携ですよ。今の読書計画と教育施策のところでの関連性が、ちょっと私は理解できなかったんですけども、そういうところととまっている計画と進めようとしている計画とがずれているというふうなふうに捉えましたので、そこら辺のところは十分に見ていってほしいなと、管理をしていってほしいなというふうに思います。

3月議会で採択されました自治基本条例の中、第7章の市政運営の基本原則のところなんですけれども、ここには第18条の2項に、基本的な計画ですね、さまざまな計画については、総合計画との整合性を配慮し、関連する行政分野別基本計画との調整を図らなければならないというふうになっています。ですので、自治基本条例もこれからだと思いますので、そういう点からも計画の管理ですね、それぞれがきちんと達成していくというようなシステムをつくっていただきたいなというふうに思います。

今の体制のもとでは、所管課が進めていかないといけないというところで、責任が大きいと思いますけれども、早急に、早急というか、平成29年度内に策定されるということで、しっかりと進めていっていただきたいと思います。

そして、次の2つ目ですけども、次期策定、第2次計画に向けて点検、評価を今されているというお話でしたけれども、前回1次計画をつくるときに、執行部側の関連する課で審議会をつくって、そこで計画案をつくり、そして計画案をつくった会議が6回ほどあったというふうに思うんですけども、それを読書活動推進計画関係課会議が持たれていました。これが6回行われていました。この中で計画案などがつくられた、また利用調査なども行われた経過があります。

図書館協議会というのがありますけれども、この中で審議を2回されて、策定がされたとい

う流れがあります。

この評価についてですけれども、こういった図書館協会からの意見聴取などは、今のところ予定はされていますでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 先ほどもお答えしたかとは思いますが、第1回目の会議を10月に行う予定にしておりますので、その中でたくさんの意見を出していただこうと思っております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） はい、わかりました。ぜひこの協議会、年2回、大体ペースで行われているんですけれども、なぜか去年は1回しか行われてないということがありまして、自治体によっては3回行っているところもあったりしますので、ぜひ活発に開催をしていただいて、意見も上げていただきたいなというふうに、取り入れていただきたいなというふうに思います。

この計画の中なんですけれども、ちょっと2点ほど確認したいところがございます。

1点目は、地域文庫の活用というところで、これは家庭、地域のところに入っているんですけれども、地域文庫の活用というところで、各自治会やボランティアによる地域文庫の貸し出しや読み聞かせ活動を市内全体に広げますということで、これは子育て支援課、生涯学習課、市民図書館が関係所管というふうになっておりまして、充実するというふうになっています。

この点について、地域文庫というものをどのように捉えているのか、市民図書館の分室というふうに考えられるのか、その点を少しお話しいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 図書館のご協力いただいている団体の中で、地域文庫という連絡協議会があるのは存じております。やはり今読書ボランティアによる読み聞かせというところで、各公民館等で読み聞かせをやっていたり、そちらのほうで活躍していらっしゃる方が、学校のほうの授業協力という形で、読み聞かせ等にもおいでいただいているということでお話を伺っております。

図書館との連携、学校との連携という中で、地域文庫の方々が大きく貢献していただいているというところがありますので、そちらのほうも意見を聞く機会が多々あるかと思っておりますので、そういう方々もいろいろな形でお会いしたときにお話を聞くなりな形でご協力を願って、今後もその地域の中での活動ということと、学校の中での活動というところまでいろいろな形で検討を、またお願いという形で協力をお願いしたいというふうに私のほうは考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今の部長の回答だと、文庫活動にかかわられている人たちにご協力を

いただきたいというようなことだったと思うんですけども、ここに書いてある文章というのは、自治会なども含めて、地域にある文庫も広げて、市内全体に広げていくということは、数を増やすというふうにとったんですけども、そのようなお考えはあるのでしょうか。

以前、小・中学校に図書司書を配置してほしいと要望をいろいろしているときに、なかなか各学校に司書を置くのは難しいという回答があっていた時期がありました。そのときに、それぞれの小・中学校の図書館を地域の人に広げて、地域の人にも活用できるような形も考えたいというようなこともおっしゃっていたんですけども、私はそっちではなくて、自治会が持っている公民館で本の貸し出しができる、すくすく号も来ていますので、そういうところでの要望をしたいところですけども、この文章から読み取れるところはいかがでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 一応図書館のほうの主催でボランティア講座の開催をしたりということで、市民のほうに広く呼びかけたり、あとは団体、図書館の蔵書を団体のほうに貸し出すという形で、まとめた形で貸し出すという中で、各自治会のほうへの公民館への貸し出しという業務も行ってたかと思えます。そういう中で、読書に触れるという市民の方々もたくさんいらっしゃると思えますので、そういう形で裾野を広げていくという形もあるかと考えております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 私はこの地域文庫については、私自身が15年ほど前に都府楼公民館のほうでかかわっていました。公民館に眠っていた本を地域の子どもたちに貸し出すというような活動をしていたわけですけども、そこにはやっぱりまだ幼稚園にも行かない子どもを連れてたお母さんが来られて、本に触れ合う、そして本を借りていくというようなこともされてましたし、小学生が来ておしゃべりをしていたりとかということもありました。また、そのころは子育て支援センターから保育士さんが時々来られて、育児相談みたいな形でお話をしていこともありました。もう15年もたっていますけれども、細々と今も活動されています。

今やはり地域での活動が、人が集まって顔を合わせるということがなかなか難しい中で、これも一つのきっかけになるんじゃないかなというふうに思います。

子ども食堂がこれにくっつくとかということもあっていいでしょうし、すくすく号が回っていますから、すくすく号が来たときに公民館をあけて本を貸し出す、読んだりとか読み聞かせをしたりとか、何かそういうことにも広がっていくのではないかとというふうに思いますので、この点については所管が3課にわたっていますけれども、連携をとって進めていただきたいというふうに思います。

それからもう一つ、学校のところで図書司書の管理というところがあります。学校図書館図書整備計画を作成したり、図書管理システムを導入したりして図書資料の整備、管理の向上に努めますというふうな文章があります。これについては、この計画自体、学校図書館での図書整備計画というのは、これは実際にあるのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 各学校のほうに図書検索システム等が入っておりますので、そちらのほうでできているというふうな形で評価をこちらはしております。

また、先ほど図書司書ということでご意見いただきましたけれども、今回の議会で中学校の司書についての予算の要求をお願いしておりますので、そちらのほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 小・中学校に専任の司書さんがいらっしゃるということで、この部分も大きく広がっていくのかな、充実していくのかなというふうには思っています。

これはちょっと春日市のほうで私、お話を聞いてきたものなんですけれども、小・中学校の図書館整備活性化計画というのがあります、これは3年間かけて情報の共有、それから人の共有、そして物の共有というところでネットワークの構築を進めていらっしゃいます。3年間で、平成26年からでしたので、もう昨年度で終わっているはずなんですけれども、ちょっとお話を聞くとところによると、なかなかうまく進んでないらしくて、あと一、二年かかるかなというふうなお話もありました。

計画ですね、11人配置されたところで、今も司書さん同士の学習だとか学校教育課からされたりとか、あと情報交換などもされているというふうには聞いていますけれども、このところまた力を入れていただいて、計画なり見通しを持って、子どもたちが図書館に来て充実した時間をつくれるような方向に持って行っていただきたいなというふうには思ひます。

3つ目の推進計画の取り組みの進捗状況についてですけれども、これについては図書館協議会で素案を検討して、それからパブリック・コメントというふうな流れがあります。図書館協議会が、今委員さんが6人ということで、定員10人に対して6人なんですけれども、この計画の審議をしていただく、また1年に2回ぐらい開催がコンスタントにされているんですけれども、この協議会の設置目的が、館長の諮問に応じることとか、図書館方針について意見を述べるためというようなことが書いてありますので、このところが十分に生かせるように、人員の増員も必要ではないかというふうには思ひます。

これ10人の定員に6人しかいないという今現状ですけれども、済みません、こちらになりますかね。こういう審議会のこの定員については、定員全員配置をしなくてもいいというふうには考えてありますでしょうか。今のこの図書館協議会に限って言いますと、10人の定員に6人ということなんですけれども、これはいたし方ないというような判断をされますでしょうか。ちょっと伺いたいと思ひます。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） いろいろな審議会とかいろいろな委員会、大体規則、条例等で何人以内という形で、大体最大限の最大数で大体条文は成り立っておりますので、そこまでの任命はできるといふことで捉えております。その内容、今後の進捗に向かって必要であれば、その人数以

内はお願いするということになるかと思っておりますので、6人で十分だということでもないし、多いでも少ないでもない。10人以内でやっていきたいということで今考えてはおりません。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 6人で十分な審議がされれば問題はもちろんないとは思いますが、今任命されている委員さんが今6人。学識経験者の方がお二人、そして社会教育の関係者が3人、学校長、校長先生がお一人という6人になっています。

図書館協議会は、計画だけを追いかけるものではないので、図書館の全体を見ていくというような審議会になると思うんですけども、図書館には図書館活動を推進していくには、さまざまな関連の所管があります。その所管にかかわっている市民の方が、ぜひここに出てきていただいて活発な議論を、いろいろな方面から意見を言うていただくというような意味では、6人ではなくて、ぜひ10人そろえていただきたいなというふうに思います。

例えば保育園の保育士さん、公立でも私立でも構いませんけれども、保育士さんだったりとか幼稚園の幼稚園教諭の方、そして学校司書さんですね、そして司書教諭、自治協議会から出ていただくというようなところでのメンバーで考えていく、意見交換をしていくというようなことも、ぜひこれから検討していただきたいと思います。

今の協議会がそのような状況ですけれども、またこの自治基本条例の中でいいますと、第24条の審議会等というところであるんですけども、ここでは団体の代表者や有識者ですね、先ほど今出てある委員さんは、学識経験者だったりとか社会教育にかかわっている方ですけども、その方々から得られるものだけではない、一般市民の視点もあるというふうに。ですので、その点からも審議委員の構成、検討していただければというふうに思います。このことをお願いして、1件目を終わります。

2件目お願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目回答をお願いします。

副市長。

○副市長（富田 譲） 中学校の給食についてということで、市長に回答でございますけれども、経過等がございますので、私のほうからご回答させていただきます。

1項目め、積算の再検討を始めたきっかけと時期についてご回答申し上げます。

昨年9月27日、庁内に中学校給食の実現のための作業部会としてワーキンググループを立ち上げました。10月に行われたワーキング会議では、8月31日に出された教育委員会からの報告に基づきまして、デリバリー方式による学校給食法に基づく場合、基づかない場合、両方のケースを想定して机上の経費を試算してまいりました。この試算につきましては、1食分の仮の代金を数種設定して算出してものでございます。また、同時期に、近隣の自治体の中学校給食の経費や、デリバリー方式を採用している自治体の経費も調査してまいったところでございます。

そして、昨年の12月において、市長が中学校給食の方式を表明したことを受けまして、本年1月以降のワーキンググループ会議では、学校給食法にのっとった給食を受託できる業者について検討を重ね、2月から3月にかけて視察や業者からのヒアリングを繰り返し実施いたしました。

それらの視察やヒアリングを通しまして、3月末、今回提出しました経費の算出ができ上がっておりまして、4月4日に開催いたしました第6回のワーキング会議において、具体的な資料として提出されました。

今回の経費につきましては、以上のような経緯で算出されたものでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） それでは、私のほうから教育委員会の見解ということについての回答を申し上げます。

質問の中でありましたように、本会議2日目の行政報告という市長の表明がございました。それを受けまして臨時の教育委員会ということを開催いたしまして、その状況を私のほうから報告をいたして、それだけの報告という形をとらせていただいております。

教育委員会といたしましては、中学校給食のあり方を検討するために、2年前の市長からの意見具申を受けまして、市民や児童・生徒、保護者、これらを対象にアンケート調査を実施し、中学校給食の現状、実態や中学校給食に対する考え方等を調査いたしました。

その後、それとあわせて、学識者や学校長の代表、栄養士、保護者代表で構成される太宰府市学校給食の改善研究委員会を開催しまして、アンケート調査の結果を踏まえた上で、十分に議論を尽くしていただきました。

そして、太宰府市の中学校給食のあり方についての答申を受け取りましたので、教育委員会としてはその答申をもとに、昨年の8月31日に、「太宰府市立中学校全ての生徒を対象に、主食、おかず、ミルクから成る完全給食を実施していくことが望ましい。実施に当たっては、食品の安全性を確保するとともに、中学生に必要な栄養価を満たす献立とすること」という内容の報告を市長にお渡しをいたしたところでございます。

それも含めまして、先日臨時で開催いたしました臨時教育委員会でも出された意見としては、このときの8月31日にお渡しした教育委員会としての気持ち、要望、そういうものを報告に沿って、財政が許すときには中学校給食の実現を目指していただきたいということでございました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 2日目の本会議での市長の行政報告に対しての質疑でもお話ししましたが、昨年8月の特別委員会からの要望書には、学校給食法に基づいたもので実施してほしいということを書いております。そのときから検討に入っていたのか。3月の時点で試算が出

たんですけども、そのときには学校給食法にのっとった積算は載っていませんでした。この間というのは、検討はされなかったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 少し経過を整理してみますと、ワーキンググループで10月に行われた中で、先ほど申しましたように両方の形での一応机上での試算は出ておりました。それは先ほど言いましたように、教育委員会からと議会からの報告を受けて、試算した上で、これから方向性を決めていくという、まだしっかりと固まっていない段階でございます。ただ12月には、やっぱり先ほど言いましたような、基本的には費用面、そういう部分でデリバリー方式にしていくということを表明したところでございますが、12月の議会、表明した後の議員さんとのやりとりの中、それから3月議会での代表質問、一般質問でのやりとりの中を、ずっと何度も議事録読み返してまいったわけでございますけれども、やはり質のいい、レベルの高い学校給食を議員さんのほうは聞いてありまして、市長も純粋に学校給食を、生徒たちに同じものを食べさせたいんだというようなところもありまして、あ、これは学校給食法にのっとった費用の計算、そういうものがまず必要だなということで、3月以降にそのところを集中的に積算していったという実情でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 私たちの特別委員会から出した要望書の中に載せていた学校給食法にはひっかからなかった、ひっかからなかったと言ったらおかしいですけども、そこは外しておいて積算をしてきたと。そして、今になって、今になってというか、12月ですかね、12月から議員とのやりとりの中で、やっぱり学校給食法にのっとかないといけないというところで方針を変えて再積算をしたら、高くつくことになったということでしょうか。要望書の内容について、学校給食法にはひっかからなかったんでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ひっかからなかったということではございません。両方からやっぱり学校給食法、両方というのは教育委員会さんからのそういう要望、特別委員会からの要望、そういうものでありましたので、両方でそういう、2本立てという言葉は悪うございますけれども、そういう中でワーキンググループで積算、そういうものをしていたということは事実でございますので、全然それを無視した形というのはございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） ということは、8月に私たちが要望書を出した後に、学校給食法にのっとったデリバリー式の試算はしていたということですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ワーキンググループ会議の1回目を9月の終わりに行っておりますけ

れども、2回目、10月の初めに行ったワーキンググループ会議の中で、この場合にはもうきちんと業者等が特定されておきませんので、先ほど副市長が述べられたとおり、320円とした場合とか、350円とした場合とか、仮の金額を1食分を決めまして、学校給食法に基づくという場合の試算はしております。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） それはワーキンググループ会議の中で提示をされて、市長も見られて、学校給食法では難しい、高くつくからのらない方法で、今のデリバリー式を拡大する全員喫食にするということで表明をされたということですよ。今になって、いろいろな議論の中で、学校給食法に基づいてやったら約5倍事業費がかかる、財政的に無理だということで、表明していたことを撤回するという流れでよろしいですか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） お答えいたします。

最終的な判断は私がしました。これは間違いのない事実でございます。ワーキンググループのいろいろな経過、まとめを4月の経営会議の中で、私自身は全員喫食ということを考えていたわけですが、学校給食法に基づくものでなければ全員喫食はできないということと、試算をしたところ1億8,500万円かかるということがありましたので、最終的にその時点で、全員喫食という形ではなくて、今申し上げておるような方向性を決めたということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 試算は出てわかっていながら、今まで来てしまったということになると思うんですよ。4月の時点ですかね、校長会で、全員喫食でデリバリー式で行いますということを校長会で担当課が説明をして、来年の9月から実施をするので、学校のほうにも周知をしてくれというようなことを言われています。

そういうこと、学校給食法にのっとれば高くつくから、のっとらない方法でやるという判断で、全員喫食でやります、校長会で説明をした。でいながら、時間がたって、やっぱり学校給食法にのっとってやらないといけないという結論に達して撤回をする。現場も混乱していると思うんですよ。そのことについて市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 最終的にはそのような形、今市長が表明されたような形になるんですが、もちろん、全員協議会でも申し上げたと思いますけれども、やはり市長公約でございますので、大変執行部としても重く受けとめておきまして、ワーキンググループの報告でも、市長からもっと安い方法の質の高い、そういうものはないかとか、業者をもっと当たってみなさいとか、そういう中で何回も何回も繰り返し内部協議も含めてやってきたことは事実でございます。今の太宰府市の状況の中でどうかということは、最終的に経営会議の中で幹部職員の意見を聞いて、その中でもやっぱり本当に何かを削ってやるべきではないかとか、もっと歳入を

増やす方法、いろいろなことを出て、そして臨時経営会議の中で、最終的にこういう方向でいくということを決めたわけでございます、それからの方針ということで、5月9日、特別委員会がありましたので、そこで思っておりましたけれども、もう少しまだ検討ということもございましたものですから、今回の運びになってきたということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） わかりました。

もう一点伺いたいんですが、ロードマップの中に、就学援助制度の検討ということで書いて示されています。就学援助は学校給食法に準じて補助されるものですので、これ12月に提示をされていますけれども、ちょっとそこら辺、この就学援助をどのように実施しようというふうなことでここに、検討とは書いてありますけれども、学校給食法に基づいた給食をするのであれば就学援助の対象になるでしょうけれども、もしというか、今回デリバリー式で充実する方向で、今の形で充実するという方向になった場合、この就学援助制度はどういうふうにお考えなのか、その点お聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） このロードマップにおける就学援助制度というのは、もうご存じと思うんですけども、学校給食法にのっとり給食をする場合には、これを実施しなければなりません。ただし、例えば市町によってはのっとりない選択肢、例えば近隣でいうと大野城とかはそうですよね。のっとりない選択式ですけども、実際に支給しているという自治体もございます。

このロードマップにつきましては、全員を対象にした給食を実施するという、平成30年度中ということでしたので、それに向けて当然この検討課題の一つとして就学援助というのがありますので、このロードマップの中で位置づけておまして、当然学校給食法にのっとりれば、もう確実に実施しなければいけないというようなことになると思います。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 学校給食法にのっとりいけば実施しないといけない。今市長が表明されている学校給食法に基づかないのであれば、就学援助は対象外になるということですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 確実に実施しなければならないということではありませんが、太宰府市の判断としてこれを実施するというのであれば、実施ができるということだということです。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 全国的に見て、学校給食法に基づかないそのデリバリー式でやっているところで、自治体独自で就学援助の対象にしているところがあります。ですので、そういう

ことは検討の余地があると思います。試算として2,200万円というのが今回出ていますので、そのところは保障していただきたいというふうに思います。

済みません、2件目、2つ目ですね。教育委員会の見解についてですけれども、教育委員会のほうでは、検討委員会から出された答申を受けて、教育委員会会議、それから総合教育会議でもさまざまな議論がされていました。私も何度か傍聴に行きましたけれども、やっぱり教育委員の皆さんが今の子どもたちの現状を見て、太宰府でも今6人に1人の子どもたちが貧困状態にあるというような数字も出ています。それはもう就学援助の数字に出ているというところにつながっていると思うんですけれども、そういうところをきちんとやっぱり拾っていかないといけないところで、思春期である子どもたちに、義務教育の学校では同じものを食べて共感するというような体験も必要だというようなことが議論もされていました。

そういうことも踏まえて報告がされていたと思うんですけれども、教育委員の方がそれだけの議論を重ねて、今回学校給食法に基づいてお金がかかるからできない、デリバリー式の拡充でというような結論に至ったことについて、先ほど教育長は、財政が許す限りというようなお話が回答の中にありましたけれども、本当にそれでいいのか、その点は議論の中でありましたでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） まず、昨年8月31日に市長のほうへ報告をいたしましたんですが、一番最初ですね、最初のどこから始まったのかということであれば、ちょうど2年前のこの6月議会ですね、ここから市長の意見具申を受けて、市長は意見具申をしたということをお話します。

私のほうは意見具申を受けたということで、ここで発言をして、議事録としては、ここで学校給食法第2条にある学校給食の7つの目標というのがありますと。説明しますと、健康の保持増進、健全な食生活を営む判断力の育成、明るい社交性を養うこと、生命及び自然を尊重する精神の養成、勤労を重んずる態度の育成、伝統的な食文化への理解、食料生産、流通、消費についての正しい理解などが上げられている食育を行うために、私どもは教育活動を通してやっていきますということで述べております。

それを受けてアンケート調査をやったり、給食改善研究委員会で議論をいただいて、8月31日にこの趣旨で、要望というような形になりますけれども、報告書を差上げたということになっておまして、このときの気持ちは変わっていませんよという教育委員さんのお話でございます。

確かに財政的に厳しいということは皆さんも非常に、財政のことになれば教育委員会の判断ではできませんけれども、この夢は実現していただきたいということでございましたが、まだ私、2日目の表明を受けての私の報告だけでございますので、正式にまた教育委員さんのほうには市長のほうからご説明があるものと思っております。そういうところでの教育委員さんのまたご意見が出されるというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 今回の市長のその表明で、教育委員さんも本当に残念に、残念というか、思っているのではないかなというふうに思いました。

今教育長がおっしゃった2年前の6月議会、私の議会報告の中で、「中学校給食実現へ教育長が回答」ということでコラムを載せているんですけども、その中で今教育長がおっしゃった、学校給食法に基づくところで進めていきたいというようなことを回答しているということが載せていましたので、これを読み上げようと思っていましたけれども、先におっしゃいましたので、そこは割愛させていただきますけれども、やはり教育委員会が子どもたちに一番近いところにいらっしゃると思いますので、その点は、やり方はどうであれ、おなかいっぱい食べて子どもたちが元気に過ごせるという立場で、市長、副市長と一緒に議論していただいて、前向きな実現に進めていただきたいと思います。

最後に1点ですけども、安心・安全の給食を進めるという点で、学校給食法というのがあって、今回それに基づいてやっぱりやらなければというところで積算をされたというふうに理解をしています。それはすごく大事なことだと思います。

ですけども、今、先日水城小学校の先生からお話がありまして、給食室を見てくれということで、行ってきました。水城小学校の給食室は、もう小学校自体が老朽化していますので、そういう中でちょっと見てきたんですけども、昭和のままですね。私たちが子どものころと変わらないような状況でした。

給食室の中ですけども、換気扇から雨漏りがすると、雨が降ったときに。雨が降ったときは、換気扇の下の鍋は使えないそうなんです、あの大きな。何というんですかね、よくわかりませんが、あの大きな鍋が。だから、1つ使えない状態に今なっているそうなんですけれども、この点について、これ把握されているのかというのが1点と、それから配膳棚ですね。できた給食を並べて、子どもたちがそこに給食当番の子がとりに来るんですけども、その棚の引き戸が木枠なんです。もう何十年も使っていますから、なかなかきちんと閉まらない。網戸もあるんですけども、それも閉まらない状態で、できたものをそこに置いていて保管しておくには、ちょっと衛生上問題があるということでお話をされていました。

この2点について把握されているかどうかをお伺いいたします。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村 甚治） まず、今太宰府小学校の給食室を2億円かけて改修するという予算を出しております。その次が水城小学校ということで計画しております。水城小学校はもっとかかります。そういう何億円というお金を小学校給食に投資するときにも来ています。そのような、この中学校給食をすることで財政的な余裕がなくなって、小学校給食に影響もないようにもお願いしたいというのは、教育委員さんの要望としてもありますので、財政的な面というのは非常に大きな課題だというふうに捉えておけることは間違いありません。

水城小学校は次の要望でいく計画にしております。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 水城小学校の関係なんですけれども、先ほど教育長が言われたとおり非常に老朽化している。ただ、老朽化しているのは給食室だけじゃなくて、校舎全体が老朽化しているんです。なおかつ、児童数に見合うだけの教室がなかなか確保できないというような状況があります。

ですから、ある程度抜本的なことも考えていく時期に来ているということで、本年度全体的なものとして、その耐力度調査というのをを行う予定にしております。その結果によって方向性が出てくる、給食室の方向性も出てくるということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 教育長の今2億円の予算計上、申請をしているということでしたけれども、それは給食室だけの問題ですかね。というところですね。

私が水城小を見に行ったときには、理事が言われているみたいにあちこち危ないところがありました。ですので、もう給食室だけを改修するのではなくて、建てかえを大きく考えていただいて、また中学校の給食については、自校式ではなくて親子式という方式もあります。そのところも含めて、財源がない中でどう進めていくかというところを、横の連携しっかりとっていただいて、ぜひ進めていただきたいと思います。

市長におきましては、公約であったこの中学校給食、今撤回というところに来ていますけれども、まだ方策はあると思います。すぐできなくても、3年、4年かけてやるとか、また1カ所ずつやるとかという考え方もあるわけですから、その点もきちんと執行部のほうで考えて進めていただきたいと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 11番神武綾議員の一般質問は終わりました。

ここで13時まで休憩をいたします。

休憩 午後0時07分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13番陶山良尚議員の一般質問を許可します。

〔13番 陶山良尚議員 登壇〕

○13番（陶山良尚議員） ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

いきいき情報センターの維持管理についてでございます。

昨今では、各自治体において、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっております。今

後は人口減少等により厳しい財政状況が予想される中で、限られた予算内で、既存する公共施設等をいかに計画的に維持管理、そして適正な配置等行っていくかということが求められています。

このようなことから、平成26年4月に総務大臣通知により、総務省から「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」が示され、各自治体に対して策定要請の通知がなされています。本市においても、今年3月に太宰府市公共施設等総合管理計画が策定されたところであります。

本市では、78の建物系公共施設、主には39あります。どの施設も検討すべき課題がありますが、その中でも、私としてはいきいき情報センターの今後のあり方、このことが公共施設の中でも最優先課題であると考えております。

いきいき情報センターは、建設後36年が経過し、大変老朽化が進んでいる施設であります。それだけに、改修すべき箇所も相当に上るのではないかと認識をいたしております。

私は、立地条件や本市のまちづくり等を考えますと、観光、経済の拠点として、また市民が集うコミュニティの場として再整備することにより、まちの核施設として、今後まちづくりを行っていく上で重要な役割を果たす施設になると考えられます。

今回策定された公共施設総合管理計画の中でも、今後は建てかえ、そして複合化も検討していくと記載もありますが、私としても複合施設への建てかえが望ましいと考えております。まずは公共施設全体の再配置、再編成等の検討も必要ではありますが、いきいき情報センターの今後のあり方を考えますと、他の公共施設よりも早急に検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上のことから、次の3点について伺います。

1点目、建物自体、老朽化が進んでいますが、現在の状況について伺います。

2点目、老朽化の程度から見ても、早急に改修または建てかえ等検討する必要があると考えますが、今後の計画について伺います。

3点目、将来的には、複合施設として建てかえ、本市のまちづくりの拠点施設と位置づけ、整備していく必要があると考えますが、市の見解を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） いきいき情報センターの維持管理についてお答えいたします。

このいきいき情報センターは、文化に関する広範な情報の提供と交流の促進、生涯学習の普及振興、市民の健康づくりの推進、高齢者福祉の増進、NPO、ボランティア等市民活動の推進など、市民の福祉の向上に寄与することを目的として設置されたものであり、本市における市民活動の拠点として、また市の福祉施策の拠点として重要な位置づけがされている施設です。

まず、1点目の建物自体の老朽化の状況でございますが、議員ご指摘のとおり、最近ではエレ

ベーター、エスカレーターの部品交換やエアコン等のふぐあいも発生しており、構造躯体の状況も適切な状況とは言えません。

次に、2点目の早急な改修または建てかえ等の検討の必要性でございますが、この施設は築37年を経過し、施設を購入した時点で大規模な改修を行っておりますが、そろそろ抜本的な改修、更新の検討を考える時期に来ているものと判断しております。

次に、3点目の本市の拠点となる複合施設として建てかえ整備の必要性でございますが、ご指摘のとおり、本市のまちづくりの拠点施設として、建てかえも視野に入れ検討していく必要があると考えております。

本年度は、建築公共施設のうち、規模の大きな主要39施設の公共施設再編計画の策定に着手し、その中でいきいき情報センターの整備も俎上に上がってくるものと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） ご回答ありがとうございます。総合管理計画につきましては、本年3月に作成されたばかりでございますので、私としても今日は情報センターについて、私の思いとご提案という形で進めさせていただければと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

先ほどからもございましたけれども、現在学校施設等も含めて公共施設の老朽化というのは大変深刻な課題であると、本市においても考えておりますけれども、そのような厳しい中で、現施設を再整備していくこと、活用していくこと、これが今後のまちづくりに重要な役割を果たしていくと私は思っております。

そういった中で、情報センターの再整備に関しましては、今後私の中で考えていることについては、自主財源の増加も含めて、建物自体再整備することによって、そういうことにもつながっていく。また、本市のランドマーク的な役割を果たす施設にも、これはできるかどうかわかりませんが、考えようによってはなり得る可能性もあるのかなというふうに、今現在でございますけれども思っているところでございます。

先ほど答弁の中で、老朽化の状況についてご説明がございました。そうしますと、例えばエレベーター、エスカレーターの部品交換とかエアコン等のふぐあい、こういうことが発生しているということでございますけれども、私が聞いたところによりますと、例えば雨漏りとかそういうことも含めて発生しているというふうに聞き及んでおりますけれども、そのほかに具体的に、ほかにも何かそういう箇所があれば、教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 申しわけないですけれども、雨漏りはちょっと把握しておりませんでした。ただ、やはり上の、結局屋上のほうに車を上げている関係上、スロープと躯体との接合部が非常に悪いというようなものとか、特に今は民間の施設が1階に入っておりますので、その食料品等の臭気が、若干事務室に入ってくるとか、そこら辺で換気上の問題が出てきてい

ると。老朽化、全体的に設備も含めて老朽化しているなどというような実感があるところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そうしましたら、いろいろふぐあいが出ているということでございますけれども、今のところ運営上は影響等は特段出てないという認識のもとでいいのかどうか、ちょっとその辺よろしくをお願いします。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 運営上は、やはり、ちょっと先ほど話しました臭気の問題が、やはり事務上厳しいような状況にあるというのを少し聞き及んでいるところでございます。

あと、どうしても施設自体が、昔スーパーであったというような状況でございまして、採光がとれないと。結局外が全然見えないような状況で、外の光を取り込むのが非常に厳しいような建物になっておるということで、中に入ってあるその施設の職員等については、非常にご迷惑かけているような状況でございます。

なお、いろいろご要望等もいろいろなところから、市民の皆様から要望いただいて、例えば勉強の場とか、そういうふうなご要望もいただいており、そこら辺についてちょっとよく考えていく必要があるかなと。ふぐあいじゃございませんけれども、そういうふうな課題があるというふうな形では認識しているところでございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そうしましたら、そういうことも含めてちょっと、できた当初のスーパーのままでございますので、いずれ改善が必要かと思えますけれども。

ここで公共施設総合管理計画の中身についてちょっとお聞きしたいことがございまして、質問させていただきますけれども、一応各施設、耐用年数が60年という形でくくってあるような形でございます。更新時期としてですね。そういった中で、いきいき情報センターについては、平成53年ですかね、平成53年に更新時期を迎えるという記載がございました。

現在、例えば中央公民館にしても今大規模改修がされておりますし、例えば老人福祉センターなんか、もう今まで大きなお金を費やして改装しておりますけれども、そういった中で、この耐用年数について、あくまでもこれは目安なのか、それとも今後更新が早くなる、今後また計画をつくっていくということでございますけれども、更新が早くなるか、その辺ちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 耐用年数につきましては、RC造、鉄筋コンクリート造の建物というのは、大体標準として60年というような形で見えてはおるんですけれども、それとは別に、税制上の耐用年数というのが実はございまして、要するに使い方によって、なおかつその使い方を実現するためのつくり方によって、やっぱり税制上の耐用年数というのがございまして、あそこは商業施設として最初つくられていますので、税制上の耐用年数は大体39年ぐらいというよ

うな。それでどうかなるということではないんですけども、基本的に公共施設と同じようなつくり込みをされてははいないというような状況ですね。

中央公民館とか、それとか市役所とかというのは、非常にきちっとしたという言い方はおかしいですけども、きちっとした仕様に沿ったつくり方をしていると、公共的なものでございますので。そこら辺の違いがあつて、一概に経過年数だけで耐用年数を決めていくというのはできないかなというような気がしています。

ただ、市の施設全体の考え方としては、できるだけ長寿命化というような形で、公共的な仕様でできているものにつきましては、できるだけ70年以上もたせていきたいというような考えはございます。

ただ、どうしてもその中の施設の中のつくり込み方が時代に即さないような、そういうふうなことが出てきた場合につきましては、やはりそういうふうなものを加味した上で、やはり早目の更新というのが出てくるのかな。いきいき情報センターも、どちらかというところそういうふうなことも考えながら、更新を考えていく必要があるというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 税制上のことも含めて更新時期を考えているということでございますけれども、今後、今でもいろいろふぐあいが出ているということでございますけれども、今後どうするかという決定はなかなか先になると思うんですけども、方向性としてはですね。今後、中央公民館みたいな形で大規模改修とか、とりあえずそういう方向に行つて、耐用年数もつとところまでいって、時期が来たらまた検討課題として、今でもこれから検討していくということでございますけれども、今後のことも考えていくという認識でいいんですかね。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 議員ご指摘のとおり、あそこの場所は非常に立地がいい場所でございます。いろいろな可能性があるかなと。何も公共施設だけで終わらす必要はないというようなことも考えられます。なるべく市の予算を使わないで、よそから投資をしていただいて、民の施設も含めて考えていくような、そういうふうな可能性がある立地であるというふうにご考えておりますので、その点も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今総務部理事が言われたことに関しては、また後で私のほうも提案させていただければと思っておりますので、また話をしたいと思っておりますけれども、もう一点、総合管理計画の中にもございましたけれども、今後検討していく中で、（仮称）公共施設マネジメント検討委員会ですね、これを組織するという記載がございましたけれども、これについて、例えばメンバー構成とか、いつぐらいからスタートするとか、どのような作業工程を行っていくとか、その辺わかれば教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） マネジメント検討委員会ですね。施設の長寿命化とか複合化に必要な事業費や維持管理費を、財政状況に対応した効果的なものにするために、公共施設等マネジメント検討委員会を設けるといふような形で、総合管理計画の中でうたわせていただいているわけでございます。

これは一応基本的に、そういうふうな財政上の検討を加えていくんですけども、実はこの総合管理計画を策定するときに策定委員会というのを実は設けて、全部長、理事が参加した中で、実はこの総合管理計画というのは策定してきたわけでございます。いろいろ検討してきた結果が、このマネジメント検討委員会をまた別につくる必要もないだろうと。総合管理計画の策定委員会にこのマネジメント委員会の事務分掌を持たせてやっていこうというふうな形で、現在手続を進めているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 済みません、もしよかったら、そのメンバー構成教えていただければ助かりますけれども。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） ここにおります全部長、理事と。全員参加のもとにやっていこうというふうな形でございます。よろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そうしましたら、ボリュームが多いものですから、全庁的にやっぱりこれは取り組んでいくという話でございますね。はい、わかりました。

そうしましたら、今後のことについてでございますけれども、先ほど理事のほうからございましたけれども、いきいき情報センターについては、非常に利便性とか、今後のまちづくりの中でも非常に大事ななと思う建物になる可能性があると思っておりますけれども、ここでちょっと市長にお尋ねしたいんですけれども、いきいき情報センターについて、今後市長としてはどのような形の施設を望んであるのか、お聞かせいただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろなお指摘、あるいはご提案ありがとうございます。太宰府市として、公共施設等の総合管理計画を策定しまして、30年たっているもの、あるいは50年近くもうたっているもの等々あります。間違いなくご指摘のとおり複合化なり統合なり、いろいろなことは考えなければいけないというふうに思っておりますが、議員ご指摘のとおりいきいき情報センターの今後のあり方というのは、最優先の課題であるという思いは、全く私たちも共有いたしております。

その中で、ご指摘のように五条の場所というのが、いわば太宰府市にとっては市のへそみたいな中心地になるだろうということで、太宰府駅周辺が観光の拠点だとすれば、新たな拠点と

してのいきいき情報センターの五条というのが考えられるというふうに思っている次第でございまして、複合化のいろいろな役割としての観光、経済の拠点として、今のいきいき情報センターが持っているコミュニティの場として、今後のいろいろな複合的なものとして考えていくことができたという思いでおることをお伝えしたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今市長のご答弁ありましたけれども、もう少し私としては具体的に、夢を持った施設をつくりたいというような形のご答弁をいただけたらと思っておりましたけれども、私としては、これはできるかできないかは別といたしまして、やはり今の例えばスーパーと生涯学習施設のみだけではもったいないと思っております。

例えば生涯学習施設に、私の理想としては例えば観光コンベンションセンターとか、ホテルとか、これはできるかどうか本当にわかりませんが、そういう施設を併設して、今後のやっぱりまちづくりに寄与するような建物が望ましいのかなと思っております。それがやっぱり太宰府の将来のためのまちづくりの核として大事なかなと思っておりますので、そういう夢を持った建物にさせていただければなど私自身は思っております。

そこで、先ほど市長からご回答いただきましたけれども、執行部としては今のところ、まだ全然あれでしょうけれども、イメージ的にどういう施設が望ましいのか。今感じているところでいいんで、教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） この件に関しましては、まだ全くの白紙でございまして、なかなか申し上げることはできないんですけれども、個人的な見解からいえば、非常に駅が近いということからいえば、共同住宅とかそういうこと、それからいろいろな、どちらにしても複合的なものになるでしょうから、全体的な面積としては、複合化して小さくさせていくということがやっぱり必要だと思います。

そういうことになれば、やはりいろいろな老朽化した施設が白川あたりにもございますので、そういうふうなのをどういうふうな形を盛り込んでいくかということも、検討課題になるかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 理事の個人的な考えてとしては、マンションとか、福祉施設に似たような形が望ましいというふうに聞こえてまいりました。

私としては、それもやっぱり人口増加につながる施策だとは思いますが、今現在、長年の太宰府市の課題として、やはりホテルがないということで問題がございます。例えばあそこにホテルを併設するような形でできれば、そういう問題が解決できるし、今天満宮はもとより、二日市駅も今度客観跡の整備が今されておりますけれども、それと五条駅ですね。その太

宰府、五条、二日市とつながるこれは線になりますし、そういった意味でそれぞれの町がテーマを持ったまちづくり、駅周辺の整備、二日市については筑紫野市さんも絡んでまいりますけれども、その辺の整備をすることで地域の特色が出て、それが総合的に本市のまちづくり、観光とか、滞留型の観光とか宿泊施設、そして市長が総合戦略でもおっしゃっていますけれども、「儲けよう太宰府」じゃございませんけれども、そういうことにつながってくるのかなど思っております。

そういった意味で、市長から、これは、さっきから何かも言いますが、できるかできないかは別として、そういう発想をしていただきたいと、そういう思いがありますけれども、市長、どうでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） ありがとうございます。一月前ほどになりますが、西日本鉄道の本社に社長様をお訪ねしました。やはりいきいき情報センターの横には五条の駅があるわけでございまして、倉富社長がバス事業部本部長、電車事業部本部長、ホテル事業部長、観光・地域おこしの各事業部長を集めてくださいますと、いろいろな太宰府のまちの未来について、西鉄としてもいろいろな形で考えていきたいと、太宰府なくして西鉄なしというお答えいただきましたので、西鉄さんなくして太宰府市はありませんということでお返しさせていただいた結果として、西日本鉄道の中に太宰府委員会という委員会が総合的に立ち上がるという形で、7月1日から機構が立ち上がるというふうに聞いております。

また、そのメインの方たちが、先日の古民家再生のシンポジウムのパネラーとしても来ていただきました。

そのような形で、やはり隣接する西鉄との提携、あるいは西鉄さんとしてもいろいろな形で太宰府駅の改築工事、五条の駅の問題、西鉄二日市駅の問題ということをいろいろ考えていこうという同じような出発点、うちとしても公共施設の総合管理計画とふうな流れと、一つの方向というのがいろいろと今後進められていくのではないかとというふうに考えておりますので、いろいろなことを考えられますが、とりわけ西鉄さんとも関係を持ちながら、しっかりこのことについて将来的な方向を出せていければというふうに思っている次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 今の市長の西鉄さんの話はもうよく耳にしております、理解をしておりますけれども、市長におかれましては、やっぱりもう少しまちづくりの観点から、自分のしっかりした政策の中である程度青写真を、想像でも結構ですので、思いをちょっと、施政方針等々でいいのでのせてもらおうとか、全面的にまちづくりについてももう少し語っていただきたいと。30年、50年先を見据えたまちづくりどうするかという話ですけれども、これに関してはもう一年一年が大事なんで、今何をやるかということをしっかりと考えていただいて進めていただきたいなと思っております。

あと、今私の思いを提案させていただきましたけれども、これに関しては大変なやっぱり予算が問題が出てくるわけでございます。総合管理計画の中にも、例えばPPP、PFIですね、そういうことを活用した、民間資金を活用した方法を考えていると、検討したいということもございました。私もそれが望ましいと思っております。

私も前期、体育館建設前にPFIについては、その当時PFIの有名な方、一人者である赤川さんという方、三菱総合研究所ですね、この方をお呼びして、体育館についての講演をしていただきました。そうしましたら、やっぱりPFIもいろいろメリット、デメリットがございまして、体育館については予算規模が小さいとか、例えば設計事業者を募るまでに時間とか予算を要するという形でありましたんで、なかなか体育館は難しいという話がございましたけれども、今回情報センターについてはPFIを活用した形の計画もできるのではないかと考えております。

現在、国を初め総務省のほうでもPFIを活用したやり方というのを、全国の各自治体に今おろしております。つい先日金曜日に、また新たに平成29年版のPFI推進アクションプランが改定されたところでありまして、その中には、今後多くの公共施設等が老朽化による更新時期を迎える中、公的負担の抑制に資するPPP、PFIが有効な事業は、どの地方公共団体等でも十分に起こり得るものであり、また良好な公共サービスの実現、新たなビジネス機会の創出も期待できるため、国及び地方は一体となってPPP、PFIのさらなる推進を行う必要があるという形で、いろいろな補助メニューとか、そういう形でもバックアップ体制も整っていると考えております。

そういった形で、国のそういうメニューを活用していただいて、ぜひPFIを推進していただきながら、そういうやり方もあるのではないかなと考えておりますけれども、そういう方法についてどのようにお考えかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 議員おっしゃるとおり、もう今からはそういうふうな時代になってくるといふふうに考えております。特に体育館と違いまして、五条駅前はまだもろ駅前でございますので、そのつくっていく施設についても、例えば公共施設と民間の施設が複合化というような話になれば、もうやり方としてはこのPFIというふうなことになるかと思えます。それを視野に入れながら検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） そのあたり、今後しっかり課題として調査研究していただければと思っておりますのでございます。

最後に、いきいき情報センターの今後のあり方については、本当に重要なことだと私自身認識をしているところでございます。観光の中心は、天満宮を核とする太宰府駅周辺でございますけれども、現在五条周辺にしてもどこにしても、なかなか商店街自体がないという状況が本

市には続いておりまして、なかなか本市の中心はどこかと言われると、やっぱり五条以外ないと考えられるわけでございます。

そういった中で、この施設が今あるということは、非常に今後活用が期待される施設でもありますし、ランドマークとして機能を持たせ、周辺の道路整備をあわせて行うことで、五条周辺の再開発も可能となる場所もありますし、ひいてはそれが太宰府市全体の活性化、まちづくりにつながっていくものと私自身は確信をしているところでございますので、この件は早急に検討していただき、市長としてもしっかりと自分の思いを持って当たっていただければと思っております。

この最後に要望を行いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 13番陶山良尚議員の一般質問は終わりました。

ここで13時45分まで休憩をいたします。

休憩 午後1時31分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時45分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 議長より質問の許可を受けましたので、通告に従い質問します。

まず、住民監査請求に関する答弁書問題についてお尋ねします。

総合体育館入札に関する市民団体の住民監査請求に関して、市が監査委員に提出した答弁書には、国の通知にはない部分が加筆されていました。また、「不落」を「不調」とする、論点をそらすなど、判断を誘導する意図が感じられますが、市長は総合的な判断で書きかえを行ったと説明しておられます。

総合的とは、ある体系、考えによって全体が一つにまとめられていることをいいますが、市長が言う総合的な判断とは何なのか、お示してください。

この問題について、監査委員は、加筆によって監査が妨害されたと言えないと判断されたようですが、加筆の事実に対し、市長は行政のトップとしてどのようにお考えか、お聞かせください。

次に、第三者委員会についてですが、5月25日の会見では、1週間以内に設置すると表明され、人数や構成まで示されました。しかし、5月31日の監査委員の発表を受け、一転して設置しないと発表されました。

この件については、5月25日の会見前に事前に調整、検討はされたのでしょうか。少なくとも監査委員の意向を確認してから設置の発表をされたのでしょうか。発表から数日で取りやめという一貫性のなさについてご説明ください。

この問題は新聞の一面トップに掲載され、懸念は県外に及んでいます。第三者委員会等を設置せず、このまま終わりなのか、それとも原因究明と問題解決のため、そして市民への説明責任を果たすため、何らかの手段を講じられるのか、伺います。

次に、中学校給食の断念についてお尋ねします。

議会初日の全員協議会で、案件に中学校給食があると聞いたので、進捗の説明だろうと思っていたところ、断念するというので、とても驚いています。

断念の理由は、思ったより費用がかかるということですが、何を今さらというのが率直な感想で、市民も皆同じ思いであると考えます。

中学校の完全給食は市長の公約であり、既にロードマップまで示して進めてきました。公約の時点でわからなかったはともかく、就任2年を過ぎ、さまざまな発表を繰り返してきて白紙撤回はありません。撤回に至る経緯と判断について、市長が説明してください。

次に、国分小学校グラウンドの駐車場についてお尋ねします。

国分小学校では、教室の増設工事に伴い、同小グラウンドの一部を仮駐車場にしていたのですが、工事終了後もそのままです。体育の授業はもちろん、球技など少年スポーツの障害になっていますが、原状回復の予定を伺います。

以上、再質問は議員発言席にて行います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 1件目の住民監査請求に関する答弁書問題についてお答えいたします。

まず、市が提出した答弁書に、国の通知にはない部分が加筆されていたことについてでございますが、監査委員へ国の通知文書を提出するに当たり、国の通知文書の内容を補完するため追加記載したものであり、虚偽記載や監査妨害の意図はございません。

また、「不落」を「不調」としたことについてでございますが、入札に付し入札者がいないとき、また落札者がいないときのいずれも、結果として入札が成立しなかったということで入札不調として取り扱ってきたものであり、このことにつきましても論点をそらす意図はございません。

議員ご指摘のとおり、総合的判断と答えてきたのは事実でございますが、現実として当時の市が置かれた状況として、一般競争入札が不成立であったこと、引用元の文書の趣旨として、一般競争入札不調の場合として適用できること、また同じように入札不調への対応に関するフローチャートにおいても類推して適用ができることなど、担当者がその意識をそのまま文字として挿入してしまったものであり、大変申しわけなく思っております。

このように加筆の事実につきましては不適切であると判断しており、今後このような事態が発生しないよう、職員には文書作成のあり方について指導を徹底してまいります。

第三者委員会設置に関する判断が変わったことについては、事実関係の確認を行うことが急務ということから、第三者による調査検証も考えておりましたが、その後の平成29年5月31日付で監査委員から、加筆文によって監査が妨害されたとの認識はないとの発表がありましたの

で、第三者機関の設置の必要はないと判断した次第であります。

なお、加筆の事実については、1、著作権法第32条の「引用」、2、刑法第155条の「公文書偽造等」、3、刑法第156条の「虚偽公文書作成等」のほか、地方公務員法、地方自治法など、いずれの法令にも抵触しないと判断しており、このことは顧問弁護士にも確認いたしております。ここで、報道された文書は虚偽文書でないことを、この場で改めて申し上げます。

なお、この件に関しましては、改めて第三者委員会等をつくる考えはございません。ご理解をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） まず、この入札と手続ですね。前期からずっとこの問題はいろいろあったんですが、この詳しいことにつきましては、昨日の森田議員、そして木村議員の詳しい質問、また執行部、原口理事の回答ですね、詳しく説明していただいて、かなりわかります。

でも、何点かやっぱりわからんところもありまして、特に競争性の確保ということを繰り返しておっしゃっておられますけれども、一般競争入札よりも指名のほうが競争性が高まるというのは、何かどうしてもやっぱりできかねますが、また分離発注とか契約変更というものと、一部会計法との関係なんか問題ではなかろうかという指摘も聞いてはおりますが、最終的に先ほど総合的な判断というものがありました。まあ言いかえると政治的な判断があったんだらうと。当時の為政者であるところの前市長がそういうふうな判断をされたんだというところで、手続上に問題がないということは、私もいろいろと聞いたり調べたりもしましたし、またご答弁等を聞きましたが、まあそういうことかなという感じはいたします。

そこで、もう一つ残ってくるのは、この件が現体制で起こったということ、市長の責任はやはりちょっとお尋ねしなければならぬ。総合的な判断というものも、入札、契約、その時点の総合的な判断と、今回の総合的な判断は違うと思う。

そういうことで、この監査請求につきまして、ちょっと入手といいますか、手元にある分を読ませていただきます。これ会議録にぜひ残したいということもありまして。

太宰府市職員措置請求書。大変長うございますので、要点、私が要点と思うところですから、もしかしたらずれとるかもしれませんが。

まず、請求の対象行為ですね、太宰府市体育複合施設新築工事の再度の入札の指名入札は、不法な水増し設計見積もりによる予定価格で実施され、法令違反の官製談合による契約が締結されているため、このままでは市に5億8,682万円の損害をもたらすことになる。そのままです。

次に、違法、不当な財務会計上の行為としまして、これもちょっと長いんですが、積算根拠等ずっと書いてありますが、ちょっと下のほうの要点だけで、公共工事にかかわる実勢価格の上昇が著しく、適正な予定価格の設定が困難であっても、このような大幅な差額が短期間に生じたのは、再度の入札の指名競争入札において、設計金額が実勢価格で設計されず、不調とな

った1回目一般競争入札の応札価格に合わせた不法な積算によるものである。その額が、その実際の額との差が、さっき言った5億8,682万円ですね。

また、再度の入札を一般競争入札から指名競争入札に切りかえて、発注基準を引き下げ入札参加資格を設定し、一般競争入札の参加者を全て指名し、入札談合が容易になるよう幫助したことが予想される。これもそのまま読んでいただけです。要旨がこういうふうなことであると。

次に、これに対しまして、今度は監査結果ですね。藤井議員もおられますが、一応読ませてください。

これも大変長うございまして、ちょっと概要を、一番最後の結論だけですね。これも大変長いのであれですが、もう結論。

以上のことから、本件に違法性はなく、市が損害をこうむっている、またはこうむるという事実も認められず、官製談合が行われたという事実も認められないため、請求人の主張にはいずれも理由がなく、これを棄却すると。また、急激な実勢価格の上昇を建設情報誌が追跡し切れなかった可能性もあるみたいなことも書いてありますね。これが対立する2つの事象といたしますか、事実であるということですね。

これに関しまして、私もいろいろ話を聞いたり、自分なりにいろいろ調べたりもしましたが、なかなか非常に難しい。昨日聞いたいろいろなご答弁も、ああ、そうなのかという納得もしますし、またそうでない、いろいろなお話聞くと、ああ、そうなのかということで、非常に頼りないところがございますけれども、ただ現にこういったことがあって、全く違う考えですよ、意見として、これがあって、そして新聞の1面、トップですよ、トップで、これ県外まで全部この、みんな見とるわけですよ。県外からでも心配して電話かかってくる。

そういうふうなことが一体どこにあるのかということで、ちょっとそここのところ聞きたいんですが、まず、最後に先ほどの監査結果の中ですが、ちょっと読みませんでした。ちょっと簡単に言いますと、まとめとして、体育複合施設の新築に関しては、市民の関心が高い中でこの監査請求が出たと。もう既に建ちつつあるといいますかな、もうほとんどできたところでした。結果は棄却だが、これは監査委員のまとめですよ、市は請求人に対し一連の行政行為について、その根拠や妥当性を丁寧に説明すべきであったという、これがまとめですよ。このとおりにずっとあれば、こういうことが、そもそもこういう請求が出なかったんじゃないだろうかと思ってしまうわけですよ。

そうして、そういうふうなことが前の前市長の体制といいますか、そういう建設を進められた。今の芦刈市長はそれとは反対をされておりましたよね。そして、当選された。

しかし、その体制の中でこういう問題が起きたと、こういう答弁書の問題が起きたということは、やはり大きな問題だということで、取り上げさせていただきました。

そこで、市長にお聞きしたいのは、確かにもう体育館も建ちましたよね。監査委員から一定の結論も出ておりますが、これに対する説明責任というのはもうないのか、もう終わったこと

なのか、お考えをお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 自治基本条例にもありますように、説明責任はあるというふうに考えております。

平成27年、市長に当選した直後の6月16、17日だったと思いますが、体育館建設についての説明会を2日にわたって、当時の横の施設の2階でやらさせていただきました。そのときも体育館建設の続行ということとあわせて、決算後にいろいろな問題点というか、数字の問題、経緯については公表いたしますということはお約束しておりますので、今回平成28年度の決算がまとまる中で、この体育館建設の予算決算もはっきりいたしますので、その点まとめた上で、資料提供なり説明責任というのは果たしていきたいと考えておりますし、当初から申しておりましたように、昨年から発足しております外部評価委員会の大きな課題にはなってくるだろうというふうに認識しております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） どういうふうに今後進められるかは、ちょっと後でもう一回確認いたします。

この件に関しまして、25日の西日本新聞に始まりまして、延べ16回といたしますが、4紙、記事が載っております。それもかなりのボリュームでそれぞれ記載されておられます。

これに対して、ほとんど目を通していただいていると思いますけれども、この記事の内容に対して特に反論というか、事実と違うようなところがあつたらご指摘ください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 議会の協議会での説明会でも申し上げました。監査委員の独立性という意味で、監査委員から今回のこの監査、棄却ということについての文章の問題等々の問題はなかったということを受けまして、独立機関としての監査委員の出されたことに対して、あわせてご説明したかと思いますが、改ざんはなかったということ、監査妨害であるかについては監査委員の説明があつたということ、不落、不調の言い回しについては解釈上の違いであるということで、市としては考えているということでございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 新聞記事のことを聞いとるんであつて、監査委員が云々ということを知っているわけではありません。事実関係かどうか。特にご指摘はなかったと思うんですが、ただ、今最後のほうで改ざん云々ということですが、先ほどのご答弁、1答目ですね、報道された文書は虚偽文書ではないことをこの場で改めて申し上げますとおっしゃいました。また今、改ざんではないと。虚偽文書と改ざん文書というものがあるんだとしたら、どう違うのかご説明ください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

監査委員さんが影響なかったということで、市の加筆した部分について影響がなかったというふうに私どもは理解いたしております、虚偽文書でもないし、改ざんでもないと、執行部当局のほうはそう理解しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 改ざんという言葉をちょっと調べますと、文書、記録等の全部または一部が、故意もしくは過失により、本来なされるべきでない時期に、本来なされるべきでない形式、内容に変更されることをいう。悪意の有無を問わないとあるんですよね。ということであると、どうなのかな。こういうふうな公的な文書を変えられたわけですが、これは改ざんではないと。もう一度その辺は確認したいので、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 辞書を引いて門田議員おっしゃいまして、もしそういう分であれば大変申しわけないと思っておりますけれども、悪意を持ってしたことではないというふうに執行部は思っております、そのような回答をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 最後言いましたけれども、悪意の有無を問わない。いわゆる民法でいう善意、悪意、知っている、知らないじゃなくて、普通に言う悪意ですね。悪意、善意を問わないということで、どうも違う辞書をお持ちのようですので、市民図書館に置いていただきたいと思えます。

この件ですね、つまり今記事はおおむね各社ともに、幾つかの点まとめられるんですけれども、大体同じようなことを書いてあるということで、この問題は加筆について、やはり現体制で起きたということがやっぱり大事でありまして、少し確認したいのですが、そもそも平成26年8月、この入札等々行われておるんですが、8月の定例議員協議会で、このときは現市長も市会議員として同じ場所におられたんですが、体育複合施設新築工事の一般競争入札について執行部から報告受けました。その内容というのは、8月6日に入札、改札を行ったが、有効な入札がなく、流会、不落となった。今後は入札結果を見て云々というだけで、詳しい説明は一切ありませんでした。

そして、執行部に対して我々は、業者の数や金額、今後の予定などについて回答を求めましたが、今後の入札に影響するという理由で、一切応じておられません。

ここに始まって、もう少し前に戻りますと、当初予算の修正可決に始まって、そして補正の否決と、そしてまた復活というふうな流れを経ましてここに至ったわけである、そのことはもう皆さんご案内と思えますけれども、最終的にもう議会は数ですから、賛成、反対、僅差では

ございますけれども、もう全て本会議、委員会、議会運営委員会から全部、この僅差でもう押し切っていったわけですね。そして、この臨時会も、この重要な5億2,500万円というびっくりするような、定例会の補正に匹敵するような金額を、たった1日の臨時会で、そして委員会付託もせずにやるということも、この数で決まったんですよ。

そして、それはよくないということを主張されて、市長になられたんだと私は思っとなんですよね。1万四千数百票のうちの私は1万票というのは、学校給食とこの体育館問題に対する批判的な態度だったと私は思っております。

そういうふうな中で、この加筆について新聞報道があって、そして初めて知ったということが載っておって、それに関して昨日若干説明はいただきましたが、もう少し聞かせてください。何で初めて知ったのか、お願いします。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） もう本当にいろいろな決裁の文書が回ってきますが、疑問に思ふなり説明を求めるところについては、担当を呼んで説明を受けるなりしておりますが、この分についてはきちっと判断されていていっているものだというふうに考えて、挿入、削除ということは考えておりませんというか、思いもつかなかったような形で進んでおったと。

今回指摘を受けて初めて気がついたということでございますが、今後文書の作り方については、それぞれの担当者がしっかり責任を持つてつくと同時に、その管理する直属の人がしっかりその文書についても点検する必要があるのではないかということ、大きな教訓として、今後も取り組んでいく必要があるのではないかと思っておる次第でございます。今回のこのような事態が発生しないよう、職員には文書作成のあり方、指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 市長ですらといいますか、市長に上がってきたのもそういうふうな加筆等々が、実はここは少しちょっと、説明のためでも何でもいいですけども、ちょっと変えていますよということは一言あるべきだと思うんですよ。そうせんと、何のための判こかわりません。

そうすると、監査委員さんも、その時点ではなかなか、全文は添付しておったと言われても、そこまで、しっかり見られたは思いますけれども、どうなのかという若干疑問も湧きますが、そもそも、これも新聞の報道にあるんですが、こういうふうな加筆につきまして、監査委員の理解を助けるために補足をしたということをおっしゃったようですが、市長がおっしゃったのか幹部がおっしゃったのか知りませんが、これもちょっと失礼な話で、監査委員さんは一つ一つそういうふうな理解を助けていただかねばいかなないのかなということですが、これどうということですかね、ちょっと聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 文脈から総合的に判断してということで、記者会見のほうでそういった釈明をしたということですが、この総合的な判断といいますのが、政治的な判断とかということではございませんで、改ざんして監査委員を誘導するなどの意図は全くございませんで、国の通知文書の趣旨ですね、趣旨でありますとか、また入札不調への対応に関するフローチャート等に照らし合わせまして答弁書を作成したものでございます。あくまでも指名競争入札の活用ができるという解釈のもと、あのような答弁書になったということでございます。

ただし、引用の形で加筆をしたということについては、不適切であると認識しております、この点については大変申しわけなく思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ちょっと最後にどうするかはもう一度確認しますが、まずもう一つ、我々が説明を受けたのは5月31日の臨時の全員協議会で受けて、ただはっきり言って、新聞記事以上のものは我々情報としてはいただいていると思う。基本的に紙面を見て、えっという感じなんです、その中で、監査員と市の関係ですが、監査委員さんがこれは問題ないと言ったのは、簡単に言えば市が悪意がなかったと言っているから問題はないと。市は、監査委員が問題ないと言っているから問題はないと。何かおかしいと思いません。もたれかかっているような私は気がするんですよ。

これは監査委員さんたちに言わせれば、自分たちの問題だろうと。監査委員は、出たことに対して、もうそのとおりに処理をされたんですよ。監査委員に対して、またそれは再度判断を求めているわけですよ。これが非常にまたどういうことなのかという問題を感じます。この件に対して何か反論があったら聞きたいですね。

もう一度言いますよ。要するに、監査委員さんは、市が悪意はなかったと言っているから問題ないだろうと言っている。市は、監査委員さんが問題ないと言っているから問題ないと、第三者委員もつくらないと、そういうことでしょう。この構造が違ったら、ちょっと指摘してください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 何度も申しますけれども、その加筆したことによって監査委員さんの棄却の判断に影響したかどうかというところで、影響がなかったというふうに理解しております。

そのように解釈しております。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） もう30分になりましたので、あと2つあるので、少し早めたいが、例えば総合評価方式をなぜ外したのかと。指名に持っていったから必要ないのかもしれませんが、そういったところも聞きたかったんですが。

この第三者委員についてちょっと聞きたいんですが、結果的に発表から数日で、もうやめた

ということになりました。非常に二重に不審を抱く結果になったと思います。一般の人たちは、誰でもやっぱりそう思うと思うんですよね。

この件に関しまして、先ほどの回答の中にはこの具体的に説明がなかったんですが、会見前にその調整とか検討はされなかったのか聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 新聞報道がありまして、もう8時過ぎから新聞記者の方やテレビの関係、テレビカメラ等々が市役所周りに待機するという中で、いろいろな打ち合わせをしたわけですが、このことについてどのように表明するかということでしたわけですが、基本的に加筆した責任はあるとしても、それが虚偽文書には当たらないし、市としては間違いなかったということ表明した次第でございまして、またそういう形で記者会見には臨もうという話をしておりました。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） つまり、そういうふうな、要は問題ないというふうなことでいこうという話し合いをされておったと。ということは、この第三者委員というのはどこから出てきたのかと。それは事前に、それをやろうとかやらないとかという話はされてあったのか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私自身が第三者委員会についてはつくるという発言をしたので、私の責任なわけですが、まず第1に、監査委員の方たちのご意見をお聞きした上で、いろいろなことを判断はすべきであったけれども、私自身が設置するということを行ったのは早計であったというふうに思っております。とりわけ監査委員の藤井議員には、ご迷惑をとりわけかけたというふうに思っておる次第でございます。

ただ、その後いろいろな市の内部の検討、監査委員の方からのご意見を承りまして、結論的に第三者委員会はつくらないという結論に至った次第でございます。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 弁護士など約10人で構成予定、あるいは1週間で作るとか、非常に具体的にお答えになっているわけですよね。とっさに出たにしては、非常に何か気持ち強いなど、具体的だなということで聞いたんですが、どうも今の答えでは、何かいま一つはっきりしないんですが、監査委員の意向というのは確認されていないということは、やはり問題だと思うんですよね。また、昨日の唐津と糸島の違いはともかく、何かやっぱりその辺のことをやっぱりぱっと、だって監査委員に対して出したこのことが問題なんですからね。市だったら市長の判断でいいと思いますよ。

そういうふうな中で、1つどうしても聞かないかんのが、最初聞く予定なかったんですが、議会が反対しているということをどこかでおっしゃったというか、具体的に言いますと、この

前の日曜日ですか、ある市民の集まりに市長出向かれまして、その中のやりとりの中で、議会が反対をしているということをおっしゃったんですよね。そのことをちょっと聞きたい。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） このことについて議会が反対しているということですか。

（16番門田直樹議員「第三者委員会を設置するというのを議会が反対しているということです」と呼ぶ）

○市長（芦刈 茂） このことについては、第三者委員会については、私は私の責任で記者会見で言ったわけでございまして、その場でそういう発言をした記憶はございません。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 言った、言わないになりますから、これ以上は言いませんが、私はそういうふうなことを聞いた、そして複数の人がそれは違うだろうと、議会は関係ないだろうと、ということを行ったということも聞いておりますので、私がお場におったわけじゃございません。

ただ、それは置いとしまして、はっきり言いますが、議会が反対したというんだったら、一体どこで、どういう意思の表示の仕方があるのか、議決なのか申し出なのか、何なのか、もしあるんだったら言っていただきたい。

もう一度確認します。議会が何か反対をこの件に関して、もう一度言いますよ、第三者委員会をつくることに反対したような意思表示をしましたか。それを聞かれたんだったら聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） そういうことは言っておりません。そして、言っておりませんので、それはおかしかろうもんということをおられたこともございません。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 進みます。

この件に関しては最後になりますが、市民への説明責任ということで、何よりやっぱり大事だと思っております。

これもまた新聞記事ですが、どことは言いませんが、25日に記者会見した芦刈茂市長や市幹部らは、ちょっと飛ばします、さまざまな今のような主張をした上で、疑問を感じる市民がいることから、第三者委員会で検証すると説明したと記事にあります。見た記憶があると思うんですが、ということで、疑問を感じる市民がいるというご認識があるから、第三者委員会をつくると言ったわけですね。ということは、もうつからないということは、監査委員のご意見はありますよ。ところが、じゃあもうそういうふうなことを疑問を感じる市民がいないというご判断ですか、聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） それは新聞記事の報道でございまして、市としての立場というのは、そうい

うことは言うておりませんので。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 私が今言った、これ全文読んでもいいんですが、確認してください。

じゃあ、社名は言いませんが、この記事は言ったことないことを書いているということによろしいわけですね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 記者会見で第三者委員会をつくることについて触れたのは事実でございますが、その後に第三者委員会は市として結論的につくらないというふうになりましたので、そのところをご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） これで時間が過ぎていくんですが、市長、ここに持ってきたんですが、市長のこれチラシですね、これは選挙公約ですね。これは最近おつくりになったチラシですね。似たような感じですけども、上から中学校完全給食の実現、小・中学校のエアコン設置、これは前の市長からちゃんと計画立ててつくった分ですが、それは置いとって、そして3番目に全面的な情報公開、市民参加。こっちにも書いていますね、情報公開、市民参加。しかし、結果的にこの今度の一件では門前払い食っているんですよ。

このことだけじゃなくて、書類を受け取ってくれという部分でも、だめだと言われた経緯があったことなんかご存じだと思いますけれども、もう時間的にちょっとその辺はまた必要ならば次回やりますが、最後にこの件に関して、虚偽であるとかなんとか、言葉の細かいことは申しません。ただ、改ざんという言葉は、「ざん」という言葉が何かややこしい字を書きますけれども、そこまで悪いかいいかという判断じゃなくて、要は変えたか変えてないかということなんですよ。

先ほども言いましたように、善悪、悪意云々は問わずに、それが事実かということですけども、要は改ざんを認めて市民に謝罪する、行政のトップとしてですね。さまざまな、いいんですよ、監査委員の結論は結論。しかし行政のトップとして、これだけの事件、事件ですよ、になって、このことに関して、先ほどの申しわけないと思った、私等々に言うことではなくて、この加筆そのものですね、こういうことが現体制で起こったことについて、現体制のトップとして何かおっしゃることはないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 門田議員に対してだけではなく、このような事実が起こった、加筆の事実については不適切であると判断しており、このことについては大変申しわけなく思っておりますというのは、市民に対する私自身のおわびの姿勢の表明でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 改ざんであるということによろしいですね。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 加筆してあったということです。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 2件目をお願いします。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

市長。

○市長（芦刈 茂） 次に、2件目の中学校給食の断念についてご回答申し上げます。

私が考えていました完全給食とは、全ての生徒が同じものを給食時間に食するというを考えておりました。しかし、学校給食法にのっとっていないものを全員喫食として強制はできないということであり、学校給食法にのっとった方式での試算を行ったところ、年間の運営経費が約1億8,500万円かかることがわかり、本年4月17日及び4月25日の2度の経営会議において検討いたしました。中期財政収支見通しを見ましても、今後これだけのランニングコストが毎年かかるとなると、現在の市の財政状況下では実施できないと判断いたしました。

しかしながら、給食に対する要望は、とても大きなものがあります。したがって、改善したランチサービスを希望される生徒さんには、全員提供をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 今日資料をいただいたんですが、今日いただいたばかりで、なかなか精査できておりません。

まず、思ったより費用がかかるということについて、せんだって神武議員のほうからしっかり質問ありまして、説明受けました。去年の8月の話、10月、そして年明けてということを開きましたが、そもそも市長になられて、何でそういうことがすぐにわからなかったのかと。

一議員であって、なかなか情報量も制約のある中で、夢ですね、先ほど夢を語れという中で、夢を語るのはいいんですよ。だけれども、実際実務者のトップになられて、そんなところをきちっと確認をするというのは当然のことと思うわけですよ。それがなぜ、何を今さらということなんですが、なぜそうなったのか、もう一度ちょっとその辺を聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） いろいろな形での市役所改革元年と言っとることでございますが、内部的な報・連・相という、報告、連絡、相談というのが不十分だったということは、大きく反省しなければいけない課題だというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 職員とその意識とか情報の共有というのは、絶対やらないかんわけですね。もう力づくでもとにかくやらねばいけませんことですよ。

このことについて思い出してしまうのが、市長、この前も決算委員会だったですか、史跡地の

買い上げ、これに議員のときは反対されていまして、当初予算まで反対された。しかしながら市長になられると、予算編成見てみますと、今までどおりのっていると、おかしいじゃないかと。何か説明なりともちょっと聞きたいのでお伺いすると、要は市長になって、元利ともにきちんと戻ってきているということで、これはよしとしたというご回答だったですよ。同じことがなぜできないのか。

市長になって初めてそういうことがわかった、自分で納得されたんでしょう。ほんなら、市長になって、自分が一番トップに上げている、金がかかるのはわかった話ですよ。これをなぜ真っ先にそれを確認しなかったのか、聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 最終的に判断したのは、そこにありますように4月17日、25日の経営会議だったということでございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 質問が難しくなりますが、またこのチラシを読みますが、これが5月ですよ、5月発行。市長公約でもう達成と書いてあるんですよ。イラスト入りで完全給食の実現ということでありますが、これはもうおいとつても、やはりちょっともうおかしい。

覚えていませんか。ここ何年かの、ほんの何年かですから、やはり市長もまだ市議のとき、定例議員協議会だったかもしれませんが、協議会ですから、ちょっと会議録が見当たらないのですが、何かの折に、これ私が質問をしたんですが、要は給食の議論の中で、要は今の完全給食とりあえずやったら、今の人数で、生徒数でどれぐらいになるかと聞いたら、おおよそですが1億2,000万円ぐらい毎年かかりますと答えをされた記憶ないですか。聞いた記憶ないですか。私はあります。

まあやっぱりそれぐらいかかろうねと。そこに先ほど言った就学援助もですが、もろもろいけば、やはりそれぐらいのことにはなると。三千何百万円じゃないだろうということはありませんよね。そういう記憶、記憶を今さら聞いてもしょんないですが。

それと、先ほどの完全給食というたら、やはり行政というのは法で動いているわけでしょう。だから、給食法というのがある。そもそも完全給食というのは、給食法に定められた主菜、副菜、牛乳、ミルクですよ、この3点セットのことですよ。しかしながら、いわゆる全員喫食のことを何となく完全給食と言ったりはします。政治的にはそれで通るかもしれないけれども、為政者になられてまずやらないかんの、その法にきちっと合っているかどうか、ご自分の主張がそこにぴしゃっと合っているかどうか、できるかどうかの確認が、まずやらないかんかったことです。

ここに至って中止ということで、非常にもうびっくりしておるんですが、私はびっくりですが、周りは怒りの嵐です。非常に厳しい意見をいただきます。これはもうここで終わる話じゃなくて、今後もやっていかないかんのですが、その中で若干質問。

このランチサービスの充実ということで、質の向上や注文システムの改善をされるという

ですよ。これはしかし今までさんざん言ってきたことです。今まで、もうこの何%じゃつまらんと、もう少し何とかしたら、もうさんざん議論をしてきたことでしょう。その議論の延長で、今の6%か7%かというのが50%になるとは思えないわけですよ。でも、それをされると言っている。

そこで、50%の負担で財政支出はどれぐらいかということと、それと完全給食がランニングが1億8,500万円は無理だとしたら、幾らまでならできるのか、その辺のお考えというか、計算はされていますか、聞かせてください。

○議長（橋本 健議員） 回答はどなたが。

副市長。

○副市長（富田 譲） まず、私たち事務方といたしまして、市長に早目にきちっと説明、それが遅れたことは事実でございます。ただ、それまでの過程の中で、いろいろな報告なり質問なりを受けて進んでまいったところでございます。

それで、幾らならということは非常に答えにくいところでございますけれども、行政といたしましては、決めた方針、それに見合う額であれば捻出していかねばならないという、そういう気持ちはございますので、例えば充実でどのくらいかかるかといったところは、それは今あえてこの間の行政報告の中で3点ほど述べさせていただいて、おっしゃったとおりこれまでの課題であるというところであれば、なおさらそこをクリアするように深めていくことで進めていきたいというふうに思っていることは間違いございません。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ありがとうございます。例えば選択制にすると、全員でないわけですから、ただ、今でも1食60円ですか、やっているわけですよ。そうすると、弁当持ってきている子は60円はないわけですよ。これを50%に拡大していったときの不公平感というのは当然出てくるし、それをどう考えるか。

あるいは、いっぱいあるんですが、まずこういう大きな金額、4,000万円弱にしてもやっぱり大きな金額ですよ。1億8,000万円はもちろんです。そうすると、お金が幾らでもあるわけではないから、事業の見直しとかを考えないかんわけですよ。本当に、たたかれるのを覚悟でやらないかんわけですよ。非難を覚悟で。そういったようなことをやったような形跡というのが、私は見えません。

ただ何かそのまんま2年、選挙のときはまだわかりますよ。しかし、ずっとこの花をちりばめたまんまここに来て、いきなりこれはなしよと言っているんですよ。これは非常にもう合点がいきません。

この件に関して最後に、将来的に断念するのか、希望はあるのかと聞きたいんですが、誰に聞いたらいいかなと。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 私が答えさせていただきます。

今回いろいろなところからこういうふうになっておりますが、もともと公約に掲げたのも、保護者の皆さん、子どもさんたちの希望がもう根強くあるということが前提でございますし、給食の実現ということが、その言葉どおりには実現できておりませんが、今回できる限り可能なところのここからスタートして、いろいろなことに取り組みながら、将来的な方向について、やはり太宰府の次の世代を担う子どもさんたちのために何をしなければいけないのか、しっかり考えていきたいというふうに思っております。

いろいろ問題ありますが、今回こういう形でスタートさせていただきたいということをご理解いただきたいと思いますし、保護者の方にもそういう説明をしてみたいというふうに思っています。また、そういう中でいろいろなニーズや希望等、まだまだ出てくれば、生かしていきたいという気持ちでおりますし、やはり太宰府にとって一番大きな課題、給食、とりわけ中学生の給食、正確な言葉ではないかもしれませんが……。

○議長（橋本 健議員） 簡潔にお願いします。

○市長（芦刈 茂） 実現をしっかり考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） ちょっと申しわけないですけども、何かむなしく私は聞いております。

最後にもうあえて申しますが、今回2つ、答弁書問題とこの学校給食の問題、ちょっとお尋ねしたんですが、全ては芦刈市長、もうお名前出しますけれども、統治力がないと思う。それから、思慮を欠いた軽率な言動、これらによってこれらのことは引き起こったというふうに考えます。猛省を求めたいと思います。

3項目めお願いします。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

教育部長。

○教育部長（緒方扶美） 次に、3件目の国分小学校グラウンドの駐車場についてお答えいたします。

調べましたところ、現在50人の学校関係者が車で国分小に通勤している状況です。国分小学校の教室増築工事は終了して、新年度の開始と同時に新しい教室を使っておりますが、駐車場が少なくなってしまったことで、議員ご指摘のとおり、グラウンドの一部の仮駐車場につきましてはそのままになっており、大変ご迷惑をおかけしております。現在、関係者と協議中であり、方針が決まり次第ご報告させていただきます。

グラウンドを駐車場として恒常的に使用することは望ましくありませんので、方向性としたしましては、何とか校舎周辺に必要数を確保したいと考えております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） よろしくお願ひします。やはりいろいろな団体等々からもそういうふうな声が上がっておりまして、それとまた、あそこら辺は植え込みとかトイレとかあって、やや死角になりやすいので、やっぱり犯罪等もちよつと懸念されますので、と同時に、なかなか代替地と申しますか、土地がないのもよく知っております。

だけれども、何とか工夫して、あそこの体育館の裏手北側のほう、保安林のほうですが、あの辺をもう少し整理されると、もう少しとめられるのかなとみんなで言っておるんですが、ただもう一つ、これにあわせて、出入口の整備。非常に何か角度、進入方向によっては非常に入りにくいところもありますので、あわせてその辺もご検討ください。ありがとうございます。

これで質問を終わります。

○議長（橋本 健議員） 16番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

ここで14時50分まで休憩をいたします。

休憩 午後2時40分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時50分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番笠利毅議員の一般質問を許可します。

〔7番 笠利毅議員 登壇〕

○7番（笠利 毅議員） ただいま議長より許可をいただき、一般質問をさせていただきます。

1件目、中学校給食の導入について。

6月1日に新聞各紙で報道されたように、実現に向けて動いていたはずの中学校への給食導入が断念されたということです。これまでの経緯とこの政策の重要性を考えると、この結論は受け入れがたいものです。また、それ以上に理解しがたいものです。

昨年8月までかけて、教育委員会において検討が進められていました。9月からは市内のワーキンググループが動き始め、12月には方針が明示されています。3月議会においても前向きな答弁が重ねられていました。

昨年12月の段階で、市内には確かなコンセンサスがあり、一丸となって動いていたと考えるのが自然ではないでしょうか。つまり、中学校給食の導入によって実現を図る、あるいは促進を図る、そうした政策目標が、ワーキンググループ内の議論を通じて市内で共有されていたと、そう考えるのが自然ではないでしょうか。

中学校への給食導入、これを今後も進めていくに当たっては不可欠なことだと考えるので、伺います。

中学校給食を導入することによって解決ないしは促進を図っていた課題、それを列挙するとともに、それぞれについての現状での進行状況、今後の対処方針を伺います。担当部局から回

答を希望します。

2 件目、生活上必要なインフラの整備について。

中学校給食導入断念の主な財政的な要因として、協議会の場ではありましたが、ここでもありましたね、民生費の伸び、公共施設整備の必要、側溝整備の3つが上げられています。

さきの2者は、民生費と公共施設整備のことですが、さまざまな統計資料や計画書などから大まかには推察ができます。しかし、側溝整備は3月に表明されたばかりで、総額の推計が示されたにすぎません。にもかかわらず、ここで同列に上げられているということは、既に計画が一定程度具体化していると考えなければなりません。簡単でいいので、その具体像を示してください。

3 件目、文書情報の扱いについて。

議員にとって、また市民にとって、市役所の発する情報の正確さは死活問題です。また、市役所自身にとっては信頼を受けられるかどうか、生命線です。

先月末以来報道されている、総合体育館建設工事の入札にかかわる監査請求に対して、市が虚偽とされる答弁書をつくっていたという問題、第三者の目を入れるのかという問題、これをどう扱うかは、市民、議会、市役所のそれぞれにとって深刻な問題であると考えます。

そこでまず、市役所職員全員の共通の了解として、公の文書というものをどのようなものと考えているのか、基本的な事柄を伺います。

回答は件名ごと、再質問は発言席にて行わせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 1 件目の中学校給食導入について、解決もしくは促進を図っていた課題、それぞれの進行状況、今後の対処方針についてご回答申し上げます。

平成27年度に行ったアンケート調査によりますと、平均74.6%の生徒が弁当を持参してきております。それから、ランチサービスを利用している生徒は平均7.7%であり、パンを購入する生徒のほうが多いと。それから、弁当を希望しているものの、弁当をつくる人に負担をかけたくない、弁当をつくってもらえないという理由を上げている生徒がいるという現状がありました。

以上のことから、中学校給食を実施していない本市において給食を導入することは、まずもって、成長期にある全ての中学生が栄養のバランスのとれた食事をとることができるようになること、それから、弁当をつくる時間がない、弁当をつくるのが日常生活において負担であるという保護者への支援となると考えております。また、全員が食することで、各中学校の食に関する指導が、より充実したものになることが期待できるというふうに考えております。

現状での進行状況及び今後の対処方針ですが、今議会において完全給食の導入については見直すことが表明されましたので、生徒が栄養のバランスのとれた食事をとることができる、保護者の負担を軽減する、食育の充実を図るという方向性を持ちつつ、具体的な施策を検討していく必要があるものと考えております。

なお、この方向性につきましては、6月5日の市長行政報告で示された質の向上、注文システムの改善、就学援助を含む提供価格の検討に通じるものでありますから、今後、教育委員会としてもしっかりと検討してまいりたいと思っております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ありがとうございます。確認ですけれども、まずもってということで回答をいただきましたので、全員ということと、バランスのよい、質の問題だと思いますけれども、ということ、これを念頭に置いた上で、家庭の支援と、ひいては学校での食の指導ということにいききたいというような考えであったと理解してよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） そのとおりです。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 私としては、せっかくここまで議論してきたことを、今後どうなるにしても、やっぱり積み重ねが一定程度はあるでしょうから、やはりやろうとして、市庁舎で皆さんで重要度が高いと判断していたことを実現する方向で動いていってほしいと思います。客観的にいってそう思います。

そこで、まず、先ほど門田議員に対する最後の市長回答のところから始めますけれども、可能などころからスタートして、こうしていきたいということでしたけれども、一応確認的に簡単に聞きますが、市長としてその可能などころということでは、何を念頭に置いているでしょう、今の時点で。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 今回費用の問題等々で、いわゆる中学校の完全給食というのは実現するという形にはなっておりませんが、希望する生徒の皆さんには全員ランチサービスを充実させて提供していきたいというところを出発点として、これから先、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 先ほど確認したその全員というのは、希望する人には全員ということではなかったかと思しますので、その辺のことは若干疑問がありますが、話を先に進めます。

議会に対する報告等と言われていたことですけれども、給食を中止にすると判断した要因ですけれども、木村教育長が、端的に言ってお金の問題であるというふうに述べられたかと思えます。それでよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） お手元の資料、4月25日の資料ですかね、25日の資料1のほうにつけておると思いますが、お手元に出した資料の一番最後に中期財政収支見通しという表がございますですね。これは今年の3月の当初予算のときに添付した資料で、2月にでき上がった資料でございます。これ見ていただければ、平成29年度はとにかく予算上、つくり上げた一

番下はゼロになっておりますけれども、平成30年度、もし中学校の完全給食をしたらというその数字も入れ込めば、8億円の財源不足が見込まれる。そして、中学校の完全給食がスタートして、ランニングコストが入ってくる平成31年度は、12億円の財政不足が見込まれるという数字がもう出ておまして、中学校の完全給食をすれば、これをどうするかというような話になるものですから、それは財政調整基を金使ったりして1年か2年ではできるかもしれませんが、長期的に大丈夫なのかということもありまして、結局予算的に難しいのではないかという判断が出たということでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） この表については後で触れるつもりでもいたんですけれども、簡単に、今教育長が少し詳しく説明してくださったので、これは私の見解ですが、述べます。

2月に出ていたということは、この数字がですね、3月の段階で、学校教育法にのっとってやると繰り返し議場で言明されたということの説明がつかないと思います。もう2月に出た数字で、なぜ3月それに反することを言えたのかと思いますが、それはおいておきます。

先ほどの質問の趣旨は、もしお金の問題であるならば、昨年夏に教育委員会から市長に報告書が、当時の樋田教育委員長から渡されたときに、所感という形でさまざまなことが述べられています。いろいろな問題点が指摘されています。学校現場の対応の問題であるとか、たくさんありましたけれども、ほぼ問題となるところは網羅されていたと思いますけれども、お金が問題であるとするならば、それらについては対処する見通しというのは立っていたのかどうか、その点をお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） ご回答申し上げます。

先ほども申し上げたと思いますが、第2回のワーキンググループが10月ぐらいでございましたので、そのところでは机上での数字は出ておりました。ただ、申しましたように机上でございますので、いろいろなところ、形で詰め切ったということではございませんで、それがまだ公に出るところではなかったということでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 質問の趣旨が全然伝わっていないようですけれども、お金の問題ではなくて、現場との調整であるとか、そういう要因については解決する目途を立てていたのかということですか。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） お金は別にして、ほかの要因としては用意ができていたのかということでございますか。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 細かく質問するつもりはなくて、もう樋田教育委員長の言葉とかこの中

にあるんですが、繰り返しませんけれども、端的にお金の問題であるというふうに先日も説明を受けていますので、そのほか時制の問題であるとかさまざまなこと、今日も、昨日でしたか、江口理事がおっしゃっていますけれども、そうした問題を学校とは調整可能だと、特に学校との関係だと思えますけれども、そういうことを聞いたかったんです。

ただ、先日議場で3回限りの質問の中で聞いたときにも、答えられる人、顔見合わせる場面がありましたが、今もそのようでしたので、この点についてはこれ以上聞きません。

次に行きたいと思います。

先ほどの資料、言及されたものですね。17日の分と25日の分といただきました。前回のこの場で求めて、昨日ですがいただいて、ありがとうございます。

昨夜ぱっと見たんですけれども、その1億八千何百万円というものを計算するに当たっての給食単価が406円という、405円でしたかね、406円だったと思えますけれども、計算されていると思います。当時の三千四百何万円と言われていたときは60円という計算であったと。この340円ほどの差というのが、学校給食法に基づくならばということで出てくる数字なのかと、ここまでの議論からすると理解しますけれども、これだけで6倍ほど、7倍近い差がある。この単価の違いというのの説明をいただきたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） 3,400万円というのは、3月議会の中でも私、長谷川議員のほうに尋ねられたときに、そのときに具体的な数字を持ち合わせてなかったのが、ランチサービスを全員に提供したとするという形でお答えしたと思うんですよね。

つまりどういうことかといいますと、10月から、今日別の議員さんからのご質問にも答えさせていただきましたけれども、両方、学校給食法にのっとりたものとのとってないものというふうには、両方仮の試算を出してまいりました。というのは、そのときの時点では、まだどのような内容になるかという方針が定まってない状況だったから、可能な限りいろいろなもうやっぱり準備をしておかなくてはいけないというのが私たちの中にありました。

その中で、3,400万円というのは給食ではなくて、今の60円の配送費なんですよ。詳しく言いますと、360円今1食にかかっているわけです、ランチサービスですね。そのうち60円配送費にかかっている分を市が負担しているわけですので、あくまでも配送費を市が負担するというだけの話なんです。

給食となりますと、当然給食の調理手順等にのっとりつくっていただかなくてははいけませんし、それから栄養士さん等に献立等も考えていただかなくてははいけませんので、いろいろなものを含めまして委託する。これはどこも委託料というのがデリバリー方式でやっているところはかかっていると思うんですが、その委託料が具体的に業者とのヒアリングとか、それから視察等で話をしたりとかする中で、406円はかかるんじゃないかなと。逆に言えば、406円だったらできるんじゃないかなということを3月に明らかになりましたので、その数でこれは計算しておるんです。

です。それまでは、3月にここで幾らかかるかという経費をお尋ねになられましても、私たちとしては幾らということがそのときにはまだ出せてない状態で、12月の議会後に、ではじゃあ業者はどうするかという話、その業者が大体できるところがないと実現はできないから、ただ学校給食法にのっとった業者がいるのかいないのかというところからスタートしまして、その中でいろいろな条件を煮詰めていって、あらかた目途がついたところでやっと数字が出たというような状況なんです。

です。3,400万円という数字は、給食という前提ではなくて、これは今現在やっているランチサービスの60円の配送費を全生徒、それから先生方の数を掛けた場合の数字なんです。多分これは3月も申し述べたと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） その計算式は理解しておりました。ただ、今回は400円幾ら掛けるの計算のところに詳しい説明はなかったので、今のちょうど金額の差が、給食の食費の負担分ぐらいの感じの数字に近いので、何か関係があるのかなと思って聞きました。

ということは、一々今新聞の記事を確かめはしませんが、当初の数字と比べて5倍云々というような形でも報道されていたかと思います。それがどなたがおっしゃったかまではちょっと記憶ありませんけれども、三千何百万円という数字は去年の夏の段階でも出ていたと思うんですよね、仮の試算として。ということは、その5倍云々の計算というのは、比較ですね、同じものを比べたというふうにはちょっと言いがたいと考えてよろしいですね。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） そうですね。この出した資料なんですけれども、もともとは3月議会で私のほうが、これは給食ではありませんという前提で述べたとしても、その数字を20年間で8億円という数字を出したと思うんですけれども、そういう説明をしておりましたので、そうではなくて、おっしゃるように比べられるものではないんですけれども、今度このように数字を出しましたというふうには実は整理をしました。ところが、2つを出しますと、2つのものが対等に比較されるというふうにとられてはいけないなということで、今回は1億8,000万円の数字だけを資料として出させていただいているものであります。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） そのこと自体は理解はします。

他方で、先ほど神武議員への質問であったかと思いますが、ワーキンググループの中で、これも江口理事がおっしゃいましたけれども、360円であるとか300円であるとか、幾つかの数字を設定して計算したと。その際の仮の数字ではあったにしても、精密ではないにしても、そのときの数字は、もし出せる数字であったのなら、今回の1億8,000万円幾らというのと比較し得るような考え方で出した数字だったんですか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） もともと給食というのは、保護者に食材費だけを負担していただくと

というのが原則となります。ですから、先ほど言いました406円というのは、決して1食が406円というわけではないんですね。これは保護者に別に食材費を負担していただいて、プラス406円の委託料がかかるということなんです。

ですので、仮の数字でさっき320円、350円、370円、400円、4種類を出したときに、当然その400円を委託料としたのと406円ですから合致すると思いますので、私たちが4種類出した中のやはり400円の数字が、合計すると1億8,000万円というふうになっております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ということは、ワーキンググループ内の中では、1億8,000万円に近い数字というのは、もう去年の12月の段階には計算としては持っていたというふうに考えてよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 教育部理事。

○教育部理事（江口尋信） ワーキンググループというようなのは、もう当然作業部会ですので、当然その数字は資料として学校教育課を中心に計算、子どもたちの数とか教員の数とかわかりますし、大体就学援助、その子どもたちがどのぐらいの割合でいるか、どれぐらい補助してあげなくてはいけないかということもわかりますので、当然それは持ち合わせておりました。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 聞きたいことが増えてきたのではしよりますけれども、ということは、今回あたかも4月になってこの数字にびっくりして、2回の経営会議でこう変わったと、恐らく多くの議員がそう受けとめたと思います。けれども、今のお話を伺うと、基本的な数字は昨年の段階で、もしみんなで、端的に言えば市長が12月の議会でロードマップを出すときに、ロードマップは市長一人で出せるものではないですから、そのときにやはり考慮すべき数字はあったはずだということになるのではないかと思います。

ということで、一応経緯はある程度納得しましたけれども、先ほども言いましたが、とても理解はできないという状況かと思えます。

先に進みますけれども、今の江口理事に説明いただいたのは17日の資料です。17日にどこまで経営会議で議論が進んだかわかりませんが、もう一回あって、そのときに先ほど出てきた財政見通しが出たということは、次の会議までに何らかのここは検討してくれというような話が、市長からか副市長からか財政担当からかわかりませんが、何かしらあったと思います。1回目と2回目の間に、何をもう一回考え直したのか、それを教えてください。

○議長（橋本 健議員） 副市長。

○副市長（富田 譲） 17日の経営会議につきましては、基本的にこれからの中期見通しの平成30年、平成31年、そういう中で中学校給食の実施が可能かどうかということを検討いたしました。歳出の削減関係、それから歳入増加が見込めるのか、それから何かほかに大きく削って、重点的にそれを取り入れてすることができるかどうかということも17日に検討いたしました。

それで、そのときに出了た答えは、財政的に非常に厳しいということをこの幹部職員の中で

認識した、オーソライズしたというところでございます。

そして、25日の経営会議の中には、学校給食にのっとった提供か、それともその他の方法でできるのかどうか、そういうところを検討いたしました。財政状況を見ますと、学校給食法にのっとったこれからの経営というのは、現実的には非常に難しいというところで、先ほど行政報告で出ささせていただきました内容で皆さんにお知らせする過程をとったというところがございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 質問には余り答えていただいた気はしないんですけれども、どうして2回の経営会議の話を少し聞いたかという、今までの知った話からすれば、4月からこの資料をもとに判断を変えたということになると思います。だとすれば、私は議員なのである程度事情も知っている、のみ込み早い方だと思いますので、急いで30分で理解しようと思ったので聞いたんですけれども、多分30分で理解するのは無理だというふうにはちょっと今判断しています。まして市民の方に理解するには、並大抵のものじゃないということは考えておいてほしいと思います。

市民への説明云々ということに関して言えば、後々の質問にもかかわってきますので、これ以上は言及しません。

費用捻出云々についても聞きたかったんですが、門田議員が先ほど少し聞かれて、はっきりした返事はなかったと思います。

今のその財政見通しの話ですけれども、これ二、三年ほどの数字が出ていますが、これ予算編成過程でつくられた数字でしょうし、予算編成過程と先ほどのワーキング……。

○議長（橋本 健議員） ちょっと待ってください。勝手に写真撮らないでください。

（傍聴者「撮られるようなことしようが」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） ここは議場ですから、ちゃんとマナーを守ってください。

（傍聴者「はい、わかりました」と呼ぶ）

○議長（橋本 健議員） 続けてください。

○7番（笠利 毅議員） ワーキンググループの活動は並行していたかと思います。片やワーキンググループで数字が、正確ではないにしてもかなり近い数字が出ていたという話でした。片や予算編成が行われています。少し言いたいことを少し飛ばしますが、教育委員会の議事録というのは、ちょっと私ネットで見れると思っていたけれども、ちょっと見つけれなかったもので、総合教育会議を見直しました。

総合教育会議は、ご存じだと思いますけれども、市長と教育長、教育委員会の強い連携のもとで、効率的に政策を進めていくと。特に現在の太宰府は、芦刈市長と教育長は、前歴を考えれば行政のプロフェッショナルですので、効果的な政策を完遂が期待できると思うんですが、昨年夏から4回、第1回目に樋田教育委員長から受け取っていたかと思うんですけれども、

3月まで4回の総合教育会議の記録を読みました。

2回目、3回目は教育大綱のことが中心で、この話題はなかったかと思います。3回目もありませんでした。一番最後にフリートークのような段階で、桑野教育委員、新しい方ですが、ちょっと心配していると。予算面も含めて、新しい予算はできているんだろうけれども、余裕を持ったほうがいいのではないかとということ指摘されます。芦刈市長が、予算計上等はどういうふうになっているのかということ、紙面で読んでいますから、誰に聞いたかわかりませんが、木村教育長がそれに対して答えています。予算計上等はまだですが、報告はしていますと。3月27日です。

市長が既に、市長がといいますか、主に江口理事に答えていただきましたけれども、議会で繰り返しその学校給食法にのっとってやっていくということをあれだけ言明している時点で、予算計上についてまだ総合教育会議の場で、心配する委員までいるのに、何も語られていないんですね。語ることもないような記録であったと私は理解しています。

木村教育長にお尋ねしますが、その時点で予算をどのように考えていたのかお聞かせください。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） ロードマップを出しておりますけれども、3月、4月で最終決定をして、6月のこの議会に今後進めていくための債務負担行為等を出さないと、これ以上は進められないというふうに私は考えておりました。だから、現実的に今予算、予算を幾ら立てるのか、それはもうこの最終決定で進まない、もうこれ以上は進められないという状況でございましたので、予算の目途がどうのこうのというあれじゃなくて、6月議会に向かって最終決定をもらわないと進められないという状況で、そういう回答をいたしたところでございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 今のご回答でわからない部分があるのですが、最終決定というのは何を指しているんでしょう。

○議長（橋本 健議員） 教育長。

○教育長（木村甚治） ずっと完全給食の実施ということはおぼれないで市長はおっしゃってありましたので、12月以降はもう完全給食でいくというふうに私は考えておりました。そういうことでございます。もう本当にこんな厳しいときで、先ほども言いましたように、1年、2年で実施して、3年目にお金がないという、そういうことはできないと、そういう判断、最終的にもう本当にするという判断ですね。それをいただかないと、もうこれ以上は進められないという考えでした。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） そのことの判断自体をどうこう言うつもりはないのですが、ただし、先ほどから繰り返し申しますが、精密な数字ではなくても、昨年の段階でロードマップの発表の段階でも近い数字が出ていた。その段階で債務負担行為が必要であるならば、検討は始めるの

が筋だと思います。にもかかわらずロードマップが示され、3月の議会ではさらにもっといいものにしたいというようなことまで言われたと。そこまで来ているから理解できないと言っているんです。

どこかで誰かが、いや、今の段階ではということを使うチャンスが幾らでもあったんじゃないかというふうに述べまして、ほかにも言いたいことはあるんですけども、半分時間が過ぎたので、2件目に移りたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 2件目入っていいですか。

○7番（笠利 毅議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 2件目の回答をお願いします。

都市整備部長。

○都市整備部長（井浦真須己） 次に、2件目の生活上必要なインフラ整備についてご回答いたします。

ご質問の側溝整備に関しましては、平成28年12月議会で答弁させていただきましたけれども、整備費として3億8,000万円から4億8,000万円が必要であり、平成29年3月議会では、平成29年度上半期に計画を策定する旨回答をさせていただいておりますので、現在整備計画の策定をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） この件については、先ほど質問で言ったとおり、3つ財政上の理由として上げられているうちの3番目がこれだったんですね。金額的にもほかの2つと比べると、大きくはないとは言いきいんですけれども、全体として見れば。ただ、何年で割るかによっては、多分析が一桁違う数字。かつ、具体的なものが、9月ぐらいまでにはという話だったので、今回その理由として上げられたことに非常に強い違和感を覚えました。

むしろこれは理由になるというよりも、財政的な根拠として理由を上げたもの全体が薄弱なものになるのではないかと。財政的な理由というのは、給食中止の理由ですね。1件目とそういう点では関連した質問です。

ただ、このこと自体に関して言えば、これが問題として上がってきたのは、市長が44区回ったということの成果の一つでもあろうかと思えますし、都市整備部のほうで意欲的だという話も聞いているので、着実に進めていけたらなど、これは希望として述べて終わります。

○議長（橋本 健議員） 3件目に入っていいですか。

○7番（笠利 毅議員） はい。

○議長（橋本 健議員） 3件目の回答をお願いします。

総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 次に、3件目の文書情報の扱いについてのご質問にご回答いたします。

地方公共団体の事務は、そのほとんどが文書を通じて行われています。したがって、文書の処理がいかにか正確、迅速に行われるかによって、地方公共団体の事務能率に大きな差異を生じてきます。

また、地方公共団体は、その行為が住民の権利義務に大きな影響を及ぼし、他面では住民福祉の向上を図るために各種サービスを提供する役割を持っています。

地方公共団体の事務では、こうした活動全般にわたって、公平性、安全性、継続性が要請されます。

したがって、その意思表示を行うに当たっては、厳格な手続を経て、正確、公平な処理が必要であり、また、その処理経過は整備された文書により保存し、事務の安全性、継続性を保証されなければならないと考えております。

数々の行政需要が生じてきた今、これらのことを踏まえ、わかりやすい文書の作成と、正確な文書の管理が必要であることを職員全員が深く認識し、文書事務に関する基礎知識を十分に理解し、身につけておくことが必要であると考えております。

このようなことに照らし合わせますと、先ほど来の加筆の事実につきましては不適切であると判断しており、今後このような事態が発生しないよう、文書作成のあり方について職員に指導を徹底してまいります。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） ありがとうございます。今おっしゃっていただいた最後の部分は、そのとおりでと思うんですね。あれがおかしなものだというふうに判断する共通の了解というものは、皆さんの中であるということを経験して確認しておきたいので、こういう質問を出す形をとりました。

忘れないうちに一言言っておきますが、先日来の議論の中で、悪意を持ってああいうものをつくったものではないということがありましたけれども、ただ本当の問題は、善意を持ってやっても、結果的に悪いものができてしまうということがあるということだと思います。それは組織的な問題なのか何なのか、いろいろな考え方があると思いますが、これは以前にも繰り返していることなんですね。

芦刈市長の後の代になってからでも、端的に言えば私が扱った中でいえばももクロ問題。私の知る限り、多くの職員がこれはおかしいと思っていたにもかかわらず、なってしまった。ここで私がそれを扱ったときは、典拠するものを持っていなかったという回答をいただいたと思います。その結果ああなってしまったという論旨を組み立てたつもりでいるんですけれども、今回も非常に文書が非常にお粗末な扱われ方をしている。詳細は昨日来、数名の方がおっしゃっているの、なるべく突っ込まないようにしますけれども、そういう問題意識でちょっと取り上げ直したいと思います。

昨日森田議員が質問された中の回答の中にあつたんですけれども、監査の方、監査委員さん

は、公文書、契約文書、その他を法的に問題がないものだというような形でチェックして下さった、そういう認識であると、たしか市長がお答えくださったと思いますけれども。そのように答えがあったかと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 監査委員会のご判断として、その文言が追加された文書、加筆された文書で判断が変わるものではないというようなことを明言されたと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） そのことではなくて、それに限らずですね。あの文書は参考資料という扱いであったらということだったので、適法性云々というのは、直接は恐らく監査委員さんは考えなかったとしても不思議はないものだと、昨日の説明からすれば判断します、私は。

そうではなくて、個々の契約書その他が、それ自体として法律に反するものではないという観点でチェックを受けたのではないかと。そういうふうに表現されたというふうに思うんですけども、そういう理解でよろしいかということです。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） そういうことだと思慮しております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） とすると、監査の委員さんが幾つの資料をチェックされたかわかりませんが、たくさん横に並べていくことができると思うんですね。たくさん点を。仮に時系列に並べれば。

ところが昨日、これは木村議員が多分繰り返し尋ねられたけれども、明確な回答がなかったものがあります。この並べ方は、普通原則どおりにいくのが普通だと思うんですね、どんな状況であれ。行政はもちろんですけども、行政以外でなくても。なぜ原則どおりにいかなかったのかという質問をされています。分割発注にしても、入札方法の変更にしても。点と点をつなぐ間がわからないという質問だったと私は理解します。

その前提の上で聞いてほしいんですけども、森田議員が聞いたことでまた戻りますが、第三者委員会というものを、先ほど市長の判断で言及されたというようなこともありましたけれども、そのときに、やはり昨日の森田議員の質問には答えていなかった。急ぐ必要があったからというようなことは先ほどありましたけれども、何を第三者委員会に委ねたいと思ってああいうことを言われたのか。市長の中には、市役所内部では処理し切れない何物かというものがあったからこそ、第三者というのが出てきたんだと思いますけれども、そのとき市長の念頭にあったもの、教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） 一言で言ってしまうと、客観性ということだと思います。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 客観性というのは、もうはっきり数字なり文章なり、目で見てわかると

というのがごく一番単純な理解だと思います。目で見えるものは、先ほどこうやりましたけれども、一応チェックをされたんですね。だけれども、今回、木村議員が昨日聞かれたのは、この間をつなぐもの、これはフローチャートという言葉が最近よくここでも出ていますけれども、まさにその流れを示すフローチャートが普通じゃないと、これをつなぐところがわからないということが、昨日も言われていると私は理解しています。これははっきりしていても、この流れがわからないということは、流れ、水ですね、わからない水は濁っていると言いますよね。

そこで、監査請求の件なんですけれども、行政手続法というのがあって、行政手続条例が市にもあります。よく似ているんですけれども、第1条に、これ木村議員が昨日強調した4つのうちの半分なんですけれども、公正と透明性というのが出ていたと思います。昨日来問題になっているのは、監査がちゃんとオーケーを出したということではなくて、その透明性の部分。透明性というのは、情報公開の文脈でいえば説明責任と、市民にとっての説明責任。それは市民が主権者として市政にかかわり、権利を守っていくために絶対に必要なものだ。関連する法案のどれを見ても、何らかの形でそういうことが言及されていると思います。昨日来の議論は、ここを全部、何というんでしょうか、目を向けない形で話が進んでいると思います。

フローチャートの不自然さについても、これはあり得るということはわかるんですね。私も条文、可能な限り見ましたけれども、絶対だめだと書いてあったところは少ないかと思えます。その限りでは適法性はあったのかもしれないと思えますけれども、先ほど市長が言われた客観性は、1つは目で見えること、もう一つは誰にでもわかる論理です。流れです。これがわかんないんですよ、全然わからない。全くわからない。

これは3年前、まさに契約がここで議論されていたとき、私はあの辺で見えていたけれども、そのときに昨日来議論になっている基本的な論点は出ていると思います。以来3年間、何ひとつクリアにならない。ちょっと質問じゃなくて、ある程度自分でしゃべらないといけないので、そういうことを言いたいですね。

そこで、透明性を持つためにある程度必要なものに、先日、市長も印鑑を答弁書に決裁印を押したと。ほかの部長さん方も押されたというふうに聞いていますけれども、それで間違いはないでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 間違いございません。私と総務部の石田が部長としては押印しているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 文書の取り扱いについてという形で出しましたけれども、公文書管理法であるとかその他法令等を見ると、やっぱり印を押すということの、たしか太宰府でも規定か何かあります、あったような気がしますけれども、印を押すというのは、その透明性とか公正性とか、そうしたものを保証するという意味を持つと思います。持たなければならぬと思

ます。

市長は、適切な引用がなされていないことを原典に当たってはチェックしなかったと昨日おっしゃいました。今、名前を指定する形で申しわけありませんけれども、石田部長と原口理事は、やはりその原典と照合するということがされたのでしょうか。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） 私はいたしました。気がつかなかったというのが現状でございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 総務部長。

○総務部長（石田宏二） 原口理事と同じ認識でございました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 気がつかなかったということは、1つには信じがたいんですね。原口理事がこの件に関しては当時から一番答弁されていて、大変だったということは存じ上げているんですけども、先ほども言いましたが、入札方法の変更ということは当時から議論になっています。それを見比べながら気がつかなかったというのは、これ端的に言いますけれども、市役所の中では自浄能力が期待できないんじゃないかと言わざるを得ないと思います。「浄化」の「浄」ですね。濁っているという例えを使ったのは、ここに行くためです。

その点については、どなたでもいいです、お考えを示していただければ。

○議長（橋本 健議員） 総務部理事。

○総務部理事（原口信行） その件に関しましては、先ほど来、市長、それから私も言わせていただきましたけれども、もう一回原点に戻って、こういうことがないように。これが言いわけにはならないんですけども、6月12日付で文書を総務部長から各課の課長、部長宛てに出しております。「法令等を遵守した適正な職務執行及び文書事務の管理運営について」という形で、通知でございますね。

この件に関しましては、まずもってはやっぱり管理職がきちんと文書のチェックをして、原典等の引用がある場合については、それを確実にチェックすると、そういうふうなこと。これはもう基本的なことでございますし、市役所といたしましては、特に法令遵守が意識を持ってやる必要がある。そのための指導、育成について、各所管の部課長に出した文書でございます。これを職員全員見て、心して今後当たりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） それはそれとして、しっかりやっていただきたいと思います。

ただし、だとすると、今回第三者委員会を設けないという理由は、監査委員さんは影響を受けていないという理屈ですね、基本的に。ですが、当事者である市長ももちろんですけども、部長さんですらもう見落としてしまうようなもの。ましてやそれを監査委員さんが引用符

つきで見たら、引用符があるということは、これはそのままですという意味ですから。原典に当たる必要がないと言っているに等しいんですよ。

私も本を読んでいて、引用がそのまま載せられていれば、原典わざわざ見ません、よっぽど疑問に思わない限り。文脈がおかしいと思わない限り。

ですから、これ最初に言いましたように、監査委員さんが一つ一つを見たとすれば、あの答弁書は流れを示すものなんですよ。なぜ入札方法を変えたかと、その流れを説明する文書。そこにかぎ括弧がついている。この中突っ込むなど、悪意を持って解釈すれば、という意思表示だと読む人もいるかもしれません。

ですから、監査委員さんが影響を受けなかったというのは、むしろ当たり前。これを見ていて、ここを見るところは、ああ、これでいいんだと。実際、監査委員さんが請求者に棄却するというお知らせの中で、あの部分が全くそのとおりに引用されていました。あれがこの流れを示すものになってしまった。

ということは、先ほども言いましたけれども、何もあれは悪意を持って書いたものではないとしても、結果的にこの点と点をつなぐここ、今下のほうで先ほど流れを書きましたけれども、あの文書が上に覆いをしてしまったと言っていいんじゃないでしょうか。上に覆いを乗せれば、点と点はつながります、その上を歩いていけます。比喩的な表現で申しわけないですけども。

その点では、監査妨害の意図はなかったかもしれないけれども、本来なら監査委員さんが見たかもしれないところにふたをしていたという点では、結果的には責任を問われても不思議じゃないのではないかと思います。市長の見解を伺います。

○議長（橋本 健議員） 市長。

○市長（芦刈 茂） まさしくそのときの気持ちがどうであったとかということではなくて、結果的にこういうことになったという責任は間違いなくあると認識しております。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） だとすると、第三者委員会は設けないということのをさっきから繰り返しておっしゃっていますけれども、私が今言ったところは、この点、点、点はきれいに結ばれていて、監査委員さんはそのままきれいに上を歩くことができたから、だから第三者は必要ないという理屈ですけども、実はこの渡った橋がにせものだった。

今監査委員さんと言いましたけれども、監査委員さんに関する条例か規定か忘れてはいたけれども、市民の権利擁護であるとか、先ほども行政手続法であるとか情報公開法と変わらぬ理念というのは、やはりきちんとうたわれています。監査委員さんがよかったからといって、その結果は市民に行くんですね。市役所はじゃあどこに責任を持つか。監査委員さんに対してじゃないんです。自分たちの中で誰がつくった文書に対して責任を持つんじゃないんです。この道を行ったところで、もしかしたら、この道を行ってしまったら道を踏み外すかもしれない、そういう市民を基準に考えなきゃいけない、そういう問題だと思います。

私に言わせれば、監査委員さんが影響を受けなかったからこれ以上の調査は必要はない、もつてのほかです。筋が通らない。そのように思います。

見解の相違というのもあるかと思いますが、そのとおりだという答えまで求めようとは思いませんし、私も言いたいことをここで全部言ったわけではないです。もっと言ったらもっと錯綜したかもしれません。

ただし、善意云々に関して一言言っておきたい。あとちょっとしばらく一人でしゃべって終わりにしますので、聞いてください。

先ほど第1答目で予算編成の過程とワーキンググループの過程、同時に進んでいたはずじゃないかと、だったら12月はなかった、そう考えるのが自然じゃないかということを行いました。この文書のやりとりがあったのは、おおむね去年の秋だと思います。今回の議会では、何回か自治基本条例に言及されています。ちょうど自治基本条例を庁舎内でその時期も練り上げて、詰めていたところですね。その時期に当たると思います。

私たち、地域コミュニティ課の藤井課長に非常に一貫した説明をいただいて、なぜ市役所が最終的に少し手を入れたかということについてですね。そのとき私がかみつけたところがあります。2カ所ほどあるんですけども、情報に関して言うと、「市政に関する情報を議会と市長等は市民と共有する」と。もとの文案は、「議会と市民等は、市民が共有することを基礎として」というような書き方になっているんです。1字の違いですけども、「が」が「と」に変わったことで、市民が情報の持ち主であるということが背景に沈むと、逆に言うと、市役所や議会は情報を操作できると、英語で書けば完全にそういう形になると思います。

そのとき藤井課長が心底びっくりした顔をして、そういうつもりではなかったとおっしゃいました。私は信じました。多分そのとおりだったと思います。

けれども、今操作の対象になることが私心配したんですけども、これまさに操作されちゃっているんですよ。そういう書きかえが庁舎内ですうっといっている。まさにその時期にすうっと書きかえがやっぱり通ってしまっている。これどうやって直すか。どうやって直すかという意味です。

今回、小さく見ればたかが契約のこと。だけれども、自治基本条例で憂えていたことがそのままですよ。自治の基本をそのまま、そのままはさみを入れるような、そういう事態であったと認識しています。

議長、もう一言よろしいでしょうか。

○議長（橋本 健議員） はい、どうぞ。まだ時間がありますよ。あと4分ありますから、どうぞ。

○7番（笠利 毅議員） 済みません。ちょっと皆さんの質問を受けていろいろ考えているうちに、1つだけ給食に関して言いたいことを忘れちゃったので、これ希望なんですけれども、聞いてください。

17日と25日の資料で、今計画している給食のあり方ということで、矢印書いて幾つかあるん

ですね。一番最初に献立というところを書いてあると思います。献立を市が受け持つことで考えているという意味で書かれているんだと思うんですけども、給食の、最初にも確かめましたけれども、にもかかわらず忘れてしまったんですが、質を大切にしたいと、栄養のバランスがとれたものをつくりたいと。その点では、市が献立を、献立に関して指導権を握るというのが、仮に完全に給食法にのっとらないとしても、私はとても大切なことだと考えています。

個人的な感慨になりますけれども、PTAの会長をしていたときに給食の理事会というんですかね、年に2回ほどあるのに出て、そのとき本当に一生懸命考えてくださっていた。ああいう食事を中学生にも食べさせたい、そう思います。終わります。

○議長（橋本 健議員） 7番笠利毅議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月19日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午後3時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議事日程（5日目）

〔平成29年太宰府市議会第2回（6月）定例会〕

平成29年6月19日

午前10時開議

於議事室

- 日程第1 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第3 議案第46号 太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について
（建設経済常任委員会）
- 日程第4 議案第47号 太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について
（建設経済常任委員会）
- 日程第5 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について（分割付託）
- 日程第6 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号））
- 日程第7 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第8 決議第1号 芦刈市長に対する問責決議
- 日程第9 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（17名）

- | | | | |
|-----|---------|-----|------------|
| 1番 | 堺 剛 議員 | 2番 | 船越隆之 議員 |
| 3番 | 木村彰人 議員 | 4番 | 森田正嗣 議員 |
| 5番 | 有吉重幸 議員 | 6番 | 入江 寿 議員 |
| 7番 | 笠利 毅 議員 | 8番 | 徳永洋介 議員 |
| 9番 | 宮原伸一 議員 | 10番 | 上 疆 議員 |
| 11番 | 神武 綾 議員 | 12番 | 小 嶋 真由美 議員 |
| 13番 | 陶山良尚 議員 | 15番 | 藤井雅之 議員 |
| 16番 | 門田直樹 議員 | 17番 | 村山弘行 議員 |
| 18番 | 橋本 健 議員 | | |

3 欠席議員は次のとおりである（1名）

- 14番 長谷川 公成 議員

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

- | | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 市長 | 芦刈 茂 | 副市長 | 富田 謙 |
| 教育長 | 木村 甚治 | 総務部長 | 石田 宏二 |
| 市民生活部長 | 友田 浩 | 総務部理事 | 原口 信行 |

| | | | |
|-------------------------------|---------|-------------------|---------|
| 都市整備部長 | 井 浦 真須己 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 濱 本 泰 裕 |
| 観光経済部長 | 藤 田 彰 | 教 育 部 長 | 緒 方 扶 美 |
| 都 市 整 備 部
公営企業担当部長 | 今 村 巧 児 | 教 育 部 理 事 | 江 口 尋 信 |
| 総務課長併
選管書記長 | 田 中 縁 | 経営企画課長 | 高 原 清 |
| 市 民 課 長 | 行 武 佐 江 | 福 祉 課 長 | 友 添 浩 一 |
| 国保年金課長 | 山 浦 剛 志 | 都 市 計 画 課 長 | 木 村 昌 春 |
| 社会教育課長 | 中 山 和 彦 | 上 下 水 道 課 長 | 古 賀 良 平 |
| 観光推進課長兼
地域活性化複合
施設太宰府館長 | 木 村 幸代志 | 監査委員事務局長 | 渡 辺 美知子 |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

| | | | |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 阿 部 宏 亮 | 議 事 課 長 | 花 田 善 祐 |
| 書 記 | 斉 藤 正 弘 | 書 記 | 高 原 真理子 |
| 書 記 | 力 丸 克 弥 | | |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第2回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第44号 太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番（門田直樹議員） おはようございます。

総務文教常任委員会に審査付託された議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」、その審査内容と結果を報告いたします。

本議案は、昨年6月の児童福祉法改正に伴い、養子縁組里親が法定化されたこと、また本年4月に人事院規則が一部改正されたことに伴い、条文の改正を行うもので、新旧対照表に沿って説明を受けました。

委員からは、養子縁組里親の考え方について質疑があり、執行部から、その考え方について説明、回答を受けました。

その他質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第44号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第44号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第44号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第44号「太宰府市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について」討論

を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第44号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第45号 太宰府市税条例の一部を改正する条例について

○議長(橋本 健議員) 日程第2、議案第45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) おはようございます。

環境厚生常任委員会に審査付託されました議案45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」、その主な審査の内容と結果を報告いたします。

このたびの改正は、平成29年度税制改正により、地方税法等の一部が改正されたことに伴うもので、4月1日に施行が必要なものについては、専決処分をこの6月定例会初日に報告、承認しており、議案第45号は残りの部分についての提案であります。

主な改正内容は、個人住民税における配偶者特別控除を受けられる配偶者の年収の上限額が引き上げられたこと、軽自動車税関連の一連の改正のうち、4月1日に施行したグリーン化特例について、消費税率が10%に引き上げられたときに導入される軽自動車税環境性能割の規定を整備するなどであり、議案書及び新旧対照表に沿って各条文の説明を受けました。

委員から、関連して、グリーン化特例で平成15年度の改正で導入された特例の部分を、今回対象を重点化することとすることで、対象が絞り込まれているような印象を受けるが、いかがかなどの質疑がなされ、執行部より、環境性能水準が高いものに重点的に適用していく改正になっている。今の基準では、新規登録車両の8割から9割近くが何らかの軽減の対象になるが、改正後の軽減対象となるものは約6割程度に絞られる改正になっているとの回答がなされました。

質疑を終え、討論では、今回の地方税法の改正で、災害に関する税制上の措置の常態化などの整備については理解するものの、軽自動車の近年の普及というのは大衆の皆さんへの課税に

なっていると判断し、容認できないと、反対の立場での討論が1件なされました。

以上、討論を終え、採決の結果、議案第45号は委員多数の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第45号について報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第45号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第45号「太宰府市税条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第45号について反対の立場で討論いたします。

今回の税条例改正については、軽自動車税にかかわる条項が含まれています。軽自動車税とは、地方自治体に納める地方税の一つです。以前、軽自動車税の改正については、市民の皆さんの生活に欠かせないいわゆるスクーターや軽自動車など、長く大事に乗り続けている市民の方の税負担が増えること、政府が新規購入者に対して税負担の軽減を打ち出すことにより、新規購入の促進を促していることなどの理由から反対としてきました。

今回の改正によりさらに負担が厳しくなるわけではありませんが、以前この条例に反対していること、また消費税10%増税を前提としている改正も含んでいることから、今回も同会派の藤井雅之議員とともに反対とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第45号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成14名、反対2名 午前10時07分〉

日程第3と日程第4を一括上程

○議長（橋本 健議員） お諮りします。

日程第3、議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」及び日程第4、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） おはようございます。

建設経済常任委員会に審査付託されました議案第46号及び議案第47号までについて、その審査の内容と結果を一括して報告いたします。

まず、議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」、この改正案は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年総理府・建設省令第3号）の一部が改正されたことから、この命令を引用している本市条例について改正するものと説明を受けました。

委員から、太宰府市の道路標識変更箇所を示してもらいたいとの質疑があり、執行部から、改正の影響を受ける案内標識について、太宰府市道では該当するものはないと認識しているとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第46号について委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」、この改正案は、太宰府市景観計画及び太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例が、平成23年4月の運用開始から5年を経過し、見直しの必要性が生じたため、景観審議会等を経て景観計画の変更を行ったことに伴い、条例を改正するものとの説明を受けました。

委員から、過去5年間でどのような支障、問題点があったのかとの質疑があり、執行部から、塗りかえやデザイン変更のことを示す工作物の外観の変更について、これまで届け出対象の面積に達しないため届け出されていなかったが、周囲の景観に影響があるものが多く見受けられたため、今回届け出の対象としたとの回答がありました。

また、委員から、市民遺産活用推進計画等の歴史的風致維持向上の計画があるが、景観計画変更による影響はないのかとの質疑があり、執行部から、特に影響はございませんとの回答がありました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第47号について委員全員一致で原案のとおり可

決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第46号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第47号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第46号「太宰府市道路標識の寸法に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第46号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時12分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、議案第47号「太宰府の景観と市民遺産を守り育てる条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第47号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時12分〉



日程第5 議案第48号 平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第5、議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の総務文教常任委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものとしましては、2款2項5目地域コミュニティ推進費170万円の増額補正。これは、一般財団法人自治総合センターの一般コミュニティ助成事業にかかわる交付金で、今年度は10の自治会から補助申請がなされ、五条台区自治会が採択されたことにより170万円の増額補正を行うもので、財源として総務費雑入370万円のうち、歳出と同額の170万円が計上されているとの説明を受けました。

なお、採択された事業の内容としては、夏祭り用テント、会議用備品及び高齢者の健康増進のための備品に要する費用とあわせて説明を受けました。

委員から、これまでどれぐらいの自治会から申請があったのかなどの質疑がなされ、執行部より、これまで21自治会より申請があり、そのうち8自治会が採択されたとの回答がありました。

次に、10款3項1目中学校管理運営費187万2,000円の増額補正。これは、本年10月の後期開始日から、各中学校に学校図書事務職員を配置するための予算を計上しているとの説明を受けました。

委員から、年度途中から4名の方の募集が集まるのか心配だが、その点についてどのように考えているのかなどの質疑がなされ、執行部より、年度途中の採用は厳しいと思うが、広く募集をかけ、面接を行い、中学校4校にふさわしい方を採用したいと考えているとの回答がありました。

次に、歳入の主なものとしましては、18款1項1目財政調整資金繰入金1,313万4,000円。これは、6月の補正財源調整として財政調整資金を充てるものです。現在決算の最中ということで確定ではないが、財政調整資金残高は27億9,301万5,130円となる予定との説明を受けました。

その他審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号の当委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 次に、議案第48号の環境厚生常任委員会所管分について、審査の内容と結果を報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目についてはあわせて説明を受け、審査を行いました。

歳出の主なものといたしましては、3款1項2目介護保険事業費1,450万円の増額補正。これは、当初予算に計上している地域密着型特別養護老人ホームの建設に係る補助金について、財源である県補助金の交付要綱の改正が4月1日に施行され、補助対象の経費が追加になったことから、地域密着型施設等整備補助金を増額するものです。よって、歳入にも同額の県支出金を計上しているとの説明を受けました。

委員から、入所待機者のうち、太宰府市民の人数は把握しているのかなどの質疑があり、執行部から、今年の4月末現在、サンケア、同朋園等の養護老人ホームは、定員の230名の定員に対し、入所者が217名、待機者が95名となっており、うち太宰府市民の待機者は48名との回答がなされました。

次に、3款2項3目教育・保育施設費3,655万7,000円の増額補正。これは、現在水城保育園を運営する法人が新設する定員60人の保育園について、国の交付金の算定基準要綱が改訂され、交付額の変更がなされたため、保育所等整備交付金を増額するものである。歳入財源としては、国庫支出金より保育所等整備交付金として3,249万5,000円を計上しているとの説明を受けました。

委員から、企業型で保育所ができる予定があり、補助金の対象になるという話を聞いているが、また、新聞紙上で、他市と比較されるとき太宰府市の待機児童の人数はなどの質疑があり、執行部から、市内にあるスーパーで定員60名の企業主導型の保育所を建設中であり、補助金は市を通さずに直接国から出る。施設とは連携して取り組みたいと市から話をしている。また、入所待機者の人数は、今年度4月1日現在で118名であるとの回答がなされました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号の環境厚生常任委員会所管分は、委員全

員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第48号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 各常任委員会に分割付託された議案第48号「平成29年度太宰府市一般会計補正予算（第1号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出としましては、2款2項3目国際交流関係費、19節負担金補助及び交付金200万円の増額補正について。これは、公益財団法人太宰府市国際交流協会が企画している「留学生と交流しよう！冬の大運動会」の開催に当たり、同協会に補助金を交付するために増額補正するものと説明を受けました。また、関連する歳入としまして、一般財団法人自治総合センターからコミュニティ助成事業費の助成金が交付決定したとして、諸収入の総務費雑入のうち200万円の増額補正についても説明がありました。

委員から、運動会の内容について質疑があり、執行部から、12月9日土曜日に開催することにしております。内容については、大玉転がしなどの種目を予定しており、中国、ベトナム、ネパール、韓国などの留学生の方及び住民の方に参加を呼びかけていきたいとの回答がありました。

次に、6款1項5目農業用施設整備費、13節委託料650万円の増額補正。これは、防災重点ため池及び受益面積0.5ha以上のため池について一斉点検を行った結果、詳細な調査の優先度が高いと判断されたため池のうち、国分四丁目に位置する上ノ池は、豪雨総合判定でも「早急な整備」となっていることから、平成29年度農村地域防災減災事業の新規採択を受けたので増額補正するものと説明を受けました。また、関連する歳入としまして、国庫支出金の農業農村整備事業補助金630万円の増額補正についても説明がありました。

なお、歳出の650万円との差額20万円につきましては、補助対象とならない調査が必要となった場合の単独費を計上しているものとあわせて説明がありました。

委員から、調査の具体的内容について質疑があり、執行部から、横断・縦断の測量、設計、地質調査などのほか、現地における堤体の透水試験を行う計画であるとの回答がありました。

次に、8款2項1目道路橋梁維持補修費、15節工事請負費500万円の増額補正及び8款2項3目交通安全施設整備費、15節工事請負費200万円の増額補正。これは、市道の五条交差点か

ら太宰府天満宮駐車場までの間については、通学する児童等にとって危険性が高い道路となっていることから、御笠川沿いの遊歩道を安全かつ安心して通行できる歩道とし、太宰府小学校の通学路としても使用できるようにするため増額補正を行うものと説明がありました。

委員から、通学路として使えるようになる時期について質疑があり、執行部から、工事は12月には竣工予定となっており、工事完了後には通学路の変更について学校等と協議しますとの回答がありました。

次に、8款4項1目木造戸建て住宅耐震改修促進事業費、19節負担金補助及び交付金300万円の増額補正。これは、当初予算として1件30万円の補助を上限とした10件分の300万円を計上していたが、福岡県において本年3月に平成32年度まで4年間の補助事業の延長が決定されたことから、上限額を1件60万円に変更し、10件分の600万円の差額300万円の増額補正をするものとの説明がありました。また、関連する歳入としまして、県支出金の木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金300万円の増額補正についても説明がありました。

委員から、10件の補助件数を決めた基準及び制度の周知方法について質疑があり、執行部から、基準については、過去3年間の実績のとおりとした。周知については、広報、ホームページ及び窓口案内チラシで行うとの回答がありました。

また、委員から、今回補正の県補助金が300万円で、総事業費600万円になった場合、残りの300万円は市の持ち出しになるのかとの質疑があり、執行部から、残りの300万円については、市が半分、国が半分負担するとの回答がありました。

そのほか審査では、執行部に対し説明を求め、計上の根拠などについて質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第48号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決す

ることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前10時27分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第49号 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))

○議長(橋本 健議員) 日程第6、議案第49号「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 芦刈茂 登壇]

○市長(芦刈 茂) 皆さん、おはようございます。

平成29年太宰府市議会第2回定例会最終目を迎えまして、本日も提案申し上げます案件は、専決処分の承認を求めるもの1件の議案の審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第49号「専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号))」についてご説明申し上げます。

今回の補正は、平成28年度太宰府市国民健康保険事業特別会計の歳入不足額2億2,183万4,242円の繰上充用のため、歳入及び歳出予算にそれぞれ2億2,183万5,000円を追加し、予算総額を92億6,585万4,000円とする専決処分を平成29年5月31日付でさせていただいたものでございます。

主な要因といたしましては、昨年12月に5億円の法定外繰り入れを実施した結果、歳入歳出総額ともに減となり、赤字額についても減少しておりますが、国庫負担金の減、療養給付費交付金の減等により歳入不足が生じたものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長(橋本 健議員) 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第49号を承認することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第49号は承認されました。

(承認 賛成16名、反対0名 午前10時30分)

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第7 意見書第2号 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を  
改正する法律案に反対する意見書**

○議長(橋本 健議員) 日程第7、意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 総務文教常任委員会に審査付託された意見書2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

委員からは、今現在、世界各国でいろいろなテロ行為が行われているが、この法案が通らなかった場合、どのような形でのテロ防止等の対策を考えられているのか。こういった国政に対しての国の議論に対して、地方議会が意見書を出すことに少し疑問があるが、そのあたりの見解についてなどの質疑があり、提出議員より、ここではテロ防止について言及しておらず、テロ防止はもちろん国の目的として大事なことなのでやるべきだけれども、こういう捜査手法でやるということが一番気になっている。日常生活、市民生活にかかわる問題ではないかと思うので、地方議会でも出していいのではないかとの判断との回答がありました。

質疑を終え、意見はなく、討論については、国での議論で、私たちの手の届かないところというふうに考えるところもあるが、太宰府市民に係ってくる法律になってくるので、提出は必要だと思うし、意見書に盛り込まれている内容に賛同する。テロに対しての対策は非常に大切だと思うが、疑いがあるだけで逮捕されるというのは非常に危険性の高いことだと思うので、意見書に賛成するとする2件の賛成討論があり、テロというのは、いつどこで発生するかわか

らない。人がたくさん集まる場所で行われている事例が多いと思うので、本市には年間900万人というたくさんの観光客が来るので、こういった意味でも大切ではないかと思うので反対するとする反対討論が1件ありました。

採決の結果、意見書第2号は委員賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

意見書第2号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」について討論を行います。

討論はありますか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 意見書案の起案をともに行い、賛成者として名を連ねた者として賛成討論を行います。

公正の確保と透明性、すなわち行政の意思決定について、その内容及び過程が市民にとって明らかであることが、市政においても国政においても大きな問題となった6月です。この理念は、市政と国政に共通します。行政手続条例、行政手続法に共通しています。

その目的は、市民の権利及び利益の保護に資することです。条例と法で、市民と国民、表記は違いますが、私たちの一人一人を指していることに違いはありません。また、この透明性を担保する制度としての公文書管理は、民主主義の基礎、民主主義のインフラと言われてい

ます。いわゆる共謀罪の趣旨が盛り込まれた組織犯罪処罰法の改正も、こうした文脈で考えることが可能です。ただし、この法律は国民を直接に拘束する可能性を与えるものであるがゆえに、さらに徹底的に厳しい検討がなされるべきものと考えます。

犯罪捜査は、拘束すべき犯人を特定するために行われるものである以上、より広範な市民を対象に行われる必要があります。犯罪行為そのものを要件としないこの法律のもとでは、犯罪を計画している者を特定する必要性とは、広範な国民あるいは市民の生活を監視する必然性にほかなりません。それは、国民の基本的な権利が脅かされる可能性を必然性に変える法制度にほかなりません。

テロ対策は、厳密に法律のレベルでとどまりつつ考えられなければならないと考えています。国の統治原理そのものである国民の権利、これを脅かす可能性を指摘されながら、しかも

不透明さ、これを残したままで行われるテロ対策とは、むしろ民主主義そのものへのテロであると思います。

テロあるいはテロリズムとは、そもそもがフランス革命期に権力を握った者による恐怖政治を指して使われた言葉であったことを思い出す必要があります。何がテロなのか、これは相対的であり得るし、また恣意的にも定め得るということです。ゆえに、その定義は法律の中に厳密に、限定的に定めておかねばなりません。この法律にはそれが欠如しています。

太宰府市の6月議会では、多くの市政批判がなされました。議会として市政の現状への批判がなされたと考えています。その批判の精神を受け継ぐのであれば、市民としての批判精神と国民としての主権者意識に一貫性を持たせようとするならば、それは議会には本質的なことであると私は考えていますが、今回改正された組織犯罪処罰法については、反対の意思を表明する以外の選択肢はないと考えています。これをもって賛成討論にいたします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありませんか。

5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 意見書第2号提出について、反対の立場から討論いたします。

国際社会においても我が国においても、断じてテロを起こさせてはならないとの思いから、共謀罪は現在社会において必要な法案だと考えます。テロ等準備罪の国内法整備は、TOC条約締結に不可欠であるからです。

テロリストは国境を越えて活動します。テロなどの国際的な重大な組織犯罪の発生を未然に防ぐには、緊密な国際協力が不可欠です。この国際協力を飛躍的に強化させることができる条約が、国際組織犯罪防止条約です。いわゆるTOC条約です。本法案が成立し、TOC条約を締結できれば、捜査当局同士の直接のやりとりにより捜査共助の迅速化、日常的な情報交換の促進、さらには本条約に基づく逃亡犯人の引き渡し請求をすることなどが可能になります。

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年ラグビーワールドカップを目前に控えています。日本がテロの標的になる可能性は否定できません。このような国際基準として、187カ国の地域が締結しているTOC条約を締結し、テロを含む組織犯罪から国民と訪日する外国人の方々を守る法整備を行うことは、国家として当然の責務でございます。国境を越えて行われるテロ等に対し、日本が法の抜け穴となってはなりません。

また、本法案は、高齢者などの財産を侵害してきたおれおれ詐欺などの特殊犯罪の未然防止にもつながります。

テロは、いつ、どこで発生するか予測できません。ただわかるのは、人がたくさん集まる場所で発生しております。太宰府市においても年間900万人の観光客がお見えになります。このように未然にテロを防ぐことが可能になり、国民を守る法案は必要だと考えます。

よって、太宰府市からの反対意見書提出については反対いたします。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 意見書について賛成の立場で討論いたします。

これまでの国会での審議の中で、私たち市民がこの法案に対してわかりづらい、納得できない部分が多々ありました。また、一般市民も対象になるのではないかと不安に思うような回答もありました。

組織的犯罪防止法、いわゆる共謀罪については、5月18日に国連の人権理事会が任命した特別報告者、プライバシー権に関する特別報告者のジョセフ・ケナタッチ氏が、プライバシーや表現の自由を制約するという書簡を安倍総理に届けています。国際社会からも批判を受けるようなこの法律案について、反対です。

よって、この意見書については賛成とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありますか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 意見書第2号「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」について、反対の立場で討論します。

まず、この法案ですが、既に成立しており、この意見書自体意味がありません。審議が終わって成立した法律案に対する意見書をどこに出して、どんな効果を期待しているか、全く理解できません。本来なら取り下げるべきで、もし必要なら、法自体の廃止や改正を求めたものを改めて提案すべきです。

先ほど総務文教常任委員会での審査内容と結果を報告しましたが、あくまで成立前の状況での審査を行ったものです。

また、この法案は国政の課題であり、委員会で若干の意見があった以外は、市議会として議論も研究もしていません。したがって、賛否はそれぞれの議員個々の政治的判断になると思います。

委員会では、日常生活、市民生活にかかわる問題ではないかと思うので、地方議会でも出していいのではないかと先ほど言いましたが、判断したという意見がありましたが、国政と市民生活は密接であり、全てが我々の日常生活にかかわっています。もし議会の意思として意見書等を国に上げるのであれば、十分な調査と議論を経て、全会一致で提出することが望ましいと考えます。

その中で、個々の議員の政治的な思想信条を実現しようとするのであれば、事前に十分な説明と説得の努力が必要であるとも考えます。

もう一つは、有権者からの負託について疑問を感じます。私を含めここにおられる議員は、立候補に当たり、それぞれの政策課題や信条等を、選挙公報を初めとする配布物により周知を図っておられます。それを見る限り、どの議員も市政に関することを訴えておられ、今回の意見書提出のような記述はありません。

また、私を例にとれば、支援していただいている方々の国政に対する考え方はさまざまで、

今回の法律案にも賛否両論あります。したがって、判断は議員として負託されたというのではなく、私個人の考えとなります。

その上で、この法律改正案並びに意見書についてですが、一般の市民ではなく、組織的犯罪集団が具体的な準備行為をした場合、まだテロ等を起こしていなくても処罰されることは、犯罪予防として当然であること、オリンピックに向け国際組織犯罪防止条約、TOCですね、入るために本整備が必要なこと、法改正なしでどうやって犯罪組織のテロ計画を阻止できるのか、意見書には何ら提言がないことなどから、厳格な運用のもとにこの法律は必要と考えます。

最後に、心情的なことを述べますと、誰しも官憲にプライバシーをのぞかれることは嫌悪するところですが、我が身が潔白であるならば、例えば空港で搭乗前に保安検査を受けるように、一定の受忍は必要であると考えます。

世界中で恐ろしいテロ事件が頻発しており、日本でも過去には過激派やオウムなどの大規模無差別テロがあり、現在でも組織的犯罪集団に対する懸念は増すばかりです。

以上の理由から原案に反対であり、可決すべきという報告結果には反対します。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 賛成の立場から討論させていただきます。

確かにこの法律の目的、いわゆるテロ防止ということは、私どももよく承知しているところでございます。しかしながら、何事もそうですけれども、法の目的を達成するのに選ぶ手段の選択肢があるということなんです。

現在は法律になっておりますけれども、この目的を達成するのに、犯罪でない者を準備行為なんかを既に捜索官がそこに介入して捜索できるという形で、日常生活に介入していくということは、恐らく市民生活だけ、これは国民の問題であって市民の問題ではないというふうな形ではないと思います。

したがって、私は市民生活にいろいろな形で不安を脅かすこの法律に対して、今法案が法律になっているということは既成の事実でございますので、そのとおりでございますが、依然として危惧の念を抱かざるを得ないという形で、この提案を維持したのは賛成の討論といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） 提案されている「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」について、反対の立場を明らかにして討論を行います。

日本は2000年にTOC条約に署名し、2003年に社民党を除く各党の賛成で国会承認をしています。しかし、条約が加盟国に求めている国内法整備ができないため、いまだに日本は契約国

になれません。

条約は、重大な犯罪、長期4年以上の懲役・禁錮刑の罪を行うことの合意、または組織的な犯罪集団の活動への参加の少なくとも一方を犯罪とするよう求めています。しかし、日本の現行法には、条約が求める重大な犯罪の合意罪に当たる罪は、一部の犯罪にしか規定がありません。また、参加罪は存在しません。どうしても新たな国内法整備が必要です。それが閣議決定されたテロ等準備法案です。

次に、今回の意見書の内容に書いてある共謀罪とテロ等準備罪は異なります。共謀罪は、組織的な重大犯罪の合意、すなわち心の中の共謀だけで処罰されます。もっとも、共謀罪の対象は、組織的な重大犯罪であり、一般市民は対象になりません。しかし、国民の間に内心の合意だけで処罰されるとの不安が広がりました。これに対し、テロ等準備罪の成立には、内心の合意と組織的な重大犯罪の準備行為が必要です。

テロ等準備罪が成立するための条件は、組織的犯罪集団、計画、準備行為、この3つの構成要件があります。構成要件とは、犯罪となる行為の定型のことで、殺人罪なら、「人を殺した」が構成要件になります。

テロ等準備罪の場合、まず犯罪の主体がテロリズム集団のその他の組織的犯罪集団に限定されました。共謀罪のときは、単なる団体でした。組織的犯罪集団とは、存立の目的が重大犯罪を実行するための団体です。テロ組織、暴力団、薬物密売組織、振り込め詐欺集団などが典型で、民間団体や労働組合は対象ではありません。

また、計画の単なる合意だけでなく、それに加え計画した犯罪の準備行為が行われることも構成要件になっています。共謀罪のときは、内心の合意だけで犯罪が成立するため、内心の自由が脅かされる、監視社会になると言われました。しかし、テロ等準備罪が成立するには、計画をただけだけでなく、計画に基づき資金または物品の手配、関係場所の下見、その他の計画をした犯罪を実行するための準備行為が行われたことが必要です。

このように組織的犯罪集団、計画、準備行為を構成要件にすることで、共謀罪への懸念は解消されています。

次に、犯罪主体を組織的犯罪集団に限定したため、およそ組織的犯罪集団が行う犯罪とは無関係な犯罪を、対象犯罪から外すことが可能となりました。その結果、対象犯罪を676から277にまで減らしました。

次に、意見書で述べられている、テロ等準備罪では犯罪の起きる前から捜査ができ、捜査権濫用のおそれがないかという点については、公明党がもっとも懸念したところです。テロ等の組織犯罪対策と人権保障のバランスをどうとるかで苦慮いたしました。

最も重視したことは、さきに説明したテロ等準備罪の構成要件の厳格化です。それによって、民間団体や労働組合が捜査対象にならないようになっています。また、準備行為という客観的な外形的行為を要件とすることで、内心の合意だけで処罰されないようになっています。

このように構成要件を厳格にしたことで、警察の捜査にも歯どめがかかります。警察が逮捕や家宅捜査などの強制捜査をするには、裁判所の令状が必要ですが、犯罪の嫌疑がなければ逮捕や捜査の令状は交付されません。

また、テロ等準備罪の嫌疑が生じるためには、組織的犯罪集団が対象犯罪を計画し、準備行為をすることが必要です。単にあの組織は怪しいだけで、強制捜査はできません。

民進党は、T O C条約の締結には、共謀罪もテロ準備罪も不要と主張しています。民進党は、民主党時代、2009年の衆院選前に発表した政策で、共謀罪を導入することなく条約に入ると公約し、政権につきました。ところが3年3カ月の政権期間中、条約の加盟はできませんでした。実現できなかったことをできると言い張る民進党は無責任です。公約したにもかかわらず、実現できなかった理由を国民に説明すべきです。テロ等準備罪に反対するのであれば、テロから国民を守るにはどうすべきか、対案を出すべきです。

近年、日本は2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会や2019年のラグビーワールドカップを目前に控えています。これらの国際大会を断じてテロの標的にさせてはなりません。

○議長（橋本 健議員） 塚議員、済みません。簡潔にお願いします。

○1番（塚 剛議員） 済みません。じゃあ、最後の結論部分だけ言わせていただきます。

この条約は、テロ等を含む組織犯罪を未然に防止するための国際協力を可能にします。締約国になると、犯罪人の引き渡しや捜査共助、情報交換も進みます。先ほど有吉議員が言われた内容と一緒にございます。

世界の情勢を見ても、締約国は187カ国に上り、G 7で締約国になっていないのは日本だけでございます。国連加盟国の全体でも、日本を含め11カ国にしかすぎません。どの国も条約の参加罪か合意罪の法律を持っていますが、それによって人権侵害などと非難されていません。

以上のことを踏まえて反対討論とさせていただきます。議員各位におかれましては、私の討論に賛同くださり、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の一部を改正する法律案に反対する意見書」提出について、太宰府市議会の見識として粛々と否決をしてくださるようお願いをして、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(少数起立)

○議長(橋本 健議員) 少数起立です。

よって、意見書第2号は否決されました。

〈否決 賛成7名、反対9名 午前10時52分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 決議第1号 芦刈市長に対する問責決議

○議長(橋本 健議員) 日程第8、決議第1号「芦刈市長に対する問責決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

17番村山弘行議員。

[17番 村山弘行議員 登壇]

○17番(村山弘行議員) 決議第1号「芦刈市長に対する問責決議」。

決議第1号について、決議文の朗読をもちまして提案の理由にかえさせていただきたいと思えます。提出者は、私、村山弘行、賛成者は、橋本健議員、門田直樹議員、藤井雅之議員、長谷川公成議員、陶山良尚議員、小島真由美議員、神武綾議員、上疆議員、宮原伸一議員、徳永洋介議員、笠利毅議員、入江寿議員、有吉重幸議員、森田正嗣議員、木村彰人議員、舩越隆之議員、堺剛議員であります。

それでは、ただいまから提案理由の朗読をもちまして説明にしたいと思います。

芦刈市長は、市長就任3年目を迎えられ、改革に向けた強いリーダーシップを発揮しますと、後援会やさまざまな公式行事の中で力強く宣言されている。しかしながら、過去2年間を振り返ってみると、市長として十分な職責を果たしているとは思えない。

例えば、平成29年5月25日の太宰府市総合体育館入札に関する市民団体の住民監査請求に関する記事が新聞1面で報道され、その後の記者会見の中で、真相究明の第三者委員会を設置することを言明された。そして、6月1日の監査委員の「指針の改ざんは行われておらず、監査が妨害されたとの認識はない」との発表を受け、翌6月2日、第三者委員会は設置しないと最初の発言を撤回された。なぜ、5月25日の記者会見に臨む前に監査委員の見解を聞かずに、第三者委員会の設置を発表したのか、甚だ疑問である。市長として冷静さに欠け、拙速過ぎる判断と言わざるを得ない。

また、第1の公約である中学校完全給食については、これまでの議会で表明されていた学校給食法にのっとり全員喫食のデリバリー方式の実施から一転、選択制ランチサービスの充実に方向転換となってしまった。財政上の理由で、なぜ今になって方向転換せざるを得なくなったのか。保護者や市民を裏切る結果となってしまったことをしっかり自問自答し、納得いく誠実な対応をしていただきたい。

これまでにおいても、議会における質疑、質問において、責任ある答弁が求められていたに

もかかわらず、具体性のない答弁などにより議論がかみ合わないことが多く、市長報酬削減案や機構改革などが否決されたことも、市長の説明不足、不誠実な対応によるものである。

これまでに改革あるいは公約がうまく運ばないことを部下のせいにする発言もされているが、結果が出ないことを副市長や部長や、あるいは職員のせいにするのは言語道断であり、これらのことは紛れもなく市長の責任である。

以上、太宰府市議会は、芦刈市長に対して猛省を促し、これまでの不適切な言動に対し、市長への問責を決議するものである。

提出者は、先ほど申しましたように、私、村山弘行、賛成者は、本日入院加療中の長谷川公成議員を含め、太宰府市議会議員全員であります。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

質疑は、提出者以外の議員全員が賛成者となっていますので、省略します。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 賛成の立場で討論させていただきます。

芦刈市長、今どのような気持ちでその席に座っておられますか。問責決議に法的拘束力はありません。この時間だけやり過ごせばいいと思っておられるのではないかと感じてしまうことがあります。

なぜそう思うのか。それは、先週6月16日金曜日の西日本新聞に単独インタビューが載っています。冒頭の発言で、この間の言動について本音を語っているとされています。不徳のいたすところと言いながら、冒頭に本音を語っているというその本音が、この間どうだったんでしょうか。

議会の答弁だけでなく、式典での挨拶などでも言われている本音が、思いつきの範疇で、何も財政的な根拠や条例、規則といった裏づけを確認されないまま発言をされ、結果として市民に失望が広がる。それが今回、平成30年度に中学校給食実現に向けてロードマップまで示しながら、財政上の理由から断念になったことではありませんか。

どうしても述べたい思いがあるのなら、そのことをきちんと執行部サイドと調整して、挨拶などの発言に盛り込まれるようにされるべきです。

そもそも、今提案され、審議をされている問責決議案の結果が判明される前に、結果が出たことを前提にインタビューに応じられる姿勢も疑問であります。結果が出て初めてコメントされるべきことを、既に結果が出たことを前提にコメントされること自体が、議会軽視ではありませんか。

今回の問責の受けとめは、議決を前に既に表明をされた本音を語っているということの受けとめになるのか、問責決議に込められている思いが市長に今届いているのか、甚だ疑問であります。議員を4年間務められた市長なら、行政と議会の仕組みをわかっていると思っていた一抹の望みも消えています。

改めて問責に込められた思いを、意味をしっかりと理解していただき、傲岸不遜に陥らないように申し上げて、問責決議案に賛成を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 行政執行機関の長、責任者である限りにおいての芦刈茂市長に対し、議会としてその責を問う決議案です。一議員として補足することで、賛成討論にかえたいと思います。

問いというものには、幾つかの分類の仕方があります。答えが既にわかっている問い、答えをこれから出さなければならない問い、一人で答えを出すべき問い、知恵を出し合って答えを出すべき問いなどなど。同じ問いでも、どう受けとめるかで答えが変わりかねない点には注意を払っていただきたいと思います。

さらに、この決議案は、実質的に、いわゆる偽造文書と報道されたその問題と中学校給食問題について、徹底的な市政の自己批判と再検討を求める問責決議案でもあると、そう考えています。市長のみならず、各職員がそれぞれの問いを受けとめ、一丸となって答えを出していただけることを期待しています。我々議会としても、問いを立てた責任を全うしたいと考えています。

以上で賛成討論といたします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

3 番木村彰人議員。

○3 番（木村彰人議員） 賛成の立場で討論いたします。

これまでの芦刈市政2年間を振り返って、私が一番問題であると考えるのは、市政改革が一向に進んでいないことです。2年前市長は、市政改革を掲げて、多くの市民の賛同を得て市長になられたわけですが、市民は今までの路線と違う市政を期待して芦刈市長に投票しました。その後の改革の進捗はどうでしょうか。

今議会で取り上げた入札制度改革一つにしてもしかりです。あれだけ競争性、公正性、経済性、透明性に課題があるにもかかわらず、改革の動きが全く見られない。いま一度初心に立ち返り、市役所一丸となって市政改革に取り組まれることを強く要望して、私の賛成討論といた

します。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

決議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。
（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、決議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対0名 午前11時03分〉
〈市長芦刈 茂「発言を求めます」と呼ぶ〉

○議長（橋本 健議員） 市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。
市長。

○市長（芦刈 茂） 発言の機会をつくっていただきまして、誠にありがとうございます。

太宰府市制始まって以来の市長への問責決議を、議員全員の皆様からお受けいたしました。私自身、不徳の至りでございます。市政運営の責任者として重く受けとめ、反省いたします。

また、市民の皆様への公約の実現について、達成がどれだけできているのかという点において、深く改めて反省する次第でございます。

今後につきましては、さらなるリーダーシップを発揮し、山積する課題への解決に向けて、議員の皆様、市役所内部、市民の皆様とのコミュニケーションを図り、明日の太宰府のために、この私たちのふるさと太宰府のために、全存在をかけて尽力していくことを決意いたしまして、受けとめたお答えとさせていただきます。どうぞよろしくご理解をいただきますようお願いいたします。ありがとうございました。

○議長（橋本 健議員） 議事を進めます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第9 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第9、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。  
お諮りします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成29年太宰府市議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認めます。

よって、平成29年太宰府市議会第2回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時06分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成29年8月22日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 上 疆

会議録署名議員 神 武 綾